

## 第429回山口地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和4年7月29日（金） 午後2時02分～
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館5階 共用第一会議室
- 3 出席者
- |           |              |
|-----------|--------------|
| 公益代表委員    | 赤 穴 泰 博 委員   |
|           | 小 林 友 則 委員   |
|           | 田 中 裕 美 子 委員 |
|           | 通 山 和 史 委員   |
|           | 濱 島 清 史 委員   |
| 労働者代表委員   | 河 村 裕 幸 委員   |
|           | 倉 重 里 加 委員   |
|           | 富 田 博 之 委員   |
|           | 山 本 章 宏 委員   |
|           | 横 山 崇 委員     |
| 使用者代表委員   | 阿 野 徹 生 委員   |
|           | 奥 田 宏 委員     |
|           | 坂 本 竜 生 委員   |
|           | 嶋 本 健 児 委員   |
| 事 務 局     |              |
| 労働局長      | 名 田 裕        |
| 労働基準部長    | 田 村 裕 之      |
| 賃 金 室 長   | 上 田 竜 夫      |
| 室 長 補 佐   | 大 塚 智        |
| 監 察 監 督 官 | 有 田 臣        |

### 4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- ① 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
  - ② 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
  - ③ 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (2) その他

## ○室長補佐

皆様、大変お待たせいたしました。

ただいまより始めたいと思います。本日の審議会は、山口地方最賃審議会運営規程第6条第1項により公開とされております。傍聴の事前申込みが7名の方からありましたことをご報告させていただきます。

## 【傍聴人入室】

## ○室長補佐

それでは、全員お揃いになりましたので、濱島会長、よろしくお願いいたします。

## ○会長

ただいまから第429回山口地方最低賃金審議会を開催いたします。  
事務局から、定足数についてご報告ください。

## ○室長補佐

本日は、使用者代表委員の中村委員がご欠席でございます。

したがって、本日の審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております要件、委員の3分の2以上、または公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の各3分の1以上の出席を満たしており、会議を開催し、議決することができることをご報告申し上げます。

## ○会長

傍聴の方にはお願いですが、お手元に配付されている「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を守っていただくよう、お願いいたします。

それでは議事に移ります。

議題1の(1)「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」です。

本日は、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に答申される「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安」を当審議会にお示しする予定でしたが、本日までに答申が出ておりませんので、事務局からその経緯や今後の予定についての説明をお願いします。

## ○賃金室長

それでは、説明をさせていただきたいと思います。

7月27日に中央最低賃金審議会において目安額が答申される予定でしたが、7月25日開催の第4回目の目安小委員会においても結論に至らず、結局、7月27日には答申がされませんでした。

今後についてですが、厚生労働省からの情報によりますと、いつ目安額の答申がなされ、地方に伝達されるかについても予定がたっていないということでございます。

このため、本来、目安の伝達は本審議における最重要事項の一つではありますが、今回は目安の説明ができないことにご理解をお願いしたいと思います。

今後、目安の伝達があった後に開催される直近の審議会にて目安額をお示ししたいと考えております。

また、目安額をお示し後、速やかに改定額の審議を進めていただけるよう、生計費、賃金関係、支払能力関係等の金額審議の資料について、議題2の「その他」において、ご説明申し上げたいと思います。

以上でございます。

## ○会長

ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

## ○会長

次に、目安額提示を踏まえて労使委員の基本的な主張を述べていただく予定でしたが、本日は目安額をお示しできませんので、当該目安が出てから申述をお願いすることといたします。

次の議題に移ります。

議題1の(2)「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」です。事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

令和4年7月6日付けで山口県最低賃金改正決定に係る意見聴取の公示を行いましたところ、9団体から意見が提出されました。

その他にも、7月22日に山口県労働組合総連合から2,727筆の「山口県地方最低賃金を時給1,500円以上に引き上げ、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書」をいただいているところですので、ご報告をさせていただきます。

本日、資料No.2として添付いたしました意見書につきましては、事前に各委員の方へお配りしているところです。したがって、事務局からの意見書の説明につきましては省略をさせていただき、提出をされました団体名をご紹介します。

最初に、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合、  
次いで、山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会、  
次いで、山口県高等学校教職員組合、  
次いで、生協関連一般労働組合中四国、  
次いで、コープやまぐち労働組合、  
次いで、山口県自治体労働組合連合、  
次いで、山口県教職員組合、

次いで、山口地域労働組合総連合、  
次いで、山口県医療労働組合連合会  
です。

以上のおおりに、9団体から意見書が提出され、このうち3団体3名の方が意見の陳述を希望  
されておられます。

意見陳述につきましては、前回の第428回の審議会において実施することが議決されまし  
たので、実施要領に基づき、

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合の平田様

山口県医療労働組合連合会の楢山様

生協関連一般労働組合中四国の加藤様

の3名に陳述をしていただきます。

以上です。

#### ○会長

それでは、意見陳述を行っていただきます。事務局の方で準備をお願いします。

#### ○室長補佐

資料をお配りしてよろしいでしょうか。

#### ○会長

はい。

### 【資料配布】

#### ○会長

よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

#### ○参考人

山口連帯労働組合の平田と申します。本日は発言の機会をいただきありがとうございます。  
す。

陳述内容は当組合提出の意見書の内容説明となりますので、まずは会議資料内の当組合  
の意見書をご覧ください。意見書本体が5頁、別添資料①が2頁、資料②が27頁あります。そ  
れぞれに頁番号を下の方に記入しておりますのでご確認ください。また追加として、A3コ  
ピー1枚をお配りしております。

それでは、意見書の内容説明を始めます。意見書をご覧になりながらお聞きください。  
まず1頁目です。当組合の意見を述べております。

(1) 中小零細企業の最低賃金引上げ支援策について公労使で知恵を出し議論すること。

(2) 山口県の最低賃金を時間額1,500円以上とすること。

- (3)全国一律最低賃金制の導入を求めます。
- (4)専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること、審議会議事録及び専門部会の議事要旨（前年度と当年度）を労働局窓口に常備し、誰でも何時でも閲覧できるようにすること。専門部会の議事要旨の公開を迅速にすること。（議事録の方が速くできるなら議事録を公開すること。）

次にその理由です。

(1)中小零細企業の支援策を公労使で議論することについてですが、資料①として添付した昨年の第2回専門部会議事要旨を見ると、5 議事概要(1)に「地方最低賃金審議会における地域別最低賃金の改定審議において、最低賃金引上げに向けた支援策についても議論されることが見込まれるとして、厚生労働本省から審議委員への情報提供依頼があり、事務局から説明をした」との記載があります。そこで審議会ではそれに沿っての真剣な議論を求めるということです。

当組合としては、最低賃金の大幅引上げを求めますが、中小零細企業の支援策は、その実現の前提条件だからです。参考資料として経団連のシンクタンクの報告書『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』の第1章「エグゼクティブ・サマリー」等を資料②として添付しました。資料②の2頁から6頁までが目次となっておりますので項目だけでもご覧ください。経団連のシンクタンクとは思えない思い切った内容となっております。インターネットの検索エンジンで『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』で検索すれば171頁全体を読むこともできます。

次に(2)です。最低賃金時間額を1,500円以上とすることについての理由は、意見書を読んでいただくとして、意見書2頁目の一番下の段から一部省略しながらまとめて読み上げます。資料①の第2回専門部会議事要旨を読むと、最初に労働者側委員から連合作成の2017年都道府県別リビングウェイジによると、山口県で労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金時間額は930円との主張がされ、同時に目安額の28円では格差の是正に繋がらないので、少なくとも目安額以上の引上げが必要という妥協案が出されています。

使用者側委員からは、「中央審議会では、一昨年までの数年間と状況が大きく異なるとは言えないとの理由で、過去最高の目安額を答申されたが、28円引上げの影響のデータなしではその考え方が理解できない。最低賃金引上げにより、企業倒産は増加していない、雇用情勢も悪化していない、という説明がされたが、これは多くの企業が雇用調整助成金、その他各種助成金、融資を最大限活用して、事業の継続や雇用の維持に必死で取組んで何とか出した結果である。目安額28円の引上げをすれば、苦境に立たされる中小規模事業者の雇用に深刻に影響が出るということを懸念しており、現行どおりとするのが基本」との主張がなされました。

使用者側委員は支払能力に最も乏しい弱い企業を守る立場であり、企業の支払能力に拘るのは当然なので、もっと具体的な数字や事例を示して徹底的に拘っていただきたいと思います。なぜなら、仮に最低賃金時間額が1,500円以上になって、中小零細企業支援策で不足分を政府が補填することになった場合、ここでの議論が補填の基準額に反映されることが考えられるわけです。

労働者側委員からは必要な最低賃金額として930円が呈示されましたが、次の世代を育てる費用は含まれていないと思われます。含まれているのであれば労働者側委員から訂正していただいて結構です。このようにして子育てに行政の支援が不十分で、多額の費用がかかることを考えに入れずに最低賃金を決定しては、人口減少で社会の持続が不可能になります。最低賃金法は単身労働者の生活のみを想定すると限定されていないにもかかわらず、健康で文化的な最低限度の生活を営むための賃金額で労働者側委員から理想論が示されないことは残念でなりません。今後に期待するところです。

当組合としては、最低賃金時間額 1,500 円以上を主張しますが、それだと中小零細企業は倒産してしまうかもしれません。従って、(1)で中小零細企業の支援策で知恵を絞るよう要請していますし、参考として資料②を添付しました。いろんな策を考え、政府に要望として上げて中小零細企業を強く支援していただきたいと思います。

なぜなら、社会でどうしても必要な労働は主として中小零細企業で行われておりますが、今の経済構造では、労働力の価格はすべて市場原理で決定されてしまい、必要な労働力が必要なところに供給されていないからです。介護労働などがその典型です。

企業としては、事業の社会的有用性より儲かるかどうかことが事業の継続及び投資の基準となるのです。社会的有用性がある仕事がどんどん行われなくなっているという現実がある以上、政府がそれを是正するしかありません。資料②の経団連のシンクタンクでさえ、財政破綻の可能性は非常に低いと認めているのですから、財源の心配はせずに後は実行するだけです。(3)全国一律最低賃金制の導入についての理由及び(4)専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること、審議会、専門部会の議事録、議事要旨の窓口常備、専門部会の議事要旨の公開の迅速化についても意見書をお読みください。

最後になりますが、以前は意見書のうち、一つは審議会で読み上げられたことがありましたが、このところされておられません。また審議会、専門部会の議事録を見ても、議事要旨を見ても、意見書や異議申出書の内容への言及は否定的意見でさえみられません。意見陳述に関しても、質問時間が設けられているにもかかわらず、質問がなされたことはありません。陳述者をやり込めることになってはいけなとの配慮があるのかもしれませんが、それぐらいの方が審議は活性化します。遠慮は無用でお願いいたします。

なお、お配りしたコピーは意見書で触れていない物価上昇の一例として、我が家の電気料金、都市ガス料金の明細です。ガソリン代が上がっているというのは委員の皆さんもよくご存じだと思います。電気もそこに書いてあるように 1kwh の単価が燃料費調整という名で上がって、22 円が 27 円、2 割上がっています。ガス料金は 1 m<sup>3</sup>の単価が 51 円上がっていますから、Aが夏料金、Dが冬料金なんです。Aの夏料金で 1 m<sup>3</sup> 242 円が 293 円で、2 割上がっております。冬の方になると、去年は 131 円だったのがもうこの冬には 182 円になって 4 割ぐらい上がっております。我が家の昨年と今年分、だいたい 1 年違いのものを貼っていますので、上の方の年月を見られたら分かるかと思います。物価上昇の影響はこれから本格化しますので、そのことも審議の中にきっちり入れていただけたらと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

## ○会長

ただいまの意見陳述について、質問等ありますか。

(意見・質問等なし)

## ○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございました。  
次の方、お願いします。

## ○室長補佐

次の方も資料がありますので事前にお配りします。

### 【資料配布】

## ○会長

それではお願いします。

## ○参考人

山口県医療労働組合連合会の相山と申します。意見陳述をさせていただきます。お手元に文章をお配りしていると思いますので読み上げさせていただきます。

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

山口県医療労働組合連合会は、公的病院を中心とした県内 3,230 名の医療・介護労働者が加入する労働組合の連合体です。全国で 17 万人が加入する日本医労連を上部組織とします。医療・介護現場の実態を踏まえて意見陳述します。

医療・介護現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準に押さえられ、厚労省の 2020 年賃金構造基本統計調査によると、専門職である高校教員と比較すると看護師の所定内賃金は 95,000 円低く、介護職の所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で 77,000 円も低くなっています。地域間や施設間での極端な賃金格差もあります。日本医労連加盟組織内の調査では、看護師の「初任給」で最高額と最低額の間には約 74,000 円もの賃金格差があります。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

仕事に見合わない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています。山口市内のある公的病院のパートで働く看護補助者の時給は 870 円（しかも 7.5 時間のフルタイムパートです）、介護士は 860 円、病棟クレーンなど事務職員では 860 円と、病院経営側曰く「最低賃金に貼り付く仕組み」が出来上がっています。各地で同様な実態があり、地域間格差を固定化しています。

私たち医療・介護労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、到底納得できるものではありません。「全国一律最低賃金制」を導入することは、格差の是正・賃金の底上げを図り、医療・介護労働者全体の賃金改善につながると同時に、「国民生活の最低保障」を確立する大きな一歩ともなり、「格差と貧困」の解消に結びつけるためにも重要と考えます。

山口県労連では山口で普通に暮らしていくためには、どのくらいの費用が必要かについて試算する「最低生計費資産調査」を行い、月 150 労働時間換算で 1,612 円と発表しました。全労連が行った同様の調査の結果からも、25 歳単身で全国どの地域でも時間額約 1,500 円は必要との結果が出ています。生計費を重視する立場より、全ての人に人間らしい生活を保障する全国一律最低賃金制度を、最賃時給 1,500 円以上、ただちに 1,000 円以上で実現することが重要であると考えます。

コロナ禍が 2 年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら、感染症と向き合っただけで奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形で表れました。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・介護福祉産業に従事する労働者は全国で 800 万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では 3 割以上が、介護施設では 5 割以上、在宅介護に関しては約 9 割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なまま断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者の暮らしを直撃しています。

実質賃金の低下が消費を冷え込ませ、地域経済への重しとなっています。地域経済を活性化し、地域間格差を是正するためにも、山口県最低賃金の大幅な引き上げを強く求めます。同時に最低賃金引き上げ実現の為の中小企業・小規模事業者への実行ある支援策を国に求めて頂きたいことを申し添えます。

いままさにコロナの第七波に直面している医療・介護労働者に対し、審議会において力強いエールを發して頂くようお願いし、私の意見陳述とします。

ありがとうございました。

## ○会長

ただいまの意見陳述については、ご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

## ○会長

はい、それでは、ありがとうございました。

次の方、お願いします。



## ○参考人

お世話になります。生協関連一般労働組合中四国組合サービスセンター支部の加藤智恵子と申します。本日は、意見を聞いていただく場を設けていただきありがとうございます。

今日はダブルワークをしている私の友人の実情を報告させていただきます。彼は奥さんと子ども3人の家族5人で生活をしています。昼間は民間企業で正規職員として働いています。月曜日から金曜日までは1日7時間、休憩を含めて8時間、土曜日は5時間で週40時間働いています。もう一つの仕事は、月曜日から金曜日まで19時から23時までの4時間、週で20時間働いています。二つ合わせて毎週60時間働いていることになります。

さらに昼間の仕事は月に20時間から30時間の残業があります。こういう働き方を始めたのは、奥さんが3人目の子どもを出産してから体調がすぐれなかったこともあり、子育ての大変さも考えて、それまでの奥さんの100万円超の年収を維持するために始めたとのことです。

「週40時間と20時間から30時間までの残業、そして、夜の仕事をし、やっと年収は600万円くらいであり、住宅ローンや学費で一切ゆとりのない生活だ」と言っています。

住宅ローンで年間約100万円、学費などで年間100万円、税金その他諸々で100万円、可処分所得は300万円弱で、5人の生活を維持しなくてはならないということです。

「上の子どもは大学生、2番目は高校生、3番目は今年4歳の幼児ですが、上の子どもが幸いにも公立の大学で自宅から通ってくれて奨学金も借りていますので、この年収で何とかやっています。もし私立にでも入り県外に行っていたら、この家計では成り立たなかっただろう」と言っています。また、「そういう点では高校の授業料が無償化されたことは大変助かり、大学の学費もこんなに高くなければいいのに」とも言っています。

また、「もし夜の仕事の時給が1,500円になれば週20時間でも年収で150万円は上回ることで、現在よりも約40万円多い収入となります。もし最低賃金が1,500円になれば当然昼間の民間企業の正規職員の賃金にも影響が及んでいきます。そうすると週に60時間も働かなくても労働基準法で定められた週40時間で年収は何とか維持できるようになり、それこそ人間らしい生活が営めると思います。そういう生活を私は希望します。」と彼は言っています。

私の職場では、そこで得られる収入だけで生計を成り立たせている方も半数以上おります。彼女たちが就業規則の上限時間、週37.5時間働くとしても、現在の時給925円では年収が180万円弱であり、働いても働いても貧困である、いわゆるワーキングプアの状態です。急な出費が必要なときは彼のようにダブルワーク、トリプルワークをしなくてはなりません。もし時給が1,500円になれば、年収は300万円弱となり、人並みの生活が営めると思います。私は必死で働いているのに、かつかつの生活しか営めない現状はおかしいと思います。彼は「自分がもし病気にならなったらと思うとぞっとする。」と言っています。

もう少し働く者の賃金を上げて余裕のある生活が営めるようにしないと消費もできません。そして何と言っても心に余裕の持てる人間らしい生活が営めません。私たち時間給労働者にとっては、最低賃金が命綱と言っても過言ではありません。時間給労働者の賃金時給が上がれば

正規職員の賃金も必然的に上がります。私たちの現状を鑑みて、精一杯の引上げをしていただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

**○会長**

ただいまの意見陳述について、質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

**○会長**

はい、ありがとうございました。

**○会長**

議題1の(2)「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について」は以上となります。

次に、議題1の(3)「特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」に移ります。

令和4年度特定最低賃金の改正につきましては、7月1日付けをもって労働者側から山口労働局長あて、鉄鋼、電気、輸送、百貨店の4業種について、それぞれ申出がなされました。

本日は、特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性について、山口労働局長から諮問があります。

**【 会長に諮問文手交 】**

**【 諮問文写を各委員に配付 】**

**○会長**

事務局は諮問文を読み上げてください。

**○室長補佐**

山口労発基 0729 第 2 号、令和 4 年 7 月 29 日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）。

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

## ○会長

ただいまの諮問につきまして、事務局から説明をお願いします。

## ○賃金室長

ただいま、4業種にかかる特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、山口労働局長から諮問が行われましたので、この関連の説明をさせていただきます。

資料No.3の2枚目以降をご覧ください。

労働者側から7月1日付けで4業種の特定最低賃金に係る改正の申出書の提出がありました。

内容はすべて労働協約ケースになっております。

本件申出書の審査結果につきましては、1枚目の「特定最低賃金の申出書形式審査一覧表」を見ていただきたいと思います。4業種とも特定最低賃金の適用を受けます労働者のおおむね3分の1以上の方に賃金の最低額に関する労働協約が適用されていますので、申出の要件を満たしています。

次に特定最低賃金の改正決定の必要性の審議となるわけですが、その留意点について説明させていただきます。

1点目、「必要性あり」とするためには、公・労・使の全会一致の議決が必要となります。つまり、一人でも反対すれば、「必要性あり」とはならないということになります。

2点目、最低賃金法第16条により、特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければならないこととなっております。

3点目、特定最低賃金の決定に当たっては、関係労使の方が合意した協定額を基礎とし、労働協約の最下限額を上回る決定は控えていただきたいと思います。

4点目、「改正決定の必要性あり」とされた場合には、1円以上の引上げをお願いすることになります。

なお、昨年度改定された特定最低賃金額、今年度の各業種における労働協約の最下限額及び山口県最低賃金額の差額については、一覧表として資料No.4を添付しておりますので、ご注意ください。

以上でございます。

## ○会長

はい、ありがとうございます。

ただいまから、特定最低賃金の4業種の改正決定の必要性の有無につきまして、労働者側、使用者側、それぞれ意見をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側、お願いします。

### ○河村委員

はい、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関して、労働者側からは河村より発言させていただきます。特定最低賃金審議会における必要性の審議については、公益、労働者側、使用者側の全会一致が原則でございますが、特定最低賃金は、当該産業の労働者側、使用者側のイニシアティブに基づく制度でございます。そのことを踏まえた上で、今回、4業種からの申請がいずれも労働協約ケースによるものであること、加えて、基幹的労働者のおおむね3分の1の合意に基づく申し出であることから、金額決定は当該産業労使による専門部会で決められるべきと考えております。まずは、本審における必要性ありの判断について、公益、使用者側のご理解をお願いします。

以上です。

### ○会長

はい、ありがとうございます。

使用者側、お願いいたします。

### ○奥田委員

今、労働者側が仰ったとおり、要件に沿った申し出になっておりますので、使用者側としては引上げの必要性ありという方向で異論はございません。

### ○会長

はい、ありがとうございます。

### ○赤穴委員

あの、いいですか。

### ○会長

はい、お願いします。

### ○赤穴委員

昨年、百貨店、総合スーパーの部会に出席したのですが、昨年は結局、山口県最低賃金が28円上がったということで、上げる前の百貨店特定最低賃金と労働協約の最下限との差1円が引上げ額ではないかと当初考えられたわけですが、最終的には16円となり、1円を超えて特定最低賃金が決まったという経緯がございました。その際に少し議論になりましたのが、この特定最低賃金として百貨店、総合スーパーを専門部会の審議に上げるか上げないかについては、この本審の中でよく議論したらどうかという話だったと思います。

それで、今年は今の時点で目安額が出ていないので何とも言えないのですが、昨年でいうと特定最低賃金の必要性の審議をするかしないかについては、山口県最低賃金について28円の目安が出ていたので、その時点で1円は上げれるだろうと判断し、この審議は通った

のですが、それは結果論として28円になっただけです。

今年も同じような状況になっていまして、山口県最低賃金として労働協約の最下限額との差である23円を上げるか上げないかは、まだこれからの議論なのですけれども、同じような状況になるのではないかと、それでもよろしいのかなということです。

もし、この特定最低賃金が山口県最低賃金に埋没した場合ですよね、これはあくまでも山口県最低賃金が23円以上上がったということになったときの話ですけれども、まあそういった時の状況はどうか。

また、昨年もお伺いしたと思うのですが、公益の小林委員の方からも最終的には全員一致で特定最低賃金の金額を決めたのですけれども、やはり労働協約を上回る賃金を決めるのはどうか、つまり労働協約を超えるような金額をこういう最低賃金審議会の中で決めることについていかがなものかという意見もあったので、それでも皆さんの方で百貨店、総合スーパーを取り上げるというのであればそれまでなのですけれども、一応、問題提起というか、昨年そういうことがあったのでお伝えした上でご意見を伺いたいと思います。

## ○会長

はい、どなたかご意見を。

## ○山本委員

百貨店、総合スーパーで部会委員をさせていただきました山本です。昨年、仰っていただいたように、そういう経過の中、当該労使のイニシアティブで決定をさせていただきました。今回先ほど仰っていただいたように、現状、目安が出ていない中でどうかということところは、理解を示すのですが、先ほど関係労使の意見の中でもありましたように、医療・介護のいわゆるエッセンシャルワーカーのお話があったかと思います。百貨店、総合スーパーで、このコロナ禍のときにライフラインとして商品を提供する、そういう中で本当は休みたくても仕事をせざるを得なかった方たちのエッセンシャルワーカーとしての賃金を底上げしていくということで、労使で意見の交換をしながら進めてきたという流れです。

実際、法的にどうかということところで、正直、私たちも「これがこうだから上げてはいけない」というような説明で納得できるものではなかったし、先ほど「それを上回る場合は控えていただきたい」という表現があったと思うのですが、本当に駄目だったら「上げられない」とか、「上げてはいけない」という表現がある中で、「控えていただきたい」という表現はまさにそこがグレーだというふうなことなのだろうと私は受け止めております。だから何とか労働者の立場としては上げていきたいという中で、このことを今の私は、「だからこれは取り下げます」と今は言えるような段階ではありませんので、これから実際に百貨店、総合スーパーの審議の中でしっかりと私たちも納得できる形にしたいと思います。

昨年、法的に有効なのかどうかということがありましたが、実際その後には異議申立てをする機会があるのですけれども、実際には異議は出てきませんでした。「それを超えて決めることはけしからん」という異議が出てきませんでしたので、それはそれで重く受け止めるべきなのではないかと、やはり上げていく必要があるのではないかとということで、

該当の業界からそういうことで理解をいただいたのではないかというふうに思っていますので、是非、必要性の審議ありということでご理解をいただきたいと思います。

**○奥田委員**

いいですか。

**○会長**

はい。

**○奥田委員**

私は、昨年、特定最低賃金の委員をさせていただいたのですが、今、赤穴委員が仰った議論が昨年ございました。基本的には、これは使用者側で話し合った結果ではなくて、個人的な感じになってしまいますけれども、私は基本的に労働協約の下限を超えてはならないという正論の助けにはなっていないと思っております。それをどうしてもというのなら、きちんと特定最低賃金の専門部会の方で十分協議していただきたいのです。

そうでない限りは5円の引上げでも山口県最低賃金に埋もれてしまうかもしれないです。

今年、山口県最低賃金の大幅な引上げがあったら、それはあくまで特定最低賃金の審議会の方で十分議論すればいい話ですし、基本的な引上げが必要で、地域別最低賃金に比べて高い水準である引上げが必要だということについては、私が先ほど申し上げましたとおりの異論がないということでございます。

**○赤穴委員**

はい。あの、労使の方でそういう必要性を認められるというのであれば、公益とすれば異論はございません。特定最低賃金の専門部会でまたいろいろと議論を深めていただければと思いますのでよろしくお願いします。

**○会長**

はい。ありがとうございます。

それでは、諮問された4業種の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無については、全会一致で必要性ありとの結論に達しました。

よって、4業種の特定最低賃金は、改正決定の必要性ありということで、本審議会から答申することいたします。

それでは、事務局で答申文案をお願いします。

**○賃金室長**

すみません、準備のために少し時間をとります。

**○会長**

はい。

**○奥田委員**

少し聞いてみたいことがあります、いいですかね。

**○会長**

はい。

**○奥田委員**

前回も思ったのですけれども、今回も意見書とか申出書に記載の申出者が全部黒塗りになっています。昨年までこういうのは一切なかったと思うのですが、なぜ黒塗りになっているのですか。

**○労働基準部長**

前回の7月6日の委員のご質問にもお答えしたのですが、情報公開法に基づいています。

**○奥田委員**

それは分かりますけれども、情報公開されるときに黒塗りにしていいのですか。委員会の委員に示すときに、なぜ黒塗りをしないといけないのかという話です。

**○労働基準部長**

そこは善処させていただきたいと思います。

あのホームページに載せるところの話ではないということですね。公開ではないということですね。

**○奥田委員**

私どもに配られる資料がなぜ黒塗りになっているのかということです。正々堂々と名前を出してもらえるような団体でなければ、私どもも信頼に足るところと捉え、真剣な議論にならないのです。

**○労働基準部長**

はい、分かりました。

**○会長**

ホームページ上は情報公開法によって黒塗りになる。ただこの審議では黒塗りの必要はないのではないかというご意見ですね。

**○山本委員**

今言っていたのですが、申出書を出した本人はもちろん私が作ったということが分かって出しているのですけれども、見られる皆さんは、それがどこの誰が出してきたのか分からない中で審議をするというのは、その情報公開、個人情報というところとは全く別の次元の話だと思いますので、私が逆の立場だったら、これどこの誰が出してきたのか分からないこれに基づいて、この申し出を受けるのですかということになるので、そこは少し取扱いを考えられてもいいかなと思います。

#### ○労働局長

いずれにしても一度、私たちの方で精査をさせていただきます。会議の資料で、ここでお名前であるとか印影をマスキングしないで会議の資料として提示した場合、会議は原則公開とされていますので、会長の判断で非公開とした場合においても、資料そのものは公開の対象になります。そのときに公開請求があったときに、その印影であるとかそういったものを非開示にできるかという、会議資料そのものが公開を前提にしているものですので、公開請求があったときに消せるかというこれまでの審査会での判断例からいくと結構難しい。ですから全部オープンになるという前提で、この会議でもオープンにしないということになってしまい、そのことのせめぎ合いがあったところですが、一度よく精査したいと思います。

#### ○山本委員

それぞれのご判断が違うと思いますので、逆に私は別に出していただいて全然構わないと思っているので、確認がとれない方については黒塗りということもあるのかなと思います。

#### ○労働局長

はい。

#### ○会長

だから、ここで公開してしまうと審議の資料を公開することになっているので、黒塗りではなくて公開しなければならないからこの場では黒塗りに今はしていると。

#### ○局長

今はしているということですね。

#### ○会長

それは今後、また議論するけれども、やり方としては黒塗りにしておいて名前を読み上げるということもあり得るのかなと思います。

#### 【答申文案を会長に手交】

#### ○会長



それでは、事務局から答申文案を各委員に配布してください。

**【答申文案を委員に配布】**

**○会長**

それでは、事務局は答申文案を読み上げてください。

**○室長補佐**

令和4年7月29日、山口労働局長名田裕殿、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史。特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、令和4年7月29日付け山口労発基0729第2号をもって、最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

**○会長**

ただいまの答申文案でよろしいでしょうか。

(異議なし)

**【会長から局長に答申文手交】**

**○会長**

事務局から答申文写を各委員に配布してください。

**【答申文写を委員に配布】**

**○会長**

これから、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定についての諮問があります。

**○労働局長**

はい、それでは特定最低賃金の改正の必要性の答申をいただきましたので、それに基づいて

改正決定の諮問をいたします。よろしくお願ひいたします。

**【局長から会長に諮問文手交】**

**○会長**

事務局は諮問文写を配布してください。

**【諮問文写を委員に配布】**

**○会長**

事務局は諮問文を読み上げてください。

**○室長補佐**

山口労発基0729第3号、令和4年7月29日、山口地方最低賃金審議会会長濱島清史殿、山口労働局長名田裕。特定最低賃金の改正決定について（諮問）。

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1、山口県鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3、山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4、山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

**○会長**

ただいま、山口労働局長から特定最低賃金の改正決定について諮問がありましたので、今後の調査審議は最低賃金法第25条第2項に基づき、業種ごとに専門部会を設置して審議することになります。

次に、各専門部会の委員の推薦、意見聴取について、事務局から説明をお願いします。

**○賃金室長**

4業種の特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦、関係労使の意見提出につきましては8月1日(月)に公示を行います。

特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦の提出の締切日は8月12日(金)までとし、関係労使の意見書の提出の締切日は8月19日(金)までといたします。

各専門部会は公労使それぞれ3名ずつ、計9名での構成となります。委員の候補者の推薦につきましては、労働者を代表する委員と使用者を代表する委員各3名のうち2名は、その産業に直接関係する労働者及び使用者を代表する方を推薦していただくこととなりま

すので、よろしくお願いいたします。

## ○会長

次に、議題2「その他」ですが、何かございますか。

(意見・質問等なし)

## ○会長

それでは本日の時点で中央最低賃金審議会の目安額が示されておきませんが、今後の金額審議の資料として事務局から資料が配布されておきますので、事務局は説明をお願いします。

## ○賃金室長

今後の審議に参考となる資料の説明を行います、必要なところにポイントを絞って説明をさせていただきます。

資料No.5の中にあります(1)の「労働者の生計費について」の資料をご覧になっていただければと思います。標準生計費については山口市のものとなっております。各世帯人別に、最近5年の標準生計費が記載されています。

それから(2)は賃金関係についての資料となっております。

まず、①の「令和4年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)」ですが、山口県が調査したもので、対象の県内68組合数が妥結した賃上げ率は定昇込みで2.06%となっております。

②の厚生労働省実施の「令和4年賃金改定状況調査結果」についてでございます。6頁目の第4表をご覧ください。A B C Dのランク別、業種別に賃金上昇率が記載されております。見ていただきたい数値は、第4表①の男女計、産業計の賃金上昇率1.5%という数値でございます。昨年の賃金額との比較結果から算出されたもので、昨年の数値の0.4%より上昇幅が大きくなっております。また、山口市はCランクでございますが、今年度のCランクの賃金上昇率は1.6%となっており、昨年の0.5%より上昇幅が大きくなっております。

③の山口労働局実施の「最低賃金に関する基礎調査結果」についてですが、最初の頁の「令和4年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率」をご覧ください。表の中の一番上に未満率の記載があります。これは現在の山口県最低賃金額の857円を下回っている労働者の割合を示したものでございます。全体で見ますと、1.5%となっております。

次に未満率の下に影響率と記載があります。これは、現在の最低賃金を改正した場合に、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合となっております。

なお、改正後の最低賃金は未だ決まっておきませんので、この表では時間額858円から905円までの範囲で示してあります。

④の「賃金構造基本統計調査結果」についてですが、令和3年の所定内賃金額に関する表を複数、添付してあります。特に見てもらいたいのは、最初の1頁ですが、全国と各都道府県の平均値が示されており、山口県は28万2,500円となっております。

⑤の厚生労働省実施の毎月勤労統計調査に基づき山口県が取りまとめた「山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き」についてですが、所定内賃金額の1年間の全国と山口県の前年同月比の推移が示されております。これによると、全国、山口県ともに大きな変化は認められません。

⑥の山口労働局が雇用保険データに基づき分析した「山口県の高校新規学卒者の初任給額」についてでございます。企業規模に関係なく近年は上昇していることがわかるかと思えます。

⑦には「山口県最低賃金時間額とアップ率の推移」を添付しております。

それから(3)支払能力関係でございます。

①は「山口県経済の動向」です。山口県が取りまとめたものになります。開いていただきまして、右側の1頁目の上に山口県金融経済情勢が掲載されております。7月公表の総括判断について説明いたしますと、「県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」ということです。下の方に先行きを書いてありますが、「先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。」と6月の判断が維持されております。詳細につきましては、山口県金融経済情勢及び月例経済報告にそれぞれ資料②、③として添付しております。

④の日本銀行下関支店によります「企業短期経済観測調査結果」につきましては、業況判断のほか、売上高、経常利益、設備投資額などが示されております。

⑤、⑥、⑦については、中小企業に関わる資料ということになります。

⑤の「中小企業白書」は全国の中小企業における売上高と経常利益の推移を示していますが、地方の実績値を示したデータがございませんでしたので、参考にとということで付けさせていただきました。

⑥の財務省山口財務事務所による「法人企業景気予測調査結果」は先ほど説明しました企業短期経済観測調査結果と同様に企業の判断を調査して取りまとめたものになります。中小企業を含めた規模別の景況判断、企業収益見込み等を示しております。

⑦の「令和4年6月期月次景況調査結果」になります。これは、山口県中小企業団体中央会が作成されたものでございまして、企業判断による景気動向、売上高、収益状況が示されております。

次に(4)生活保護と最低賃金額についてということで、④の「生活保護と最低賃金」につきましては、生活保護と最低賃金を比較したところ、山口県を含めて全都道府県について令和3年度の最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認できております。

なお、山口県の詳細につきましては、専門部会において説明をいたします。

(5)その他については、①の「山口県の雇用情勢」ということで、山口労働局公表の学卒者を除きパートを含む一般職業紹介状況でございますが、令和4年6月の有効求人倍率が1.48倍となっております。

②の総務省の労働力調査による「地域別完全失業率」です。主に4年間分の全国、中国・四国、山口県の完全失業率の推移が示されています。

③の「企業倒産状況」でございますが、1頁目が全国、2頁目が山口県の倒産件数の推移を示しております。

④の「山口市消費者物価指数」は、全国及び山口市の令和4年5月時点における消費者物価指数及び近年の推移が示されています。

⑤の資料ですが、山口労働局における「最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業の支援」の概要と実績でございます。

以上でございます。

## ○会長

はい、ありがとうございます。

最低賃金法第9条第2項に示されています最低賃金を決定するうえでの勘案すべきものが、最低賃金決定要覧の6頁に出ています。それは労働者の生計費、労働者の賃金、そして通常の事業の賃金支払能力の三要素になりますが、資料No.5にはそれらに関するデータが示されているということです。特によく取り出されるのはその資料の(2)の②の第4表、③の未満率、影響率、このあたりが焦点になってきます。

何かご質問等ございますか。

(意見・質問等なし)

## ○会長

それでは、他に何かご説明すべきことはございますか。

## ○賃金室長

前回の審議会で山口地方最低賃金審議会運営規程の改正についてお諮りしたところですが、第4条につきましては、テレビ会議システムの導入ができていないことから、改正については見送りとさせていただくことを報告いたします。

なお、前回の本審におきまして審議会議事録の署名に関しては改正となりましたので、改正後の規程を配布しております。よろしくお願いたします。

## ○会長

ただいまの事務局の説明に関して何かございますか。

(意見・質問等なし)

## ○会長

事前に、公益委員でも話し合ったのですが、答申の際に別紙として審議経過等を添付するという方法で調整しております。

他に何かございますか。

**○奥田委員**

何でもいいですか。

**○会長**

はい。

**○奥田委員**

すみません、今日は国の方の目安額が出なかったわけです。今後、それが出た時点で答申が示されると思うのですけれども、この会議とその後の専門部会をやっていきますと、当然のことながら10月1日という今まで公益、労働者側がかたくなに堅守されてこられた10月1日施行が飛んでしまうのですね。昨年の審議会審議の中で私どもはコロナウイルス感染症が急増している状況で、「少し様子を見られたらどうか」と、そういう理由で延期をお願いしたのですけれども全然認められませんでした。

今回の遅れる理由というのは単なる中央最低賃金審議会の審議日程ですよ。中央最低賃金審議会の審議日程で委員さんの都合で遅れるというのを許しておいて、私はもう怒りを乗り越えて笑ってしまうのですよね。そういうのを労働者側委員は怒られないのですか。私どもは労働者側委員がそれでよければいつになってもいいのですが、単なる国の中央最低賃金審議会の都合なのか、委員さんが「慎重に審議しよう」といわれたのかは知りませんが、そんな審議日程の都合で今までずっとかたくなに10月1日を守られてきたのが守れない状況になるというのなら、なんかちょっと意見を中央最低賃金審議会にいわれるか、山口地方最低賃金審議会として国の方に意見をいってもらうか、局長を通じてですね、何かないと。私だけなのですかね、怒りというか呆れてしまっているのは。

以上でございます。

**○会長**

はい。お願いします。

**○横山委員**

すみません、今の奥田委員の発言も含めて否定するわけではありませんが、少し労働者側委員としての意見を述べさせていただきたいと思います。

現時点で目安伝達が行われておりませんが、現在も中央最低賃金審議会において目安審議の方は行われております。これは目安の取りまとめに向け、未だ労使の主張の隔たりが大きいということも理由の一つであることに加えまして、昨年度の審議会において異例の採決となり、その後の審議の総括においても「労使双方がやむなしという段階に至るまで、十分な審議を尽くせるよう最大限努力する」としたことも踏まえまして、丁寧な対応となっております。

また、例年以上に「目安額とその根拠、理由について明確で納得できるものとしてほしい」という意見が出ている状況であることも踏まえまして、山口県も含め各県のスケジュールを再調

整してでも、真摯な議論を中央最低賃金審議会の方で継続しているといったような状況であると私は認識をしております。

したがって、山口県の労働者側委員としても、その趣旨を十分理解しまして審議会に臨むこととさせていただきますし、中央において示される目安額を尊重してまいりたいと思っております。さらには地域間格差の是正なども考慮しながら、最低賃金引上げに向けた検討の方を行ってまいりたいと思っております。いずれにしましても、今後のスケジュール調整次第ではございますが、10月1日発効日に向けては困難であることが予想されております。

しかしながら、この急激な物価上昇に耐えられず、今も苦しい状況にある最低賃金近傍で働く方々へ一日でも早く発効できるよう取り組みを加速させていただきたいと思っておりますので、そちらをお願い申し上げまして、発言とさせていただきます。よろしく願いいたします。

**○会長**

はい。

**○奥田委員**

労働者側委員がそう仰り、特にアクションを起こされないというのであれば、私に異存はありません。使用者側委員からアクションを起こす気はありません。

**○会長**

よろしいでしょうか。

(意見・質問等なし)

はい、それでは次回は8月4日にこの場所で開催いたします。

外になければ、これをもちまして、第429回山口地方最低賃金審議会を閉会といたします。

これより、次回8月4日の後の審議日程の調整を行いたいと思っておりますので、傍聴人の方は申し訳ございませんが、ご退出願います。

令和4年度

第429回山口地方最低賃金審議会

令和4年7月29日（金）14時00分から  
山口地方合同庁舎2号館5階共用第一会議室

議 題

- 1 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
  - (1) 令和4年度地域別最低賃金額改定の日安について
  - (2) 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
  - (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
  
- 2 その他



## 資 料 目 次

- 1 第56期 山口地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 関係団体からの意見書
- 3 特定最低賃金(改正)申出書形式審査一覧表、申出書(写)
- 4 各業種の特定最低賃金額、労働協約最下限額及び山口県最低賃金額の差額一覧表
- 5 金額審議資料(別添に記載)

# 金額審議資料目次

## (1) 生計費関係

標準生計費（山口市：世帯人別：令和3年4月）

## (2) 労働者の賃金関係

- ①令和4年春季賃上げ要求・妥結状況（最終集計結果）
- ②令和4年賃金改定状況調査結果
- ③最低賃金に関する基礎調査結果
- ④賃金構造基本統計調査結果
- ⑤毎月勤労統計調査結果
- ⑥山口県の高校新規学卒者の初任給額
- ⑦山口県最低賃金時間額とアップ率の推移（昭和60年～令和3年）

## (3) 支払能力関係

- ①山口県経済の動向 山口県（令和4年7月15日）
- ②山口県金融経済情勢（2022年7月）
- ③月例経済報告（令和4年6月）
- ④山口県企業短期経済観測調査結果（2022年6月）
- ⑤中小企業白書（2022年版抜粋）
- ⑥法人企業景気予測調査結果（令和4年4～6月期）
- ⑦令和4年6月期月次景況調査結果

## (4) 生活保護関係

生活保護と最低賃金の比較について

## (5) その他

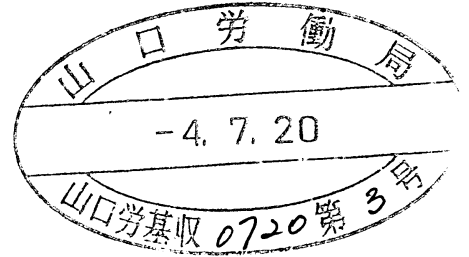
- ①山口県の雇用情勢（令和4年6月分）
- ②地域別完全失業率
- ③倒産件数の推移
- ④消費者物価指数（令和4年5月）
- ⑤山口労働局における最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上の推進施策の実施状況

第56期 山口地方最低賃金審議会委員名簿 (任期 令和3.4.22~5.4.21)

区分	ふりがな 氏名	現職
公益代表委員	あかな やすひろ 赤穴 泰博	元 山口朝日放送株式会社顧問
	こばやし ともり 小林 友則	国立大学法人山口大学経済学部准教授
	たなか ゆみこ 田中 裕美子	公立大学法人下関市立大学経済学部教授
	とおりやま かずし 通山 和史	弁護士
	はましま きよし 濱島 清史	国立大学法人山口大学経済学部教授
労働者代表委員	かわむら ひろゆき 河村 裕幸	日本基幹産業労働組合連合会山口県本部事務局長
	くらしげ りか 倉重 里加	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
	とみた ひろゆき 富田 博之	パナソニック デバイス労働組合 山口支部 支部執行委員長
	やまもと あきひろ 山本 章宏	UAゼンセン山口県支部支部長
	よこやま たかし 横山 崇	日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
使用者代表委員	あ の てつお 阿野 徹生	山口県経営者協会専務理事
	おくだ ひろし 奥田 宏	山口県商工会連合会専務理事
	さかもと たつお 坂本 竜生	山口県中小企業団体中央会専務理事
	しまもと けんじ 嶋本 健児	下関商工会議所専務理事(兼) 山口県商工会議所連合会専務理事
	なかむら まさこ 中村 眞佐子	中村建設株式会社取締役

## 関係団体からの意見書目次

- (1) 全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合
- (2) 山口県労働組合総連合・山口県労働組合総連合非正規部会
- (3) 山口県高等学校教職員組合
- (4) 生協関連一般労働組合中四国
- (5) コープやまぐち労働組合
- (6) 山口県自治体労働組合連合
- (7) 山口県教職員組合
- (8) 山口地域労働組合総連合
- (9) 山口県医療労働組合連合会



2022年7月20日

山口地方最低賃金審議会 御中

全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合  
執行委員長 [REDACTED]

2022年7月6日付、山口労働局一般公示第33号「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者意見聴取に関する公示」に関する意見を述べます。

1. 連帯労組・やまぐちとして以下の意見を述べます。

- (1) 中小零細企業の最低賃金引上げ支援策について公労使で知恵を出し議論すること。
- (2) 山口県の最低賃金を時間額1500円以上とすること。
- (3) 全国一律最低賃金制の導入を求めます。
- (4) 専門部会の全面公開をはじめ、あらゆる審議を公開すること。審議会議事録及び専門部会の議事要旨(前年度と当年度)を労働局窓口に着常備し誰でも何時でも閲覧できるようにすること。専門部会の議事要旨の公開を迅速にすること。(議事録の方が速くできるなら議事録)

2. 理由

(1) について

資料①として添付した昨年の第2回専門部会議事要旨を見ると「地方最低賃金審議会における地域別最低賃金の改定審議において、最低賃金引上げに向けた支援策についても議論されることが見込まれるとして、厚生労働本省から審議委員への情報提供依頼があり、事務局から説明をした」との記載があります。そこで審議会にそれに沿っての真剣な議論を求めます。当組合としては最低賃金の大幅引上げを求めますが中小零細企業の支援策は、その実現の前提条件だからです。参考資料として今年の6月に出版された経団連のシンクタンクである「21世紀政策研究所」の報告書『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』の第1章「エグゼクティブ・サマリー」及び執筆者一覧と全体の目次を資料②として添付しました。第1章は全体で171ページの論文を20ページで簡略にまとめたものです。インターネットの検索エンジンで『中間層の復活に向けた経済財政運営の大転換』で検索すれば全体を読むことができます。経団連のシンクタンクのレポートですので法人税率の引上げや金融所得の課税強化、所得税の累進性強化等の話題は避けていますが、日本の財政破綻の可能性は非常に低いとの認識を示し、プライマリーバランスに拘らずに中間層復活に向けた大胆な財政政策を打つよう政府に促す内容となっており、論文の42ページでは消費税の即刻2%引下げも主張するなど、大変

示唆に富んでおります。

(2) について

最低賃金法第1条の「この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」が、まったく実現されていないことは、2007年以来の意見書で述べているとおりです。現状の山口県の最低賃金、時給 857 円だと、年間 2080 時間働いたとして年収 1,782,560 円にしかありません。月に 148,547 円です。最低賃金近傍の労働者は雇用も不安定なことが多いので年間労働時間を 1800 時間とすると年収 1,542,600 円、月収に直すと 128,550 円です。これから国民年金保険料 16,590 円・国民健康保険料（単身世帯で介護保険料含む）・雇用保険料・所得税＋住民税を差し引くと手取りは良くて 10 万円程度であり、これではとても生活できないのは誰の目にも明らかです。（最低賃金近傍の労働者は国民年金や国民健康保険加入者も多い）

加えて、2007年度の同法改正により同法9条3項に「労働者の生活費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という文章が追加されました。それに沿っていくらか最低賃金が改善されてきました。ただし2013年に日本政府は国連・社会権規約委員会より「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」との指摘を受けており、「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」との勧告も受けています。つまり現状の最低賃金が不当に低すぎるのです。政府は「より早期に全国加重平均 1000 円を目指す」としていますが、時期が明示されていない上に加重平均では地方は 900 円がやっともあり得ます。しかも、年間労働時間を 1,800 時間とすると時給 1,000 円では年収 180 万円ではしかありません。日本国憲法 25 条に規定された『健康で文化的な最低限度の生活を営む』には程遠いものがあり、圧倒的に『企業の支払能力』に軸足を置いた方針と言えます。なお、私たちにとっては『健康的で文化的な最低限度の生活を営む』＝『労働力の再生産費』であり、社会の持続性をまじめに考えた時、最低賃金法第1条に「最低賃金は労働力の再生産費である」と明記されるべきであると考えます。そして最賃近傍の労働者の雇用が不安定であることも踏まえ、あるべき最低賃金の時給を 1,500 円以上としました。時給 1500 円で年間 2080 時間フルに働いて名目年収 312 万円です。これでやっともな暮らしができる感じ...当面の衣食住、生命保険、学資、将来の年金不安に備える貯蓄の他に、地方では自家用車が必須ですし、買い物や連絡、情報収集のために、インターネットも必須です。

そこで資料①の昨年の第2回専門部会議事要旨を読むと、最初に労働者側委員から、連

合作成の 2017 年都道府県別リビングウエイジによると山口県で労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金時間額は 930 円との主張がされ、同時に目安額の 28 円では格差の是正に繋がらないので、少なくとも目安額以上の引上げが必要という妥協案が出されています。使用者側委員からは、中央審議会では、一昨年までの数年間と今年度の状況が大きく異なるとは言えないとの理由で、過去最高の目安額を答申されたが、28 円引上げの影響のデータなしではその考え方が理解できない。山口県中小企業団体中央会の景況調査によると 2021 年と 2019 年の 6 月時点の DI 値の比較では、変わりがないという見解は示せない。ある調査では、企業倒産は増加していない、雇用情勢も悪化していないという説明がされたが、これは多くの企業が雇用調整助成金、その他各種助成金、融資を最大限活用して、事業の継続や雇用の維持に必死に取り組んで何とか出した結果である。目安額 28 円の引上げをすれば、苦境に立たされる中小規模事業者の雇用に深刻な影響が出るということを懸念している。また、今年度のコロナ禍における中小規模事業者の業況を鑑みると、引上る状況にないので「現行どおり」とするのが基本、との主張がなされた。使用者側委員は支払能力に最も乏しい企業を守る立場であり、現行最低賃金法下では『企業の支払い能力』に拘るのは当然であり、もっと具体的数字を示して徹底的に拘って頂きたいと思います。なぜなら、仮に最低賃金が 1500 円になって中小零細企業支援策で不足分を政府が補填することになった場合、ここでの議論が補填の基準額になる可能性が考えられるからです。労働者側委員からは必要な最低賃金額として 930 円が提示されましたが、最低賃金と生活保護との整合性が議論される場合に単身者で比較が行われている現状から考えて、次の世代を育てる費用は含まれていないと思われます。子育てに行政の支援が不十分で多額の費用がかかることを考えに入れずに最低賃金を決定しては、社会の持続が不可能になります。最低賃金法は単身労働者の賃金を規定すると限定されていないにもかかわらず、実現の可能性はともかく『健康で文化的な最低限度の生活を営む』ための賃金額で理想論が労働者側委員から示されないことは、残念でなりません。今後を期待します。

私たちは最低賃金時給 1500 円以上を主張しますが、それだと中小零細企業は倒産してしまうかもしれません。従って、(1) で中小零細企業の支援策で知恵を絞るよう要請していますし、参考として資料②を添付しました。いろんな策を考えて政府に要望として上げて中小零細企業を強く支援していただきたいと思います。なぜなら、社会でどうしても必要な労働は主として中小零細企業で行われていますが、今の経済構造では、社会がどうしても必要とする労働の労働力の価格が市場原理で決定されてしまい、社会的にどうしても必要な労働力が供給されていないからです。介護労働などがその典型です。企業としては事業の社会的有用性より儲かるかどうかで事業の継続及び投資の基準となるので、どんどん社会的有用性がある仕事が行われなくなっているという現実がある以上、政府がそれを是正するしかありません。資料②に書いてあるように経団連のシンクタンクでさえ、財政破綻の可能性は非常に低いと認めているのですから、後は実行するだけです。

(3) について

全国一律最低賃金制度の導入をはかるように求める理由を述べます。

現行の最低賃金は4ランク制となっており、Aランクに属する東京は1041円/時、Cランクに属する山口県は857円/時、その差は184円/時となっています。一日に8時間働いたと仮定すると、一日につき1,472円、月20日の就労と仮定すると、月に29,440円の差が生じます。2006年の改定時点では、東京が719円/時、山口が646円/時ですから、その差は73円/時で月に11,680円でしたが、現在では上記のように東京都と山口県の差は大幅に広がっています。これだけの差があれば、より高い賃金を求めて労働者が県外に移動する大きな要因になるでしょう。

所得、消費、給与、企業経営に関する指標などがランク分けの理由とされているようですが、現にある格差を前提にするものであり、結果として地域間格差をさらに拡大しているものと言わざるを得ません。また、行政改革や規制緩和の結果、地方の生活インフラは大きく棄損されて、健康に重要な影響のある医療機関の利用や公共交通・金融機関等の減少などで地方は大都市と比較して、より多くの費用がかかりますが、それは考慮されていません。80歳以上の高齢者も自動車を保有しなければ生活できない実態など、最たるものです。憲法第25条には、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とうたわれています。最低賃金は労働者の最低生活を保障するという性格をもつものであり、その水準を全国一律に定め、それを実現することが出来る地方の経済環境を政策によって作ることが政府に求められていると考えます。

しかし政府は「より早期に全国加重平均1,000円になることを目指す」としています。これでは、東京等、人口の多い都市部の最賃が1,000円を超えれば、その他の地域の引き上げ額が小さくても目標を達成できてしまいます。地域間格差が是正されないばかりか、さらに大きくなる恐れもあります。そもそも、全国どこでも時給1,000円では生活が困難であると考えます。ランク制度をあくまでも継続するというのであれば、その最低のラインが1,500円でなければなりません。加重平均1,000円はもってのほかです。

以上が、最低賃金全国一律制度導入を求める理由ですが、多くの労働者が地元での就職を望みながらも外に出ていかざるを得ないように動機づけられています。賃金の格差が一因と考えられます。人口が減ることが実際に地域の衰退につながっているというのは審議委員の皆さんも抱いておられる危機感だと思います。最大で160万人だった山口県の人口が2020年国勢調査では134万人に減っており2040年には107万人と予測されています。地域の衰退を防ぐためにも、生活の質を維持し、向上するためにも、審議会におかれましては大都市との格差をなくすことを念頭に置いた議論がなされることを求めます。

(4) について

最低賃金審議会の審議内容は、2001年施行の中央最低賃金審議会運営規定によって原則公開とされているにもかかわらず、金額決定の議論が行われる専門部会は公開されていま



せん。貧困の拡大の中で二極化やワーキングプアが問題とされ、安倍政権時の労働者派遣法の改『正』により生涯派遣の労働者が増える可能性が高まり、ますます最低賃金への社会的関心が強くなっている今日、実質的な審議が未公開であるということは、社会的に決して許されるものではありません。最低賃金審議会のあらゆる審議が公開されるべきですが、とりわけ最低賃金の実質的な審議が行われる専門部会の公開は絶対に必要であることを強く主張します。

一方で、昨年度から審議会の議事録・専門部会の議事要旨が WEB 上公開されたことは評価しています。しかし、技術的あるいは経済的にインターネット環境が無い人も少なくありません。日本国憲法 14 条『法の下での平等』の観点から、審議会の議事録・専門部会の議事要旨を 2 年分労働局の窓口で閲覧できるようにすべきです。さらに専門部会の議事要旨の公開を迅速化して異議申出書の作成時まで読めるようになれば、当年度の専門部会の議論に事後ではありますが参加できます。また、428 回山口地方最低賃金審議会において審議会運営規定（改正案）が議論され、審議会委員の会議へのオンライン参加が検討されました。今後、審議会委員のオンライン出席が認められるのであれば、オンラインでの傍聴も可能にしていきたい。より多くの人の参加で、より良い最低賃金審議会になることを願います。

以 上

## 第2回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

1 日 時 令和3年7月29日(木) 10時00分～13時30分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 3名  
労働者代表委員 3名  
使用者代表委員 3名

### 4 議 題

- (1) 金額審議について
- (2) その他

### 5 議事概要

(1) 地方最低賃金審議会における地域別最低賃の改定審議において、最低賃金引上げに向けた支援策についても議論されることが見込まれるとして、厚生労働本省から審議会委員への情報提供依頼があった、令和3年7月21日開催の経済財政諮問会議における厚生労働大臣及び経済産業大臣からの最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者に対する支援策拡充に係るプレゼン用資料の内容について、事務局から説明をした。

(2) 労働者側からは

- ・連合が独自調査に基づき作成した2017年都道府県別リビングウエイジによると、山口県で労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金時間額は930円となるので、山口県の最低賃金額と比較すると100円の開きがある。
- ・中央最低賃金審議会の目安額を参酌して全県で28円の改正決定となると、昨年現行どおりとなった当県では格差の是正に繋がらないので、少なくとも目安額以上の引上げが必要になると考えている。

との主張がされた。

(3) 使用者側からは、

- ・目安額28円を上げることによってどういう影響が出るのか、データのなもの

資料 ① - 1

がない中で、中央最低賃金審議会では、一昨年までの数年間と今年度の状況が大きく異なるとは言えないとの理由で、過去最高の目安額を答申されたが、その考え方が理解できない。山口県中小企業団体中央会が実施している景況調査によると、令和3年と令和元年の6月時点のDI値の比較では、変わりがないという見解は示せない。

- ・ある調査では、企業倒産は増加してない、雇用情勢も悪化していないという説明がされたが、これは多くの企業が雇用調整助成金、その他各種助成金、融資を最大限活用して、事業の継続や雇用の維持に必死に取り組んで何とか出した結果である。
- ・目安額28円の引上げをすれば、苦境に立たされる中小規模事業者の雇用に深刻な影響が出るということを懸念している。また、今年度のコロナ禍における中小規模事業者の業況を鑑みると、引き上げる状況にないので「現行どおり」とするのが基本であると考えている。

との主張がされた。

- (4) 具体的な金額は継続審議とされた。
- (5) 今後の専門部会の日程について、事務局から説明を行った。

# 中間層復活に向けた 経済財政運営の大転換

報告書

2022年6月

資料②-1

# 目 次

研究委員一覧	vi
第1章 エグゼクティブ・サマリー	永濱 利廣 1
1. 問題意識および本研究会の目的	1
2. 本報告書の要旨	2
3. 現状分析	4
(1) 需要不足	4
(2) 中間層の衰退	5
(3) 企業行動	8
(4) ネットの資金需要の不足と60年償還ルールの問題	10
(5) 財政破綻論への反論	12
4. 政策提言	14
(1) 新たな価値観に基づく投資の活性化	14
(2) 高圧経済・労働流動化による賃上げ	16
(3) 公共部門の賃上げ・雇用増と競争政策の強化	17
(4) 地域経済循環の改善	18
5. まとめ	20
第2章 ネットの資金需要の不足と国債60年償還ルールの問題	会田 卓司 21
1. ネットの資金需要の消滅がデフレ構造不況の原因	21
(1) 企業の過剰貯蓄と政府の過小支出	21
(2) ネットの資金需要の消滅で家計に所得が回らない	23
(3) インフレとデフレの因果関係は逆	25
(4) 名目GDP 3%成長は可能	28
2. 国債60年償還ルールは廃止すべき	31
(1) 生のプライマリーバランス黒字化目標は異常	31
(2) ワニの口は国債60年償還ルールによる幻想	34
(3) 望ましい財政再建	38
(4) 新しい財政運営の提言	40

3. 高齢化は財政の問題か？	41
(1) 高齢化への前倒しの過度な準備がデフレを産んでしまう	41
(2) 高齢化でも国際経常収支は黒字を維持	42
(3) 長期金利のシミュレーション	44
4. 日本の政府債務残高は過剰ではない	47
(1) スマイルカーブ	47
(2) 企業のネットの金融負債は消滅	50
5. 新しい資本主義の稼働	51
(1) 新しい政策哲学は誤解で警戒感を生みやすい	51
(2) 新しい資本主義の定義	52
(3) 予算の単年度主義からの脱却	54
第3章 財政破綻論への反論	永濱 利廣 59
1. 政府債務残高は後世へのツケではない	59
(1) 誤った政府債務残高の議論	59
(2) 統合政府論とは	61
2. 今の海外主流派は統合政府論	62
(1) 統合政府論の考え方が生まれた経緯	62
(2) 金融機関の国債需要も旺盛	64
(3) 主流派経済学と MMT の違い	65
(4) 流動性の畏に限れば財政政策主導に	66
3. インフレ率が低い間は財政を大幅に拡大できる	68
(1) 統合政府論の下での政府の予算制約はインフレ率	68
(2) 異なる財政健全化目標	69
4. 将来不安をあおる罪	71
(1) 非ケインズ効果は日本では当てはまらない	71
(2) 日本の将来をどうみているか	75
第4章 新しい価値観に基づく投資の活性化	青木 大樹 79
1. 中間層の衰退	79
(1) 何故、所得が増えていないのか？	79

(2) 企業の貯蓄体質の所得構造への影響	81
(3) 中間層の衰退と消費への影響	83
2. 中間所得層の底上げに向けた打開策	85
(1) 企業貯蓄・所得低下・消費低迷のスパイラル構造	85
(2) 転換が求められるサプライサイドの経済政策	87
3. 新たな価値観に基づく投資の活性化	88
(1) 新しい価値観	88
(2) デジタル化と安全保障の新しい価値観	90
(3) 高齢化が生み出す新しい価値観	92
(4) 脱炭素・持続可能性に向けた新たな価値観	95
4. 2030年に向けた戦略投資計画の策定	98
第5章 好循環実現のための高圧経済政策と労働市場・	
社会保障改革	星野 卓也 101
要旨	101
1. はじめに：なぜ経済の好循環は実現しなかったのか？	102
2. 企業から家計への労働者還元強化：高圧経済政策＋労働市場流動化	104
(1) アベノミクス期の人手不足の経験	104
(2) 高圧経済を巡る議論	107
(3) 非賃金面でも低待遇？：企業VS労働者のパワーバランスが 企業に偏っている可能性	108
(4) アベノミクス期は過剰な人手不足だったのか？	110
(5) 需給計測にGDPギャップを用いる限界	112
(6) 労働市場流動化が労働市場のメカニズムを強くする	114
(7) 政府・企業・労働者に求められるエンプロイアビリティの視点	116
(8) 循環と構造は二項対立ではない	118
3. 家計の将来不安緩和：「長く稼ぐ」社会を目指すための制度改革を	119
(1) なぜ将来不安が生まれるのか？	120
(2) なぜ「長く稼ぐ」が必要なのか？	121
(3) 繰り下げ選択による「働き慣」をなくす制度改革を	122
(4) 高圧経済政策は高齢労働者の待遇改善や生産性改善を促す可能性	126
4. おわりに	126

第6章 公共部門の賃上げ・雇用増、競争政策の強化	鈴木 章弘	129
1. 財政破綻があり得ないことを踏まえたマクロ経済運営の目標		129
(1) 物価の安定		129
(2) 「完全雇用」		131
2. 分配構造		131
(1) SNA を基にした分配構造の見方		131
(2) パイ (GDP) の拡大と財政政策		133
(3) 分配構造を踏まえた政策の方向性		134
3. 公共部門の賃上げ・雇用増		135
(1) 公共部門の増員・賃上げによる効果		135
(2) 人事院の給与勧告の見直し		137
(3) 公共サービスのアウトソースの見直し		139
(4) 非正規公務員の正規化		141
(5) 公的価格の引き上げ		143
4. 競争政策の強化		144
(1) 競争政策と分配構造		144
(2) 競争政策の強化 (価格転嫁支援とデジタル・プラットフォーマー)		147
5. まとめと今後の課題		149
補論 わが国の資産格差について		150
第7章 地域経済活性化による中間層再生	飯田 泰之	153
1. はじめに		153
2. 東京一極集中が生む格差と停滞		154
(1) 中間層であることの困難		155
(2) 東京は日本の Growth Center ではない		156
3. 地域経済の危機と東京圏経済		159
(1) 人口減少は第一義的課題ではない		160
(2) 「穴の開いたバケツ」としての地域経済循環		164
(3) 地域経済と東京本社モデルの危機		166
4. 地域経済循環の回復をめぐって		167
(1) 投資と本社機能の誘致に向けて		168



（２）新たなインパクト投資と地域金融機関	169
（３）中心市街地の活性化と消費の回復	171
５．地域経済の未来と残された課題	173

② - 6

## 研究委員一覧

### 研究主幹

永濱利廣 第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミスト

### 研究委員（順不同）

会田卓司 岡三証券 チーフエコノミスト

青木大樹 UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント  
日本地域最高投資責任者 兼 日本経済チーフエコノミスト  
マネージングディレクター

飯田泰之 明治大学政治経済学部 教授

星野卓也 第一生命経済研究所 経済調査部 主任エコノミスト

鈴木章弘 21世紀政策研究所 研究員

② - 7

## 第1章 エグゼクティブ・サマリー

第一生命経済研究所 経済調査部 首席エコノミスト

永濱 利廣

### 1. 問題意識および本研究会の目的

1990年代初頭のバブル崩壊とそれに続く金融危機以降、わが国経済は長きにわたり低迷している。経済を成長軌道に戻すべく、政府の内外において幾度となく成長戦略が取りまとめられ、それらに基づいて経済財政運営を行ってきたが、経済成長率は他の先進国と比較しても大きく見劣りしている。特に賃金がほとんど伸びていないことから、中間層の衰退が著しく、かつての「一億総中流社会」からは程遠い状況となっている。

これまで取りまとめられてきた成長戦略は、いわゆるサプライサイドを重視するものであった。2001年の小泉政権が掲げた「聖域なき構造改革」がその最たるものであり、公共サービスの民営化によって、民間活力の発揮を目指したほか、生産性の向上や新たな需要創出を企図して、規制改革・緩和を進めてきた。こうした政策の理論的根拠として成長会計に基づく分析があり、サプライサイドの構造改革を推し進めることで、全要素生産性が高まり、経済全体も成長するとの道筋を描いてきた。しかし、度重なる成長戦略の取りまとめと、その実行、およびその工程管理を行ってきたが、長期低迷から抜け出せない状況が続いている。

長期低迷から脱し、経済を成長させ、国民生活を向上させていくためには、従来型の思考や学説にとらわれず、抜本的な検討をしなければならないのではないか。こうした問題意識から、経済構造研究会を立ち上げ、検討を進めてきた。本書はこれまでの検討成果をまとめたものである。

本報告書では、第2章以降において、各研究委員が様々な観点から日本経済の長期低迷とその打開策について分析を行っている。そして、本章は、それらの分析内容を踏まえたエグゼクティブ・サマリーという位置付けである。本章の2. は要旨であり、3. は現状分析、4. は政策提言について、それぞれ概説している。

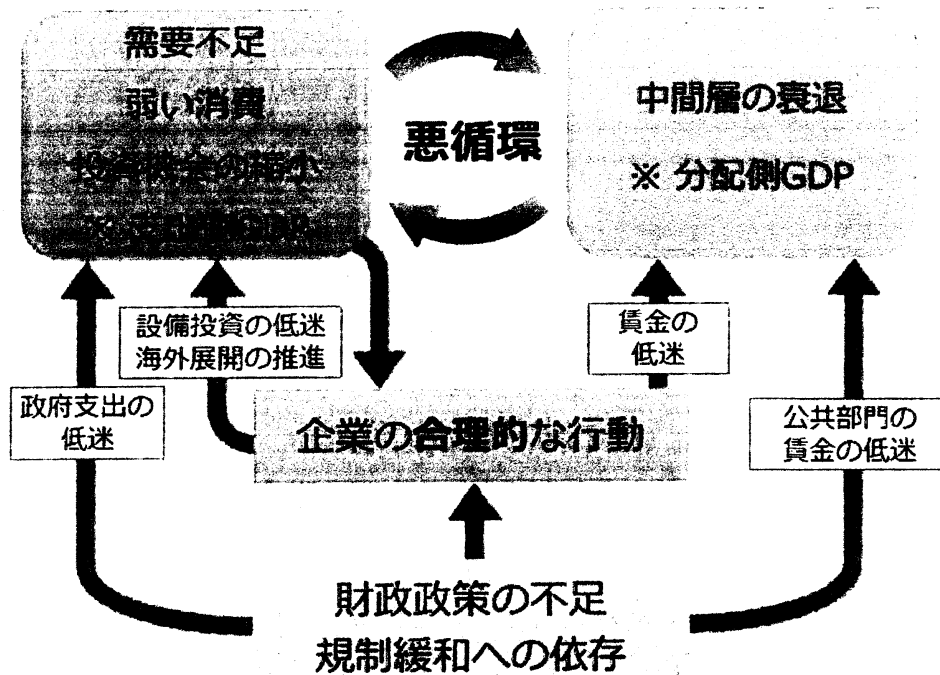
この報告書が、これからの政策論議に一石を投じるものとなることを期待したい。

## 2. 本報告書の要旨

図表 1-1 は、現状分析に関する全体のイメージである。まず、需要不足と中間層の衰退が悪循環を引き起こしており、需要不足は弱い消費や投資機会の縮小といった形で現れる。家計の経済状況が改善しない状況においては、消費を拡大することは困難である。また、需要が弱い中であっては、企業は国内で設備投資を行うインセンティブに乏しいため、海外に活路を見出そうとするが、それにより国内設備投資は停滞し、さらなる需要の低迷を招くという悪循環の一因となる。さらに、このような環境下では、賃上げによって雇用者の維持・拡大に努めようというインセンティブも働かない。こうしたマクロの需要不足が、中間層の衰退につながるという悪循環を形成している。

こうした悪循環に陥ったのは、緊縮的な経済財政運営の継続にある。民需が総じて弱い中、「将来世代へのツケを回さない財政健全化」や「持続可能な社会保障制度改革の確立」を名目に、政府支出を抑制し、増税や社会保険料の引き上げも続けた結果、マクロの需要を押し下げてきた。また、政府支出のうち、公的セクターの賃金や雇用も抑制されてきたことが、中間層の衰退にも拍車をかけた。

図表 1-1 現状分析の全体イメージ



出所：経済構造研究会

図表 1-2 は、悪循環を起こしている現状を打開するための政策提言に関する全体のイメージ図である。まずは、根本的な原因となっているマクロの需要不足を打開すべく、財政ルールを見直さなければならない。これまで、財政破綻の懸念から、需要不足の中でも財政健全化のため、歳出抑制や増税・社会保険料の引き上げが進められてきたが、わが国のように、自国通貨建て国債を発行する国において、財政破綻の可能性は極めて低く、需要不足の状況の中ではむしろ十分な規模で財政出動をしなければならない。

財政出動の仕方は様々であるが、その一つとして、新たな価値観に基づく投資の活性化に向けた財政の活用が重要である。設備投資需要を拡大させると同時に、よりよい社会の実現に向けたイノベーションの創出やインフラ整備を進めるべく、長期計画的に財政政策を展開する。政府が長期の計画に基づいて投資し続ければ、企業も新たなイノベーション創出に向けて、国内投資を加速させる。

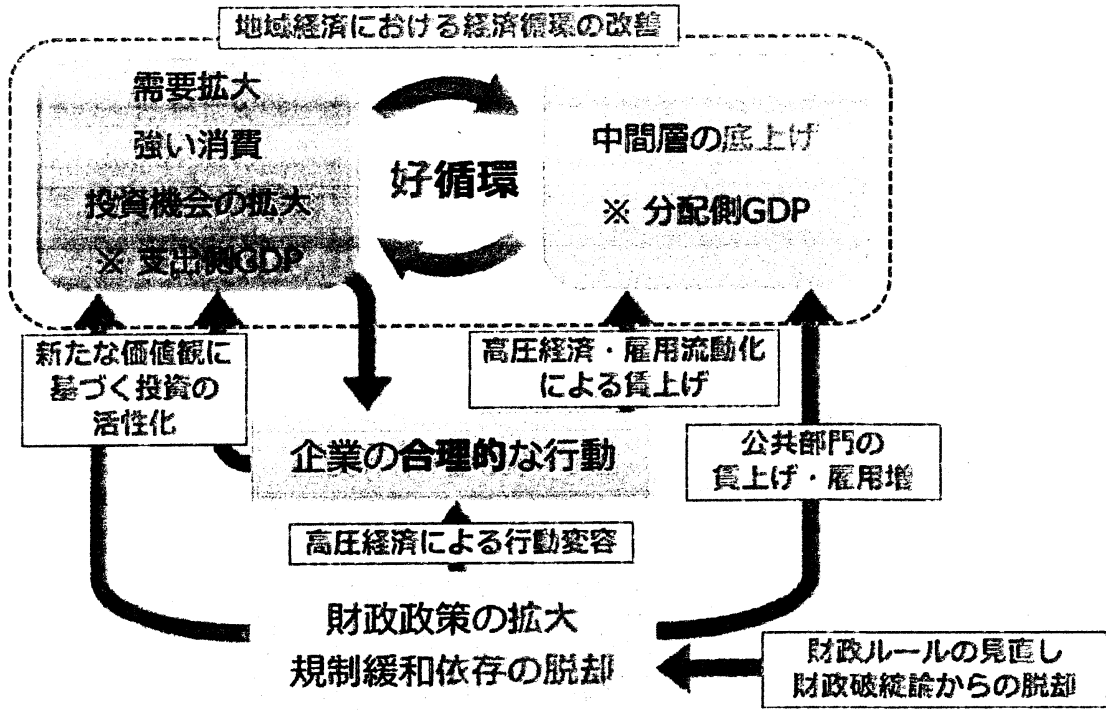
財政出動を起点に総需要の拡大を確実に賃上げにつなげ、中間層の底上げを進めることも不可欠である。ここでの「中間層の底上げ」とは、主に低・中所得者層の経済環境の改善を意味している。そのためにまずは、財政拡大による高圧経済<sup>1</sup>を継続することで賃上げ圧力をかけ続けるとともに、雇用流動化を進め、企業間の賃上げ競争を促さなければならない。雇用の流動化にあたっては、法制度の見直しに限らず、民間企業の雇用慣行の見直しも必要となる。また、公共部門の賃上げと雇用拡大により、直接的に中間層の底上げを図りつつ、民間企業においても賃上げせざるを得ない環境にしていくべきである。

一国のマクロ的な循環に限らず、国内の各地域における経済循環の改善も課題である。財政支出によって各地に供給される資金が、その地域において循環し、経済成長していくことが望ましい。本社機能の分散化、地元企業の経営支援拡大、地域金融機関の役割強化等により、地域内の経済循環を改善させていく必要がある。

こうした一連の政策により、これまでの「需要不足と中間層衰退の悪循環」から、「需要拡大と中間層の底上げの好循環」へと移行させていく。

<sup>1</sup> 供給能力よりも需要が上回り、投資などが活発化してさらに需要圧力が高まる傾向にある経済状況。

図表 1-2 政策提言の全体イメージ



出所：経済構造研究会

### 3. 現状分析

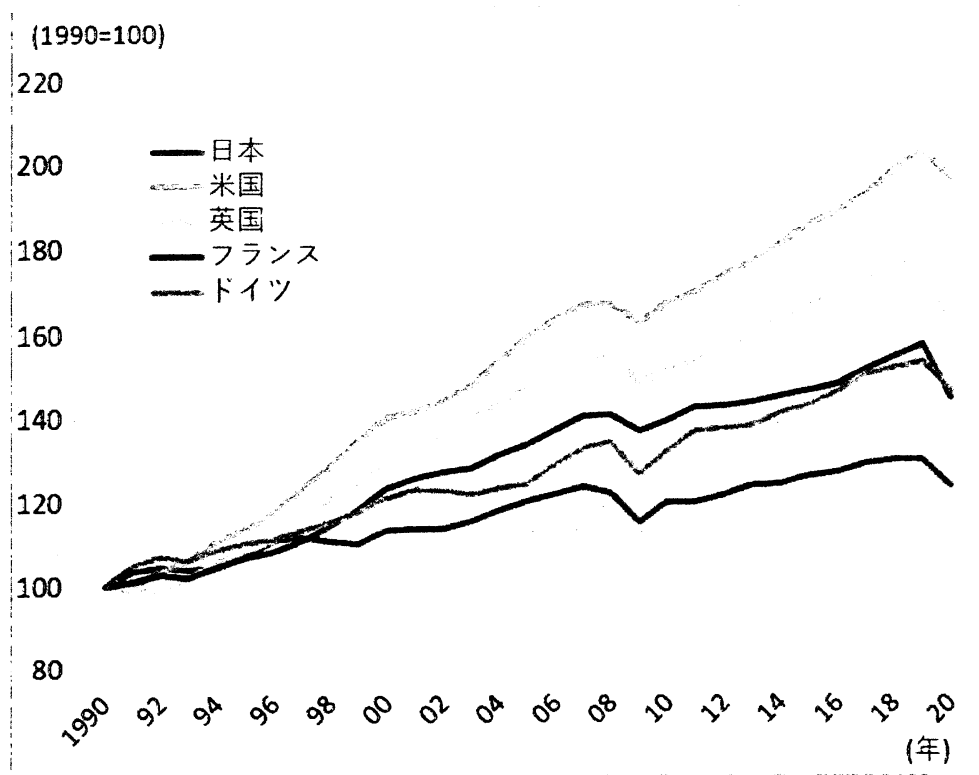
#### (1) 需要不足

需要の低迷は GDP の推移に如実に表れている（図表 1-3）。この 30 年間、日本は他の先進国に比べて、実質 GDP は伸びてこなかった。デフレ・ディスインフレが長期化しているわが国においては、供給能力に比して需要が不足していることは明白である<sup>2</sup>。

この需要不足の背景には、後述する様々な要因がある。

<sup>2</sup> 内閣府や日本銀行の需給ギャップ推計において、需要が供給を上回っている時期がある。しかし、第 5 章、6 章で述べるように、現行の需給ギャップ推計には様々な点で限界がある。

図表 1-3 主要先進国の実質 GDP の推移



出所：IMF

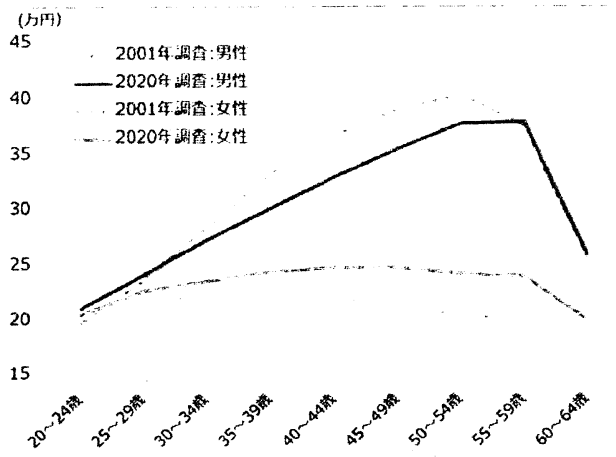
## (2) 中間層の衰退

家計の消費が持続的に拡大するためには、当然ながら家計の所得が増加し続けなければならない。しかし、わが国の中間層の家計所得は減少しており、貯蓄も低迷している。こうしたことから、中間層は総じて衰退してきていると言える。

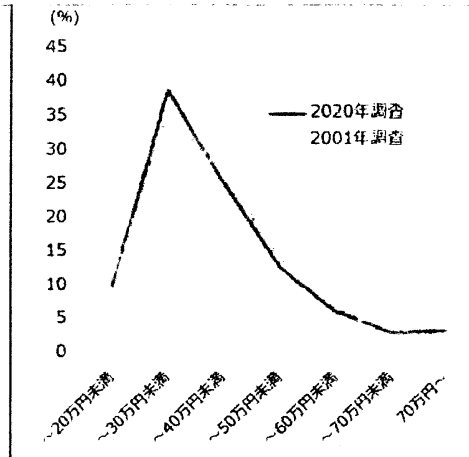
まず、所得について、年齢階級別の所定内給与の中央値は、男性の30～54歳では、この約20年間で下落したことがわかる(図表1-4)。一般的に、所得の中央値の低下は、所得分布の下方シフトを意味することから、中間層の衰退として捉えられる。事実、20～59歳の所定内給与の分布は、20万円以上～30万円未満の層が拡大する一方、30万円以上～60万円未満の層が縮小している(図表1-5)。

なお、女性の所定内給与の中央値は全般的に上昇しており、男女の賃金格差は縮小している(図表1-4)。しかし、国民全体の豊かさという観点からすれば、男女双方の賃金が増えつつも、特に女性の賃金上昇率のほうが高いという状況を作り出すべきである。

図表 1-4 年齢階級別の所定内給与の比較



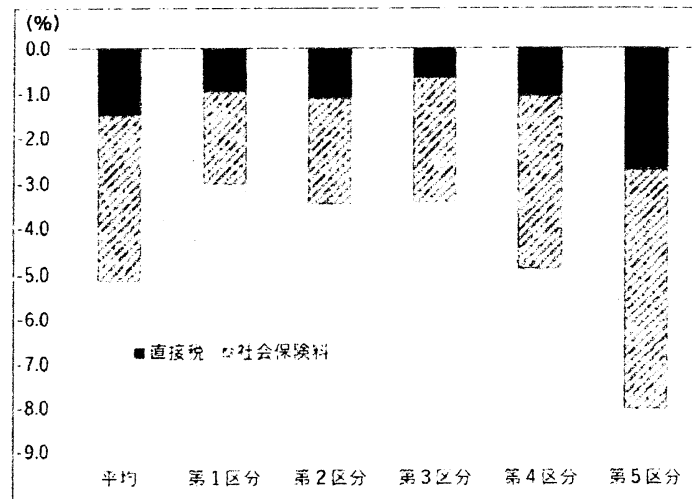
図表 1-5 男性（20～59歳）の所定内給与の分布



出所：いずれも厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

さらに、直接税や社会保険料負担の増大により、可処分所得にも大きな下方圧力が生じている。図表 1-6 は、2000 年から 2020 年における年間収入階級別の直接税・社会保険料による可処分所得への寄与度を示したグラフである。すべての区分において負担が上昇しており、特に社会保険料負担の上昇が顕著になっている。この間、消費税も 5%から 10%へと引き上げられていることも踏まえると、家計の負担は確実に増加しており、消費を抑制せざるを得ない状況にあったと考えられる。

図表 1-6 年間収入階級別の直接税・社会保険料による可処分所得への寄与度 (2000 年から 2020 年)

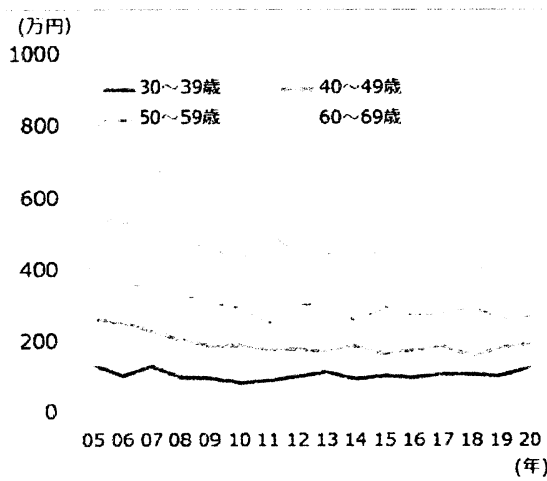


出所：総務省「家計調査 家計収支編 二人以上の世帯」より作成

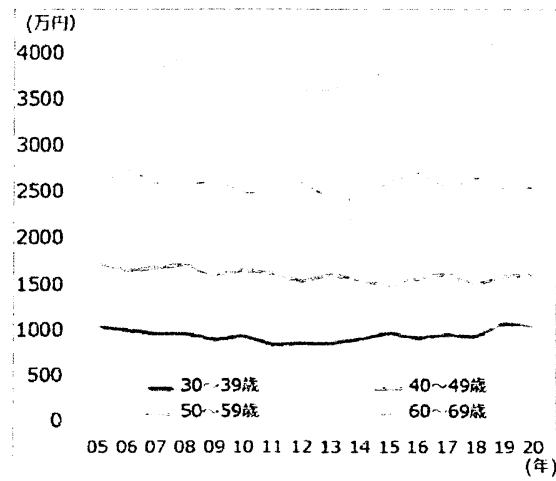


貯蓄についても停滞が目立っている。家計調査によると、二人以上世帯の貯蓄は全般的に伸び悩んでおり、特に中高年の低貯蓄層で低迷が顕著である（図表 1-7、1-8）。また、金融広報中央委員会の調査では、単身世帯の貯蓄の平均値および中央値が、二人以上世帯と比べて極めて低いという結果になっている（図表 1-9）。単身世帯割合は一貫して増加傾向にある（図表 1-10）ため、家計調査の結果よりも深刻な可能性がある。

図表 1-7 貯蓄下位 20%ラインの推移  
(二人以上世帯)

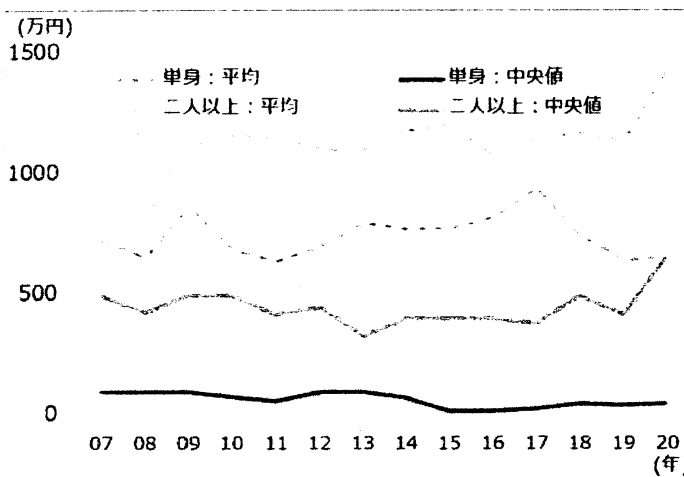


図表 1-8 貯蓄上位 20%ラインの推移  
(二人以上世帯)



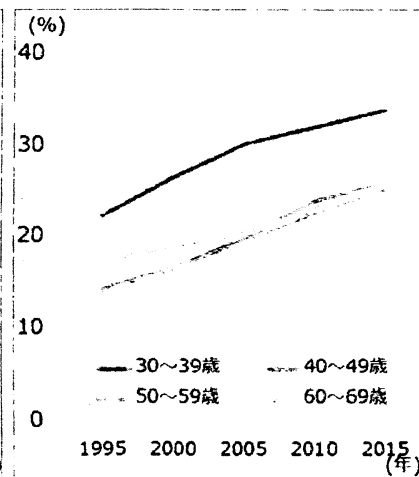
出所：いずれも総務省「家計調査 貯蓄・負債編」

図表 1-9 単身・二人以上世帯別の貯蓄の推移



出所：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

図表 1-10 単身世帯割合の推移

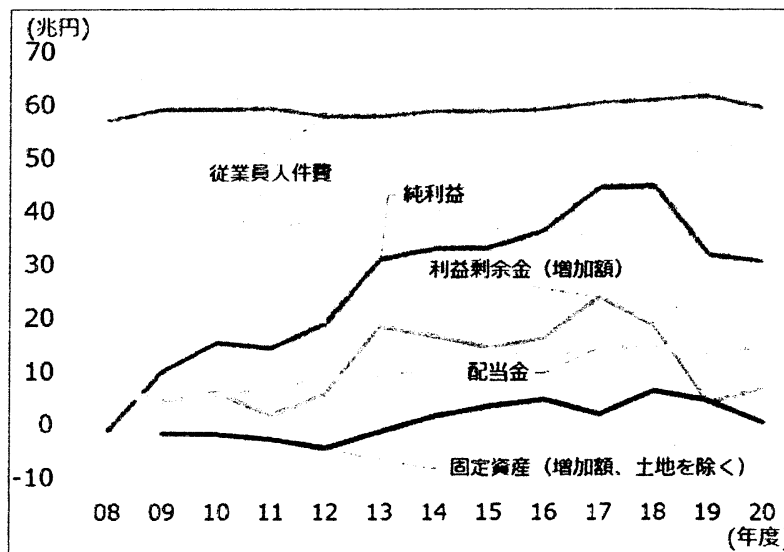


出所：総務省「国勢調査」

### (3) 企業行動

次に企業行動について、合理的な行動を行ったものの、マクロ経済の悪循環に寄与している点を検証する。まず、アベノミクス期間中（2012年度～2019年度）、大企業（資本金10億円以上）の純利益は増加傾向にあり、利益剰余金や配当金も増加を続けた（図表1-11）。他方、固定資産（有形・無形）は、利益剰余金の伸びほど大きくはない。さらに、従業員人件費は増加に転じたものの、上昇ペースは乏しい。

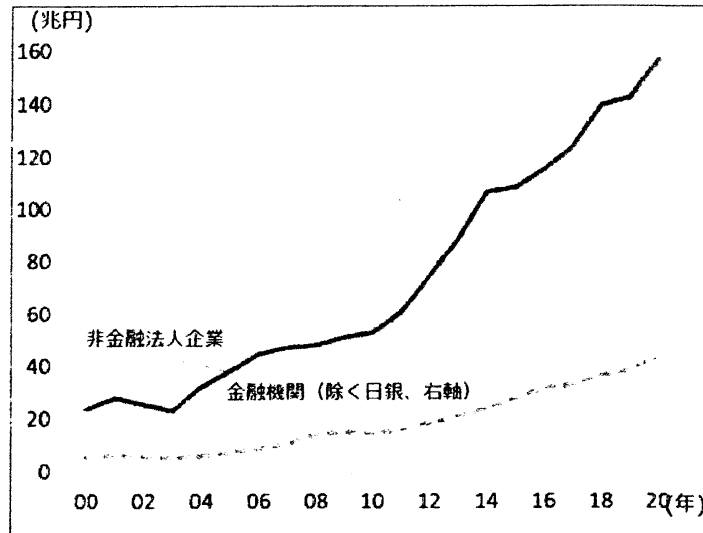
図表 1-11 大企業（資本金 10 億円以上）の財務指標の推移



注：「従業員人件費」は従業員給与、従業員賞与、福利厚生費の合計、  
 シャドローはアベノミクス期間（12～19年度）  
 出所：財務省「法人企業統計」

このように、企業は利益拡大を図る中で、相対的に国内での投資や賃上げを抑制してきたが、その一方で海外に積極的に投資してきた。図表 1-12 は対外直接投資残高の推移だが、非金融法人企業においては、2010 年以降その伸びが顕著になっており、2020 年までの 10 年間で 53.1 兆円から 157.0 兆円と、約 3 倍にも拡大している。

図表 1-12 対外直接投資残高の推移



出所：日本銀行「資金循環統計」

このほか、ROE（自己資本利益率）やROA（総資産利益率）といった経営指標を重視する方向性も、企業行動に影響を与えてきた可能性も考えられる。例えば、政府が取りまとめた「日本再興戦略改訂 2014」や「未来投資戦略 2017」において、それぞれROEやROAを目標達成の目安やKPI（重要業績評価指標）として設定する旨が記載されている。しかし、人件費の増加は利益を圧縮させるため、ROEやROAの低下をもたらしてしまう。また、設備投資も、内需が弱く十分な収益が見込めない中であっては、ROE・ROAの低下につながる利益の下押し要因となるリスクがあるほか、融資等でバランスシートを拡大させて設備投資を実施した場合には総資産も増えてしまうため、ROAを低下させてしまう。

他方、配当や自社株買いは自己資本と現預金を削減させる効果があるため、ROE・ROAの改善につながる。実際、図表 1-11 の通り、配当金は 2010 年度の 6.2 兆円から 2020 年度の 15.4 兆円と倍以上にまで拡大している。また、アイ・エヌ情報センターによれば、2019 年度の自社株買いは約 7.7 兆円と過去最高となり、2 兆円弱の 2012 年度から 4 倍近くにまで増加している。配当や自社株買いは株主還元策であり、中間層の底上げに直接的に寄与するとは考えにくい。

ROE・ROAをKPIとすることについて、現預金を削減し、収益性の高い資産ポートフォリオに移行する中で、利益だけでなく、賃金や設備投資も拡大することが目されていたと考えられる。しかし、上述のように、ROEやROA重視の方向性は、総需要が弱い状況下

では、期待収益率の低さから設備投資が抑制され、賃金上昇圧力も弱いために賃上げにもつながらなかった。こうした中では企業貯蓄率が高まりやすいが、その低減策として株主還元が選ばれやすい傾向もみられている。したがって、個別企業の事業戦略としてはともかく、国の成長戦略として ROE や ROA を重視することについては、再考が必要と考えられる。

#### (4) ネットの資金需要の不足と 60 年償還ルールの問題 (詳細は第 2 章)

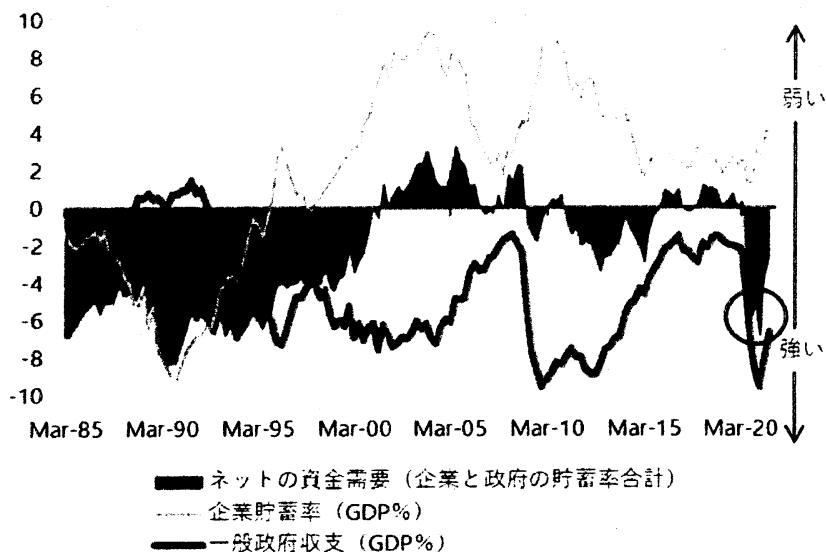
これまでの日本では、将来の経済成長が期待できず、企業にとっては投資よりもリストラなどのコスト削減が重要であった。賃金が減少し、家計も苦しくなった。普通の経済では、企業は事業を展開するために資金を調達する。企業が資金を借り入れることは、貯蓄率ではマイナス (資金需要があること) だ。しかし、企業が家計と同じように支出を抑えて貯蓄に励み、デレバレッジとして借金を返済し続け、貯蓄率は異常なプラス (資金需要がないこと) になってしまった。異常なプラスの部分は支出が減った結果としての過剰貯蓄であり、総需要の下押し圧力になる。その結果、1990 年前後のバブル崩壊後、日本経済は国内の総需要の弱さとデフレに苦しんできた。企業から過剰貯蓄として総需要を破壊する力がかかったら、政府が需要を拡大して補うべきだ。

しかし、企業に資金需要がないにもかかわらず、政府は財政拡大に消極的であり続けた。海外経済が好調で景気が少しでも良好な状態になると、国内の総需要の弱さとデフレから脱却する前に、増税や財政支出削減を行ってしまった。弱者を救済するセーフティーネットも削られた。賃金の減少とともに、家計の体力が衰えて需要は減少し、それが企業活動をさらに弱らせる悪循環となった。賃金は減少するもの、ビジネスのパイは縮小するもの、そして総需要の弱さで物価は下落するものという観念がいつしか経済の中で固定化してしまった。

市中のマネーの拡大には、政府と企業を合わせた支出の拡大が必要になる。企業貯蓄率と財政収支の合計であるネットの資金需要 (GDP 比、マイナスが強い) が、市中のマネーの拡大・縮小を左右するリフレ・サイクルを表す。これまで財政赤字を過度に懸念し、恒常的なプラスとなった企業貯蓄率が表す企業の支出の弱さに対して、政府の支出は過少であった。結果として、ネットの資金需要が消滅した。国内の資金需要・総需要を生み出す力がなくなり、貨幣経済と市中のマネーが拡大できなくなった。ネットの資金需要が消滅すると、家計に十分な所得が回らなくなる。マクロ経済では、誰かの支出が誰かの所得に

なるからだ。一定の生活水準を維持するもとの家計貯蓄率は低下し、家計のファンダメンタルズは悪化していく。ネットの資金需要が消滅するというツケを、日本はほぼすべて家計に押し付け、家計のファンダメンタルズが著しく悪化した。ネットの資金需要が消滅して20年以上も経ち、家計が疲弊し、中間層は没落した。企業の貯蓄行動が総需要を破壊してしまったのであれば、政府は財政支出を拡大し、ネットの資金需要の消滅を回避し、家計の負担を緩和すべきであった。しかし、政府は消費税率や社会保険料を引き上げるなど、家計にさらなる負担をかけてしまった。今こそ、財政政策の運営方法の新しい考え方が必要になってきている。

図表 1-13 ネットの資金需要（企業貯蓄率+財政収支）



出所：内閣府、日銀、岡三証券 作成：岡三証券

財政政策が過度に緊縮的にならないために、日本の異常な財政運営方法を、グローバルに行われている普通の形にする必要がある。修正すべきは、①プライマリーバランスの黒字化目標と、②国債の60年償還ルールである。この二つの異常な財政運営方法が、日本の財政政策を異常な緊縮にしてしまう原因となり、日本経済がデフレ構造不況から脱却することの障害になっている。

①について、景気を考慮したプライマリーバランスではなく、生のプライマリーバランスの黒字化を目指してきた。これを改め、ネットの資金需要が景気と経済のファンダメンタルズを考慮したプライマリーバランスと同じ意味合いを持つことから、このネットの資

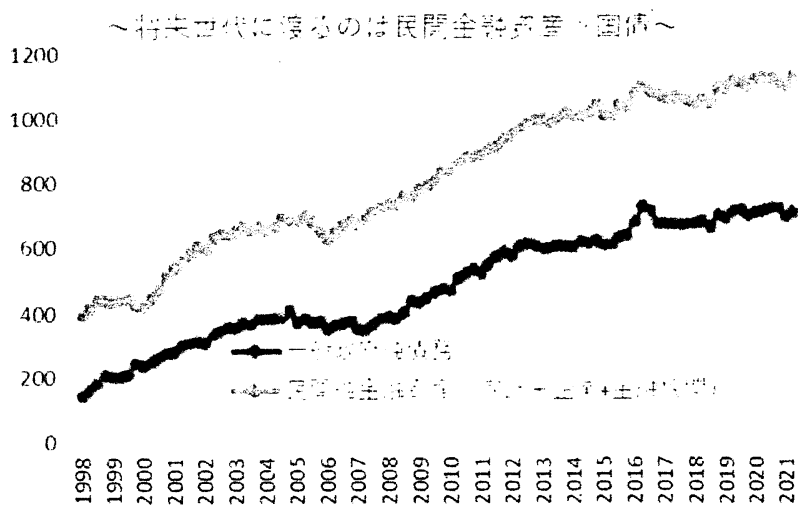
金需要を十分な水準に維持することを新たな財政政策の目標とすべきだ。

②について、日本には、財政赤字により発行した国債は 60 年で現金償還することを定めた「60 年償還ルール」がある。国の債務は完全に返済することはなく、事実上永続的に借り換えされ、残高は維持されていくことは、グローバル・スタンダードの財政運営方法である。償還ルールに基づき国の債務を「完全に返済する」という恒常的な減債の考え方を先進国で持っているのは日本だけである。60 年償還ルールの存在で、政府の歳出構造が硬直化していて、債務を早く返済しなければいけないという切迫感がポリシーメーカーの束縛となり、機動的な財政政策の運営を妨げている。

#### (5) 財政破綻論への反論 (詳細は第 3 章)

政府債務残高だけを捉えて議論することは適当ではなく、日本は財政危機とは言えない。政府が国債を発行して支出すれば必ず同額が資産になるため、債務のみをみることは誤りだ。債務残高が政府のバランスシート上負債であっても、その裏側には必ず資産がある。このため、政府債務残高は「孫子の代へのツケ」ではなく、必ず減らさなければならないものでもない。減らせば民間の資産も減っていく。財政政策と金融政策は経済活動を活発化させ、物価や雇用をどう安定させるかが重要であり、何が何でも政府債務残高対 GDP 比を下げなければいけない、という議論は間違いである。

図表 1-14 政府純債務以上に膨大な民間純金融資産



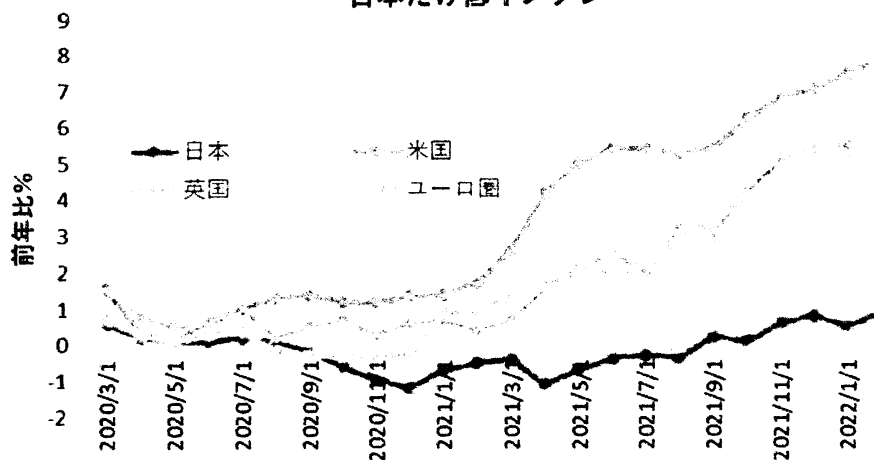
出所：日本銀行「資金循環統計」

日本政府は家計や企業と違って通貨発行権を持ち、自国通貨を発行して債務を返済できる。ただし、政府が支出を野放図に拡大すると、いずれ需要超過となって高インフレとなる。そうなると、政府はインフレが行き過ぎないようにするために財政支出を抑制しなければならない。つまり、政府の財政支出の制約となるのは、政府債務残高ではなくインフレ率である。

現在の欧米のように、インフレ率が目標の+2%を大きく超えてしまっている国は、財政出動が限界にきている。しかし、日本の場合はインフレ率がそこまで上がっていない。今後コストプッシュ型のインフレがあるかもしれないが、輸入物価の上昇に伴うインフレで持続性は低い。

図表 1-15 主要先進国の消費者物価指数

～日本だけ低インフレ～



出所：各国統計

日本で出すべき財政支出の規模が足りず、30年間デフレ経済で成長しない間、海外では当たり前のように政府債務を増やして、景気を回復させて賃金が上がっている。新興国も日本の賃金に追い付き、国によっては抜かれそうになっている。この状況が続けば、日本だけ購買力が上がらず、輸入品の値段が上がってしまい、戦争直後のように輸入物の食料品がぜいたく品になってしまう。

財政危機をあおられれば国民はお金を使いたがらない。民間部門が委縮してお金を貯めこんでしまう中で政府部門も財政健全化で支出を削減してしまったら、過剰貯蓄で中立金利が大幅にマイナスになり、金融政策が効かない。財政も大して支出しないので縮小均衡

の一途をたどるだろう。今の日本は「栄養失調なのに肥満を恐れている」状況と言える。政治家が日本の本当の危機が何かを、グローバル・スタンダードな最先端のマクロ経済政策論の下にしっかりと判断できることが重要である。

#### 4. 政策提言

##### (1) 新たな価値観に基づく投資の活性化（詳細は第4章）

中間所得層の停滞の要因は産業別に雇用者数の変化をみることによって如実にみることができ、**図表 1-16**の通り、日本はこの20年間、相対的に賃金の高い製造業や建設業での労働者を失い、相対的に賃金の低い飲食・宿泊、医療・介護業といった産業の労働者が増えている。これが意味することは、製造業では労働者数を減らさずに生産性を上昇させることができているならば、日本全体の賃金低下にはつながらなかったということである。また、飲食・宿泊や医療・介護といったサービス業でも、労働者が増えているものの賃金が低い状況にあることから、コストを減らして生産性を改善させるのではなく、付加価値額を増やしていくことが重要なのである。

しかし、企業はデフレマインド、安全志向の経営を続ける中、製造業でもサービス業でも付加価値額を増やせていなかった。こういった状況で、企業への減税や、コスト軽減につながる規制改革を行ってきたが、企業貯蓄率のさらなる拡大につながるだけであった。

したがって、これまでの減税やコスト削減中心の規制改革などのサプライサイド政策から、継続的な需要を生み出すように方向転換をしていく必要がある。そして、継続的な需要の創出には、経済社会や人々の新しい価値観に基づく需要の活性化に向け、財政の戦略投資や大胆な規制改革を充実させていくべきである。

では政府による戦略投資を継続的な需要創造につなげていく新たな価値観とは何か。それは、長引く低成長下で生まれ育ってきた新しい世代の価値観、急激にデジタル化が進む中、コロナによる意識変化の中で生まれてきた新しい価値観、また欧米とロシアや中国との分断が深化していく中での経済社会に求められる新しい価値観、そして持続可能性や脱炭素といった新しい価値観、などである。こういった経済・社会、人々の新しい価値観に基づく需要の創造には、企業だけの努力では限界があるだろう。デジタル化や経済安全保障に絡む分野、持続可能性などはその実現に向けて多額な資金を必要とする。また、個々の企業の努力では、グローバルでの変化のスピードについていけないリスクは大きい。なによりも、安全志向の企業経営マインドを変えていくことが求められる。



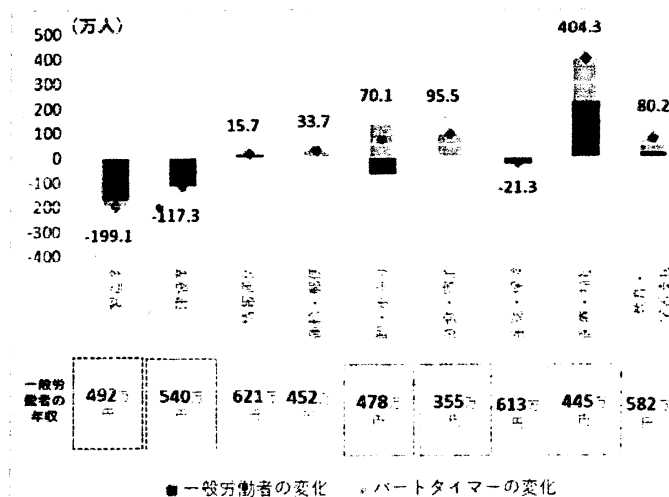
具体的に、「新しい価値観を需要創造につなげる戦略投資」として、既存の通常予算に加えて 2030 年に向けて総額で少なくとも 100 兆円の投資支出計画を提言したい。世界経済のデカップリングや地政学リスクの高まりの中、サイバー攻撃に対する耐性強化などサイバーセキュリティの整備、国内への重要製造部品、半導体部品の生産拠点誘致とそれを活かした製品開発支援は、製造業の自立化と競争力強化を両立すべく政府として主導すべき分野であろう。

また、気候変動や災害に対する強靭性を高めるインフラ整備、次世代自動車の普及促進に向けては、既存のガソリン車よりも優位な条件で購入できる規模の補助があってもよい。またクリーンエネルギーの拡大に向けた発電・送電能力の強化は、エネルギー依存度の低下、自立化を目指した大規模な投資が求められる。

様々な分野において、新しい価値観に基づく需要を創造していくためには、政府は従来の政策を根本的、構造的に変えていく必要がある。従来の減税や規制価格を中心としたサプライサイド政策から、新しい価値観に基づく需要創造に向けた戦略投資へと転換していくべきである。

ただし、政府による戦略投資だけで継続的に需要を作れるとは考えていない。政府による支援により、民間企業が安全志向の経営姿勢に陥ることなく、新しい需要創造に向けた発想・創意工夫、イノベーションにより継続的な雇用の創出、賃金の上昇につなげていくことにある。

図表 1-16 産業別労働者数の変化（2000 年→2019）



出所：厚生労働省、UBS

## (2) 高圧経済・労働流動化による賃上げ（詳細は第5章）

日本における経済の好循環は、①企業による労働者還元の弱さ、②家計の貯蓄性向の高まり、の2点によって妨げられてきた。この対応に主眼を置いた政策対応が必要だ。

企業にとって根源的な賃上げインセンティブは「労働者をつなぎ留めたい・新しく採用したい」という必要性である。日本では賃金のみならず従業員エンゲージメント等の非賃金面での待遇も低い。労働需給の逼迫のもとで、労働者自身のより良い待遇を求めて労働移動を行う、という行動が企業による人材獲得競争を活発化させ、賃金面・非賃金面における労働者還元を促す。しかし、日本ではこの労働市場のメカニズムが十分に機能してこなかった。これを機能させるためには、労働需給の逼迫環境を持続させること：高圧経済政策と、労働市場の流動化につながる改革：日本型雇用慣行などの見直し、の両方を推し進める必要がある。両者は互いにその効果を高めあうものだ。労働需給の逼迫は中途採用者の市場価値を高めて労働移動を促す。労働移動の拡大は、企業が日本型雇用慣行に基づく仕組みを改める誘因になる。逆に労働需給の逼迫がない状態での労働市場流動化は、企業の単なる人件費カットにもつながりかねない。

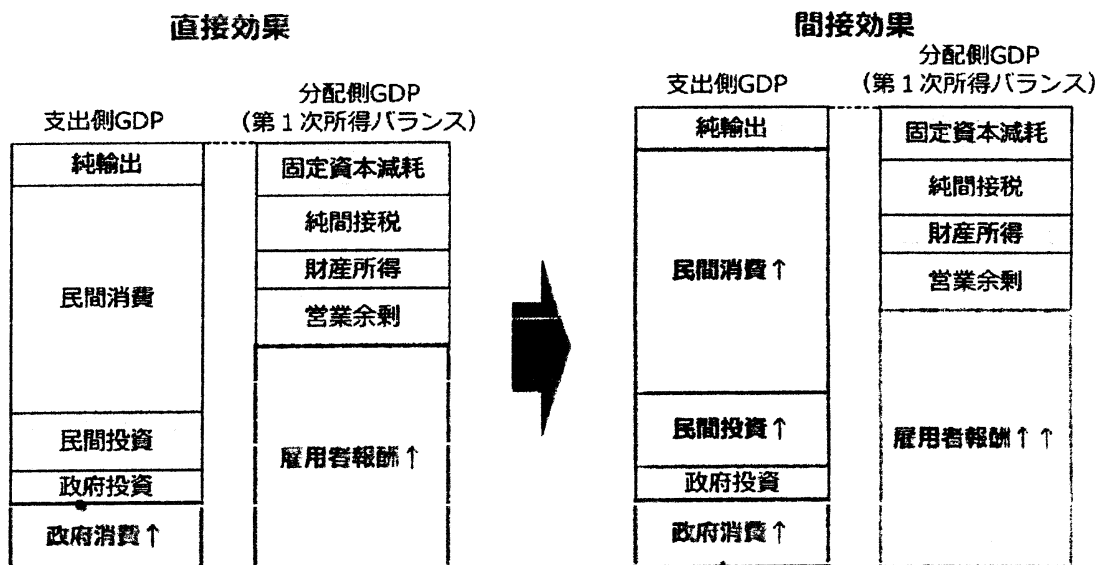
家計の所得増が消費の増加につながるようにするためには、予備的貯蓄動機を低減させる必要がある。予備的貯蓄の根源である将来の経済不安は、主に若年層において雇用環境、壮年層以上では社会保障サービスの低下に起因する。雇用不安は先の労働者還元強化に向けた高圧経済政策＋労働市場流動化が有効なアプローチだ。老後の経済不安を抱える家計にとって、既存制度の公的年金の繰り下げ受給は非常に有用なオプションであるが、利用は広がっていない。繰り下げ選択を避ける誘因となる制度—①繰り下げ受給を選ぶともらえなくなる加給年金や②あらゆる社会保障給付に取り入れられている所得制限—は見直しが求められる。②は「負担能力のある人に多く負担を」という理念で取り入れられているものだが、年金繰り下げで所得が増えることで、医療・介護費の自己負担が急増するという状態を生んでいる。超高齢社会を迎えるにあたり、高齢者が自ら稼いで豊かになる、という選択を妨げる制度は積極的に見直すべきだ。また、繰り下げ中の高齢者就労を促す観点でも、高圧経済政策＋労働市場流動化による労働者待遇の改善は親和的だ。高齢者が長く稼げる経済社会を作ること、現役世代の老後不安を和らげることになり、予備的貯蓄動機を低減させることにもつながる。

(3) 公共部門の賃上げ・雇用増と競争政策の強化 (詳細は第6章)

3. (5) で論じた通り、わが国において、財政破綻の可能性は極めて低い。したがって、パイ (GDP) の拡大を目指すだけであれば、財政支出や減税等の政府債務拡大 (つまり政府以外の資産の拡大) で事足りる。しかし、政府債務の野放図な拡大は、インフレ圧力を生じさせ、場合によっては高インフレと高失業率の併存という、スタグフレーションが発生するおそれがある。そのため、国民生活の維持・向上という観点からは、マクロ経済運営の目的を、物価の安定と「完全雇用」の実現の2つとすべきである。なお、ここでの「完全雇用」は、単に失業率が低いというだけでなく、賃金やその他の処遇も担保された質の高い雇用をできる限りすべての国民に提供することを目指した概念である。中間層の底上げを進めていくうえで、良質な雇用の確保は不可欠であることから、この「完全雇用」の観点が重要となる。

物価の安定と「完全雇用」の実現に向けては、「完全雇用」の実現にダイレクトな財政出動が求められる。その方策として、公共部門雇用者の賃上げ・雇用増が考えられる。これによる直接的な効果として、政府消費と雇用者報酬の両方が増加することになる (図表 1-17)。さらに、増加した雇用者報酬が民間消費の拡大につながるほか、内需全般の拡大を受けて、企業の設備投資も増加するという間接効果が期待される。

図表 1-17 公的部門の賃上げ・雇用増による効果のイメージ図



出所：鈴木研究委員

また、消費や投資といった新たに拡大する民需は、支出側 GDP として捉えられるが、その分配先として、民間雇用者報酬の増加が期待される。公共部門の賃上げと雇用拡大が行われる中であっては、民間部門は雇用流出を防ぐ必要に迫られ、その方策として賃上げがなされると考えられるためである。一口に公共部門と言っても、そこで雇用される職種はスキル面・賃金面ともに多種多様である。それらすべてで賃上げと雇用拡大がなされれば、幅広い民間雇用者が転職を考えるようになり、多くの民間部門で賃上げ圧力が生じることになる。

同時に、競争政策の強化も重要である。公共部門の賃上げ・雇用増により、民間部門でも賃上げに迫られるが、交渉力の弱い中小企業においては、賃上げ分を十分に価格転嫁できない可能性がある。さらに公共部門の賃上げ・雇用増に伴い拡大した民需について、その事業者間での分配が独占力のある大企業に偏れば、付加価値の分配が、投資家等の富裕層に集中するとの懸念もある。従来型の競争政策では、消費者余剰等に着眼した部分均衡分析が中心とされてきたが、マクロの分配構造にも留意した政策運営が求められる。

#### (4) 地域経済循環の改善 (詳細は第7章)

中間層の喪失とその再生を考えるにあたっては、人口と企業活動の地域性に注目する必要がある。過去 10 年のわが国の所得分配状況をみると、主要な格差指標は顕著な悪化をみせているわけではない。それにも関わらず、階層の分離、つまりは中間層の解体が強く認識される一因は人口の東京圏への一極集中に求められよう。所得分布が一定であったとしても、固定費が高騰すると、所得から固定費を除いた裁量支出可能額の格差は大きくなる。加えて、近年、東京圏の経済成長率や平均所得の伸びは全国平均よりも低く、日本経済にとっての **Growth Center** としての役割を喪失しつつある。東京圏への人口集中は成長の観点からも限界を迎えている。

中間層の再生と日本経済の成長のためには、人口・経済活動の地理的分散が求められる。その一方で、人口分布は経済活動の結果であって原因ではない点にも注意しなければならない。人口増加率と経済成長率の関係はそれほど明確なものではない。

地域間の経済・資金循環を概観すると、東京以外の多くの地域において資金の地域外流出が生じていることが認められる。資金の東京への集中は、地域経済の規模を縮小させるのみならず、本社機能の地方への「販売」を所得源とする東京自体の停滞をも招いている。地方経済の資金循環は「穴の開いたバケツ」に例えられる。財政支出は穴の開いたままの

バケツに水を注ぐことよりも、その穴を埋めるために用いられなければならない。

地域からの資金流出要因は多岐にわたるが、本編では<消費><投資><本社機能>の三点に絞って地域内循環回復のための施策を提示している。三者は密接に関連している。

消費収支の回復には、その域外流出を防ぐとともにビジネス・観光消費の流入を促す消費の場としての中心市街地の活性化をめぐって基礎自治体へのさらなる支援を行うべきだ。中でも個店や地域企業によって経営される店舗の集積を促進する必要がある。さらに、資産保有者であり消費主体となる中高年層・高齢者の移住のハードルとなっている国民健康保険制度のさらなる改革が求められる。

資産・所得が地域内に投資される環境を整えるにあたっては地域金融機関（地方銀行・信用金庫・信用組合等）が大きな役割を担う。これから返済が本格化するコロナ関連融資の債券譲渡を進めることで、地域金融機関のリレーションシップ・バンクとしての機能回復を支援する必要がある。加えて、狭義の ESG 投資に限定されない地域経済再生へのインパクトを指標とした新たな価値観に基づく投資を金融機関・各地経済団体とともに後押しすることで地域内再投資を通じた資金循環の改善を目指していくべきである。

少なからぬ都市圏において、地域内に本社機能が乏しいことが最大の資金流出要因となっている。その改善には、本社または本社機能の地方移転促進税制の充実とともに、地域企業・自営業者の経営拡大が欠かせない。各地域での中心都市への公的投資の促進や中心市街地活性化は、長らく続いてきた地域経済の縮小の中で毀損した、地域企業・自営業者の経営支援の側面を重視しながら進められる必要がある。さらに、地域の中小企業間のアライアンスを通じた系列・下請けからの脱却を進めるための行政・金融機関・大企業からの資金・人材両面からの支援が求められる。

地方創生は地域経済の再生なしには果たされない。そして地域経済の再生は日本にとっての成長政策でもある。さらに自然災害やテロ等の脅威に鑑みても経済拠点の分散化は経済的な安全保障戦略としての側面もあわせもっている。これらの目的を達成するために、高圧経済を活用した労働力移動の活性化、女性の安定雇用を内包する公的雇用の拡大は欠くことのできない前提ともなろう。財政支出は無限に行うことができるわけではない。そこには供給能力・インフレーションという限界が存在する。だからこそ、生産性の成長余地を残す地方経済の立て直しを通じた供給サイドの強化（生産性向上）のための戦略的需要政策（財政支出）の活用が求められる。

## 5. まとめ

本報告書は、わが国経済における長期低迷の構造的要因の解明とその打開策について検討してきた内容を取りまとめたものであり、エグゼクティブ・サマリーである本章では、報告書全体の内容を概観してきた。様々な観点から検討を行ってきたが、従来のマクロ経済に関する考え方を抜本的に改める必要性を再認識させられた。また、新たなマクロ経済運営を展開していく中で、企業においても、様々なイノベーション創出に向けた投資の拡大や、賃上げや処遇改善、労働市場の流動化につながる自社制度の見直し等の進展が期待される。

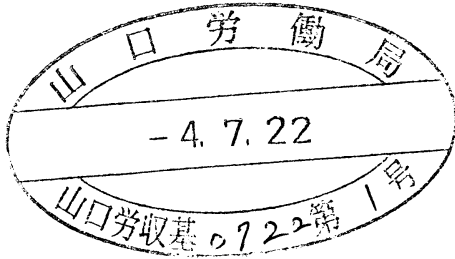
2020年代に入り、コロナショックやロシアによるウクライナ侵略が相次いで起き、これまでの人々の価値観に大きな変化をもたらし、国際的な秩序をも揺るがす状況となっている。いかなる事態になったとしても、国民生活の維持・向上には、盤石なマクロ経済運営が不可欠である。この報告書が、そうしたあるべきマクロ経済政策をめぐる議論に一石を投じるものとなることを期待したい。そしてなにより、読者諸君の視野を広げ、理解を深める一助となれば幸いである。

2022年7月22日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口労働局  
局長 名田 裕 様

山口県労働組合総連合  
議長

山口県労働組合総連合非正規  
部会長



「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第33号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、下記の通り山口県労働組合総連合及び山口県労働組合総連合非正規部会の意見を述べます。

#### 記

#### 1、意見の趣旨

- (1) 山口地方最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくこと。
- (2) 最低賃金の決定にあたっては、地域（地方）間格差に配慮し、都市部との格差是正に最大限の配慮をすること。とりわけ、中央最低賃金審議会の目安答申によるランク制度Cに位置づけられる山口県については、目安答申を大幅に上回らない限り格差が広がり続けることを考慮願いたい。
- (3) 地域間格差は、地域経済の格差を生み出すことにもつながることから、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (4) 最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うこと。
- (5) 最低賃金の改定に関わる審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開すること。議事録を速やかに公開すること。
- (6) 最低賃金決定への意見陳述の時間の大幅な拡大と多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を設けること。

#### 2、意見の内容

- (1) 2022年度の山口地方最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。また、最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めていただくことについて

① 最低賃金時給を直ちに1,500円以上を実現することについて

山口県労連は毎年2月、青年の参加で「最低賃金生活体験チャレンジ」を実施しています。今年は2月1日～28日の間、山口県最低賃金時給857円、月額148,946円(857円×173.8時間)から税や社会保険料を差し引いた月額121,314円での生活に挑み、参加者20名(平均年齢26.53歳)から報告がありました。報告のあったチャレンジャーの平均支出額は月額174,939円となり、山口県最低賃金を大きく超える支出となりました。昨年に引き続きコロナ禍で必要最小限の支出に抑える傾向もあり、コロナ禍以前(2019年の192,400円)よりは低額となっています。最低賃金月額と平均支出額との差額25,993円を時給に換算すると149円となり、最低でも時給1,006円が必要となります(参考までに、月労働時間を所定内平均労働時間に近い150時間で換算すれば時給1,166円が必要)。

山口県労連は、2019年5月に山口で普通に暮らしていくための費用はどのくらい必要かについて試算する「最低生計費試算調査」(25歳単身)を発表しています。月額241,740円が必要との結果となり、山口で月に173.8時間働くことと仮定した場合の時間給は1,391円となりました(月150時間で割れば時給1,612円)。「最低生計費調査」は、暮らしていくために必要なものをゼロから積み上げていくマーケットバスケット方式を採用しており、「まともな」「普通の」「最低限の」「人並みの」生計費を算出するものです。これに対して「最低賃金生活体験」は、与えられた月額で暮らしていくことができるかどうかを実際に体験して明らかにするものであり、生計費を明らかにするものではありません。「なんとか」「かつかつ」「ぎりぎりに」がんばったけれども、こういう結果になったという調査です。算出された時給よりもチャレンジャーの声が重要です。再度の調査は行っておりませんが、この間の物価上昇を考えると生計費も上昇していることは否めません。(資料1「2022最低賃金生活体験チャレンジ」参照)

調査で明らかになったのは、山口県の最低賃金ではまともに暮らしていくことが出来ないことであり、支出との差額を加えた時給1,006円でさえ、将来展望をもてないばかりか、「自助」さえもままならない、その日暮らしの賃金に過ぎないという、あまりにも低すぎる最低賃金の実態です。

賃金は生計費原則が第一に重視されなければなりません。最低賃金としてふさわしい賃金は最低生計費でなければなりません。県労連が掲げる最低賃金時給1,500円以上をめざすことは切実な要求であり、要求の根拠はこの2つの調査にあります。

景気低迷のために最低賃金引き上げの凍結を求める声や、雇用維持のために賃金引き上げ凍結は仕方ないという声もあります。しかし、コロナ禍で明らかになったのは、日本社会の脆弱性であり、非正規労働者の拡大、低賃金の蔓延による格差と貧困が進行してきたところにコロナが追い打ちをかけたというべきです。

その要因の一つに諸外国に比べて、これまであまりにも低すぎる日本の最低賃金の問題があります。

いま、コロナ禍のもとで、最低賃金近傍で働いている労働者は、もともと蓄えのないものも多く、暮らしは改善どころかさらに厳しい状況となっているのが現実であり、生活維持・向上こそ求められています。感染拡大を防ぐために奮闘しているエッセンシャル・ワークの労働現場の多くを支えているのも最低賃金近傍で働く非正規労働者です。総務省「労働力調査」によると、非正規労働者数は2016年に2000万人を超え、2018年には2120万人と増加しており、雇用労働者に占める非正規雇用の割合はここ数年4割弱で推移しています。コロナ禍だからこそ、最低賃金制度は最低生計費を保証する時給1,500円以上に引き上げることで、8時間働けば誰もがどこでも人間らしく暮らせる社会、基本的人権など生存権が守られる社会に変えていくことが求められています。こうした賃金底上げこそ、内需を喚起し、雇用を維持・拡大することにつながります。また、非正規労働者数の増加と低賃金が「少子化」の要因となり、日本の将来を危うくさせていることは明白です。主たる生計者が非正規労働者であるという事



態が普通に存在するもとの、将来にわたって労働力を再生産できる賃金、早急に時給 1,500 円以上を確立することが急務です。

### ② 最低賃金引き上げ実現のための中小企業・小規模事業者への実効ある支援策

一部の大企業は内部留保として儲けを蓄積していますが、多くの中小企業は最低賃金を引き上げるだけの支払い能力がないとの声があり、実際に引き上げは厳しいものがあります。また、人手不足と地域経済の疲弊に苦しむ中小企業にとって、最低賃金の引き上げには相当の覚悟が必要です。一方で、非正規労働者をはじめ多くの低賃金労働者の生活、命と健康が脅かされているのも事実です。

コロナ禍のもとで、休業手当を補助する雇用調整助成金の日額上限が 8,330 円から 15,000 円に引き上げられました。このことは、時給 1,000 円では暮らせず、1,800 円は必要だと政府も暗に認めたに等しいと考えています。こうした雇用調整助成金の改善と同様の積極的な施策が、最低賃金引き上げにも必要です。山口県内における 2019 年度の業務改善助成金の申請が 7 件で決定が 5 件であったと聞いていますが、あまりにも少なすぎます。最低賃金は企業の支払い能力の前に生計費こそ考慮すべきであり、それが実現できるように中小企業を支援していくことこそ国の責務であるはずですが、政府が有効な中小企業支援策を打ち出していないことが、最低賃金引き上げに対する抵抗となっているのではないのでしょうか。私たちも、労使ともに力を合わせ、国に対して「最賃引き上げに伴う中小企業への直接支援」や「最低賃金引き上げに伴う社会保障費への補助」などの施策をとるよう働きかけることが必要だと考えていますし、使用者側のみなさんも国に対して意見を上げていただきたいと考えています。

### ③ 最低賃金引き上げとジェンダー平等の課題

上述した①と②で、最低賃金引き上げが、貧困と格差解消などの社会政策として、また、内需拡大・雇用維持・地域経済の活性化などの経済政策として求められていることを指摘しました。

日本国憲法第 13 条は、「すべて国民は個人として尊重される」と定めており、一人ひとりが独立した個人として生活できることを保障しています。しかし、日本の最低賃金額は、暮らせる水準（生計費）に届いていません。求められる賃金水準は「8 時間働けば普通にらせる賃金」水準です。

課題の一つとして、最低賃金引き上げがジェンダー平等の観点からも求められていることを指摘します。背景には、子育てや看護、介護、福祉などのケア労働に対して、「家事労働的な仕事」であるから、賃金が低くてもよいというジェンダーバイアスのかかった考え方があるのではないのでしょうか。そのことが、今回のコロナ禍で、くっきりと明らかになっています。とくに、医療、介護、保育、福祉の分野で働く労働者は、新型コロナウイルス感染拡大のもとで、感染の危険ととなり合わせとなる緊張感、感染拡大の収束が見通せない不安感の中で、必死で、患者や入所者、子どもたちのために、長時間過重労働を強いられながら働いておられます。それなのに、非常に低い賃金水準におかれています。

「主たる家計の担い手のとして夫とその妻子」という世帯モデルのもとで、女性の賃金を「家計補助的賃金」「副収入」と位置づける考え方が根強く残っているのではないのでしょうか。日本の最低賃金が低額な背景には、こうした家父長的な考え方の風潮、女性を「家に帰属する存在」と見て、「生計者」として見ない悪しき慣習が残存しているものと思われます。

こうした悪しき慣習は、「女性の活躍」が叫ばれる昨今、早急に改善されなければなりません。「最低賃金 1,500 円」は、まさにジェンダー平等の課題です。

(2)「地域間格差」の是正、(3)「全国一律最低賃金制度」を創設するための働きかけについて

東京を中心とする首都圏や大都市部への人口流出がとまりません。首都圏に限らず、山口県は広島県と福岡県という大都市に挟まれた条件の下、これら他県への人口流出に歯止めがかからず、山口県の地域経済に深刻な影響を与えています。山口県内における働く場所の確保とともに、最低賃金の大幅引き上げ、地域間格差の是正は、県外への人口流出を食い止めるもっとも有効な手段であると考えます。また、都市部から地方へ戻ってくる際にも、最低賃金の地域間格差の是正は有効な手段であり、コロナ禍のもとでの都市部の「3密」回避にも役立ちます。「全国一律最低賃金制度」のような、全国の最低賃金が格差のないものであることが地方の活性化につながります。

中央最低賃金審議会がA～Dランクに位置づけて発表する「目安答申」のランク間の格差を維持していたのでは、地域格差はなくなるどころか拡大する一方です。現に、次の「東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移」のとおり、Bランクの広島県とCランクの山口県との格差は2005年に7円であったものが、2020年には42円に拡大しています。東京都と山口県の格差は2005年時点で72円から2021年時点で184円へと112円も拡大しています。2020年の現時点で、東京都と山口県の年収の差は38万8,608円にもなります。「目安答申」を大きく上回る最低賃金の決定がない限り、都市部と地方の賃金格差は是正されません。政府目標の「加重平均で早期に1,000円」としても、山口県の最低賃金は1,000円未満のままで、この問題は解決されません。

東京及び山口県近隣の他県における最低賃金の推移 (円)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2021年	2021年－2005年
東京 (A)	714	821	907	1013	1041	327
島根 (D)	612	642	696	792	824	212
岡山 (C)	644	683	735	834	862	218
広島 (B)	649	704	769	871	899	250
山口 (C)	642	681	731	829	857	215
福岡 (C)	648	692	743	842	870	222
東京と山口の格差	72	140	176	184	184	112

地域間格差を容認する根拠として「生計費」があげられています。しかし、山口県労連も実施した全労連「最低生計費試算調査」の結果からも、25歳単身で全国どの地域でも時間額約1,500円(月150時間換算)は必要であるという結果が出ています。2019年には東京都、今年度は大阪府の結果も発表されています。これによれば、都市部と地方都市の生計費は、消費支出項目によって地域により違いがあるものの、結果としては相殺されて、最低賃金の格差ほどに大きな隔たりはなく、実質的な生計費は都市も地方も変わるものではないことが明らかになりました。「生計費」は、地方の最低賃金が低いことを妥当とする根拠にならず、ランクの解消と「全国一律最低賃金制度」創設の必要性を明らかにしています。また、コンビニエンス・ストアなど、同じ仕事をしているのに地域によって賃金が異なるということも理解できません。

私たちが求めている「全国一律最低賃金制度」の確立には、「最低賃金法」の改正が必要です。法改正は、地方最低賃金審議会でも求められている審議事項でないことは十分承知していますが、法制度が矛盾を引き起こしている以上、地方最低賃金審議会でも最低賃金の「地域格差」是正について議論する過程で、根本的な解決方法としての「全国一律最低賃金制度」を議論することも必要ではないでしょうか。その

議論の公開も有益だと思われます。

「地域別最低賃金制度」は、世界的に見ればその国に特殊事情（広大な国土や多民族国家、連邦・州国家など）がある場合が多く、世界の大半が「全国一律最低賃金制度」となっています。日本のように国土が狭く、交通も発達している国では、地域別最低賃金はふさわしくなく、むしろ弊害が大きいと考えます。

（４）最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うことについて。

① 最低賃金生活体験、最低生計費調査から

県労連は、これまでの「最低賃金生活体験チャレンジ」や「最低生計費調査」の取り組みを通して、現行の最低賃金では到底まともな暮らしはできないことや、逆に普通の生活を送るためには時給 1,600 円以上の賃金が必要であることを検証してきました。そうしたなかで、私たちは山口地方最賃審および山口労働局長に対してこれまで「直ちに時給 1,000 円以上、早急に 1,500 円以上」を実施することを求めてきました。

こうした私たちの要求に対して、使用者側からは、例えば日本商工会議所は「最賃の引き上げは中小企業の経営を直撃し、雇用や事業の存続自体を危うくすることから、地域経済の衰退に一層拍車をかけることが懸念される」旨を表明しており、毎年の方最賃審や専門部会の議事録からも使用者側から同様の主張がされていることがわかります。しかし、実際に「最賃の引き上げがどのように雇用情勢を悪化させ、地域経済を衰退させているのか」という主張の根幹部分に係る科学的データ、いわゆるエビデンスについては、これまでの最賃審等の議事録を確認する限り示されたことはありません。

内閣府の「消費行動調査」においても「GDP の 6 割を占める個人消費の動向が景気を左右し、消費を増やすためには給与所得の増加が必要」としていることから明らかであり、県労連も「最賃をはじめとした賃金の引き上げこそ地域経済の再生・活性化につながる」ことを主張しています。2000 年以降の先進国の賃金の引き上げの状況を見ると、米・英・独・仏各国とも 1.5～6 倍になっているのに対して日本だけが 1.04 倍とほぼ横ばいで同期間での「経済成長率」も同様となっています。

② 最賃引き上げによる経済活性化から

県労連では、最低賃金引き上げによる“具体的な”効果として検証するために、「最低賃金に関する基礎調査（厚労省）」、「就業構造基本調査（総務省）」等を資料に、最賃を 1,500 円に引き上げた場合の消費支出への影響を分析しました。総額 3729.3 億円の賃金増で社会保障費が 1010.6 億円増となり、賃金増加額のうち 77.8%が消費に回り 2557.7 億円の消費支出増となります。この支出増を山口県統計分析課による産業連関表に基づいた分析ツール等の公的資料に依って経済波及効果を試算すると、生産誘発額 2811.9 億円、粗付加価値誘発額 1879.6 億円、雇用者所得誘発額 714.5 億円、雇用者を 18,750 人誘発します。また、国税は 216.2 億円、地方税が 137.2 億円の合計 353.4 億円の増となり、県内総生産の 4.4%押し上げが見込まれる結果となりました。

最賃審議会では、専ら中小企業の生産性を向上させることが、最賃引上げの大前提のように語られます。しかし、政府の用意する生産性向上のための業務改善助成金の活用件数は少なく、中小企業が求めるものとはなっていないことは明らかです。そもそも、サービス業においては、賃金こそが生産性を決定します。低賃金のままでは、生産性は上がりません。解決すべきは中小零細企業の収益性の低さであ

り、なぜそのような事態となっているのかを分析し、改善する政策を提示することです。都会に流出する、ヒトとカネ。コロナ禍で大幅な人の移動や経済活動が制限されるなかで、自らの足元を見つめなおし、地域経済をどう循環させていくかを考えることが必要です。時給 1,500 円は、確かに高い壁かもしれません。しかし、働いて賃金を得て生活する労働者にとっては、最低限の生活を送るために必要な金額です。時給 1,500 円を実現することにより、経済の好循環が生まれれば、県内企業にとっても売り上げ増などの収益性向上に向けた第一歩となることは確実です。経済活動を活性化させようにもヒトもカネも動かさないようでは現実性はありません。

以上、最低賃金の引き上げによる経済波及効果によって生産性を向上させ、県内経済の好循環が生み出されることを前提とした審議を行うよう求めます。

#### (5) 審議過程の完全公開、(6) 多様な職種の意見陳述の機会確保について

最低賃金が低いがゆえに、憲法が保障する基本的人権としての生存権が脅かされることがあってはなりません。社会政策の一環として、労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」(憲法 25 条)が保障できるよう努めることは国の責務です。そのナショナルミニマムとしての最低賃金の決定は、最低賃金の適用を受ける労働者・国民にとって、非公開の場で決定されるべきではありません。最低賃金審議会は公開が原則です。原則公開を非公開とするには、なぜ非公開とするのか説得力のある説明が求められます。「静謐な環境のもとでの率直な意見交換」では説明にならないのではないのでしょうか。逆に「責任ある科学的な発言とはならない」のではないのでしょうか。しかし、肝心の実質的な審議が行われる専門部会が非公開のままとなっているのが現状です。山口県では一昨年度から各専門部会における審議の概要を閲覧することが可能となり開示の対象も広がっており評価するものですが、あくまでも概要であり、審議の内容や経過を検証することは事実上困難です。昨年度も非公開の審議において実質的な決定がされています。異議申し立ての期日までに議事録が全面公開されるわけでもなく、率直な異議申立のためにも専門部会の公開が求められます。公開により、最低賃金の水準または最低賃金のあり方についてなど、有益な結果をもたらすことも期待できます。少なくとも本審、専門部会に係る議事録の開示(たとえば H.P.での公開など)、最低でも専門部会審議の概要(速報)の複写などは実現すべきです。

同時に、最低賃金に貼り付いた非正規労働者が増えているもとの、その声をいかに審議会にとどけていくかが求められています。多様な職種の意見陳述の機会確保とそれに伴う時間の確保ともに、「答申」に対する異議申し立てへの意見陳述の機会も当然設けるべきです。

最後に、私たちが切望する最低賃金は全国一律に「ただちに時給 1,500 円以上」及び、「引き上げで地域経済の好循環を」という願いを真摯に受け止めた議論をお願いするとともに、審議会(専門部会)の議論が私たちにとって身近なものになることを切望し、意見とします。

以上



# 2022年

## 最低賃金生活体験

### チャレンジ

#### 憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

#### 最低賃金法第1条

この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

山口県労働組合総連合(山口県労連)

## 1. 最賃生活体験の実施について

山口県労連は2022国民春闘で、「賃金底上げで地域活性化をめざす」として最低賃金要求を『ただちに時間額1,000円、めざそう1,500円』とかかげました。この方針に基づいて最低賃金による生活を体験し、現行の最低賃金が憲法25条・最低賃金法第1条の主旨にのっとって生活を保障しているかを検証しました。

この最賃生活チャレンジは、2002年から春闘の時期にあわせて実施しており、今年で21回目となります。

## 2. 最賃生活体験の実施方法

### (1) 山口県の最低賃金は857円。

厚生労働省の月平均所定労働時間である173.8時間(※)を労働時間として得られる賃金額としました。

(※週40時間÷7日×365日÷12月=173.8095・時間 ⇒173.8時間)

$$857円 \times 173.8時間 = 148,946円$$

### (2) 賃金から差し引かれる所得税等の金額は次のとおりとしました。

・所得税	1,793円		
・住民税	4,003円		
・社会保険料等	21,836円	合計	27,632円

### (3) 月額賃金148,946円から、所得税等の合計額27,632円を差し引いた121,314円で生活体験を実施しました。

## 3. 最賃生活体験チャレンジ

### (1) 実施期間

2022年2月1日～28日までの28日間

### (2) チャレンジャー

・今年のチャレンジャーは20名  
(男性：12名・女性8名 平均年齢30.6才)

・組織の内訳は次のとおりです。

・自治労連	17名	・高教組	1名
・山農労	1名	・山口地域労連	1名

# 2022最賃生活体験結果

2月の賃金 148,946円 (時間給857円×173.8時間)

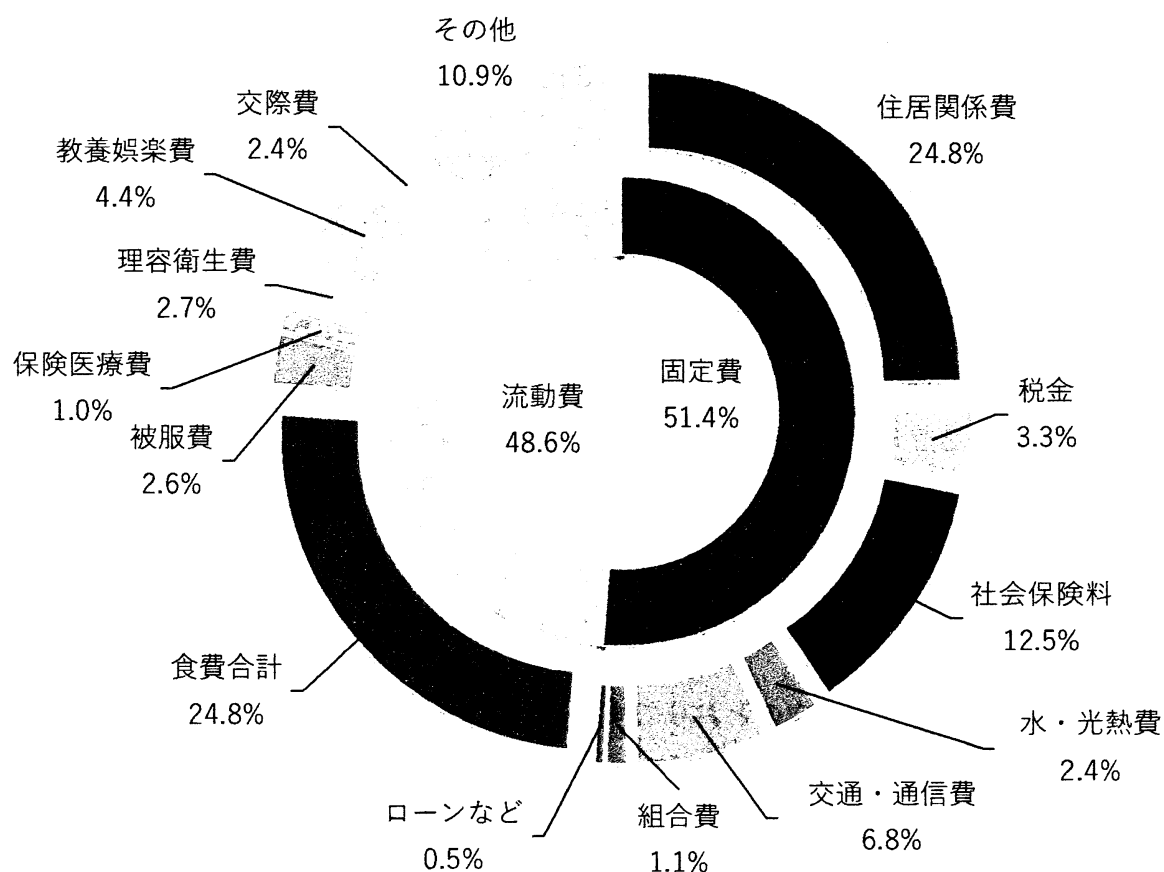
※173.8時間=厚労省の平均所定労働時間

今回の生活体験平均額 (結果)

チャレンジャー20名

固定費		流動費	
費目	金額	費目	金額
住居関係費	43,384	食費計	43,372
税金	5,796	被服費	4,484
社会保険料	21,836	保険医療費	1,698
水・光熱費	4,207	理容衛生費	4,662
交通・通信費	11,875	教養娯楽費	7,622
組合費	1,952	交際費	4,179
ローンなど	850	その他	19,022
固定費計	89,900	流動費計	85,039

支出合計 174,939円



今回の最賃との差額は 25,993円 (平均)



これを時間給に換算すると **149円**  
(25,993円÷173.8時間)

**時間給1006円** (857円+149円)

は必要という結果となりました

◇最低生計費調査基準の所定内労働時間に近い150時間で換算してみると

2月の賃金は128,550円(857円×150時間)

今回の生活体験平均支出合計 174,939円-128,550円=46,389円

これを時間給に換算すると **309円** (46,389円÷150時間)

最低でも

**時間給1,166円**(857円+309円)が必要という結果になります。

◇山口県労連では、毎年最低賃金生活体験をおこなっています。

厚生労働省の平均所定労働時間である173.8時間で集計をおこないました。



## 山口県最賃引き上げ状況

年度	時間額	引上げ額
1997	610円	13円
1998	623円	13円
1999	627円	4円
2000	632円	5円
2001	637円	5円
2002	637円	0円
2003	637円	0円
2004	638円	1円
2005	642円	4円
2006	646円	4円
2007	657円	11円
2008	668円	11円
2009	669円	1円
2010	681円	12円
2011	684円	3円
2012	690円	6円
2013	701円	11円
2014	715円	14円
2015	731円	16円
2016	753円	22円
2017	777円	24円
2018	802円	25円
2019	829円	27円
2020	829円	0円
2021	857円	28円
2022		

**143円** の引き上げで  
時間給 **1000円** に！

**643円** の引き上げで  
時間給 **1500円** に！

## 2022最賃生活体験 チャレンジャーからの声

○1日 2,441 円までは使用できるため、全く使わない日もあるから、決算は±0 くらいにはできるかなとは思ったけど、食事だけで半分以上(1,400 円)使うことにもなるし、自由に使えるお金は少なかったのだなと計算してみて感じた。今月はコロナ感染拡大もあり、外出や友人等の会食をひかえたり、美容院を延期したりであまり出費は多くはなかったのかなと思っていたが、赤字だった。毎月、赤字が続くのはきついなと思う。最賃生活に挑戦してみて、買うのを少しひかえようかなと思った物もあったため、自由に好きな物を購入できないという気持ちも感じた。その気持ちが継続していくことや赤字の継続は精神的にも苦しいと思うので、最賃が少しでも引き上がって、少しでも幸せな気持ちを味わえたら良いなと感じた。

○2月はいつも通り生活をして、実質節約が全くできませんでした。とくに食費はストレスが多いとせめておいしいものが食べたいと思うので。コロナが流行しているため、職場で外食が原則禁止となり、外食をしていないことや宴会は禁止なのでそういったことでは費用が掛からなかったと思います。

最賃だと、貯金が出来ない。生命保険に入れない。自動車保険に入らない人が増えて、無保険車が増える懸念あり。切り詰めれば日々の生活は出来るが、耐久消耗品を買うお金が出せない。教育や保育にお金がかかると子供を育てることは困難。日々の生活を補い、遊びの金や老後の資金を捻出するためには、本業以外の時間にアルバイトなどをするしかない。そうすると、自分の休憩や睡眠時間を削ることになる。病院に行く時間がない。家族の世話をする時間が取れない。自分の健康管理が出来ず、資本である健康体を損なうと、生活保護を受給することになる。

今回は美容院での支出が響きましたが、最賃なら化粧品と美容院はなし。これらは0円でも生活はできます。また、服もただでもらうと思います。自動車は免許取得も維持もお金がかかるので、50ccの原付で移動すると思う。携帯電話はさすがに必需品。老後仕事を辞めたらそんな生活をせざるを得ないと思っています。

○1ヵ月の支出可能金額に対し、1ヵ月の支出額大幅に超えていた。2月は外食もせず、買い物もほとんどしなかった為、最低賃金で生活するにはかなり切り詰めて生活しなければ難しいことを体験できた。

## 2022最賃生活体験 チャレンジャーからの声

- コロナで遊びに行けないので、思ったより支出がなかった。でも、マイナスなので、最低賃金だと自由な生活はできないと実感した。娯楽や教養を得るには最低賃金だと難しいこともあるかもしれないと思った。
  
- 前回参加した際、最賃は低すぎると言わせんがための極めて恣意的な支出と収入の考えかた（備蓄や奢られは支出にカウントするのに、ギャンブルの払戻金など臨時収入はカウントしないなど）について、いかがなものかとコメントしたが、まったく改善されていないのは残念だった。現状の最賃が、フルタイムで働いても、それだけで生計を立てるのは難しい額であるのはまったくそのとおりだが、そもそも最賃とは文字通り、最低の賃金（賃金の最低ライン）であり、最賃での雇用が当たり前のようになっていることが問題である。  
それはそれとして、今回普段はない額の大きな買い物をしたことを差し引いても、大幅に収支が赤字となっており、最賃水準での生活というのはかなり厳しいものであると感じた。
  
- 図書購入や食費以外はあまり支出しなかったが、家賃、光熱通信費、奨学金の返済など一定の固定費がある中で、決算額がマイナスになってしまった。  
2月は、健康医療費の支出がなかったが、慢性的な通院や新型コロナなどで治療した場合、更なる支出が予想される。  
食費、図書購入費、交際費を切り詰めれば、短期間の生活は可能かもしれないが、最低賃金の収入で貯蓄を増やしていくことは、困難であり、未来を考えた生活をしていくことは厳しいと感じた。
  
- コロナ禍というのがありますが、めったに外出をせずとも喫煙者の自分は毎日たばこ代で支出が発生します。非喫煙者の人でも普通の生活に交際費等の外出時の費用が重なれば毎月の手取りではやりくりできないと思います。貯金をしようにもなにかを引き換えに削らなければいけないのは厳しいです。少しでもゆとりのある生活にするにはやはり最賃の引き上げは必要だと感じました。
  
- 今の給料でかつかつの生活なので、最賃で生活すると生きることができなくなりそうです…。またコロナでなかったらもっと遊んだり、飲み会等あったと思うのでかなり厳しいなと思いました。

## 2022最賃生活体験 チャレンジャーからの声

- 決してぜいたくな生活をしている訳でもないのに、この賃金で生活するのは不可能だと思います。最低限必要な固定費だけでなくなってしまう。
  
- 今回、最賃生活体験を行っての感想は、やはり生活は苦しいことである。二回目の体験であったが、前回と同様必要最低限の生活は出来るが、貯金を行う余裕は無かった。物価が上がっていく中で、賃金も上がっていかないと出費がさらに増え、生活が苦しくなってしまうと考える。また、仕事を行う上で、休みの日も充実していないといけないと思うが、その上でお金はある程度必要である。賃金が少ないと何も行えず、仕事のモチベーション低下にも繋がると考える。最低賃金の額を上げることは早急に行わなければならない、定期的に上げていくことも必要と考える。
  
- この賃金では生活できません。もっと安い賃貸の家に引越さないといけないし、食費も削り、外食も難しいと感じた。あと突発的な支出が発生した時はもう死活問題だなど。切実に最低賃金を引き上げ、時給 1,500 円以上への引き上げを願います。
  
- 手取りの賃金(¥121,314)では生活が苦しいと思いました。奨学金の返済もあるとさらに自由に使えるお金や貯金額が減ってしまうので、手取りが増えると生活にゆとりができるのかなと思いました。
  
- 私が最初12万円もあれば人間は生活していけるだろうと思っていました。しかし、いざ1ヵ月生活してみると、私はその考えが浅はかだったと気づきました。食費、水道光熱費、通信費…と日頃親が支払ってくれている費用が、次々と出てきて、1ヵ月18651円しか残らなかったのです。私はこれだけでは生活していけないと実感しました。共済の掛金はもちろん、定期積金の支払をすることも到底できません。ついに私は、毎月行っている趣味の教室の会費500円さえ、もったいないかなと思ってしまいました。これらのことから私は、最賃生活体験に挑戦して、最低賃金では生活していくことができないということがわかりました。一人ひとりがいきいきと生活していくために、最低賃金の引き上げは、これからも要求し続けなければならないことだと私は考えます。

## 2022最賃生活体験 チャレンジャーからの声

- 1ヵ月の貯蓄がとても少ないと思った。コロナ禍で外出が少ないが、今後おさまるとさらにお金を使う機会が増えてくる。給料が上がってほしい。
  
- 毎年参加していますが最賃がだいぶ上がってきたので徐々にマイナスが小さくなってきています。しかしながら未だマイナスで貯蓄等の余裕は全くない状態はなかなか厳しい状況です。
  
- 毎月、とてもカツカツな思いをして生活しているので、こんな苦しい思いをしたくないので、賃上げをぜひよろしくお願いします。
  
- 「最賃生活体験に挑戦」ですが、実際の収入はさらに低いものなので、我ながら情けなくなります。(勤務が火曜日～金曜日で、その間は買い物には行かないので、食費1日1400円で計上していますが、実際はもう少し安いです。) 1年半ばに、雇用終了3月末までを告げられたばかりで、先行き不安な就活の日々でした。履歴書代、面接用の洋服代が予定外の出費でした。ゆとりのない生活なので、もう少し時給が高いとありがたいです。 お給料が安いくせに、日々のお金のことはあまり考えていませんでした。この体験を機に、家計簿をつけ、今後(老後に)備えたいと思いました。
  
- 今回、収支決算で約-3万円になりました。食費に関しては、外食は1回のみです。貯蓄はできていません。これでは生活が厳しい。
  
- 最低賃金生活を通じてこの金額では家賃や水道光熱費、携帯料金、組合費などの固定支出を支払うと残りの自由に使えるお金はほとんどなく、趣味や娯楽に使える金額が限られるため、貯金をする余裕もないと感じた。 また、今回のような短期間のみなら生活できると思うが、継続的に生活するとなると厳しいと感じた。

2022春闘 最賃生活体験集約表

NO	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
男/女	男	女	男	女	男	男	女	女	男	女
年齢	24	26	27	25	23	23	22	23	48	48
税金	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796
社会保険料	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836
食費合計	83,000	43,800	33,000	45,666	23,000	43,500	16,000	39,200	21,821	42,381
住居関係費	25,000	43,000	70,000	43,000	43,000	25,000	40,000	43,000	43,000	49,001
水・光熱費	8,000	0	10,000	0	0	7,000	7,000	0	8,090	14,742
交通・通信費	2,000	11,000	5,000	7,871	10,000	10,000	8,000	6,300	3,564	10,743
被服費	20,000	20,000	0	5,142	0	0	0	15,000	0	0
健康医療費	2,000	0	0	6,057	0	3,000	0	5,500	0	6,181
理容衛生費	0	40,000	0	9,122	0	3,000	0	5,500	596	25,355
教養娯楽費	3,000	5,000	10,000	6,567	0	0	19,359	4,880	0	1,200
交際費	0	26,000	0	0	28,000	2,000	0	0	6,200	2,350
組合費	2,085	0	3,000	0	0	2,090	2,641	2,730	3,106	1,000
住宅ローンなど	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	5,000	50,000	9,817	105,000	0	45,000	0	4,328	18,246
	148,946	193,800	181,000	133,242	209,000	95,590	138,000	122,110	90,705	171,199
支出合計	172,717	221,432	208,632	160,874	236,632	123,222	165,632	149,742	118,337	198,831
最賃との差	▲ 23,771	▲ 72,486	▲ 59,686	▲ 11,928	▲ 87,686	25,724	▲ 16,686	▲ 796	30,609	▲ 49,885

※ 住居関係費等固定支出の記載のないものは県労連で記載

2022春闘 最賃生活体験集約表

NO	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
男/女	女	男	男	男	男	女	男	女	男	男
年齢	33	35	19	27	23	58	42	30	28	27
税金	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796	5,796
社会保険料	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836	21,836
食費合計	42,053	46,896	47,757	64,142	56,000	43,663	33,386	43,887	52,600	45,705
住居関係費	43,000	28,820	43,000	54,843	58,000	43,550	43,000	43,470	43,000	43,000
水・光熱費	0	4,441	0	14,868	10,000	0	0	0	0	0
交通・通信費	8,524	8,378	16,238	8,625	18,611	0	15,322	21,000	29,991	36,351
被服費	0	8,051	7,990	2,560	0	9,950	0	992	0	0
健康医療費	3,590	0	0	0	0	0	0	7,640	0	0
理容衛生費	528	0	0	0	0	1,450	0	4,400	0	3,300
教養娯楽費	500	11,908	48,290	5,931	21,800	632	8,218	1,940	0	3,225
交際費	0	8,000	0	2,927	0	0	0	2,116	6,000	0
組合費	4,468	2,230	2,230	0	2,300	2,230	2,234	2,234	2,234	2,234
住宅ローンなど	0	0	17,000	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	25,071	0	46,137	0	0	27,800	12,050	12,000	20,000
	102,663	143,795	182,505	200,033	166,711	101,475	129,960	139,729	145,825	153,815
支出合計	130,295	171,427	210,137	227,665	194,343	129,107	157,592	167,361	173,457	181,447
最賃との差	18,651	▲ 22,481	▲ 61,191	▲ 78,719	▲ 45,397	19,839	▲ 8,646	▲ 18,415	▲ 24,511	▲ 32,501

※ 住居関係費等固定支出の記載のないものは県労連で記載

# 年ごとの推移

02年～22年 21 回目

	02年	03年	04年	05年	06年	07年	08年	09年	10年	11年	12年
最賃生活体験 チャレンジ人数(人)	12	9	12	17	15	18	15	23	25	28	34
時間額	637	637	637	638	642	646	657	668	669	681	684
2月賃金	101,920	101,920	101,920	102,080	102,720	103,360	105,120	106,880	107,040	108,960	114,912
税金	1,504	690	328	1,996	2,150	2,133	2,250	2,922	2,940	3,149	3,369
社会保険料	14,664	13,799	13,849	12,279	12,286	12,782	14,347	14,117	14,117	14,117	14,992
食費合計	32,694	37,149	33,955	40,745	34,089	42,928	23,305	35,143	37,362	35,098	43,547
住居関係費	22,634	36,023	28,710	29,339	24,822	24,781	25,925	27,981	26,067	32,037	30,397
水・光熱費	5,512	6,352	4,809	9,930	9,847	5,376	10,789	6,370	5,881	6,567	6,626
交通・通信費	9,675	10,963	11,926	4,020	13,389	12,389	15,035	17,474	15,774	16,395	12,197
被服費	3,478	3,305	3,043	2,436	1,578	4,377	1,428	1,790	1,402	4,360	4,394
保険医療費	3,675	3,077	8,231	4,844	6,232	3,982	2,655	2,626	4,796	3,331	5,119
理容衛生費	3,642	2,444	2,461	1,875	1,986	2,637	3,021	3,818	3,251	2,470	4,741
教養娯楽費	8,926	6,968	8,323	9,404	5,204	7,874	6,582	6,018	12,074	6,963	16,687
交際費	6,127	12,406	24,866	7,125	8,043	10,024	15,691	7,303	5,936	10,611	7,074
組合費	1,934	1,185	1,338	2,138	2,254	1,815	2,092	1,252	1,699	1,480	1,884
ローンなど	8,125	667	3,484	2,317	10,998	0	0	2,126	160	0	0
その他	12,596	13,420	12,134	24,148	21,655	13,651	8,490	13,195	10,599	6,498	15,944
支出合計	135,186	148,448	157,457	152,596	154,533	144,749	131,610	142,135	142,058	143,076	166,971
最賃との差	-33,266	-46,528	-55,537	-50,516	-51,813	-41,389	-26,490	-35,255	-35,018	-34,116	-52,059



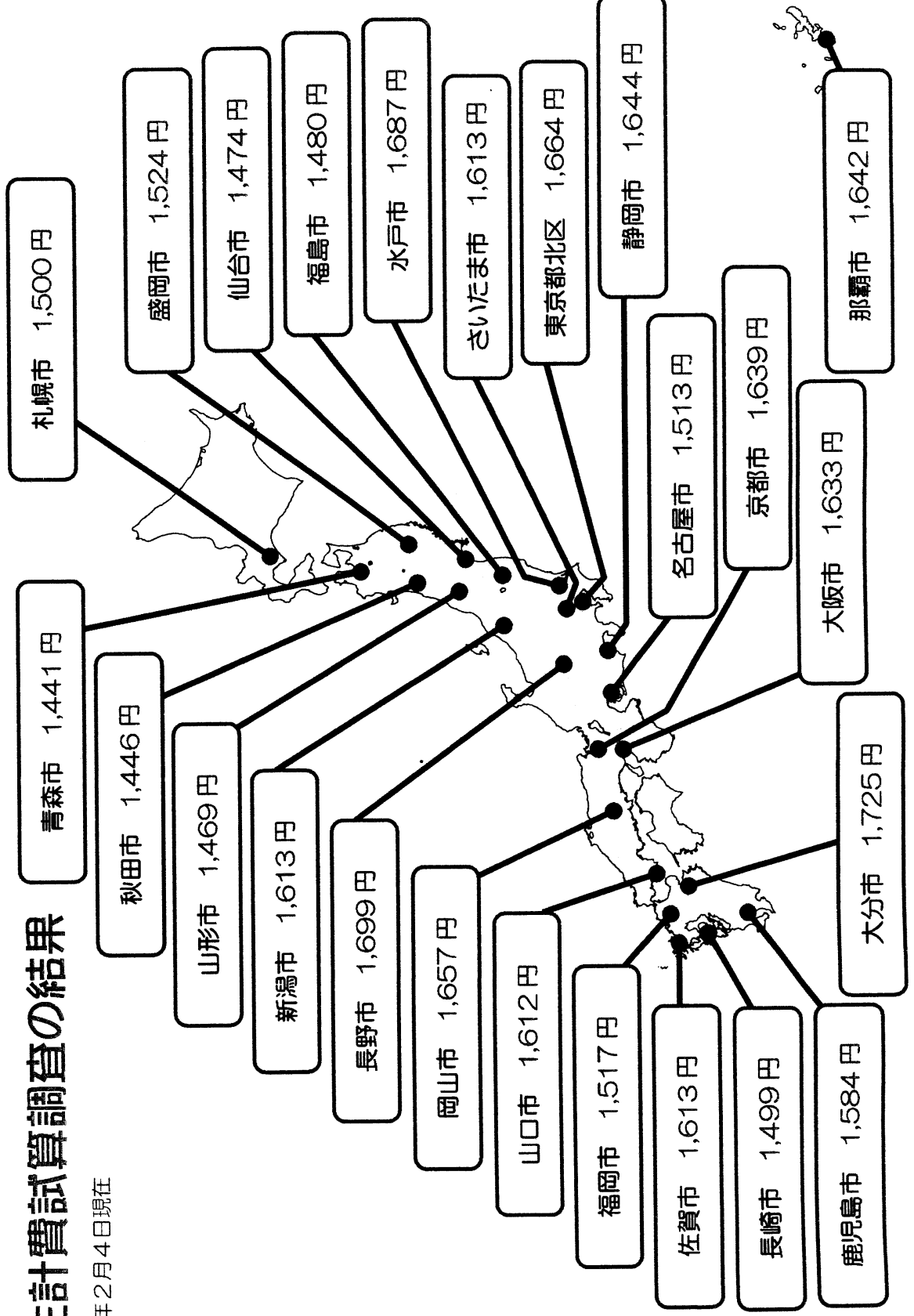
# 年ごとの推移

(2年～22年) 21回目

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
最賃生活体験 チャレンジ人数(人)	23	20	30	18	27	30	23	32	27	20
時間額	690	701	715	731	753	777	802	829	829	857
2月賃金	121,440	123,376	125,840	125,656	132,528	136,752	141,152	145,904	144,080	148,946
税金	3,296	3,390	3,723	4,104	4,495	4,690	5,200	5,908	5,533	5,796
社会保険料	16,417	17,719	17,955	18,237	19,498	19,445	20,643	20,679	20,667	21,836
食費合計	36,510	40,762	42,229	45,075	39,611	37,210	42,190	41,296	37,347	43,372
住居関係費	34,304	42,276	41,041	46,136	42,344	42,314	43,857	46,153	49,495	43,384
水・光熱費	7,976	4,530	3,732	2,602	3,271	3,760	5,605	3,506	4,439	4,207
交通・通信費	18,429	16,513	16,676	18,586	20,730	13,748	15,093	24,405	16,397	11,875
被服費	5,254	2,644	3,619	5,229	3,805	3,393	5,109	5,045	2,189	4,484
保険医療費	2,632	3,644	2,317	4,486	1,928	1,844	1,963	1,840	1,599	1,698
理容衛生費	2,254	1,669	3,809	4,825	3,649	2,819	1,976	4,599	5,749	4,662
教養娯楽費	12,111	9,890	6,379	9,097	6,435	12,540	9,750	9,361	7,238	7,622
交際費	10,809	6,878	12,463	9,572	8,958	6,941	17,498	12,893	3,600	4,179
組合費	2,437	1,713	1,634	1,375	1,759	1,582	1,818	988	1,346	1,952
ローンなど	3,087	463	2,401	961	1,044	4,449	3,985	0	740	850
その他	13,851	21,601	17,468	9,379	8,580	24,571	15,951	15,727	20,933	19,022
支出合計	169,367	173,692	175,446	180,664	166,107	179,306	190,638	192,400	177,272	174,939
最賃との差	-47,927	-50,316	-49,606	-52,008	-33,579	-42,584	-49,516	-46,496	-33,192	-25,993

# 最低生計費試算調査の結果

2022年2月4日現在



最低生計費調査と最低賃金 一覧表

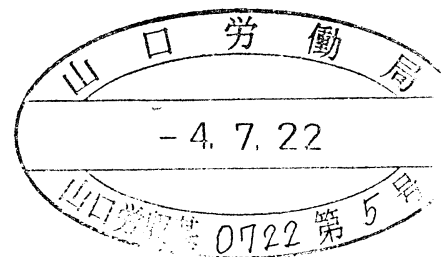
都道府県名	都市名	性別	消費支出										最低生計費		年額 (税込)	月労働時間			最低賃金額					調査実施 時期					
			食費	衣類	住居・光熱	娯楽・文化	医療・薬物	保健医療	交通・通信	教育	娯楽・娯楽	その他	計	支出		非消費 額比率	予備費	税抜	税込	150	155	173.8	2016年		2017年	2018年	2019年	2020年	2021
北海道	札幌市	男	39,991	32,000	10,206	4,071	5,828	4,558	16,660	0	30,068	20,423	163,805	44,878	19.95%	16,300	180,105	224,983	2,659,796	1,500	1,452	1,400	786	810	835	861	861	889	2016年4月
青森	青森市	男	39,977	31,000	8,076	3,664	6,514	2,596	38,342	0	17,950	19,470	162,589	37,294	17.25%	16,200	178,789	216,083	2,592,996	1,441	1,394	1,342	716	738	762	790	793	822	2016年3月
岩手	盛岡市	男	40,083	35,000	9,024	4,216	6,501	2,596	35,697	0	17,533	19,347	173,997	37,367	16.34%	17,300	191,297	228,664	2,743,968	1,524	1,475	1,423	716	738	762	790	793	821	2016年3月
宮城	仙台市	男	40,017	30,000	8,686	3,821	7,095	2,596	38,442	0	17,426	19,333	167,016	37,375	16.90%	16,700	183,716	221,091	2,653,092	1,474	1,426	1,374	748	772	798	824	825	853	2016年3月
秋田	秋田市	男	40,133	34,000	8,260	3,479	6,626	2,596	35,210	0	18,093	19,319	163,216	37,428	17.25%	16,300	179,516	216,944	2,603,328	1,446	1,400	1,348	716	738	762	790	792	822	2016年3月
山形	山形市	男	40,032	30,000	8,695	3,905	5,628	2,596	37,633	0	17,057	20,770	166,317	37,367	16.96%	16,600	182,917	220,284	2,643,408	1,445	1,421	1,399	717	739	763	790	793	822	2016年3月
福島	福島市	男	40,703	37,000	8,715	3,509	6,225	2,596	37,028	0	17,726	19,450	167,952	37,320	16.81%	16,700	184,652	221,972	2,663,664	1,480	1,432	1,380	726	748	772	798	800	828	2016年3月
茨城	水戸市	男	41,967	36,458	7,546	3,265	8,440	1,002	39,959	0	28,534	22,708	179,910	55,177	21.81%	17,900	197,810	252,987	3,035,844	1,687	1,632	1,580	845	871	898	926	928	956	2017年3月
埼玉	さいたま市	男	38,610	32,500	6,867	4,781	6,906	3,366	35,035	0	20,225	23,524	173,524	51,055	21.11%	17,300	190,824	241,879	2,902,548	1,613	1,561	1,509	845	871	898	926	928	956	2017年3月
東京	北区	男	44,361	57,253	6,955	2,540	6,806	1,009	32,075	0	25,577	23,189	179,804	51,938	20.80%	17,900	197,704	249,642	2,995,704	1,664	1,611	1,559	932	958	985	1,013	1,013	1,041	2019年9月
新潟	新潟市	男	39,597	36,000	11,064	3,765	6,951	4,188	30,335	0	14,970	18,148	177,018	47,287	19.54%	17,700	194,718	242,005	2,904,060	1,613	1,561	1,509	753	778	803	830	831	859	2015年12月
長野	長野市	男	41,323	39,625	7,298	4,342	7,522	1,026	29,359	0	26,393	25,225	183,113	53,399	20.96%	18,300	201,413	254,812	3,057,744	1,699	1,644	1,592	807	831	858	885	885	913	2015年12月
静岡	静岡市	男	40,253	36,044	7,559	3,883	7,521	3,255	43,336	0	18,408	18,897	181,897	46,662	18.92%	18,100	199,997	246,659	2,959,908	1,644	1,591	1,539	807	831	858	885	885	913	2015年12月
愛知	名古屋市	男	38,457	45,040	7,510	3,480	8,426	2,186	19,062	0	17,745	21,217	163,083	47,562	20.96%	16,300	179,383	226,945	2,723,340	1,513	1,464	1,412	845	871	898	926	927	955	2016年2月
京都	京都市	男	44,441	41,667	7,419	3,836	5,921	1,137	18,612	0	27,510	27,847	178,390	49,595	20.18%	17,800	196,190	245,785	2,949,420	1,639	1,586	1,534	831	856	882	909	909	937	2019年4月
大阪	大阪市	男	43,727	38,000	5,091	3,780	8,756	4,107	13,769	0	25,553	21,011	173,494	54,157	22.11%	17,300	190,794	244,951	2,939,412	1,633	1,580	1,528	883	909	936	964	964	992	2022年2月
岡山	岡山市	男	40,333	35,417	7,273	4,032	6,575	1,094	33,383	0	25,454	26,842	180,404	50,107	20.16%	18,000	198,404	248,511	2,982,132	1,657	1,603	1,551	757	781	807	833	834	862	2020年7月
広島	広島市	女	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,064	0	26,856	13,756	152,021	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,361	1,310	793	818	844	871	871	899	2016年1月
山口	山口市	男	36,886	33,000	7,245	4,168	6,654	1,091	30,417	0	25,749	19,663	174,873	49,467	20.46%	17,400	192,273	241,740	2,900,880	1,612	1,560	1,508	753	777	802	829	829	857	2019年4月
福岡	福岡市	男	43,686	37,000	7,722	3,697	7,108	1,168	18,613	0	24,739	25,927	161,660	49,776	21.88%	16,100	177,760	227,536	2,730,432	1,517	1,468	1,416	765	789	814	841	841	870	2018年4月
佐賀	佐賀市	男	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	18,836	0	25,964	18,252	176,127	46,045	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	1,561	1,509	715	737	762	790	792	821	2019年12月
長崎	長崎市	男	39,434	38,000	8,109	3,797	7,092	1,174	18,609	0	23,327	27,155	164,737	43,635	19.42%	16,400	181,137	224,792	2,697,504	1,499	1,450	1,398	715	737	762	790	793	821	2019年4月
大分	大分市	男	42,755	38,000	7,560	4,226	4,478	2,248	16,302	0	26,635	23,873	187,077	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,729	1,670	1,618	715	737	762	790	792	822	2021年6月
鹿児島	鹿児島市	男	39,941	34,000	8,101	3,401	5,680	1,181	30,469	0	21,257	23,813	176,843	43,115	18.15%	17,600	194,443	237,558	2,850,696	1,584	1,533	1,481	715	737	761	790	793	821	2019年4月
沖縄	那覇市	男	41,266	30,444	8,764	3,826	5,021	1,142	18,704	0	25,620	23,548	179,439	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,647	1,589	1,537	714	737	762	790	792	820	2020年7月
調査数	25	平均	40,511	37,271	8,034	3,789	6,683	2,323	29,530	#DIV/0!	22,643	21,623	172,412	46,155	19.58%	17,189	189,602	235,757	2,829,080	1,572	1,521	1,469	823	848	874	901	902	930	

2022年7月22日

山口労働局長 殿  
山口地方最低賃金審議会会長 殿

**山口地方最低賃金を時給1500円以上に  
引き上げ、地域間格差を解消し、中小企業  
支援の拡充を求める要請書**

**2727 筆**



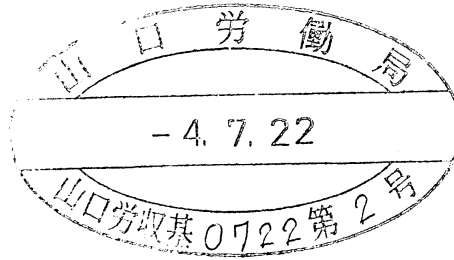
山口県労働組合総連合

〒753-0074 山口市中央4丁目3-3

TEL 083-932-0465 FAX 083-932-0412

2022年7月22日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口労働局長  
名田 裕 様



山口県高等学校教職員組合  
執行委員長

## 「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の 意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第22号に基づき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県高等学校教職員組合の意見を述べます。

### 記

#### 1、意見の趣旨

- (1) 今年度の山口県最低賃金の改正について、少なくとも時給1,000円以上とすること。  
また、時給1,500円以上を早急に実現すること。
- (2) 首都圏・都市部への資本・労働力の集中や地域間格差を是正するため、全国一律最低賃金制度の創設を政府及び中央最低賃金審議会に要請すること。
- (3) 最低賃金引き上げのための、中小企業への支援を強化するよう国に要請すること。
- (4) 最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会と、最低賃金を決定する審議会が非公開とされていることは不当であり、審議の透明性および公平性を高めるために、専門部会を含め、すべて審議の場について完全公開とすること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述について、時間の拡大と多様な職種からの意見陳述の機会及び一人当たりの意見陳述時間を確保すること。
- (6) 異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保すること。

#### 2、意見の内容

- (1) 最低賃金を時給1,000円以上とすることについて

2021年の最低賃金の改定では、前年に比べ全国平均28円の引き上げがあり、全県で最低賃金が800円を超えることとなりました。それでも、1,000円を超えているのが47都道府県中東京都と神奈川県のみで、いまだに37県が800円台となっています。山口県労働組合総連合を中心に取り組んだ「山口県最低生計費試算調査」では、山口市在住、独身25歳が必要とする最低生計費は月額24万円となり、時給に換算すると「1,600円」が必要であることが明らかになっています。また、20年1月30日に県労連が発表した子育て世代に必要な生計費（子ども2人）では、30代で約500万、40代で約620万、50代で約710万という試算結果が出ています。

最低賃金は公務員の初任給や諸手当の他、高卒で就職する生徒の賃金にも大きく影響します。若者が県内で自立した生活を営むために、また若者の県外の流出を防ぎ、

子育て世代が山口県内に定住し、安心して結婚・出産ができる家計を保障するためにも、そして持続可能な財政運営のためにも、こうした県内の実態調査に基づくデータから早急に「時給 1,500 円」、最低でも当面「時給 1,000 円」の引き上げを求めます。

(2) 全国一律最低賃金制度の確立と中小企業支援について

最低賃金の「ランク制」には大きな問題があり、最低賃金が「地域格差」を生じさせるとともに、地域の賃金水準の決定につながっています。格差の拡大は、労働力の都市圏への流出を促し、地域経済の疲弊を助長させます。実際、県内の高卒生の就職状況を見ても、昨年度の県全体の県内就職率は 84.3% で、東部では広島県、西部では福岡県などに流出する傾向にあり、特に岩国地区の県内就職率は 66%、下関地区の県内就職率は 74% と低くなっています。県内定住、人口流出抑制の観点からも、地域間格差を是正する全国一律最低賃金制度の確立こそ求められています。

また、地方の中小企業は、賃上げの必要性は感じながらも、企業の収益と事業の継続性に鑑み、賃上げに対し二の足を踏んでいるのが現状です。中小企業に対する減税や、社会保障費の負担軽減などの支援策を国に要請することを求めます。

(3) 審議会の在り方について

最低賃金の改定に実質的に影響を及ぼす専門部会が公開されていないことは極めて不当であり、地方自治法 115 条に定められた「議事公開の原則」に反します。国民の最低限の権利としての最低賃金決定が密室で行われているということ自体が異常であるにも関わらず、「活発な意見交換ができない」という理由で非公開とすることは、理解できません。また、現在多様な職場・職種で非正規雇用の拡大が進み、最低賃金改正の影響を直接的に受ける労働者が多数存在します。そうした、労働者の声を幅広く反映させるべく、意見陳述の人数や時間の確保を求めます。

県内の多くの労働者の待遇にかかわる最低賃金の改正については、専門部会を含め、すべての審議の場について完全公開を求めます。公開こそが審議会の透明性および公平性を高めるとともに、「健康で文化的な最低限度の生活」（憲法第 25 条）を担うにふさわしい人選がなされているのかどうかを国民・県民が判断することを可能とし、同時に審議会の権威を高めることにつながります。高等学校における主権者教育においても、会議や予算など、その透明性の重要性を生徒に指導しているところです。英断を求めます。

以上

2022年7月22日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口県労働局  
局長 名田 裕 様

生協関連一般労働組合  
執行委員長

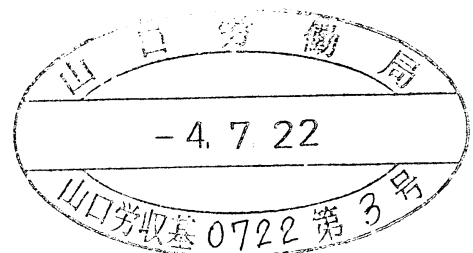
「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に  
関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第33号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあつて、生協関連一般労働組合中四国の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 2022年度の山口地方最低賃金を、直ちに時給1,000円以上とし、1,500円を目指していただきたい。
- (2) 最低賃金決定に際して、労働者の生計費に基づく議論を行っていただきたい。
- (3) 「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国に働きかけていただきたい。すでに形骸化しつつあるランク制度の見直しを、国に働きかけて頂きたい。
- (4) 最低賃金引き上げのため、現在の中小企業支援の助成制度の問題点を明らかにし、社会保険料の減免など実効性のある改善策を国に働き掛けて頂きたい。
- (5) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を、会議原則である公開としていただきたい。とりわけ専門部会の公開を、初回だけではなく全てにおいて実現して頂きたい。
- (6) 意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会を保障していただきたい。あわせて異議申し立てに対する意見陳述の機会を保障していただきたい。



## 2. 意見の内容

### (1) 山口地方最低賃金を、直ちに時給 1000 円以上とし、1500 円をめざすことについて

昨年、中央最低賃金審議会は、全国一律で 28 円の引き上げを答申しました。このこと自体が、ランク制度の破綻を意味しているといっても過言ではありません。そして、山口県は中央の答申通り 28 円の引き上げとし、現在 857 円の最低賃金です。

しかし何度も主張している通り、この時給ではいくら一日 8 時間働いたとしても、月収で 14 万 8 千円、税金を引くと手取り 12 万 1 千円、年収では 145 万円で、働いても働いても貧困であるワーキングプアの状態です。しかも、今や全労働者の 4 割近くが非正規労働者であり、中でもエッセンシャルワーカーと言われる社会生活にとって欠かすことのできない職種についている労働者の多くが、最低賃金近傍で働いている実態は、どう考えても理不尽そのものです。

また、今回意見陳述でも述べさせて頂いているように、夫が正規職員、妻が専業主婦、大学生を含む子ども 3 人の 5 人家族では、夫がダブルワークをしてやっと年収が 600 万円です。なぜなら 2 つ目の仕事はパート労働で、時給が低く抑えられているからに他なりません。その 600 万円から、住宅ローンや教育費を差し引くと、年収約 300 万円で一家 5 人が生活をしなければならぬ、全く余裕のないかつかつの生活を営んでいるという実態です。

2019 年に県労連が行った最低生計費試算調査結果から、4 人家族の事例を参考にとすると、子どもが大学生になったとたんに必要経費は約 100 万円跳ね上がりました。親の貧困が子どもへも連鎖し、お金のない家庭の子どもは、大学に行くこと自体を断念せざるを得ない社会構造は、考え直さなければなりません。もし、最低賃金が 1500 円になれば、そのような貧困の連鎖に一定の歯止めをかけることができます。

岸田首相も言っている「人への投資」「できる限り早期に全国加重平均が 1000 円以上となることを目指」して、直ちに 1000 円以上を実現し、1500 円を目指して頂きたいと考えます。

### (2) 労働者の生計費に基づく議論を行うことについて

最低賃金法第 9 条第 2 項によれば、最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して決めなければならないとされています。ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、毎年「②労働者の賃金」の参考資料として「春闘 各機関別賃上げ集計状況」、「③通常の事業の支払い能力」の参考資料として「金融経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。山口県弁護士会の声明や県労連の要求書などが新たに添付されたことは、名前を「黒塗り」にする必要はなかったと思いますが、前進しました。山口県労連が 2019 年に発表した、最低生計費試算調査結果についても是非とも参考にしていただきたいと思えます。



**(3) 全国一律最低賃金制度の創設とランク制度の見直しについて**

全労連が全国で展開している最低生計費試算調査は、今年新たに加わった大阪や兵庫、高知でも1600円台という結果が出ています、最低生計費に必要な時給は、全国どこでも1500円～1600円前後である事実が、ますます明らかになっています。もはや全国をA B C Dの4つのランクに分ける根拠は、中央最低賃金審議会においてもすでに否定しているに等しく、崩れているのは明白です。地方から都市へと人口が流出する最大の要因である最低賃金の格差をなくし、全国一律最低賃金制度を確立することは、貧困と格差を解決するカギを握っているといえます。またコロナ禍の中で、都市部への人口集中を解消していく上でも全国一律の最低賃金制度確立は急務といえます。

国においても検討が始まっていることもあり、ぜひとも貴審議会において議論をされ、現状の4つのランクに分けた最低賃金制度そのものを見直し、全国一律最低賃金制度を創設するよう、国に働きかけていただくようお願いします。

**(4) 中小企業への支援について**

中小企業経営者も、労働者が安心して働くことができる環境を整えることを望んでおられると思います。地域経済を支える主役である中小企業・小規模事業者には、最低賃金の引き上げを保障する特別な財政措置を行うよう、国への働きかけをお願いします。

現在の助成制度の利用率が極端に低い実態は、その制度自体が本当の意味で中小企業の支援策になっていないことを表しています。そのような制度を周知する方向ではなく、社会保険料の減免など実質的な援助の実現を国に求めて頂くよう切にお願いします。

世界的にみても、日本の中小企業に対する支援のおそまつさは、群を抜いています。コロナ禍の続く中、日本経済の屋台骨を支える中小企業への支援は急務です。

あわせて、単価の不当な切り下げなど大企業の下請けいじめをただすことなど、コストが適正に反映される仕組みを整備するようお願いします。

中小企業経営者と労働者は、決して対立する関係にあるのではなく、地域経済を共に支え、成長させていくことが可能だと考えています。

**(5) 議論の完全公開について**

非正規労働者にとって、今年の最低賃金がどのような金額になるのかは、自分たちのこれからの生活を営むうえで極めて大きな問題です。まさに生殺与奪にかかわる問題に直結しています。人間の命に係わる最低賃金について、どのような審議をされているのかを、是非とも完全公開していただくようお願いします。

**(6) 意見陳述について**

意見陳述が出来るようになって、すでに7年を経過しました。意見陳述実現のための貴審議会のご努力に感謝するものです。しかし、配分された時間は、3人で20分であり

一人あたり7分弱というものです。今年もこれを踏襲すると、審議会で決められました。しかし、どの陳述者も時間を気にしながら、最後は早口で意見を述べなければならない現場を何度も見ました。本当に最低賃金ぎりぎりで生活をしている人達の実情を知っていただくために、来年度に向けて陳述の時間をぜひとも延長していただくようお願いいたします。あわせて、意義申し立てについても、意見陳述の場を設けていただきますようお願いいたします。

以上

2022年7月22日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口労働局  
局長 名田 裕 様

コープやまぐち労働組合  
執行委員長

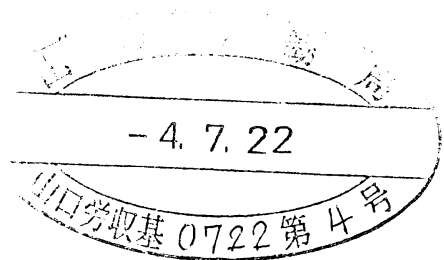
**「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に  
関する公示」に基づく意見**

山口労働局一般公示第33号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあつて、コープやまぐち労働組合の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 山口県の最低賃金を早急に1,000円に引き上げ、早期に1500円とすること。
- (2) 地域経済の格差是正の為に「全国一律最低賃金制度」の創設を審議会として国及び関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げのため、中小企業を対象とした補助金制度、減税制度その他経営に配慮した支援を行うよう国に要請すること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会合・審議の場を完全に公開とすること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間の拡大と、意義申し出に対する意見陳述の機会を確保すること。
- (6) 最低賃金決定に際して、生計費に関する資料に基づき議論を行うこと。



## 2. 意見の内容

(1) コープやまぐちの従業員は、約 900 人います。そのうち非正規労働者(アルバイトも含む)は約 8 割を占めています。コープのお店で忙しく動き回っている従業員の多くは勤務時間こそ 4 時間や 5 時間契約の人たちが多いですが、ほとんどが非正規です。まさに、コープやまぐちは非正規の従業員がいなければ、何ひとつ動かないのが実態だといえます。

コープ内で最低時給の事務職の場合は、時給 857 円で月 173 時間働いたとして月収 14 万 8 千円です。労働基準法に定められている 8 時間働いても、この月収です。これでは憲法 25 条で謳われている「健康で文化的な生活」を営むことは到底できません。働いていないのではなく、働いているのです。一昨年発表された山口県労連の最低生計費試算調査でも、山口県で普通の暮らしをするのには月収 24 万円必要というデータも示されており、今の最低賃金 857 円では、到底普通の暮らしが出来ないのが明らかになっています。

生協では青年や職場を失った中高年の労働者が、非正規労働者として再就職してくる割合が増え続けています。一番の問題は、この時給では将来展望を描けないということです。コロナ禍の中、生活必需品を提供するというエッセンシャルワーカーとも言える生協職員が最低賃金近傍で働いている現状であり、すぐにも最低賃金の大幅引き上げが必要だと考えます。

非正規労働者の時給が生協での働きに対する時給設定ではなく、地域相場をよりどころにしている事から、生協の中で最低時給のアルバイトは、まさに最低賃金にはりついてます。山口県の最低賃金が 857 円になったときに、アルバイトの採用時給をあわせて上げたというのが実情です。

最低賃金の改訂が、非正規労働者に与える影響力は極めて大きく、今では非正規労働者の生殺与奪の権をも握っているといっても過言ではありません。

(2) 昨年の山口県の最低賃金は引き上げ額は 28 円という結果でした。全国一律 28 円というものです。これにより山口県の最低賃金は 857 円となりました。全国一律の目安となりましたが、東北や九州の一部の県で目安を上回る所はありましたが、多くの県は、山口県と同様目安通りの金額で、これまでのランク制度の影響により結局は大都市と地方の差は縮まる事はありません。

世界の最低賃金制度は、全国一律制が主流です。ILO 調査報告によれば、調査対象国 101 カ国中、59 カ国(58%)と多数を占めており、特に発達した資本主義国で最低賃金法制を定めている国は、ほとんどが全国一律制度を採用しています。地域別最低賃金制をとっているのはわずかで、その多くが発展途上国か連邦国家で、面積が大きく、各地域の経済的な完結性が高く、かつ、地域間の格差が大きい国です。

コープやまぐちの職場においても、岩国市の事業所は時給の高いお隣の広島県に雇用が奪われ、毎年多くの欠員に悩んでいます。ランク B の広島とランク C の山口において、時給の格差はますます広がっていくばかりです。若い人であれば、移り住む選択をすることになります。また同じ C ランクの中でも中央の目安からの地域の上げ幅の違いもあり、山口県においては C ランクの中でもどんどん順位を落としてきている現実もあります。

昨年の全国一律の引上げ目安というのは、まさに私たちが訴えてきた事の表れだと痛感しています。他県への人口流出を防ぎ、山口県内の地域活性化のためにも、地域間格差の是正に取り組み、全国一律最低賃金制度の創設を国に要請するべきです。

(3) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業が行われていますが、要件を満たすのが困難で利用数は極めて少ないのが現実であります。

中小企業にとって負担が大きいのは社会保険料です。厚生年金保険料率は労使で折半ですが、労働者の報酬月額により負担額が上限に達して頭打ちとなり、その結果、高所得者や大企業ほど負担が軽くなります。健康保険料も同様の頭打ち制度があり、「所得の再分配」という社会保障の重要な機能を損なっていると考えます。

地域経済を活性化するためにも、最低賃金の引き上げによって地域にお金を循環させるだけでなく、中小企業の経営に配慮した施策を行い、その経営を安定させることも必要です。現在の支援制度が、山口県においてあまりに低調な利用状況であることから、最低賃金を引き上げるにあたっては、中小企業を対象とした補助金制度、減税措置、その他経営に配慮した施策も行うよう国に働きかけるべきです。

(4) 最低賃金の金額は非正規労働者にとって、今後の生活に関わる重要なものです。非公開の理由が「正常な議論ができない」と言われるのは、傍聴者に対する差別と偏見であると思います。公開している鳥取では「公開後、議論が活発になった」と報告されています。活発な意見が交わってこそその審議会ではないでしょうか。

「意見書」や「異議申し立て」について、議論の内容説明が一方的で不十分であり、質問さえも出来ないのが現状です。すぐさま全ての審議の場を公開とすることを求めます。

(5) 意見陳述が行われるようになって8年目になります。以前コープやまぐちで働く時給労働者の実態を訴えました。意見陳述の時間が20分と決められており、一人当たり7分の時間しかありませんでした。ダブルワーク、トリプルワークをしながらの生活実態を訴えるのにはとても時間が足りません。陳述の時間を大幅に拡大することを求めます。また意義申し立てについても、同様に意見陳述の場を設けることを求めます。

(6) 最低賃金は、最低賃金法第9条第2項の規定により、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力、を考慮して定めなければならないとされています。

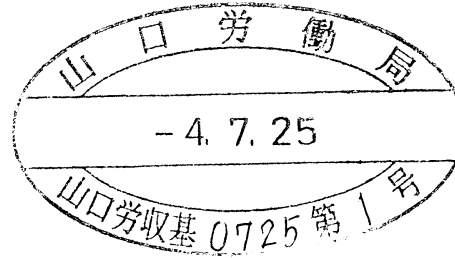
ところが、山口地方最低賃金審議会の資料には、「②労働者の賃金」の参考資料として「賃上げ要求・妥結状況」、「③通常の事業の賃金支払能力」の参考資料として「経済資料」が配布されていますが、「①労働者の生計費」に関する参考資料はありません。

審議にあたっては、最低賃金法第21条の権限を行使し、山口県における労働者の生計費を調査し、その参考資料をもとに最低賃金を決定すべきであると考えます。

以上

2022年7月25日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島清史様  
山口労働局  
局長 名田裕様



山口県自治体労働組合連  
執行委員長

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び  
関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

2022年7月6日付山口労働局一般公示第33号による標記の公示に基づき、今年度の最低賃金の改正にあたって下記のとおり山口県自治体労働組合連合(山口自治労連)の意見を述べます。

記

1. 意見の趣旨

- (1) 2022年度の山口地方最低賃金を時給1,500円以上とし、あわせて中小企業に対する国の直接的な支援を充実するよう政府に求めること。また、最低賃金の決定にあたっては、地域間格差の解消に最大限の配慮をすること。

2. 意見の内容

- ①現在の最低賃金の水準では到底まともな生活ができないことから、私たちが取り組んだ「最低生計費試算調査」の結果に基づく「時給1500円以上」とすること

山口自治労連は、過去20年にわたって「最低賃金生活チャレンジ」に取り組み、現在の最低賃金の水準では人間らしい生活を送ることなどできないことを明らかにしてきました。21回目となる今年も20名の参加で行い、およそ「極貧」の生活を送ろうとしてもなお最低賃金月額との差が約2万6千円となっていることを明らかにしました。

また、最低賃金ではまともな生活ができないことが明らかになるもとの、ではどれくらいの生計費が必要であるかとの視点で行ったのが2019年の「最低生計費試算調査」です。調査結果によれば、どちらかと言えば質素な生活を送るためですえ月24万円程度(25歳単身)必要であり、その経費を賃金で得ようとすれば時給1600円(月150時間労働)必要であることを明らかにしました。

このように、私たちは2つの視点からの調査結果に基づき、現在のわが国で憲法25条が保障する生活を営むためには時給1500円以上の賃金が必要であるとの結論に達しており、貴審議会への私たちの要請には道理と大義があることを確信しています。

しかしながら、貴審議会あるいは貴審議会の専門部会の議事録あるいは議事要旨を見る限りにおいては、私たちが要請の根拠としている2つの調査について、その妥当性についての言及がないばかりか、そもそも議論の俎上にさえ上がったことがないように思

われます。

私たちは、決して恣意的ではなく科学的な手法により、貴審議会が「是」とする最低賃金の水準では到底まともな生活ができないことを明らかにしているわけですから、仮に貴審議会がこうした結果を「歯牙にもかけない」のであれば、その理由を付して貴審議会の姿勢を表明することが、現在の最低賃金の水準の引き上げを願う労働者の悲痛な叫びに対する最低限の課せられた責務ではないでしょうか。改めて、中小企業に対する国の直接的な支援を拡充するよう政府に要請することを求め、そうしたもとの 2022 年度の最低賃金を時給 1500 円以上に引き上げることを求めます。

## ②地域間格差の解消は何より急務

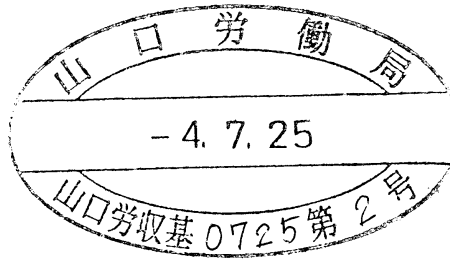
現行の「地域別最低賃金制度」がもたらしている地域間格差の拡大に対する全国的な批判が高まるもとの、昨年の中央最低賃金審議会の「目安答申」は A～D ランクがすべて同じ金額になりました。そして、これを受けた昨年の山口地方最低賃金審議会あるいは専門部会の議事録からは、最賃額の引き上げには否定的な使用者側委員からも A～D のランク制の廃止を求める意見が出されたことが伺えます。

ところで、前述の「最低生計費試算調査」については、これまで全国の大都市から地方都市まで 24 の地方労連が取り組んできましたが、それぞれの調査結果が明らかにした最大の特徴は「大都市も地方都市もトータルの生計費はほとんど変わらない」というものでした。

いまや地域別最賃制度の正当性は根底から崩れているといっても過言ではありません。昨年の全ランク同額の目安答申のもとでも、島根県の「+4 円」を筆頭に 7 つの地方最賃審が格差の縮小に向けて目安額に上積みする答申を行っています。

その一方で山口地方最賃審は、一昨年の改定では全国で引き上げを行わなかった 7 つの地方最賃審の一つであると同時に最低の最賃額であり、しかも本県よりも高い最賃額の 20 県が引き上げるという極めて「不名誉」な実績を残しましたが、その是正は昨年も行われませんでした。

私たちは、制度としての全国一律制を求めています。現行の地域別制が存続しているもとの、目安額を大幅に上回る答申を出されるなど、貴最賃審が地域間格差の縮小に向けて努力をされることを求めます。



2022年7月25日

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口労働局  
局長 名田 裕 様

山口県教職員組合  
執行委員長

## 「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者

## 及び関係使用者の意見聴取に関する公示」に基づく意見

山口労働局一般公示第33号による公示にもとづき、今年度の最低賃金改正にあたって、山口県教職員組合の意見を述べます。

### 記

#### 1、意見の趣旨

- (1) 2022年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざすこと。当面、今すぐ1,000円以上に引き上げること。
- (2) 最低賃金の決定に当たっては、地方と都市部との地域格差是正に努めること。地域間格差は、若者・働き手の地方から都市部への流失にもつながっており、地方の活力創出の立場からも、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として国および関係機関に働きかけること。
- (3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけること。
- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開すること。
- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保すること。

#### 2、意見の内容

- (1) 2022年度の山口地方最低賃金については、時給1,500円以上をめざすこと。当面、今すぐ1,000円以上に引き上げることについて

貧困と格差の拡大が、子どもたちの安心の拠り所である家庭生活を直撃しています。その上に、長引く新型コロナウイルス感染症拡大がさらなる追い打ちをかけている実態です。「子どもの貧困率(2019年度)」は13.5%となり、子どもたちの7人に1人は貧困の中で生活をしています。学びたくても学費が払えずに退学したり、進学をあきらめたりする子どもたちがいます。こうした「子どもの貧困」問題を解決するためには、子どもたちの生活基盤である家庭収入の安定が不可欠です。最低賃金を時給1,500円以上、今すぐ1,000円以上に引き上げ、こうした厳しい家庭環境を改善することにつながり、すべての労働者の賃金引き上げ、家庭収入増や家庭生活基盤の安定を図ることにつながります。深刻な「子どもの貧困」問題を解決するためには、時給1,500円以上をめざすことが必要です。

- (2) 地方と都市部との地域格差是正に努めること、「全国一律最低賃金制度」の創設を貴審議会として



## 国および関係機関に働きかけることについて

2021年度の高校生の県内就職率は、山口労働局の調査では、県内84.3%、県外15.7%となっています。その中でも特に県外就職率の高い地域は、下関市や岩国市となっています。その理由としては最低賃金の違いが大きいと思われます。最低賃金が山口857円に対し、広島899円(+42円)、福岡870円(+13円)となっています。その結果、最低賃金の高い両県への若者・労働人口の流出が見られます。東京1,041円とは実に184円の格差です。

しかし、この間、全労連や県労連が行った最低生計費調査の結果では、全国どこでも最低生計費は時給に換算すると、1,500円~1,600円必要であり、大都市であろうが地方であろうが変わらないことが結果として明らかとなっています。

こうした面からも、最低賃金の地域間格差を是正し、「全国一律最低賃金制度」導入を進めるべきです。「全国一律最低賃金制度」の創設は、労働人口の県外流出を食い止める有効な手段であり、地域経済活性化にとってもまさに重要です。最低賃金の地域間格差をなくし、全国どこでも同じにすることで、若者の都市部への県外流出を食い止め、地域経済の活性化につなげることが可能です。長引く新型コロナウイルス感染症拡大の問題においても、都市圏への人口集中が感染流行の大きなリスクとなっていることが明らかとなりました。コロナ対策の面からも「全国一律最低賃金制度」を早期に確立し、都会部への人口流出・一極集中を防ぐことが必要ではないでしょうか。

- (3) 最低賃金引き上げ実現のために、中小企業・小規模事業者に対する支援施策の拡充を、国や県に対し働きかけることについて

先日、山口県就職連絡会として、青少年の雇用拡大ならびに就職保障を要請し、山口県経営者協会や山口県中小企業団体中央会、山口経済同友会など、県内経済団体への要請懇談を行いました。各経済団体ともに、「労働者の賃金引き上げ」「最低賃金引き上げ」の重要性はご理解いただきました。しかし一方で、賃金引き上げに伴う経営者側の経費の増加、特に、中小企業経営者や小規模事業者からは、賃金引き上げに伴う企業・事業所自体の経営維持への不安が挙げられました。こうした中小企業・小規模事業所の経営不安を取り除くうえでも、賃金引き上げに伴う社会保険料事業者負担増を国や県で負担するなど、国や県からの中小企業・小規模事業所に対する公的な支援施策の大幅拡充が求められます。

- (4) 山口地方最低賃金審議会のすべての会議（本審、専門部会）を公開し傍聴を認めること。また、詳細な議事録を作成し公開することについて

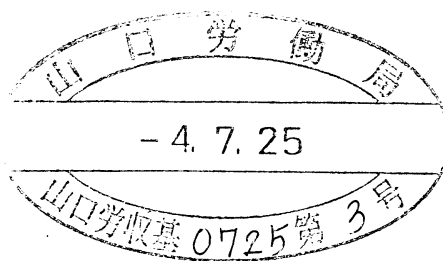
情報公開法の趣旨からして、すべての会議の公開、ならびに、議事録を作成し公開することは、県民として当然の要求です。私たちが切望する「最低賃金時給1,500円以上に」などの願いを真摯に受け止め、貴審議会での活発な議論と公正な審議を深める立場からも重要なことだと思います。

- (5) 最低賃金決定への意見陳述の時間を大幅に拡大し、多様な職種からの意見陳述の機会および一人当たりの意見陳述の時間を十分に確保すること。また、異議申し立てへの意見陳述の機会を確保することについて

最低賃金決定にあたり、審議会の姿勢として、意見陳述にしっかり耳を傾けることが必要です。一人ひとりの意見陳述をしっかり受け止める立場からも、意見陳述の時間の拡大が必要です。また、異議申し立てに対する意見陳述の機会を確保することも必要です。改善を要求します。

以上

山口地方最低賃金審議会  
会長 濱島 清史 様  
山口労働局  
局長 名田 裕 様



2022年7月25日

山口地域労働組合総連合  
議長

「山口県最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」  
に基づく意見

山口労働局一般公示第33号による公示に基づき、今年度の最低賃金改正にあたって、  
下記の通り山口地域労働組合総連合の意見を述べます。

記

1. 山口地方最低賃金について直ちに1,500円以上を実現すること。また、中小企業・小規模事業者への実効ある支援策を関係機関に求めて頂くこと。  
現在山口県の最低賃金857円を基準に中小企業や小規模事業者は時給860円で募集、雇用しており、特にこの新型コロナが蔓延している状況の中、最前線で働く病院の事務職・パート・介護職、コンビニエンスストアや飲食店の店員などがこの最賃近傍で働かされています。賃金交渉の中でも、使用者側は旧態依然として「パートは家計の補助的な仕事である。」という考えであり、「パートの収入で家計を主として支えている」という働き方に立っていません。働く上で「誰もが自立して生活できる賃金」でなければ、憲法25条の文化的に生活できる権利を保障しているとは言えず、将来に備えて貯金が出来なければ、人生設計すら立てられません。それは2019年に行われた山口県労連の「最低生計費試算調査」で直ちに1,500円への賃上げが必要であることが明らかにされています。
2. 最低賃金の決定に当たっては、地域（地方）間格差に配慮し、都市部との格差是正に最大限の配慮をすること。  
都市部に比べて地方は家賃が低いという実態はありますが、全労連の「最低生計費試算調査」で都市部と地方で生計費に「最低賃金の格差」ほどの隔たりはないことが明らかにされています。都市部では公共交通での移動で生活が出来ますが、地方では公共交通に頼って生活出来ないのが実態です。加えて最近の原油高に対応した通勤手当は支給されていません。それどころか通勤に必要な職場の駐車場料金も労働者が自腹を切って通勤している状況です。特に最賃近傍で働く労働者においては、「何のために働

きに来ているのかわからない」くらい少ない時給から働くための経費（保育園に子供を預ける料金など）が出ています。公共交通での通勤なら全額支給されることに比べると地方ではこのような理不尽な実態があります。

最後に、今の生活を支え、将来の生活のために働いている労働者の時給をすぐに上げることが、山口県の人口流出に歯止めをかけ、少子高齢化の解決にもつながることであると的前提のもと、審議して頂くことを望みます。

以上

2022年7月25日

山口地方最低賃金審議会委員 各位

山口県医療労働  
執行委員長

## 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場では、看護師はじめ国家資格等のライセンスをもつ労働者が多数います。非常に低い賃金水準におさえられ、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によれば、看護師と教員の所定内賃金を比較すると看護師は117,500円低い実態にあり、更に介護職所定内賃金は、全産業平均に比べて月額で76,960円も低くなっています。医療・介護労働者の過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低い賃金水準です。

山口市内のパートで働く看護補助者の時給は870円、介護士は860円、病棟クランクなど事務職員では860円と、最低賃金に貼り付く程度の時給で働いています。

仕事にみあわない低賃金が離職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差とリンクしています（グラフ参照）。

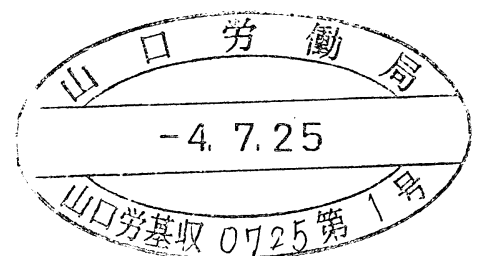
私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供しなければなりません。しかし、賃金は地域によって大変大きな格差が存在しており、納得できません。

コロナ禍が2年以上続くなか、現場の組合員は必死に医療・介護を守りながら感染症と向き合って、奮闘が続けられています。しかし、医療・介護への十分な補償も補填もないため、そのしわ寄せは労働者の賃金切り下げの形であられました。この間、不十分なながらも政府に緊急包括支援交付金や処遇改善事業などの制度で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこではたらく労働者の心身の疲弊も極限に達している中、このような低賃金状態を放置したままでは、国民の要求に応える医療と看護、介護の提供は、到底、困難といわなければなりません。

さらに、医療・福祉産業に従事する労働者は800万人超とされていますが、非正規雇用労働者が増加しているのが特徴です。医療の施設では3割以上が、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。

補償制度が不十分なままで断行された非常事態宣言による自粛により、雇用が脅かされ、収入が激減した非正規雇用労働者のくらしを直撃しています。

人手不足を解消するためにも、賃金水準の引き上げが求められています。そのことが医療・看護・介護の提供体制の改善にも直結します。地域間格差を是正し、大幅な最低賃金の引き上げは喫緊の重要課題であり、即時の実現を求めます。



# 医療・福祉業の所定内賃金と地域別最低賃金の関係(2022年度)

所定内賃金及び最低賃金の全国平均・標準生計費の全国平均を100%とした割合  
厚生労働省令和3年度賃金構造基本統計調査、2021年10月実施の最低賃金より日本医労連が作成

130.0%

120.0%

110.0%

100.0%

90.0%

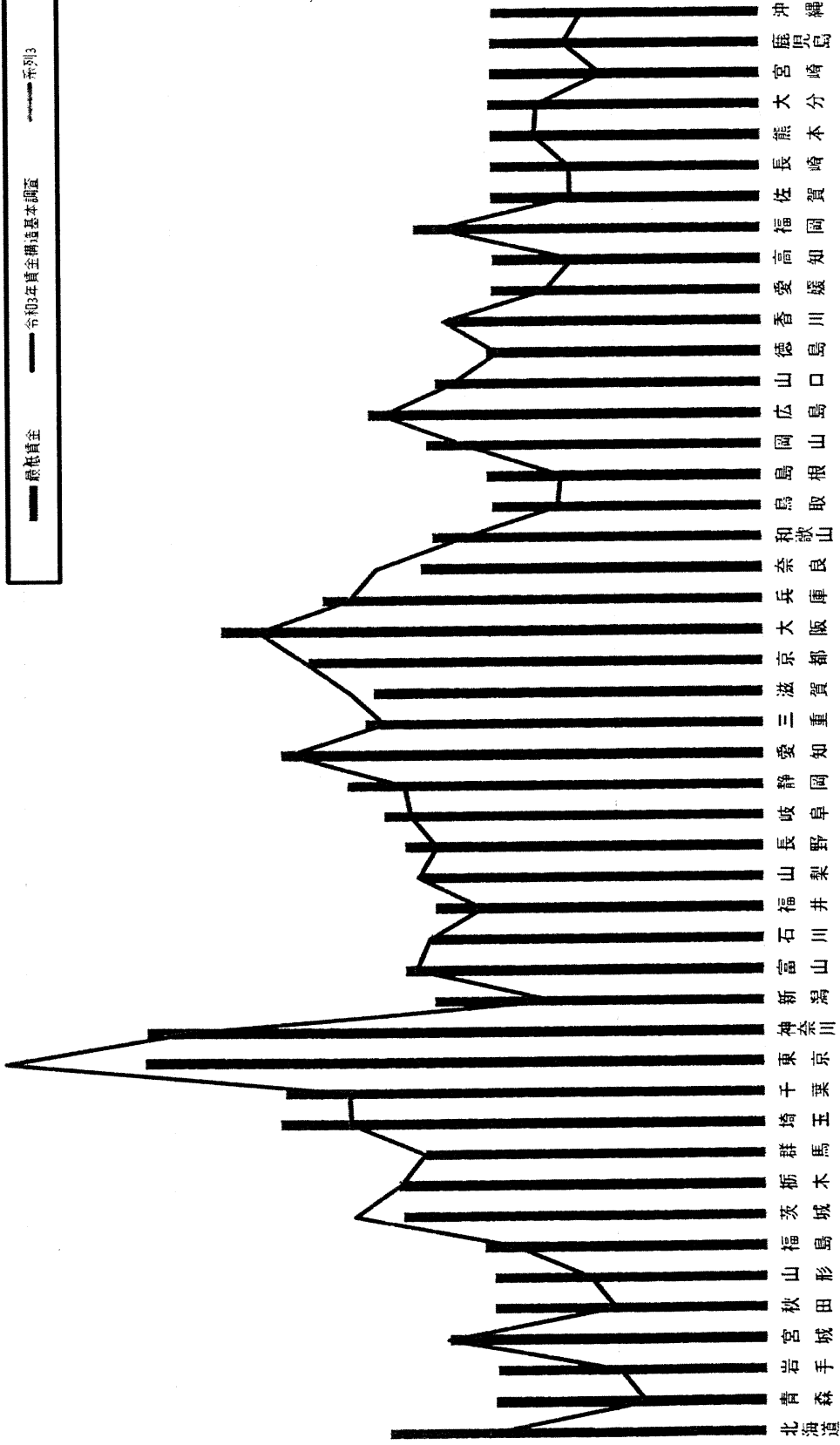
80.0%

70.0%

所定内賃金

令和3年度賃金構造基本調査

系列3



## 特定最低賃金（改正） 申出書形式審査一覧表

令和4年度申出時

① 受付日	② 申出代表者	④ 申出産業の労働者数	⑤ 申出産業の基幹的労働者数 (A)	⑥ 申出人が代表する基幹的労働者数 (B)	⑦ B/A (%)	⑧ 添付書類等	⑨ 申出のケース別	改正・新設の別	⑩ その他
	③ 申出産業								
R4.7.1	基幹労連山口県本部 委員長 徳野 啓範	9,063	9,020	4,600	50.9	適	労働協約	改正	
	鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業 E231、E232、E233、E235(E2355を除く)、E22(E2211を除く)								
R4.7.1	電機連合山口地域連絡協議会 議長 清水 大助	3,968	3,655	1,096	30.0	適	労働協約	改正	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 E28、E29(自動車用ワイヤハーネス製造業、E293、E2973(心電計製造業を除く)を除く)、E30								
R4.7.1	自動車総連山口地方協議会 議長 富田 悟史	16,591	15,553	8,017	52.0	適	労働協約	改正	
	輸送用機械器具製造業 E31(E314、E315、E319(E3191を除く)を除く)								
R4.7.1	UAゼンセン山口県支部 支部長 山本 章宏	3,200	2,998	934	31.2	適	労働協約	改正	
	百貨店、総合スーパー I561								

注1 ④欄は、平成28年経済センサスの数字に令和4年1月24日までの変動を加味して算定した。

注2 ⑤欄は、当該産業の労働者数に、令和2年最低賃金に関する基礎調結果で得られた当該産業別最低賃金適用除外数を加味して算定した。

2022年6月17日

山口労働局長 殿

山口  
基幹  
委員

3434

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者 9,020名

### 2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県鉄鋼業および非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金

### 3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,600人  $=0.509 >$  概ね3分の1以上

山口県における、鉄鋼業および非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者数 9,020人

(最も低い) 労働協約の金額 = 167,000円/月額 (時間額1,026円)

現在適用されている法定最低金額 = 995円/時間

### 5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数 (賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以上

## 1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における鉄鋼業および非鉄金属製造業の事業所数と労働者数の概況

産 業 分 類		事業所数	労働者数〔名〕
E 22	鉄 鋼 業	61	7,376
E 23	非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同 合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	11	1,644
合 計		72	9,020

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者 数〔名〕
1	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合光鋼管支部	223
2	日鉄ステンレス(株)山口製造所	日鉄ステンレス労働組合	1,541
3	(株)神戸製鋼所長府製造所	神戸製鋼所労働組合長府支部	750
4	東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	899
5	丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管労働組合	293
6	共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	290
7	(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	108
8	吉川工業(株)	吉川工業労働組合光支部	84
9	濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	175
10	彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	237
合 計			4,600



## 2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
日本製鉄(株)九州製鉄所 大分地区光鋼管部	日本製鉄大分労働組合 光鋼管支部	175,000 円	20.50 日 8,537 円/日	159.04 h 1,100 円/h
日鉄ステンレス(株) 山口製造所	日鉄ステンレス 労働組合	170,920 円	20.20 日 8,461 円/日	156.45 h 1,092 円/h
(株)神戸製鋼所 長府製造所	神戸製鋼所労働組合 長府支部	175,000 円	20.50 日 8,537 円/日	158.80 h 1,102 円/h
東洋鋼板(株)下松事業所	東洋鋼板労働組合	170,000 円	21.10 日 8,057 円/日	158.02 h 1,076 円/h
丸一ステンレス鋼管(株)	丸一ステンレス鋼管 労働組合	172,500 円	20.50 日 8,415 円/日	158.80 h 1,086 円/h
共英製鋼(株)山口事業所	共英製鋼労働組合	172,000 円	21.92 日 7,847 円/日	158.90 h 1,082 円/h
(株)宇部スチール	宇部スチール労働組合	176,600 円	20.00 日 8,830 円/日	160.60 h 1,100 円/h
吉川工業(株)光支店	吉川工業労働組合光支部	172,100 円	22.25 日 7,734 円/日	161.31 h 1,067 円/h
濱田重工(株)光支店	濱田重工労働組合光支部	167,000 円	21.00 日 7,952 円/日	162.75 h 1,026 円/h
彦島製錬(株)	彦島製錬労働組合	175,000 円	20.17 日 8,676 円/日	161.00 h 1,087 円/h

※賃金の最低額が月額のみで表示されている場合は、  
月あたりの所定労働時間および所定労働日数で算出

山口労働局長 殿

2024年7月10日  
電機連合山  
議長  
山口県下松

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記のとおり申出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
山口県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者 3,655名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名  
山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数(又は使用者数)が概ね3分の1以上に達していること。

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数は3,655名であり、そのうち賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数は1,096名(30.0%)となり、概ね3分の1に達している。

労働協約の賃金の最も低い額	=	1,028円/時間
現在適用されている法定最低賃金額	=	921円/時間

5. 添付資料  
①労働協約の写し、②申出に関する合意書および申出代表者に対する委任状、③山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、④所定労働時間数及び所定労働日数(賃金の最低額が月額のみで表示されている場合)



以上

## 1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

(E2922 内燃機関電装品製造業のうち自動車用ワイヤハーネス製造業、E293 民生用電気機械器具製造業及び E2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く)

産 業 分 類		事業所数	労働者数
E 28, 29, 30	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	89	3,655名

上記のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事 業 所 名	組 合 名	適用労働者数
1	パナソニック株式会社 IS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス労働組合 山口支部	333名
2	NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	398名
3	グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	209名
4	NJコンポーネント株式会社 山陽事業所	NJコンポーネント労働組合	156名
	合 計		1,096名

## 2. 所定労働時間数および所定労働日数

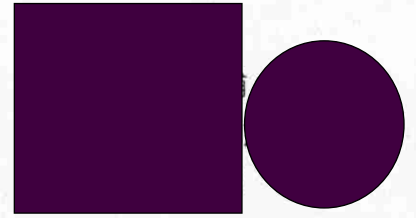
賃金の最低額が月額のみで表示されている労働協約の場合、月額の労働時間および所定労働日数の状況

事業場所名	組合名	月額金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
パナソニック株式会社 IS社 デバイスソリューション事業部 山口工場	パナソニック デバイス 労働組合 山口支部	166,500 円	19.9 日 (8,358 円)	154.35H (1,079 円)
NGKエレクトロデバイス 株式会社	NGKエレクトロデバイス 労働組合	165,000 円	20.0 日 (8,250 円)	160.60H (1,028 円)
グローバルウェーハズ・ ジャパン株式会社 徳山工場	グローバルウェーハズ・ ジャパン労働組合徳山分会	173,500 円	19.8 日 (8,763 円)	158.00H (1,098 円)
N J コンポーネント株式会社 山陽事業所	N J コンポーネント労働組合	166,500 円	20.1 日 (8,292 円)	155.65H (1,070 円)

以 上

令和4年6月27日

山口労働局 殿



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

—記—

### 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において、山口県輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者15,553名

### 2. 金額改正を申し出る最低賃金の件名

山口県輸送用機械器具製造業

### 3. 申し出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づいて最低賃金審議会の決定による。

### 4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	8,017人	=0.52	> 概ね3分の1以上
山口県における、輸送用機械器具製造業	15,553人		
(最も低い)労働協約の金額 = 160,290/月額 (時間額 985円)			
現在適用されている法定最低金額 = 965円/時間			

### 5. 添付書類

①労働協約の写し、②申し出合意書および委任状、③山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況およびこのうち賃金の当該労働協約の適用を受ける労働者の概数、④所定労働時間数および所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以上



# 1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における輸送用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概況

産業分類		事業所数	労働者数(名)
E31	輸送用機械器具製造業	169	15,553

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

NO.	事業所名	組合名	適用労働者数(名)
1	三菱重工業(株) 下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部	685
2	サンセイ(株) 下関工場	サンセイ労働組合	51
3	MHI 下関エンジニアリング(株)	MHI 下関エンジニアリング労働組合	110
4	(株) 日立製作所笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	1,144
5	マツダ(株)	マツダ労働組合 山口県本部	4,079
6	デルタ工業(株)	デルタ工業労働組合	468
7	ダイキョーニシカワ(株)	ダイキョーニシカワ労働組合	544
8	南条装備工業(株)	南条装備工業労働組合	82
9	(株) ワイテック	ワイテック労働組合	352
10	(株) 石崎本店	石崎ホールディング労働組合	266
11	(株) キーレックス	キーレックス労働組合	236
12			
			8,017

( 51.54% )

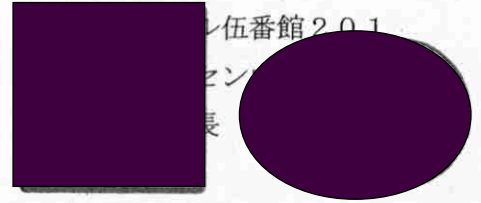
## 2. 所定労働時間および所定労働日数

事業所名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間
三菱重工業（株）下関造船所	三菱重工グループ労働組合連合会下関地区本部	173,500 円	20.00 日 8,675 円	160.80 h 1,079 円
サンセイ（株）下関工場	サンセイ労働組合	160,000 円	19.80 日 8,081 円	158.00 h 1,022 円
MHI下関エンジニアリング（株）	MHI下関エンジニアリング労働組合	171,000 円	20.00 日 8,550 円	160.00 h 1,069 円
（株）日立製作所 笠戸事業所	日立製作所労働組合笠戸支部	166,500 円	20.20 日 8,243 円	156.24 h 1,066 円
マツダ（株）	マツダ労働組合	160,290 円	20.30 日 7,883 円	162.67 h 985 円
デルタ工業（株）	デルタ工業労働組合	171,200 円	20.33 日 8,420 円	162.66 h 1,052 円
ダイキョーニシカワ（株）	ダイキョーニシカワ労働組合	174,000 円	20.30 日 8,558 円	162.66 h 1,070 円
南条装備工業（株）	南条装備工業労働組合	166,000 円	20.33 日 8,166 円	162.66 h 1,021 円
（株）ワイテック	ワイテック労働組合	168,000 円	20.30 日 8,625 円	162.64 h 1,033 円
（株）石崎本店	石崎ホールディング労働組合	168,000 円	20.30 日 8,276 円	162.67 h 1,033 円
（株）キーレックス	キーレックス労働組合	168,000 円	20.30 日 8,263 円	162.60 h 1,033 円

2022年6月28日

山口労働局  
局長 名田 裕 殿

山口県周南市入船町1-8



## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、山口県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正の決定を下記の通り申出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山口県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者  
2,998名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。



賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	934人	=	31.2%
山口県における百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数2,998人			
労働協約の賃金の最も低い額=880円/時間			
現在適用されている法定最低賃金額=875円/時間			

5. 添付書類

①労働協約の写し、②申出合意書及び委任状、③山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数、所定労働時間数及び所定労働日数（賃金の最低額が月額のみで表示されている場合）

以 上



## 1. 事業所数と労働者数の概要

山口県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概要

産業小分類	労働者数〔名〕
百貨店、総合スーパー	2,998
合計	2,998

上記の内、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

No.	企業名	組合名	適用労働者数〔名〕
	(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部	105
	(株)フジ	フジユニオン	110
	(株)イズミ	全イズミ労働組合	214
	(株)サンリブ	サンリブユニオン	64
	(株)山口井筒屋	山口井筒屋労働組合	74
	イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン	333
	(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	34
合計	(現行特定最賃875円を上回る適用労働者数)		934

〔31.2%〕

## 2. 所定労働時間および所定労働日数

企業名	組合名	月間金額	月間所定労働日数	月間所定労働時間・時給
(株)大丸松坂屋百貨店	大丸松坂屋百貨店労働組合下関支部			974円
(株)フジ	フジユニオン	151,400	21日 7,209円	166h 912円
(株)全イズミ	全イズミ労働組合	167,000	21日 7,953円	168h 995円
(株)サンリブ	サンリブユニオン	162,550	21日 7,740円	170h 956円
(株)山口井筒屋山口店	山口井筒屋労働組合	160,000	21日 7,619円	173.5h 925円
イオンリテール株式会社	イオンリテールワーカーズユニオン			880円
(株)ミスターマックス	ミスターマックス労働組合	174,500	21日 8,211円	170.1h 1,026円

各業種の特定最低賃金額、労働協約最下限額及び山口県最低賃金額の差額一覧表

1 特定最低賃金額

種類	①特定最低賃金額（令和3年度改定）	②労働協約最下限額（時間額）	②－①（差額）	②－③（差額）
鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業等	¥995	¥1,026	¥31	¥169
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業等	¥921	¥1,028	¥107	¥171
輸送用機械器具製造業	¥965	¥985	¥20	¥128
百貨店、総合スーパー	¥875	¥880	¥5	¥23

2 山口県最低賃金額

③山口県最低賃金額（令和3年度改定）	¥857
--------------------	------

労働者の生計費について（消費生活関係の各種指数）

①標準生計費（山口市：世帯人別：令和3年4月）

（単位：円）

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	27,383	43,892	51,262	58,633	66,004
住居関係費	44,203	53,822	46,345	38,873	31,401
被服・履物費	5,209	5,859	7,339	8,819	10,301
雑費Ⅰ	17,284	37,313	46,251	55,188	64,136
雑費Ⅱ	8,841	26,042	25,468	24,894	24,316
合計	102,920	166,928	176,665	186,407	196,158

資料出所：山口県「生計費及び労働経済指標第23表」

雑費Ⅰ＝保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

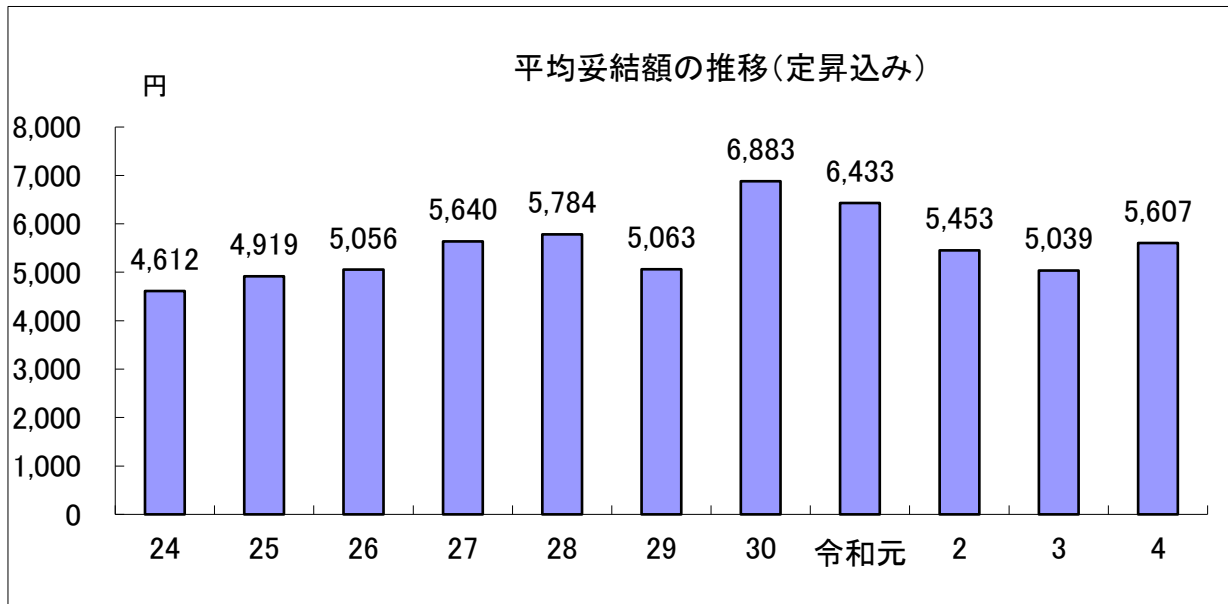
雑費Ⅱ＝その他の消費支出（諸雑費、交際費等）

費目	年	世帯人員				
		1人	2人	3人	4人	5人
食料費	平成29年	23,048	40,627	47,570	54,513	61,449
	平成30年	23,166	37,055	46,026	54,990	63,961
	平成31年	25,112	39,579	49,001	58,423	67,844
	令和2年	24,080	38,547	50,080	61,613	73,146
	令和3年	27,383	43,892	51,262	58,633	66,004
住居関係費	平成29年	62,263	76,837	65,609	54,380	43,151
	平成30年	42,325	46,385	41,709	37,028	32,352
	平成31年	32,085	25,741	27,721	29,704	31,684
	令和2年	50,675	54,637	49,146	43,655	38,164
	令和3年	44,203	53,822	46,345	38,873	31,401
被覆・履物費	平成29年	1,960	4,918	6,401	7,886	9,370
	平成30年	2,141	7,473	8,585	9,697	10,809
	平成31年	1,942	5,478	6,087	6,696	7,305
	令和2年	1,371	4,403	5,001	5,597	6,194
	令和3年	5,209	5,859	7,339	8,819	10,301
雑費Ⅰ	平成29年	30,091	40,680	56,054	71,441	86,815
	平成30年	29,818	26,934	49,952	72,983	96,001
	平成31年	40,192	35,657	60,584	85,494	110,421
	令和2年	24,867	32,017	43,301	54,574	65,858
	令和3年	17,284	37,313	46,251	55,188	64,136
雑費Ⅱ	平成29年	5,454	15,888	17,223	18,561	19,895
	平成30年	9,218	21,071	26,106	31,134	36,162
	平成31年	8,878	20,828	25,298	29,769	34,246
	令和2年	9,705	28,106	32,742	37,384	42,027
	令和3年	8,841	26,042	25,468	24,894	24,316
合計	平成29年	122,816	178,950	192,857	206,781	220,680
	平成30年	106,668	138,918	172,378	205,832	239,285
	平成31年	108,209	127,283	168,691	210,086	251,500
	令和2年	110,698	157,710	180,270	202,823	225,389
	令和3年	102,920	166,928	176,665	186,407	196,158

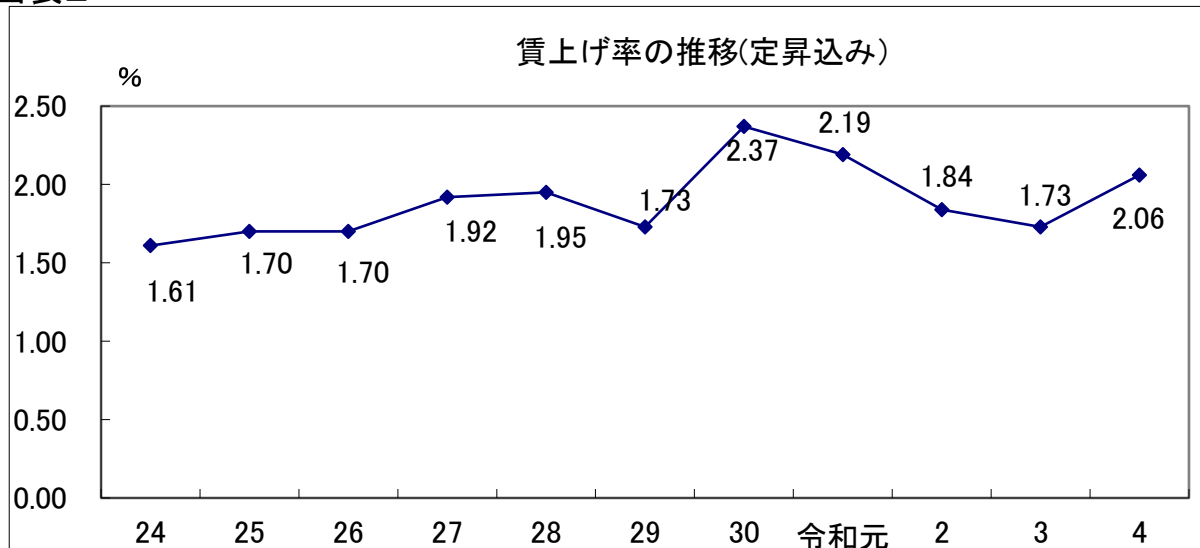
# 令和4年春季賃上げ要求・妥結状況(最終集計結果)

令和4年6月末現在  
商工労働部労働政策課

図表1



図表2



図表3 要求額・妥結額の前年との比較(定昇込み)

※比較表(定昇込みで交渉した組合のみ)

区 分	要 求			妥 結			
	組合数	金額(円)	対前年(%)	組合数	金額(円)	対前年(%)	賃上げ率(%)
令和4年6月末妥結状況	68	7,158	117.3	68	5,607	127.1	2.06
同組合令和3年妥結状況	68	6,104	—	68	4,413	—	—
令和3年調査最終結果	68	7,045	88.0	68	5,039	89.6	1.73

- (注) 1. 要求金額、妥結金額は組合員数による加重平均  
 2. 同組合令和3年妥結状況は、今回集計した組合の前年の状況  
 3. 令和3年調査最終結果は、昨年6月末時点で集計した最終結果  
 4. 対前年は、該当年の集計対象組合の前年の金額との比較

図表4 企業規模別

(単位:円、%)

企業規模	平均賃金	要 求		妥 結				
		組合数	要求額	組合数	令和4年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和3年妥結額
計	271,888 (264,151)	68	7,158 (7,041)	68	5,607 (5,295)	127.1 (121.8)	2.06 (2.00)	4,413 (4,346)
29人以下	240,000	1	5,000	1	3,000	150.0	1.25	2,000
30 ~ 99人	221,051	14	8,625	14	3,845	106.3	1.74	3,618
100 ~ 299人	240,357	17	6,147	17	5,144	120.2	2.14	4,278
300人未満計	231,405 (245,759)	32	7,289 (6,635)	32	4,528 (4,572)	114.4 (114.6)	1.96 (1.86)	3,958 (3,988)
300 ~ 499人	226,456	8	5,758	8	4,001	100.6	1.77	3,978
500 ~ 999人	284,956	5	5,851	5	5,098	190.2	1.79	2,681
300 ~ 999人	246,182	13	5,789	13	4,371	123.4	1.78	3,541
1,000人以上	280,567	23	7,298	23	5,902	128.9	2.10	4,577
300人以上計	277,010 (280,500)	36	7,142 (7,403)	36	5,743 (5,937)	128.5 (127.3)	2.07 (2.12)	4,470 (4,663)

- (注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計。( )内は組合数による単純平均。  
 2. 令和2年妥結額は、令和3年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。

図表5 産業別

(単位:円、%)

区 分	平均賃金	要 求		妥 結					
		組合数	要求額	組合数	令和4年妥結額	対前年(%)	賃上げ率	令和3年妥結額	
産 業 計	271,888	68	7,158	68	5,607	127.1	2.06	4,413	
製 造 業 計	275,025	40	7,205	40	6,945	127.3	2.53	5,456	
製 造 業	食 料 品 ・ た ば こ	×	1	×	1	×	×	×	
	織 維 工 業	-	0	-	0	-	-	-	
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具	×	1	×	1	×	×	×	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	310,615	3	5,627	3	4,542	104.0	1.46	4,366
	化 学 工 業	282,980	8	7,557	8	7,722	115.4	2.73	6,691
	石 油 ・ 石 炭 製 品 等	×	1	×	1	×	×	×	
	ゴ ム ・ 皮 革 製 品	×	1	×	1	×	×	×	
	窯 業 ・ 土 石 製 品	252,387	3	6,199	3	4,871	115.2	1.93	4,227
	鉄 鋼 業	289,834	6	7,153	6	5,586	158.1	1.93	3,533
	非 鉄 金 属	×	1	×	1	×	×	×	
	金 属 製 品	157,843	3	2,951	3	3,434	88.1	2.18	3,900
	一 般 機 械 器 具	263,987	6	8,806	6	6,402	148.7	2.43	4,306
	電 気 機 器 ・ 電 子 部 品 等	×	1	×	1	×	×	×	
輸 送 用 機 械 器 具	304,941	5	6,873	5	6,830	118.9	2.24	5,745	
そ の 他	-	0	-	0	-	-	-		
建 設 業	288,268	3	4,071	3	5,268	240.2	1.83	2,193	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	0	-	0	-	-	-		
情 報 通 信 業	-	0	-	0	-	-	-		
運 輸 業 、 郵 便 業	211,855	7	9,030	7	3,285	111.8	1.55	2,937	
卸 売 業 、 小 売 業	242,172	12	7,176	12	4,665	99.8	1.93	4,676	
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業	-	0	-	0	-	-	-		
学 術 研 究 ・ 専 門 技 術 サ ー ビ ス 業	-	0	-	0	-	-	-		
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	-	0	-	0	-	-	-		
生 活 関 連 サ ー ビ ス ・ 娯 楽 業	-	0	-	0	-	-	-		
教 育 ・ 学 術 研 究 ・ 医 療 ・ 福 祉	283,525	4	9,772	4	6,267	97.8	2.21	6,405	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 ・ サ ー ビ ス 業	288,719	2	6,015	2	1,056	2,854.1	0.37	37	

- (注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計。  
 2. 令和3年妥結額は、令和4年妥結額を集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果とは一致しない。  
 3. 電気機器・電子部品等は、電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイスの各製造業の合算。

図表6 金額階層別

金額階級	300人未満	300人以上	計	分布率 (%)	令和3年 組合数	分布率 (%)
計	32	36	68	100.0	68	100.0
1,000 円未満	0	0	0	0.0	7	10.3
1,000 ～ 1,999 円	1	1	2	2.9	3	4.4
2,000 ～ 2,999 円	4	2	6	8.8	10	14.7
3,000 ～ 3,999 円	5	2	7	10.3	10	14.7
4,000 ～ 4,999 円	9	9	18	26.5	14	20.6
5,000 ～ 5,999 円	8	7	15	22.1	10	14.7
6,000 ～ 6,999 円	3	4	7	10.3	9	13.2
7,000 ～ 7,999 円	2	3	5	7.4	4	5.9
8,000 ～ 8,999 円	0	3	3	4.4	0	0.0
9,000 ～ 9,999 円	0	2	2	2.9	0	0.0
10,000 円以上	0	3	3	4.4	1	1.5
その他	0	0	0	0.0	0	0.0

(注) 1. 定昇込みで交渉している組合のみを集計

2. その他は具体的な妥結額が不明の組合

図表7 妥結時期

妥結時期	300人未満	300人以上	計	累計	分布率 (%)
計	32	36	68	68	100.0
2 月 末 まで	1	0	1	1	1.5
3 月 1 ～ 10 日	1	1	2	3	2.9
11 ～ 20 日	3	11	14	17	20.6
21 ～ 31 日	8	10	18	35	26.5
4 月 1 ～ 10 日	2	3	5	40	7.4
11 ～ 20 日	5	5	10	50	14.7
21 ～ 30 日	2	0	2	52	2.9
5 月 1 ～ 10 日	3	0	3	55	4.4
11 ～ 20 日	2	4	6	61	8.9
21 ～ 31 日	2	0	2	63	2.9
6 月 1 ～ 10 日	0	0	0	63	0.0
11 ～ 20 日	2	1	3	66	4.4
21 ～ 30 日	1	1	2	68	2.9
7 月 1 ～ 10 日	0	0	0	68	0.0

図表8 地域別

区 分		要 求				妥 結						調査対象 組合
		組合数	今年額	前年額	対前年 (%)	組合数	今年額	前年額	平均賃金	対前年 (%)	賃上げ率	
計	(定昇込み)	68	7,158	6,104	117.3	68	5,607	4,413	271,888	127.1	2.06	197
	(ペアのみ)	26	5,027	3,935	127.8	26	2,243	861	298,335	260.5	0.75	
岩 国	(定昇込み)	9	6,344	5,090	124.6	9	5,330	4,513	282,547	118.1	1.89	19
	(ペアのみ)	4	4,432	2,774	159.8	4	3,319	2,184	319,582	152.0	1.04	
柳 井	(定昇込み)	5	8,555	8,716	98.2	5	5,921	5,780	290,937	102.4	2.04	8
	(ペアのみ)	2	8,307	9,266	89.7	2	4,226	4,405	242,170	95.9	1.75	
周 南	(定昇込み)	19	7,589	5,715	132.8	19	6,893	5,569	307,537	123.8	2.24	38
	(ペアのみ)	4	4,368	4,223	103.4	4	4,995	518	271,328	964.3	1.84	
山 口 ・ 防 府	(定昇込み)	15	6,728	6,342	106.1	15	4,287	3,474	283,542	123.4	1.51	42
	(ペアのみ)	5	7,640	7,118	107.3	5	727	208	307,848	349.5	0.24	
宇 部 ・ 小 野 田	(定昇込み)	8	6,799	6,827	99.6	8	7,128	6,106	215,769	116.7	3.30	44
	(ペアのみ)	5	4,028	3,097	130.1	5	1,443	1,035	281,973	139.4	0.51	
下 関	(定昇込み)	11	7,856	3,094	253.9	11	6,321	1,600	118,441	395.1	5.34	44
	(ペアのみ)	6	3,308	1,544	214.2	6	1,760	265	291,022	664.2	0.60	
萩 ・ 長 門	(定昇込み)	1	X	X	X	1	X	X	X	X	X	2
	(ペアのみ)	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	

(注) 1.組合員数による加重平均で集計

2.前年額は、今回集計した組合の前年額であるため、昨年の最終集計結果と一致しない

# 令和4年賃金改定状況調査結果

## < 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業  
(ア) 製造業  
(イ) 卸売業，小売業  
(ウ) 学術研究，専門・技術サービス業  
(エ) 宿泊業，飲食サービス業  
(オ) 生活関連サービス業，娯楽業  
(カ) 医療，福祉  
(キ) サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 調査事業所

(1) 数 15,861 事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

### 5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕

ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕

ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕

ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕

ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕

ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕

ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕



## 6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8			-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6		-50.0	-21.5	-13.8	-35.0	1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.7	1.1
R3年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3 %	2.5 %	4.5 %	0.64	1.4 %	2.3 %	4.0 %	0.57	1.5 %	2.2 %	3.6 %	0.48	1.5 %	3.0 %	4.3 %	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R3年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0 %	4.0 %	7.8 %	0.73	1.8 %	3.0 %	5.0 %	0.53	1.0 %	2.0 %	4.0 %	0.75	1.0 %	2.0 %	3.7 %	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R3年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 =  $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	R3年 6月	R4年 6月		R3年	
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
	C	1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
	D	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
	C	1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		1時間当たり 賃金額		賃金上昇率		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年	R3年 6月	R4年 6月	R3年
一般 パート 計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
	計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4
	計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6
	計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8

## 参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R3年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業(他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R 3 年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定  
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定  
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定  
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定  
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定



## 付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

### 1 パートタイム労働者比率

(%)

令和3年	令和4年
40.1	40.9

### 2 男女別労働者数比率

(%)

	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

### 3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和2年度	令和3年度
243.3	242.9

令和4年度基礎調査における県最賃適用労働者の分布率

時間額(円)	未満率 (%)			
	全体	一般	パート	女
857	1.5	2.2	0.4	2.0
時間額(円)	影響率 (%)			
	全体	一般	パート	女
858	5.3	4.1	7.3	7.0
859	5.4	4.2	7.4	7.2
860	5.6	4.4	7.5	7.4
861	9.8	5.7	16.4	13.6
862	9.9	5.7	16.7	13.7
863	10.0	5.7	16.8	13.8
864	10.2	5.8	17.1	14.0
865	10.3	5.8	17.3	14.1
866	10.7	6.0	18.1	14.6
867	10.8	6.1	18.2	14.9
868	10.8	6.2	18.2	14.9
869	10.9	6.2	18.3	15.0
870	10.9	6.3	18.3	15.1
871	13.2	7.0	23.2	18.4
872	13.3	7.1	23.2	18.4
873	13.3	7.1	23.2	18.4
874	13.3	7.1	23.2	18.4
875	13.4	7.2	23.3	18.5
876	14.0	7.6	24.1	19.3
877	14.0	7.6	24.1	19.3
878	14.1	7.7	24.3	19.4
879	14.1	7.7	24.3	19.5
880	14.2	7.8	24.3	19.6
881	16.1	8.8	27.8	22.0
882	16.1	8.8	27.8	22.0
883	16.2	8.8	28.0	22.1
884	16.2	8.9	28.0	22.2
885	16.2	8.9	28.0	22.2
886	16.5	9.0	28.5	22.7
887	16.6	9.0	28.6	22.7
888	16.8	9.2	28.8	23.0
889	16.9	9.3	28.8	23.1
890	16.9	9.4	28.8	23.1
895	17.9	9.7	30.9	24.4
900	18.4	10.2	31.6	25.1
905	25.9	11.9	48.1	35.5

◎説明

当該表の数値は、令和4年度の基礎調査の統計により得た分布の累積値で、一番左列の時間額の未満率及び影響率(左の列未満の額の賃金を支払われている労働者の割合)を示すもの。

# 最低賃金に関する基礎調査結果について

山口県最低賃金

## 1 趣旨

この調査は、山口県の最低賃金の改正の資料を得るため、県内の民間企業の賃金の実態を調査し結果をとりまとめたものである。

## 2 調査対象事業所

常用労働者を製造業は1～99人、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)は1～29人を使用する事業所のうちから、一定の方法によって抽出した事業所である。

## 3 調査対象労働者

調査対象事業所に使用されるすべての労働者(臨時・パート等を含む。但し、労働者30人以上の製造業については抽出率2分の1の労働者)及び特定(産業別)最低賃金適用対象産業に属する調査対象労働者のうち、特定(産業別)最低賃金の適用を除外された労働者である。

## 4 調査対象期日及び調査実施期日

令和4年6月1日現在について、令和4年6月1日から6月30日までの1か月間の賃金等の事項を令和4年6月1日から7月19日までの間に調査した。

## 5 調査票

## 6 集計

山口労働局において集計し、母集団に復元した。

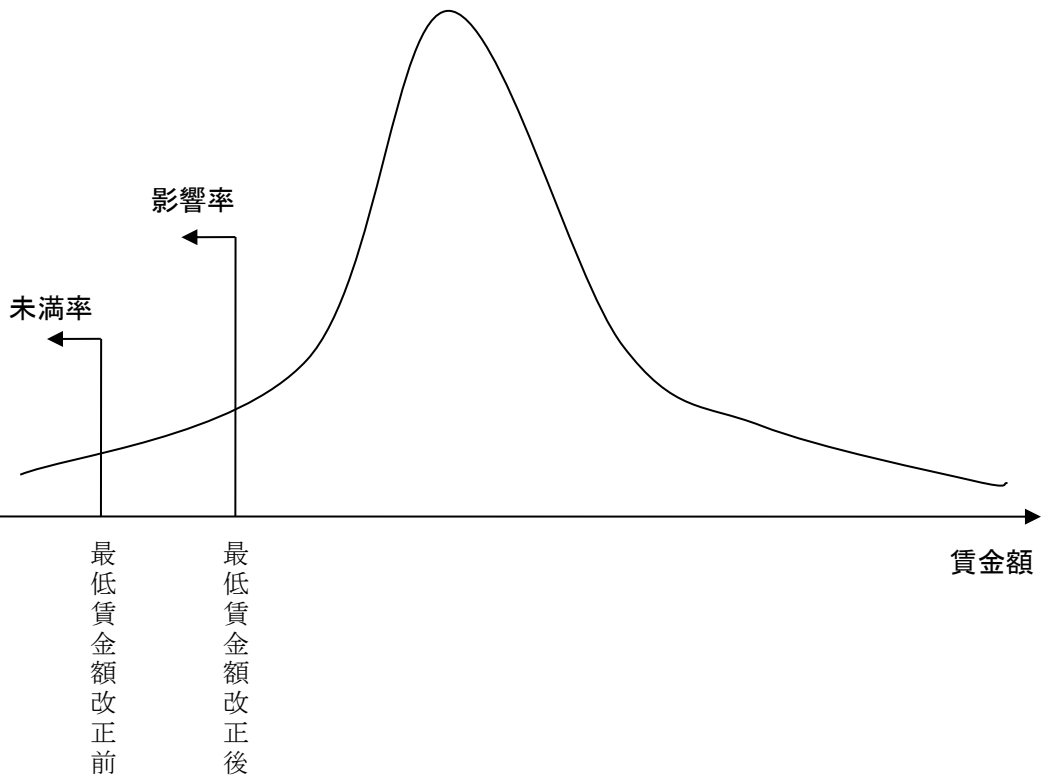
1 未満率及び影響率

未満率：現在設定されている最低賃金を下回っている労働者の割合

影響率：最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合

イメージ図

\* 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。



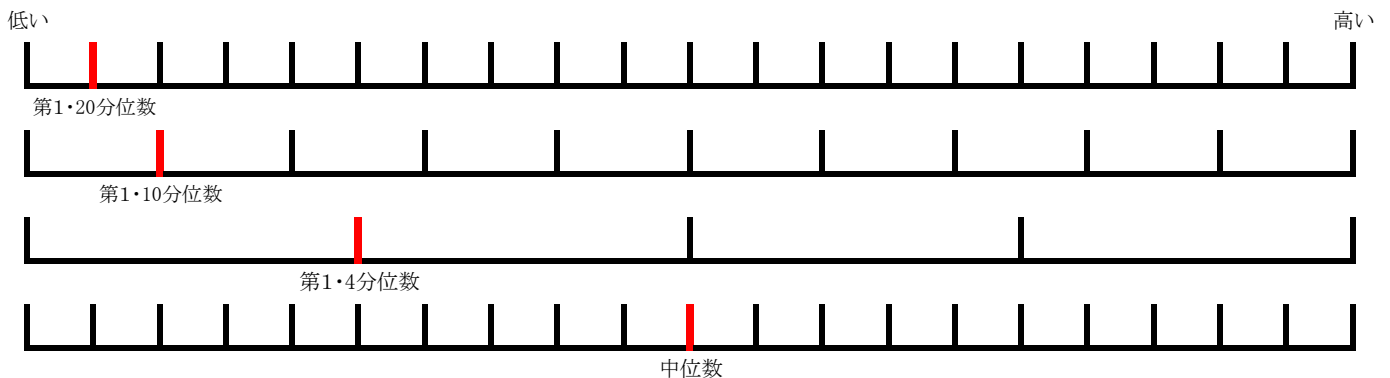
2 第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数、中位数

第1・20分位数：数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の20分の1の順位に当たる数値

第1・10分位数：同様に全体の10分の1の順位に当たる数値

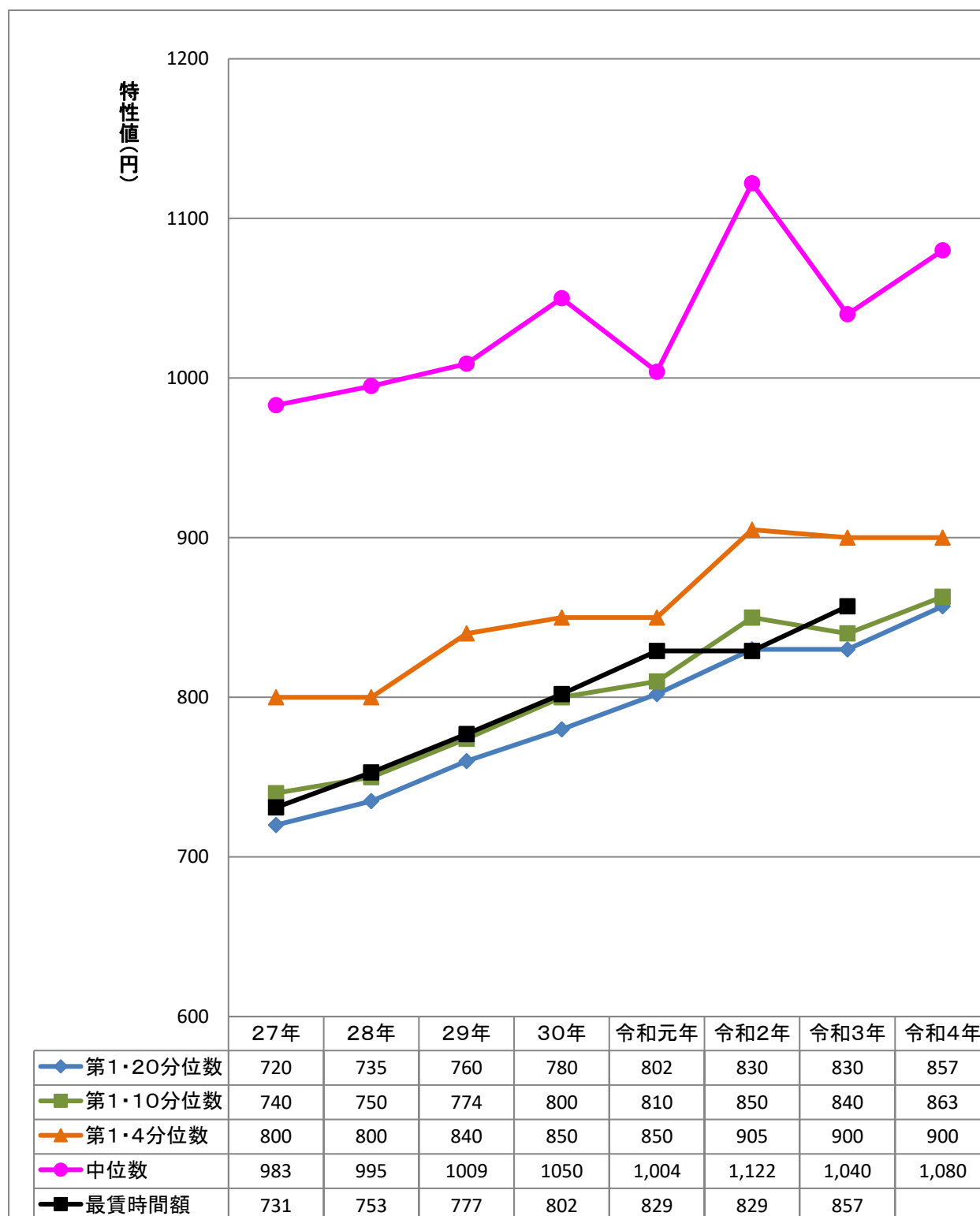
第1・4分位数：4分の1の順位に当たる数値

中位数：2分の1の順位(すなわち中央)に当たる数値



## 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・全体）（最終集計）

### （1）特性値の推移

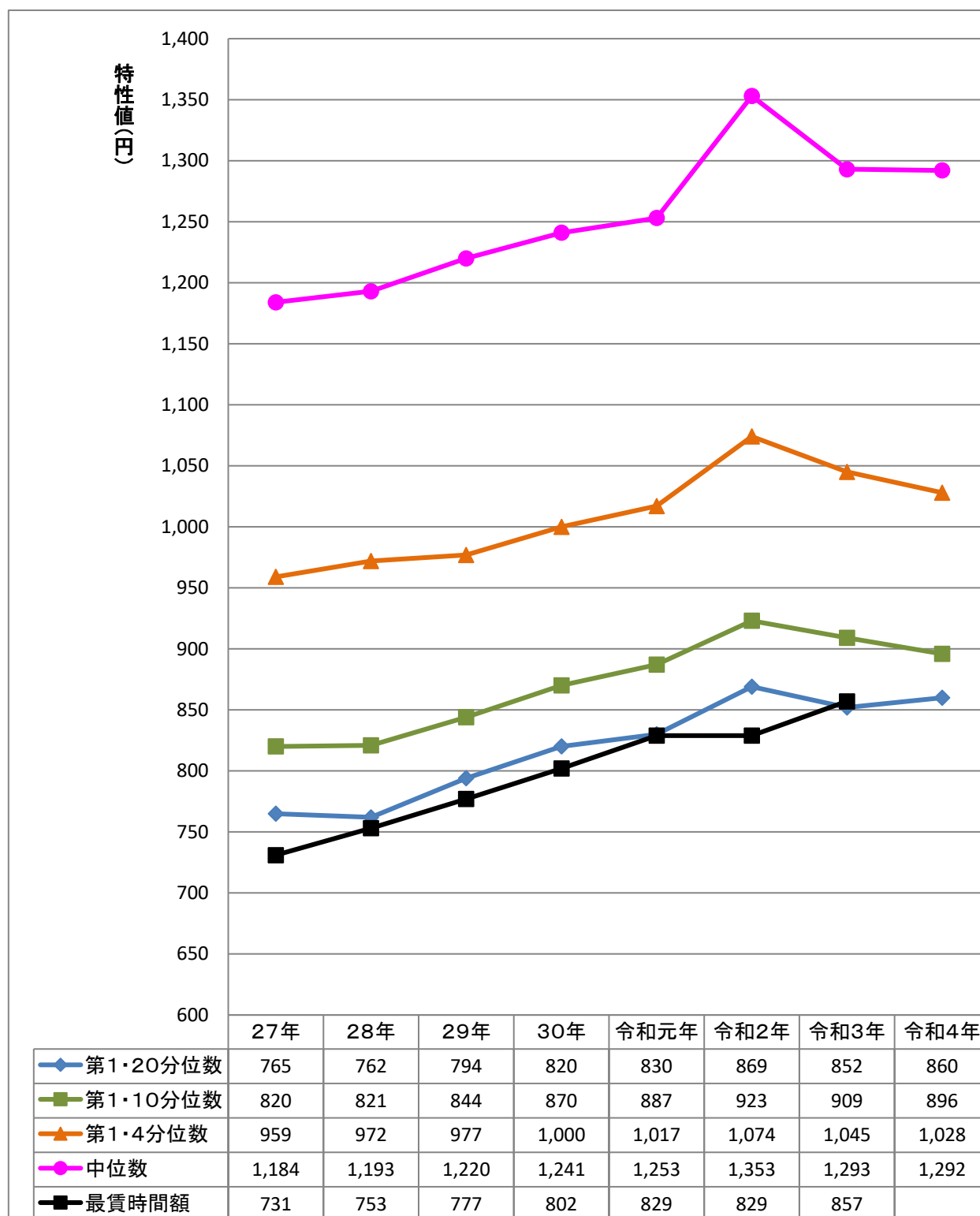


### （2）未満率と影響率の推移

	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
未満率	0.8	1.0	0.4	1.5	0.8	1.4	1.5	1.5
影響率	8.8	12.1	10.2	15.9	16.6	1.4	16.9	

## 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・一般）（最終集計）

### （1）特性値の推移

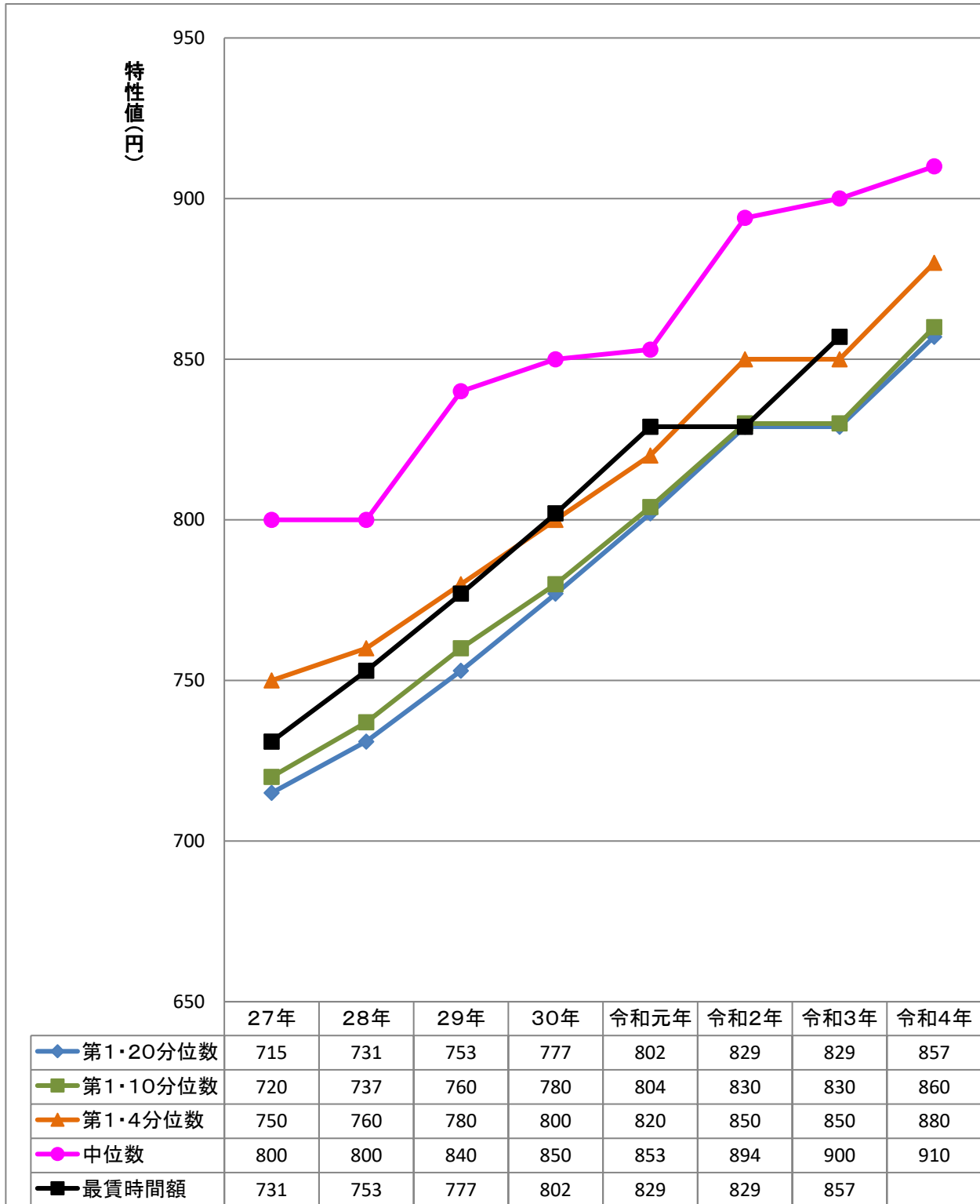


### （2）未満率と影響率の推移

	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
未満率	1.0	1.0	0.5	1.0	1.3	2.2	1.8	2.2
影響率	2.3	4.1	3.5	3.7	16.0	2.2	5.7	

# 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・パート）（最終集計）

## (1) 特性値の推移

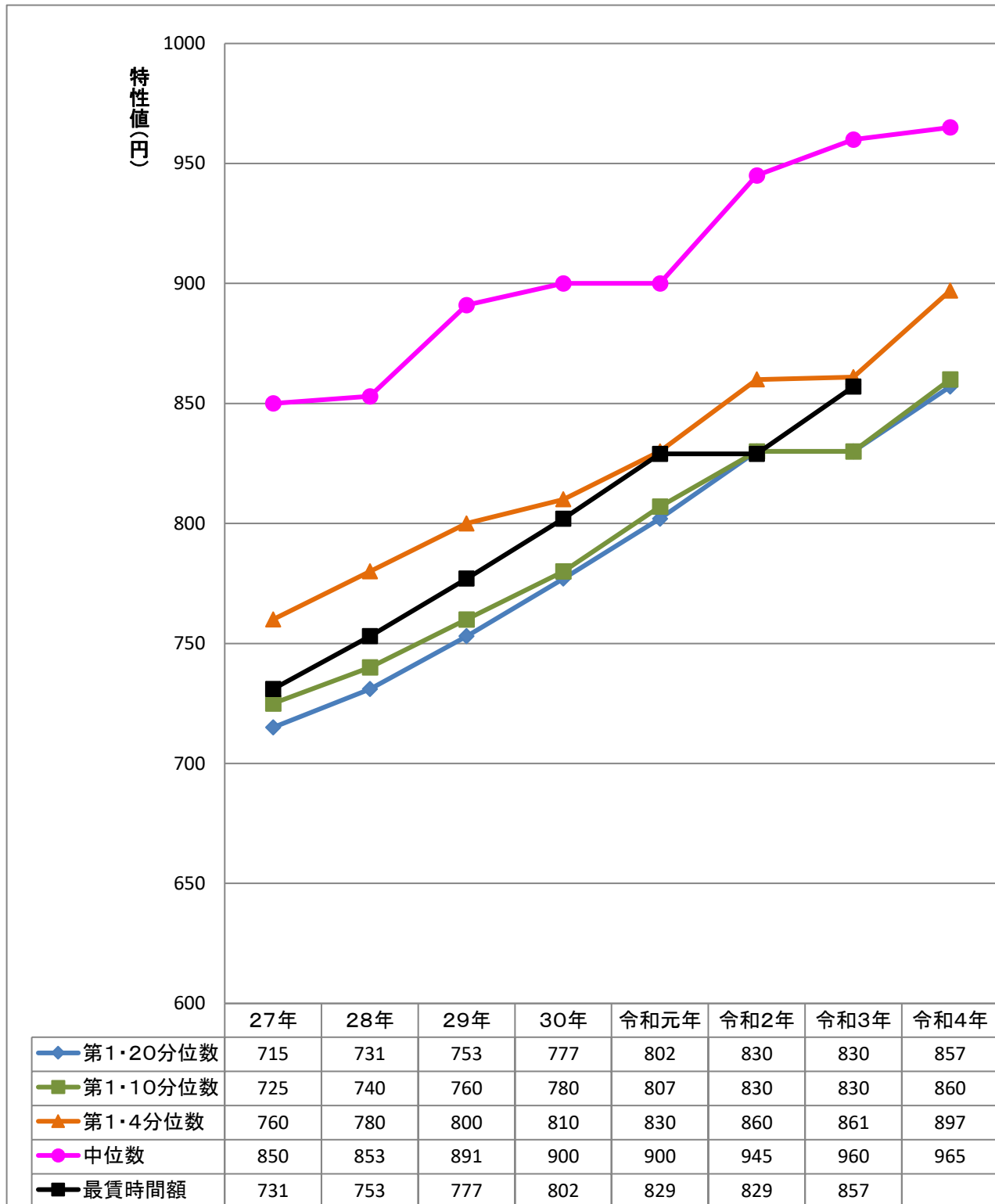


## (2) 未満率と影響率の推移

	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
未満率	0.4	1.2	0.3	2.2	0.3	0.4	1.1	0.8
影響率	18.3	24	21	37	31.5	0.4	31.9	

## 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・女）（最終集計）

### (1) 特性値の推移



### (2) 未満率と影響率の推移

	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
未満率	1.1	1.5	0.6	2.2	1.1	1.2	1.9	2.0
影響率	12.6	17.4	15.2	23.7	23.7	1.2	22.9	



総括表(1)

Table with 15 columns: 時間当り所定内賃金額 (3手当を除く), 合計, 規模別 (1~9人, 10~29人, 30人以上), 全県, 地域別, 年齢別 (17歳以下, 18~19歳, 20~54歳, 55~59歳, 60~64歳, 65歳以上). Rows include '計' and numbered rows (846 to 904) with numerical values and percentages.

905	905	50,502 (26.0)	19,504 (24.7)	28,416 (30.9)	2,582 (11.0)	50,502 (26.0)				609 (59.7)	2,079 (46.5)	26,351 (20.7)	4,491 (24.8)	4,835 (27.3)	12,138 (47.4)
906	906	50,575 (26.0)	19,504 (24.7)	28,489 (31.0)	2,582 (11.0)	50,575 (26.0)				609 (59.7)	2,119 (47.4)	26,351 (20.7)	4,524 (25.0)	4,835 (27.3)	12,138 (47.4)
907	907	50,691 (26.1)	19,560 (24.8)	28,491 (31.0)	2,641 (11.2)	50,691 (26.1)				609 (59.7)	2,119 (47.4)	26,452 (20.8)	4,536 (25.0)	4,837 (27.3)	12,138 (47.4)
908	909	51,242 (26.4)	19,967 (25.3)	28,612 (31.2)	2,663 (11.3)	51,242 (26.4)				609 (59.7)	2,119 (47.4)	26,894 (21.1)	4,600 (25.4)	4,843 (27.4)	12,177 (47.6)
910	919	54,494 (28.0)	21,038 (26.6)	30,337 (33.0)	3,119 (13.3)	54,494 (28.0)				730 (71.6)	2,353 (52.7)	28,714 (22.5)	4,922 (27.2)	5,161 (29.2)	12,612 (49.3)
920	929	57,729 (29.7)	22,213 (28.1)	32,208 (35.1)	3,308 (14.1)	57,729 (29.7)				730 (71.6)	2,454 (54.9)	30,552 (24.0)	5,226 (28.8)	5,569 (31.5)	13,198 (51.6)
930	939	60,901 (31.3)	23,751 (30.1)	33,523 (36.5)	3,626 (15.4)	60,901 (31.3)				730 (71.6)	2,614 (58.5)	32,627 (25.6)	5,515 (30.4)	5,694 (32.2)	13,720 (53.6)
940	949	63,212 (32.5)	24,332 (30.8)	34,849 (37.9)	4,030 (17.2)	63,212 (32.5)				730 (71.6)	2,723 (61.0)	34,146 (26.8)	5,833 (32.2)	5,783 (32.7)	13,998 (54.7)
950	959	68,433 (35.2)	26,911 (34.1)	36,782 (40.0)	4,740 (20.2)	68,433 (35.2)				889 (87.2)	3,069 (68.7)	37,696 (29.6)	6,240 (34.4)	6,138 (34.7)	14,400 (56.3)
960	969	71,625 (36.9)	28,122 (35.6)	38,329 (41.7)	5,174 (22.0)	71,625 (36.9)				889 (87.2)	3,194 (71.5)	39,624 (31.1)	6,467 (35.7)	6,575 (37.1)	14,877 (58.1)
970	979	74,035 (38.1)	28,948 (36.6)	39,518 (43.0)	5,569 (23.7)	74,035 (38.1)				889 (87.2)	3,303 (74.0)	41,116 (32.3)	6,866 (37.9)	6,846 (38.7)	15,015 (58.7)
980	989	76,114 (39.2)	29,773 (37.7)	40,188 (43.8)	6,153 (26.2)	76,114 (39.2)				889 (87.2)	3,397 (76.1)	42,545 (33.4)	6,953 (38.4)	6,971 (39.4)	15,360 (60.0)
990	999	77,592 (39.9)	30,355 (38.4)	40,650 (44.3)	6,588 (28.1)	77,592 (39.9)				889 (87.2)	3,440 (77.0)	43,572 (34.2)	7,148 (39.4)	7,106 (40.1)	15,437 (60.3)
1000	1099	99,455 (51.2)	40,426 (51.2)	50,346 (54.8)	8,684 (37.0)	99,455 (51.2)				1,020 (100.0)	4,258 (95.3)	57,605 (45.2)	8,773 (48.4)	9,192 (51.9)	18,608 (72.7)
1100	1199	116,490 (59.9)	47,892 (60.6)	58,047 (63.2)	10,551 (44.9)	116,490 (59.9)					4,421 (99.0)	70,146 (55.0)	9,743 (53.7)	10,836 (61.2)	20,323 (79.4)
1200	1299	130,490 (67.1)	53,912 (68.2)	64,378 (70.1)	12,200 (52.0)	130,490 (67.1)					4,462 (99.9)	79,828 (62.6)	11,215 (61.9)	12,480 (70.5)	21,485 (84.0)
1300	1399	142,128 (73.1)	58,989 (74.7)	69,370 (75.5)	13,769 (58.7)	142,128 (73.1)					4,466 (100.0)	88,796 (69.7)	11,936 (65.8)	13,369 (75.5)	22,541 (88.1)
1400	1499	151,632 (78.0)	62,782 (79.5)	73,646 (80.2)	15,203 (64.8)	151,632 (78.0)						96,030 (75.4)	12,728 (70.2)	14,154 (80.0)	23,235 (90.8)
1500		194,329 (100.0)	79,007 (100.0)	91,846 (100.0)	23,476 (100.0)	194,329 (100.0)						127,427 (100.0)	18,129 (100.0)	17,702 (100.0)	25,586 (100.0)
月平均賃金額		176,354	175,254	164,544	226,261	176,354				45,032	81,152	190,163	191,913	174,347	119,794
時間当平均賃金額		1,263	1,253	1,231	1,420	1,263				906	940	1,298	1,335	1,254	1,111
月一人当たり労働時間数		133	134	127	157	133				50	85	141	135	134	105
第1・20分位数		857	857	857	866	857				857	857	860	859	860	857
第1・10分位数		863	860	860	900	863				857	860	870	868	870	857
第1・4分位数		900	908	900	986	900				860	900	935	907	900	870
中位		1,080	1,079	1,034	1,266	1,080				900	910	1,142	1,120	1,072	920
四分位偏差係数		0.2474	0.2295	0.2347	0.2737	0.2474				0.0501	0.0444	0.2435	0.3097	0.2278	0.1387

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表(1)

Table with 14 columns: 時間当り所定内賃金額 (3手当を除く), 合計, 規模別 (1~9人, 10~29人, 30人以上, 全県), 地域別, 年齢別 (17歳以下, 18~19歳, 20~54歳, 55~59歳, 60~64歳, 65歳以上). Rows include total counts and individual age categories (847-904).

905	905	14,342 (12.0)	8,030 (15.3)	5,601 (11.5)	711 (4.0)	14,342 (12.0)					293 (21.3)	7,424 (8.6)	1,316 (11.8)	1,797 (15.9)	3,512 (38.0)
906	906	14,382 (12.0)	8,030 (15.3)	5,641 (11.5)	711 (4.0)	14,382 (12.0)					333 (24.2)	7,424 (8.6)	1,316 (11.8)	1,797 (15.9)	3,512 (38.0)
907	907	14,439 (12.1)	8,086 (15.4)	5,643 (11.5)	711 (4.0)	14,439 (12.1)					333 (24.2)	7,482 (8.7)	1,316 (11.8)	1,797 (15.9)	3,512 (38.0)
908	909	14,669 (12.3)	8,314 (15.8)	5,644 (11.5)	711 (4.0)	14,669 (12.3)					333 (24.2)	7,612 (8.8)	1,379 (12.4)	1,797 (15.9)	3,548 (38.4)
910	919	15,864 (13.3)	8,972 (17.1)	6,088 (12.4)	804 (4.5)	15,864 (13.3)					333 (24.2)	8,268 (9.6)	1,513 (13.6)	1,955 (17.3)	3,794 (41.0)
920	929	16,920 (14.2)	9,686 (18.4)	6,386 (13.1)	847 (4.7)	16,920 (14.2)					337 (24.4)	8,993 (10.4)	1,515 (13.6)	2,164 (19.1)	3,911 (42.3)
930	939	17,942 (15.0)	10,443 (19.9)	6,639 (13.6)	859 (4.8)	17,942 (15.0)					391 (28.4)	9,779 (11.3)	1,518 (13.6)	2,236 (19.8)	4,019 (43.5)
940	949	18,504 (15.5)	10,753 (20.5)	6,825 (14.0)	926 (5.2)	18,504 (15.5)					436 (31.7)	10,162 (11.8)	1,612 (14.5)	2,269 (20.0)	4,024 (43.5)
950	959	20,293 (17.0)	11,621 (22.1)	7,438 (15.2)	1,234 (6.9)	20,293 (17.0)					517 (37.5)	11,550 (13.4)	1,750 (15.7)	2,413 (21.3)	4,062 (43.9)
960	969	21,947 (18.4)	12,374 (23.5)	8,232 (16.8)	1,341 (7.5)	21,947 (18.4)					523 (38.0)	12,552 (14.5)	1,795 (16.1)	2,683 (23.7)	4,393 (47.5)
970	979	23,154 (19.4)	12,839 (24.4)	8,852 (18.1)	1,464 (8.2)	23,154 (19.4)					573 (41.6)	13,304 (15.4)	2,025 (18.2)	2,846 (25.1)	4,406 (47.6)
980	989	24,513 (20.5)	13,356 (25.4)	9,205 (18.8)	1,952 (10.9)	24,513 (20.5)					614 (44.6)	14,249 (16.5)	2,110 (19.0)	2,967 (26.2)	4,573 (49.4)
990	999	25,515 (21.4)	13,700 (26.1)	9,528 (19.5)	2,287 (12.8)	25,515 (21.4)					658 (47.7)	14,887 (17.2)	2,264 (20.4)	3,092 (27.3)	4,614 (49.9)
1000	1099	37,243 (31.2)	19,329 (36.8)	14,161 (29.0)	3,753 (20.9)	37,243 (31.2)					1,170 (84.9)	23,421 (27.1)	2,929 (26.3)	4,305 (38.0)	5,418 (58.6)
1100	1199	49,942 (41.8)	25,221 (48.0)	19,298 (39.5)	5,423 (30.2)	49,942 (41.8)					1,333 (96.8)	33,087 (38.3)	3,578 (32.2)	5,530 (48.9)	6,414 (69.4)
1200	1299	60,551 (50.7)	29,591 (56.3)	24,139 (49.4)	6,821 (38.0)	60,551 (50.7)					1,374 (99.7)	41,133 (47.6)	4,435 (39.9)	6,749 (59.6)	6,860 (74.2)
1300	1399	70,572 (59.1)	33,957 (64.6)	28,323 (57.9)	8,291 (46.2)	70,572 (59.1)					1,378 (100.0)	49,181 (57.0)	5,122 (46.1)	7,456 (65.9)	7,435 (80.4)
1400	1499	79,385 (66.5)	37,370 (71.1)	32,300 (66.1)	9,714 (54.2)	79,385 (66.5)						56,141 (65.0)	5,822 (52.4)	8,164 (72.1)	7,880 (85.2)
1500		119,406 (100.0)	52,574 (100.0)	48,899 (100.0)	17,934 (100.0)	119,406 (100.0)						86,341 (100.0)	11,119 (100.0)	11,319 (100.0)	9,248 (100.0)
月平均賃金額		234,966	222,495	239,691	258,640	234,966					148,177	240,096	258,191	220,802	189,409
時間当平均賃金額		1,418	1,362	1,426	1,561	1,418					992	1,435	1,559	1,360	1,220
月一人当たり労働時間数		164	161	167	164	164					149	167	163	160	150
第1・2 0分位数		860	857	860	945	860					834	871	874	860	730
第1・1 0分位数		896	878	900	986	896					852	922	900	880	857
第1・4 分位数		1,028	984	1,047	1,149	1,028					931	1,077	1,061	973	870
中位		1,292	1,223	1,303	1,445	1,292					1,000	1,322	1,464	1,214	1,000
四分位偏差係数		0.2338	0.2364	0.2330	0.2346	0.2338					0.0643	0.2117	0.2553	0.2416	0.2254

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表(1)

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別				全県	地域別			年齢別					
		1~9人	10~29人	30人以上					17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	
計	74,923	26,433	42,947	5,542	74,923				1,020	3,088	41,085	7,010	6,382	16,338	
	円														
-	846	(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.2)						39	33		105	
847 -	847	(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.2)						39	33		105	
848 -	848	(0.2)	(0.4)	(0.2)	(0.2)						39	33		105	
849 -	849	(0.2)	(0.4)	(0.4)	(0.2)						39	33		105	
850 -	850	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						81	33		159	
851 -	851	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						81	33		159	
852 -	852	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						81	33		159	
853 -	853	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						84	33		159	
854 -	854	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						84	33		159	
855 -	855	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						84	33		159	
856 -	856	(0.4)	(0.4)	(0.4)	(0.4)						84	33		159	
857 -	857	(7.3)	(6.8)	(8.3)	(1.6)	(7.3)			120	123	2,426	609	475	1,694	
858 -	858	(7.4)	(6.9)	(8.4)	(2.0)	(7.4)			160	123	2,433	615	478	1,738	
859 -	859	(7.5)	(7.1)	(8.5)	(2.0)	(7.5)			160	123	2,468	615	478	1,779	
860 -	860	(16.4)	(15.8)	(17.4)	(11.8)	(16.4)			301	517	6,579	1,027	832	3,050	
861 -	861	(16.7)	(15.8)	(17.9)	(11.8)	(16.7)			301	517	6,778	1,027	832	3,050	
862 -	862	(16.8)	(15.8)	(18.0)	(11.9)	(16.8)			301	517	6,824	1,027	832	3,050	
863 -	863	(17.1)	(15.8)	(18.4)	(13.3)	(17.1)			301	517	6,947	1,068	872	3,131	
864 -	864	(17.3)	(16.0)	(18.6)	(13.3)	(17.3)			301	517	6,987	1,108	872	3,171	
865 -	865	(18.1)	(16.1)	(19.8)	(14.2)	(18.1)			301	517	7,270	1,277	960	3,213	
866 -	866	(18.2)	(16.1)	(19.9)	(15.7)	(18.2)			301	517	7,311	1,358	960	3,213	
867 -	867	(18.2)	(16.1)	(19.9)	(15.7)	(18.2)			301	517	7,313	1,358	960	3,213	
868 -	868	(18.3)	(16.1)	(19.9)	(16.4)	(18.3)			301	517	7,313	1,398	960	3,254	
869 -	869	(18.3)	(16.1)	(19.9)	(16.4)	(18.3)			301	517	7,313	1,398	960	3,254	
870 -	870	(23.2)	(18.7)	(26.5)	(18.2)	(23.2)			362	651	8,724	1,539	1,335	4,737	
871 -	871	(23.2)	(18.7)	(26.6)	(18.2)	(23.2)			362	651	8,724	1,539	1,368	4,737	
872 -	872	(23.2)	(18.7)	(26.6)	(18.2)	(23.2)			362	651	8,724	1,539	1,368	4,737	
873 -	873	(23.2)	(18.7)	(26.6)	(18.2)	(23.2)			362	651	8,724	1,539	1,368	4,737	
874 -	874	(23.3)	(18.7)	(26.7)	(18.2)	(23.3)			362	651	8,764	1,539	1,368	4,740	
875 -	875	(24.1)	(19.8)	(27.0)	(22.2)	(24.1)			362	662	9,164	1,561	1,472	4,865	
876 -	876	(24.1)	(19.8)	(27.0)	(22.2)	(24.1)			362	662	9,164	1,561	1,472	4,865	
877 -	877	(24.3)	(20.0)	(27.1)	(22.5)	(24.3)			362	662	9,218	1,563	1,477	4,906	
878 -	878	(24.3)	(20.0)	(27.1)	(22.5)	(24.3)			362	662	9,218	1,563	1,477	4,906	
879 -	879	(24.3)	(20.0)	(27.1)	(22.8)	(24.3)			362	662	9,230	1,570	1,477	4,906	
880 -	880	(27.8)	(23.4)	(30.9)	(24.6)	(27.8)			475	669	10,714	1,756	1,695	5,503	
881 -	881	(27.8)	(23.4)	(30.9)	(24.8)	(27.8)			475	669	10,719	1,758	1,695	5,503	
882 -	882	(28.0)	(23.4)	(31.2)	(24.8)	(28.0)			475	669	10,792	1,798	1,728	5,503	
883 -	883	(28.0)	(23.4)	(31.2)	(24.8)	(28.0)			475	669	10,792	1,798	1,728	5,503	
884 -	884	(28.0)	(23.4)	(31.2)	(24.8)	(28.0)			475	669	10,792	1,798	1,728	5,503	
885 -	885	(28.5)	(23.6)	(32.0)	(24.9)	(28.5)			475	669	11,157	1,838	1,734	5,505	
886 -	886	(28.6)	(23.6)	(32.1)	(24.9)	(28.6)			475	669	11,197	1,838	1,734	5,505	
887 -	887	(28.8)	(23.9)	(32.3)	(25.0)	(28.8)			475	669	11,308	1,838	1,741	5,538	
888 -	888	(28.8)	(24.0)	(32.3)	(25.1)	(28.8)			475	669	11,308	1,842	1,741	5,574	
889 -	889	(28.8)	(24.0)	(32.3)	(25.1)	(28.8)			475	669	11,311	1,842	1,741	5,574	
890 -	890	(30.7)	(25.7)	(34.5)	(25.7)	(30.7)			475	669	12,035	1,988	2,040	5,814	
891 -	891	(30.8)	(26.0)	(34.5)	(25.7)	(30.8)			475	669	12,121	1,988	2,040	5,814	
892 -	892	(30.8)	(26.0)	(34.5)	(25.7)	(30.8)			475	669	12,122	1,988	2,041	5,816	
893 -	893	(30.9)	(26.1)	(34.5)	(25.7)	(30.9)			475	669	12,122	1,988	2,041	5,852	
894 -	894	(30.9)	(26.1)	(34.5)	(25.7)	(30.9)			475	669	12,122	1,988	2,041	5,852	
895 -	895	(31.0)	(26.3)	(34.5)	(26.3)	(31.0)			475	669	12,128	1,988	2,041	5,930	
896 -	896	(31.2)	(26.8)	(34.5)	(26.5)	(31.2)			475	669	12,170	1,994	2,041	6,011	
897 -	897	(31.5)	(27.1)	(34.8)	(26.7)	(31.5)			475	669	12,286	2,022	2,083	6,045	
898 -	898	(31.5)	(27.1)	(34.9)	(26.8)	(31.5)			475	669	12,292	2,022	2,123	6,045	
899 -	899	(31.6)	(27.1)	(34.9)	(31.6)	(31.6)			475	669	12,292	2,022	2,123	6,064	
900 -	900	(46.7)	(42.3)	(51.4)	(31.5)	(46.7)			603	1,786	18,568	3,054	2,913	8,084	
901 -	901	(46.9)	(42.3)	(51.6)	(31.7)	(46.9)			603	1,786	18,574	3,054	2,913	8,190	
902 -	902	(47.0)	(42.3)	(51.9)	(31.7)	(47.0)			603	1,786	18,616	3,054	2,946	8,224	
903 -	903	(48.0)	(43.4)	(52.9)	(32.6)	(48.0)			603	1,786	18,872	3,175	3,038	8,512	
904 -	904	(48.1)	(43.4)	(53.0)	(32.8)	(48.1)			603	1,786	18,878	3,175	3,038	8,585	

905	905	36,160 (48.3)	11,474 (43.4)	22,815 (53.1)	1,871 (33.8)	36,160 (48.3)				609 (59.7)	1,786 (57.8)	18,926 (46.1)	3,175 (45.3)	3,038 (47.6)	8,626 (52.8)
906	906	36,193 (48.3)	11,474 (43.4)	22,848 (53.2)	1,871 (33.8)	36,193 (48.3)				609 (59.7)	1,786 (57.8)	18,926 (46.1)	3,208 (45.8)	3,038 (47.6)	8,626 (52.8)
907	907	36,252 (48.4)	11,474 (43.4)	22,848 (53.2)	1,930 (34.8)	36,252 (48.4)				609 (59.7)	1,786 (57.8)	18,970 (46.2)	3,221 (45.9)	3,041 (47.6)	8,626 (52.8)
908	909	36,573 (48.8)	11,653 (44.1)	22,968 (53.5)	1,952 (35.2)	36,573 (48.8)				609 (59.7)	1,786 (57.8)	19,281 (46.9)	3,221 (45.9)	3,047 (47.7)	8,629 (52.8)
910	919	38,630 (51.6)	12,065 (45.6)	24,249 (56.5)	2,315 (41.8)	38,630 (51.6)				730 (71.6)	2,021 (65.4)	20,446 (49.8)	3,409 (48.6)	3,206 (50.2)	8,818 (54.0)
920	929	40,809 (54.5)	12,526 (47.4)	25,822 (60.1)	2,462 (44.4)	40,809 (54.5)				730 (71.6)	2,117 (68.5)	21,559 (52.5)	3,711 (52.9)	3,405 (53.3)	9,287 (56.8)
930	939	42,959 (57.3)	13,308 (50.3)	26,884 (62.6)	2,767 (49.9)	42,959 (57.3)				730 (71.6)	2,224 (72.0)	22,848 (55.6)	3,997 (57.0)	3,458 (54.2)	9,701 (59.4)
940	949	44,708 (59.7)	13,579 (51.4)	28,024 (65.3)	3,105 (56.0)	44,708 (59.7)				730 (71.6)	2,287 (74.0)	23,983 (58.4)	4,220 (60.2)	3,513 (55.1)	9,974 (61.0)
950	959	48,140 (64.3)	15,291 (57.8)	29,344 (68.3)	3,506 (63.3)	48,140 (64.3)				889 (87.2)	2,552 (82.6)	26,146 (63.6)	4,490 (64.1)	3,725 (58.4)	10,338 (63.3)
960	969	49,679 (66.3)	15,749 (59.6)	30,096 (70.1)	3,834 (69.2)	49,679 (66.3)				889 (87.2)	2,671 (86.5)	27,071 (65.9)	4,672 (66.6)	3,892 (61.0)	10,484 (64.2)
970	979	50,880 (67.9)	16,110 (60.9)	30,666 (71.4)	4,105 (74.1)	50,880 (67.9)				889 (87.2)	2,730 (88.4)	27,812 (67.7)	4,840 (69.1)	4,001 (62.7)	10,609 (64.9)
980	989	51,601 (68.9)	16,417 (62.1)	30,982 (72.1)	4,201 (75.8)	51,601 (68.9)				889 (87.2)	2,783 (90.1)	28,295 (68.9)	4,843 (69.1)	4,003 (62.7)	10,787 (66.0)
990	999	52,077 (69.5)	16,654 (63.0)	31,122 (72.5)	4,301 (77.6)	52,077 (69.5)				889 (87.2)	2,783 (90.1)	28,685 (69.8)	4,884 (69.7)	4,014 (62.9)	10,824 (66.2)
1000	1099	62,213 (83.0)	21,096 (79.8)	36,185 (84.3)	4,931 (89.0)	62,213 (83.0)				1,020 (100.0)	3,088 (100.0)	34,184 (83.2)	5,844 (83.4)	4,887 (76.6)	13,190 (80.7)
1100	1199	66,548 (88.8)	22,671 (85.8)	38,749 (90.2)	5,128 (92.5)	66,548 (88.8)						37,060 (90.2)	6,165 (87.9)	5,306 (83.1)	13,909 (85.1)
1200	1299	69,938 (93.3)	24,321 (92.0)	40,239 (93.7)	5,379 (97.0)	69,938 (93.3)						38,696 (94.2)	6,780 (96.7)	5,731 (89.8)	14,624 (89.5)
1300	1399	71,556 (95.5)	25,032 (94.7)	41,046 (95.6)	5,478 (98.8)	71,556 (95.5)						39,615 (96.4)	6,814 (97.2)	5,913 (92.7)	15,106 (92.5)
1400	1499	72,248 (96.4)	25,412 (96.1)	41,346 (96.3)	5,489 (99.0)	72,248 (96.4)						39,888 (97.1)	6,906 (98.5)	5,991 (93.9)	15,355 (94.0)
1500		74,923 (100.0)	26,433 (100.0)	42,947 (100.0)	5,542 (100.0)	74,923 (100.0)						41,085 (100.0)	7,010 (100.0)	6,382 (100.0)	16,338 (100.0)
月平均賃金額		82,943	81,295	78,983	121,494	82,943				45,032	51,253	85,229	86,776	91,955	80,387
時間当平均賃金額		1,015	1,036	1,009	966	1,015				906	917	1,010	979	1,066	1,049
月一人当たり労働時間数		84	80	81	125	84				50	56	87	90	89	80
第1・2 0分位数		857	857	857	860	857				857	860	857	857	857	857
第1・1 0分位数		860	860	860	860	860				857	860	860	860	860	857
第1・4分位数		880	890	870	887	880				860	900	880	880	880	870
中位		910	938	900	940	910				900	900	920	920	917	901
四分位偏差係数		0.0664	0.0695	0.0725	0.0501	0.0664				0.0501	0.0278	0.0656	0.0658	0.1093	0.0727

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

時間当たり所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	194,329	82,446	727	1,803	55,500	6,505	7,904	10,007	111,883	293	2,663	71,927	11,625	9,798	15,579
円	2,090	449	41	80	41	287	1,641	40	912	102	93	494			
-	846	(1.1)	(0.5)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(2.9)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(1.0)	(3.2)			
847 - 847	2,090	449	41	80	41	287	1,641	40	912	102	93	494			
	(1.1)	(0.5)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(2.9)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(1.0)	(3.2)				
848 - 848	2,222	545	41	80	41	323	1,677	40	912	102	129	494			
	(1.1)	(0.7)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(3.2)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(0.9)	(1.3)	(3.2)			
849 - 849	2,222	545	41	80	41	323	1,677	40	912	102	129	494			
	(1.1)	(0.7)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(3.2)	(1.5)	(1.5)	(1.3)	(0.9)	(1.3)	(3.2)			
850 - 850	2,462	546	41	80	41	324	1,916	40	1,034	102	193	547			
	(1.3)	(0.7)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(3.2)	(1.7)	(1.5)	(1.4)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
851 - 851	2,584	667	41	80	41	445	1,916	40	1,034	102	193	547			
	(1.3)	(0.8)	(2.3)	(0.1)	(0.6)	(4.4)	(1.7)	(1.5)	(1.4)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
852 - 852	2,736	703	41	116	41	445	2,033	116	1,075	102	193	547			
	(1.4)	(0.9)	(2.3)	(0.2)	(0.6)	(4.4)	(1.8)	(4.3)	(1.5)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
853 - 853	2,827	709	41	122	41	445	2,118	116	1,160	102	193	547			
	(1.5)	(0.9)	(2.3)	(0.2)	(0.6)	(4.4)	(1.9)	(4.3)	(1.6)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
854 - 854	2,855	709	41	122	41	445	2,146	116	1,188	102	193	547			
	(1.5)	(0.9)	(2.3)	(0.2)	(0.6)	(4.4)	(1.9)	(4.3)	(1.7)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
855 - 855	2,855	709	41	122	41	445	2,146	116	1,188	102	193	547			
	(1.5)	(0.9)	(2.3)	(0.2)	(0.6)	(4.4)	(1.9)	(4.3)	(1.7)	(0.9)	(2.0)	(3.5)			
856 - 856	2,916	709	41	122	41	445	2,207	116	1,188	102	193	608			
	(1.5)	(0.9)	(2.3)	(0.2)	(0.6)	(4.4)	(2.0)	(4.3)	(1.7)	(0.9)	(2.0)	(3.9)			
857 - 857	10,285	2,427	40	121	1,164	81	98	923	7,858	80	161	3,747	745	719	2,407
	(5.3)	(2.9)	(5.5)	(6.7)	(2.1)	(1.2)	(1.2)	(9.2)	(7.0)	(27.3)	(6.1)	(5.2)	(6.4)	(7.3)	(15.4)
858 - 858	10,535	2,507	80	121	1,167	116	98	925	8,028	80	161	3,790	751	758	2,488
	(5.4)	(3.0)	(11.0)	(6.7)	(2.1)	(1.8)	(1.2)	(9.2)	(7.2)	(27.3)	(6.1)	(5.3)	(6.5)	(7.7)	(16.0)
859 - 859	10,829	2,510	80	121	1,170	116	98	925	8,320	80	161	3,885	825	758	2,610
	(5.6)	(3.0)	(11.0)	(6.7)	(2.1)	(1.8)	(1.2)	(9.2)	(7.4)	(27.3)	(6.1)	(5.4)	(7.1)	(7.7)	(16.8)
860 - 860	19,070	3,902	181	200	1,781	160	338	1,241	15,168	120	516	8,233	1,284	1,153	3,863
	(9.8)	(4.7)	(24.9)	(11.1)	(3.2)	(2.5)	(4.3)	(12.4)	(13.6)	(40.9)	(19.4)	(11.4)	(11.0)	(11.8)	(24.8)
861 - 861	19,324	3,943	181	200	1,821	160	339	1,241	15,381	120	516	8,392	1,284	1,153	3,916
	(9.9)	(4.8)	(24.9)	(11.1)	(3.3)	(2.5)	(4.3)	(13.7)	(13.7)	(40.9)	(19.4)	(11.7)	(11.0)	(11.8)	(25.1)
862 - 862	19,372	3,948	181	200	1,826	160	339	1,241	15,424	120	516	8,435	1,284	1,153	3,916
	(10.0)	(4.8)	(24.9)	(11.1)	(3.3)	(2.5)	(4.3)	(13.8)	(13.8)	(40.9)	(19.4)	(11.7)	(11.0)	(11.8)	(25.1)
863 - 863	19,737	4,029	181	200	1,866	160	380	1,241	15,709	120	516	8,558	1,325	1,193	3,996
	(10.2)	(4.9)	(24.9)	(11.1)	(3.4)	(2.5)	(4.8)	(12.4)	(14.0)	(40.9)	(19.4)	(11.9)	(11.4)	(12.2)	(25.7)
864 - 864	19,921	4,145	181	200	1,906	160	416	1,281	15,776	120	516	8,558	1,365	1,221	3,996
	(10.3)	(5.0)	(24.9)	(11.1)	(3.4)	(2.5)	(5.3)	(12.8)	(14.1)	(40.9)	(19.4)	(11.9)	(11.7)	(12.5)	(25.7)
865 - 865	20,729	4,348	181	200	2,027	160	456	1,323	16,381	120	516	8,904	1,534	1,310	3,996
	(10.7)	(5.3)	(24.9)	(11.1)	(3.7)	(2.5)	(5.8)	(13.2)	(14.6)	(40.9)	(19.4)	(12.4)	(13.4)	(13.4)	(25.7)
866 - 866	20,985	4,348	181	200	2,027	160	456	1,323	16,638	120	516	9,080	1,615	1,310	3,996
	(10.8)	(5.3)	(24.9)	(11.1)	(3.7)	(2.5)	(5.8)	(13.2)	(14.9)	(40.9)	(19.4)	(12.6)	(13.9)	(13.4)	(25.7)
867 - 867	21,023	4,348	181	200	2,027	160	456	1,323	16,675	120	516	9,118	1,615	1,310	3,996
	(10.8)	(5.3)	(24.9)	(11.1)	(3.7)	(2.5)	(5.8)	(13.2)	(14.9)	(40.9)	(19.4)	(12.7)	(13.9)	(13.4)	(25.7)
868 - 868	21,162	4,378	181	200	2,055	160	456	1,325	16,784	120	516	9,146	1,655	1,310	4,037
	(10.9)	(5.3)	(24.9)	(11.1)	(3.7)	(2.5)	(5.8)	(13.2)	(15.0)	(40.9)	(19.4)	(12.7)	(14.2)	(13.4)	(25.9)
869 - 869	21,271	4,386	181	200	2,055	160	456	1,333	16,885	120	516	9,211	1,655	1,310	4,073
	(10.9)	(5.3)	(24.9)	(11.1)	(3.7)	(2.5)	(5.8)	(13.3)	(15.1)	(40.9)	(19.4)	(12.8)	(14.2)	(13.4)	(26.1)
870 - 870	25,685	5,148	181	274	2,297	221	566	1,609	20,537	180	577	10,639	1,852	1,709	5,580
	(13.2)	(6.2)	(24.9)	(15.2)	(4.1)	(3.4)	(7.2)	(16.1)	(18.4)	(61.6)	(21.7)	(14.8)	(15.9)	(17.4)	(35.8)
871 - 871	25,855	5,282	181	274	2,428	221	566	1,612	20,573	180	577	10,642	1,852	1,742	5,580
	(13.3)	(6.4)	(24.9)	(15.2)	(4.4)	(3.4)	(7.2)	(16.1)	(18.4)	(61.6)	(21.7)	(14.8)	(15.9)	(17.8)	(35.8)
872 - 872	25,855	5,282	181	274	2,428	221	566	1,612	20,573	180	577	10,642	1,852	1,742	5,580
	(13.3)	(6.4)	(24.9)	(15.2)	(4.4)	(3.4)	(7.2)	(16.1)	(18.4)	(61.6)	(21.7)	(14.8)	(15.9)	(17.8)	(35.8)
873 - 873	25,898	5,285	181	274	2,428	221	566	1,615	20,613	180	577	10,682	1,852	1,742	5,580
	(13.3)	(6.4)	(24.9)	(15.2)	(4.4)	(3.4)	(7.2)	(16.1)	(18.4)	(61.6)	(21.7)	(14.9)	(15.9)	(17.8)	(35.8)
874 - 874	25,998	5,285	181	274	2,428	221	566	1,615	20,714	180	577	10,722	1,910	1,742	5,583
	(13.4)	(6.4)	(24.9)	(15.2)	(4.4)	(3.4)	(7.2)	(16.1)	(18.5)	(61.6)	(21.7)	(14.9)	(16.4)	(17.8)	(35.8)
875 - 875	27,185	5,553	181	280	2,515	221	647	1,709	21,632	180	582	11,271	1,970	1,922	5,709
	(14.0)	(6.7)	(24.9)	(15.5)	(4.5)	(3.4)	(8.2)	(17.1)	(19.3)	(61.6)	(21.8)	(15.7)	(16.9)	(19.6)	(36.6)
876 - 876	27,185	5,553	181	280	2,515	221	647	1,709	21,632	180	582	11,271	1,970	1,922	5,709
	(14.0)	(6.7)	(24.9)	(15.5)	(4.5)	(3.4)	(8.2)	(17.1)	(19.3)	(61.6)	(21.8)	(15.7)	(16.9)	(19.6)	(36.6)
877 - 877	27,323	5,631	181	280	2,553	221	647	1,749	21,691	180	582	11,322	1,972	1,926	5,709
	(14.1)	(6.8)	(24.9)	(15.5)	(4.6)	(3.4)	(8.2)	(17.5)	(19.4)	(61.6)	(21.8)	(15.7)	(17.0)	(19.7)	(36.6)
878 - 878	27,429	5,631	181	280	2,553	221	647	1,749	21,797	180	582	11,358	2,007	1,961	5,709
	(14.1)	(6.8)	(24.9)	(15.5)	(4.6)	(3.4)	(8.2)	(17.5)	(19.5)	(61.6)	(21.8)	(15.8)	(17.3)	(20.0)	(36.6)
879 - 879	27,564	5,674	181	280	2,556	261	647	1,749	21,890	180	582	11,403	2,055	1,961	5,709
	(14.2)	(6.9)	(24.9)	(15.5)	(4.6)	(4.0)	(8.2)	(17.5)	(19.6)	(61.6)	(21.8)	(15.9)	(17.7)	(20.0)	(36.6)
880 - 880	31,356	6,738	295	280	2,868	261	943	2,091	24,618	180	588	13,148	2,283	2,196	6,223
	(16.1)	(8.2)	(40.5)	(15.5)	(5.2)	(4.0)	(11.9)	(20.9)	(22.0)	(61.6)	(22.1)	(18.3)	(19.6)	(22.4)	(39.9)
881 - 881	31,364	6,738	295	280	2,868	261	943	2,091	24,626	180	588	13,153	2,285	2,196	6,223
	(16.1)	(8.2)	(40.5)	(15.5)	(5.2)	(4.0)	(11.9)	(20.9)	(22.0)	(61.6)	(22.1)	(18.3)	(19.7)	(22.4)	(39.9)
882 - 882	31,510	6,738	295	280	2,868	261	943	2,091	24,772	180	588	13,226	2,325	2,229	6,223
	(16.2)	(8.2)	(40.5)	(15.5)	(5.2)	(4.0)	(11.9)	(20.9)	(22.1)						

905	905	50,502 (26.0)	10,572 (12.8)	429 (58.9)	675 (37.4)	4,497 (8.1)	313 (4.8)	1,408 (17.8)	3,250 (32.5)	39,929 (35.7)	180 (61.6)	1,404 (52.7)	21,853 (30.4)	4,178 (35.9)	3,426 (35.0)	8,887 (57.0)
906	906	50,575 (26.0)	10,612 (12.9)	429 (58.9)	715 (39.6)	4,497 (8.1)	313 (4.8)	1,408 (17.8)	3,250 (32.5)	39,962 (35.7)	180 (61.6)	1,404 (52.7)	21,853 (30.4)	4,211 (36.2)	3,426 (35.0)	8,887 (57.0)
907	907	50,691 (26.1)	10,620 (12.9)	429 (58.9)	715 (39.6)	4,505 (8.1)	313 (4.8)	1,408 (17.8)	3,250 (32.5)	40,072 (35.8)	180 (61.6)	1,404 (52.7)	21,947 (30.5)	4,224 (36.3)	3,429 (35.0)	8,887 (57.0)
908	909	51,242 (26.4)	10,764 (13.1)	429 (58.9)	715 (39.6)	4,614 (8.3)	313 (4.8)	1,408 (17.8)	3,286 (32.8)	40,477 (36.2)	180 (61.6)	1,404 (52.7)	22,280 (31.0)	4,288 (36.9)	3,435 (35.1)	8,890 (57.1)
910	919	54,494 (28.0)	11,499 (13.9)	550 (75.6)	836 (46.4)	4,797 (8.6)	389 (6.0)	1,488 (18.8)	3,439 (34.4)	42,995 (38.4)	180 (61.6)	1,517 (57.0)	23,917 (33.3)	4,534 (39.0)	3,673 (37.5)	9,173 (58.9)
920	929	57,729 (29.7)	12,100 (14.7)	550 (75.6)	874 (48.5)	5,145 (9.3)	423 (6.5)	1,529 (19.3)	3,580 (35.8)	45,629 (40.8)	180 (61.6)	1,580 (59.3)	25,408 (35.3)	4,803 (41.3)	4,040 (41.2)	9,618 (61.7)
930	939	60,901 (31.3)	12,443 (15.1)	550 (75.6)	920 (51.0)	5,296 (9.5)	423 (6.5)	1,532 (19.4)	3,723 (37.2)	48,457 (43.3)	180 (61.6)	1,694 (63.6)	27,331 (38.0)	5,092 (43.8)	4,163 (42.5)	9,997 (64.2)
940	949	63,212 (32.5)	12,778 (15.5)	550 (75.6)	966 (53.6)	5,539 (10.0)	423 (6.5)	1,532 (19.4)	3,768 (37.7)	50,434 (45.1)	180 (61.6)	1,757 (66.0)	28,606 (39.8)	5,409 (46.5)	4,251 (43.4)	10,230 (65.7)
950	959	68,433 (35.2)	14,082 (17.1)	603 (82.9)	1,078 (59.8)	6,477 (11.7)	423 (6.5)	1,573 (19.9)	3,928 (39.3)	54,351 (48.6)	286 (97.8)	1,991 (74.8)	31,219 (43.4)	5,817 (50.0)	4,566 (46.6)	10,472 (67.2)
960	969	71,625 (36.9)	15,018 (18.2)	603 (82.9)	1,148 (63.7)	7,113 (12.8)	461 (7.1)	1,688 (21.4)	4,005 (40.0)	56,608 (50.9)	286 (97.8)	2,045 (76.8)	32,511 (45.2)	6,006 (51.7)	4,888 (49.9)	10,872 (69.8)
970	979	74,035 (38.1)	15,641 (19.0)	603 (82.9)	1,257 (69.7)	7,417 (13.4)	534 (8.2)	1,748 (22.1)	4,082 (40.8)	58,394 (52.2)	286 (97.8)	2,046 (76.8)	33,698 (46.9)	6,332 (54.5)	5,098 (52.0)	10,933 (70.2)
980	989	76,114 (39.2)	16,013 (19.4)	603 (82.9)	1,298 (72.0)	7,526 (13.6)	615 (9.5)	1,784 (22.6)	4,187 (41.8)	60,101 (53.7)	286 (97.8)	2,099 (78.8)	35,018 (48.7)	6,338 (54.5)	5,187 (52.9)	11,173 (71.7)
990	999	77,592 (39.9)	16,383 (19.9)	603 (82.9)	1,341 (74.4)	7,721 (13.9)	622 (9.6)	1,867 (23.6)	4,229 (42.3)	61,210 (54.7)	286 (97.8)	2,099 (78.8)	35,852 (49.8)	6,526 (56.1)	5,239 (53.5)	11,208 (71.9)
1,000	1,099	99,455 (51.2)	23,900 (29.0)	727 (100.0)	1,683 (93.4)	11,898 (21.4)	916 (14.1)	2,925 (37.0)	5,751 (57.5)	75,555 (67.5)	293 (100.0)	2,574 (96.7)	45,707 (63.5)	7,857 (67.6)	6,267 (64.0)	12,857 (82.5)
1,100	1,199	116,490 (59.9)	30,929 (37.5)		1,759 (97.5)	16,856 (30.4)	1,238 (19.0)	3,734 (47.2)	6,614 (66.1)	85,561 (76.5)		2,663 (100.0)	53,290 (74.1)	8,505 (73.2)	7,102 (72.5)	13,709 (88.0)
1,200	1,299	130,490 (67.1)	37,566 (45.6)		1,799 (99.8)	21,365 (38.5)	1,763 (27.1)	4,730 (59.8)	7,182 (71.8)	92,923 (83.1)			58,463 (81.3)	9,451 (81.3)	7,751 (79.1)	14,303 (91.8)
1,300	1,399	142,128 (73.1)	43,832 (53.2)		1,803 (100.0)	26,106 (47.0)	2,080 (32.0)	5,154 (65.2)	7,961 (79.6)	98,296 (87.9)			62,690 (87.2)	9,856 (84.8)	8,215 (83.8)	14,580 (93.6)
1,400	1,499	151,632 (78.0)	49,775 (60.4)			30,816 (55.5)	2,447 (37.6)	5,554 (70.3)	8,428 (84.2)	101,857 (91.0)			65,214 (90.7)	10,281 (88.4)	8,600 (87.8)	14,807 (95.0)
1,500		194,329 (100.0)	82,446 (100.0)			55,500 (100.0)	6,505 (100.0)	7,904 (100.0)	10,007 (100.0)	111,883 (100.0)			71,927 (100.0)	11,625 (100.0)	9,798 (100.0)	15,579 (100.0)
月平均賃金額		176,354	234,634	42,320	97,660	251,624	291,922	214,543	157,690	133,409	51,774	69,973	142,739	135,953	141,920	95,453
時間当平均賃金額		1,263	1,491	909	954	1,537	1,755	1,388	1,285	1,095	897	932	1,114	1,100	1,147	999
月一人当たり労働時間数		133	153	46	100	160	163	152	124	119	58	75	126	119	120	94
第1・2 0分位数		857	864	857	857	880	910	864	857	857	857	857	857	857	857	857
第1・1 0分位数		863	900	858	860	950	1,000	880	860	860	860	860	860	860	860	857
第1・4 分位数		900	1,039	880	900	1,136	1,277	1,000	900	897	857	896	900	900	890	861
中位		1,080	1,361	900	935	1,429	1,650	1,218	1,003	965	870	900	1,000	959	970	900
四分位偏差係数		0.2474	0.2533	0.0172	0.0536	0.2223	0.2576	0.2662	0.2195	0.1474	0.0537	0.0356	0.1503	0.1568	0.1789	0.0775

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

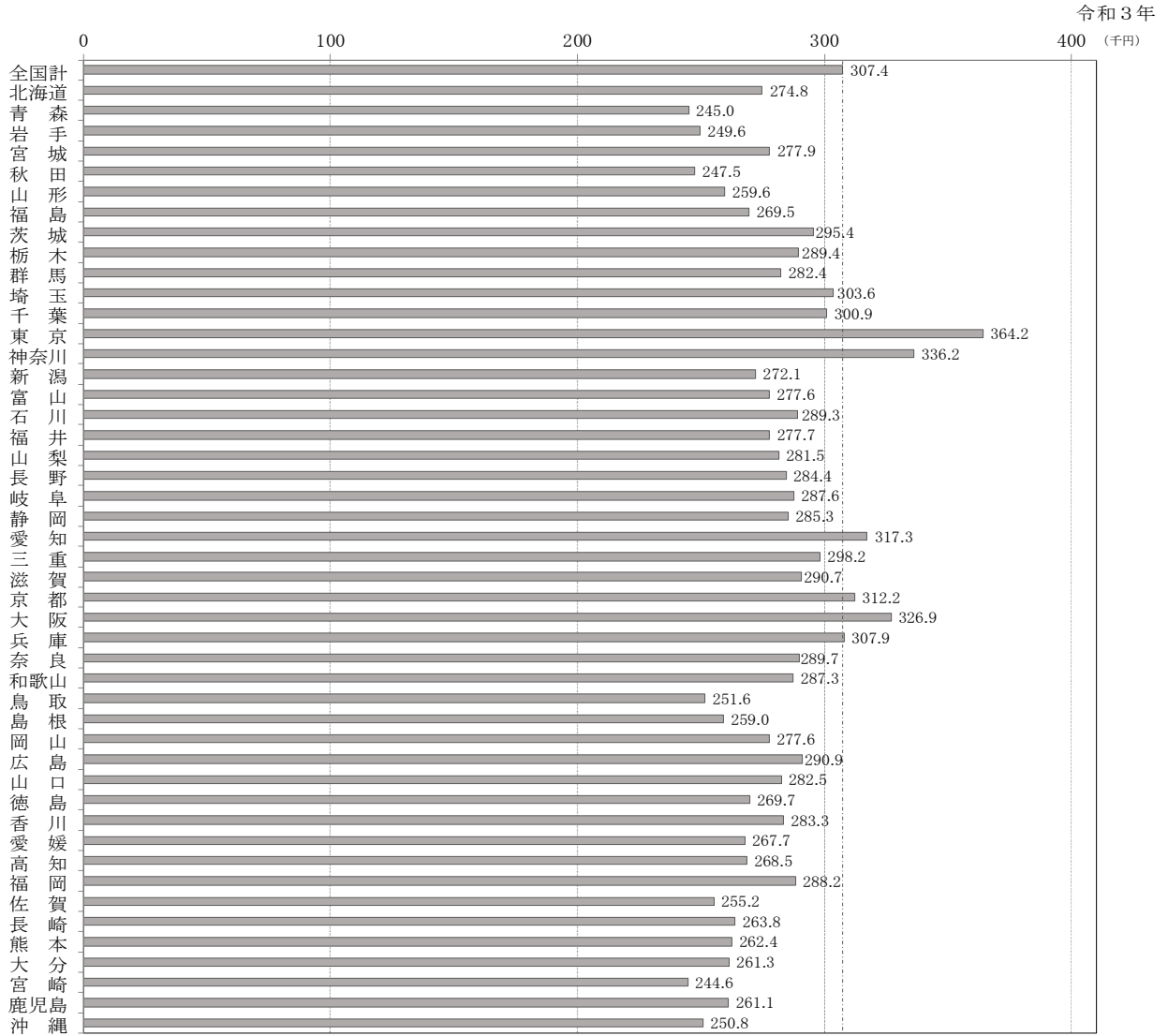


(1) 都道府県別にみた賃金(令和3年所定内賃金額)

都道府県別の賃金をみると、全国計(307.4千円)よりも賃金が高かったのは6都府県(東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県)となっており、最も高かったのは、東京都(364.2千円)となっている

(資料出所:賃金構造基本統計調査)

都道府県別賃金(男女計)

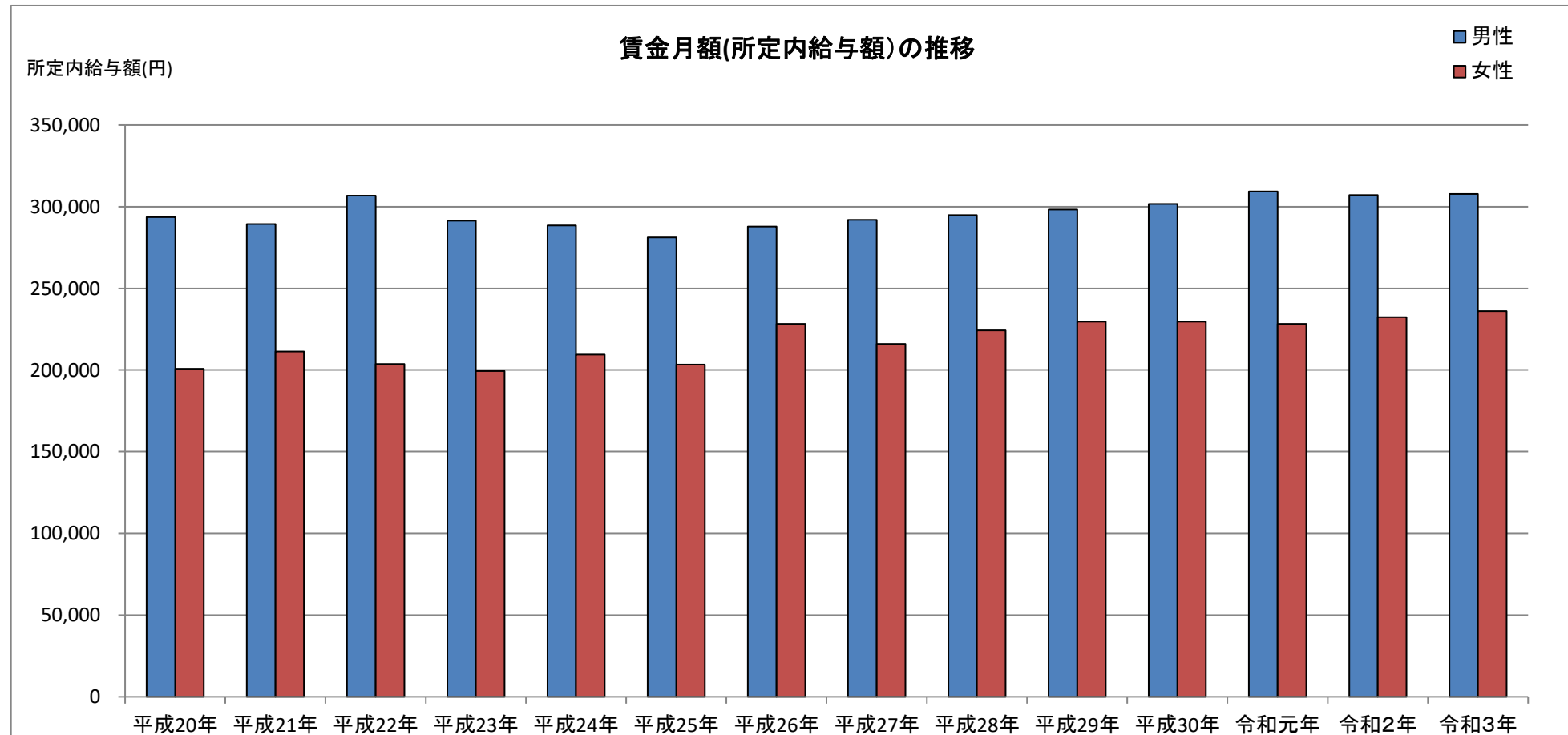


(2) 賃金月額の年次推移(山口県・産業計・所定内給与額)

単位円 単位円

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
男性	293,600	289,300	306,800	291,500	288,500	281,200	287,900	292,000	294,800	298,300	301,700	309,400	307,100	307,800
女性	200,800	211,300	203,700	199,400	209,400	203,400	228,300	216,000	224,300	229,700	229,700	228,200	232,400	236,100

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

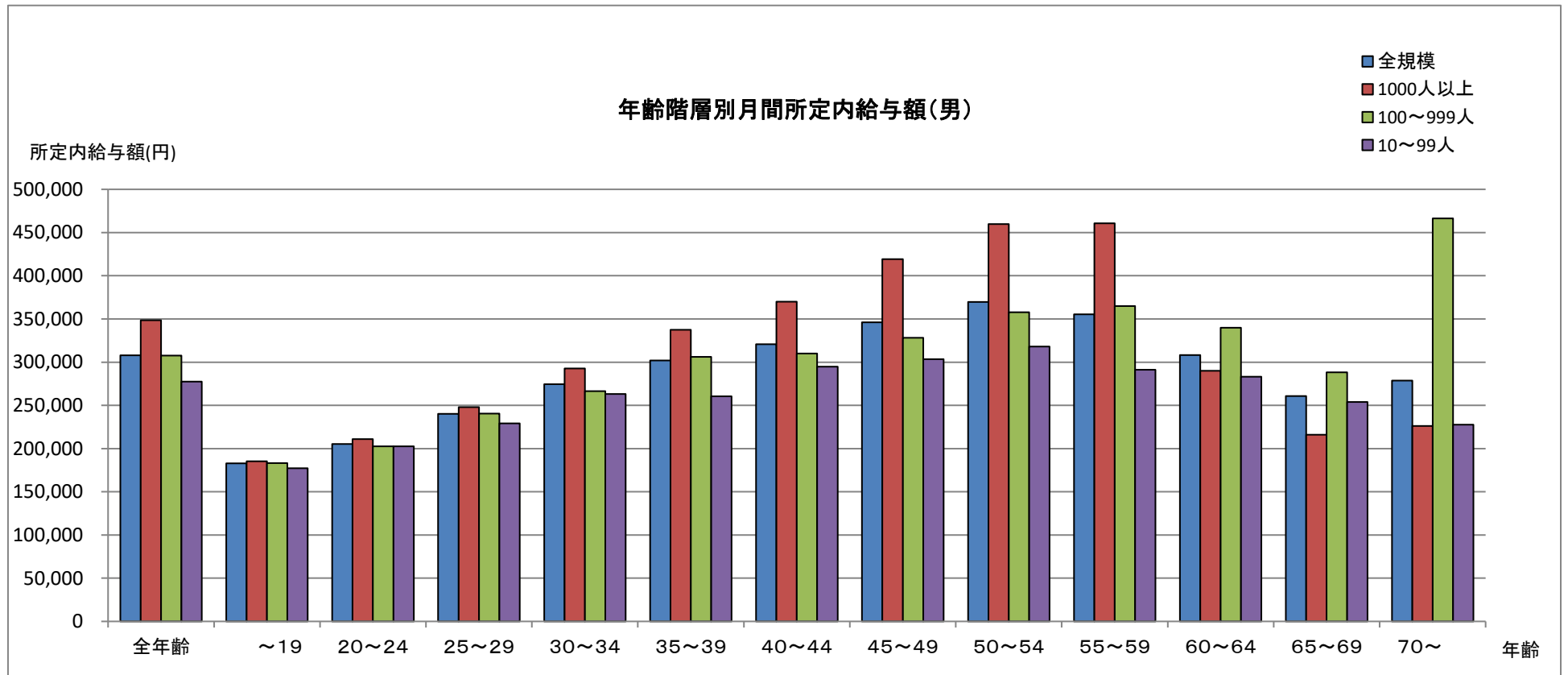


(3) 年齢階層別月間所定内給与額(令和3年:山口県:産業計:男性)

単位:円

	全年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全規模	307,800	182,900	205,300	240,100	274,600	302,000	320,700	346,000	369,600	355,400	308,300	260,800	278,700
1000人以上	348,400	185,300	210,900	248,000	292,700	337,600	369,900	419,200	459,900	460,600	289,900	215,900	226,200
100～999人	307,700	183,200	202,700	240,600	266,500	306,000	310,100	328,300	357,800	364,900	340,000	288,200	466,500
10～99人	277,400	177,300	202,600	229,300	263,100	260,400	294,900	303,500	318,100	291,200	283,100	253,800	227,700

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

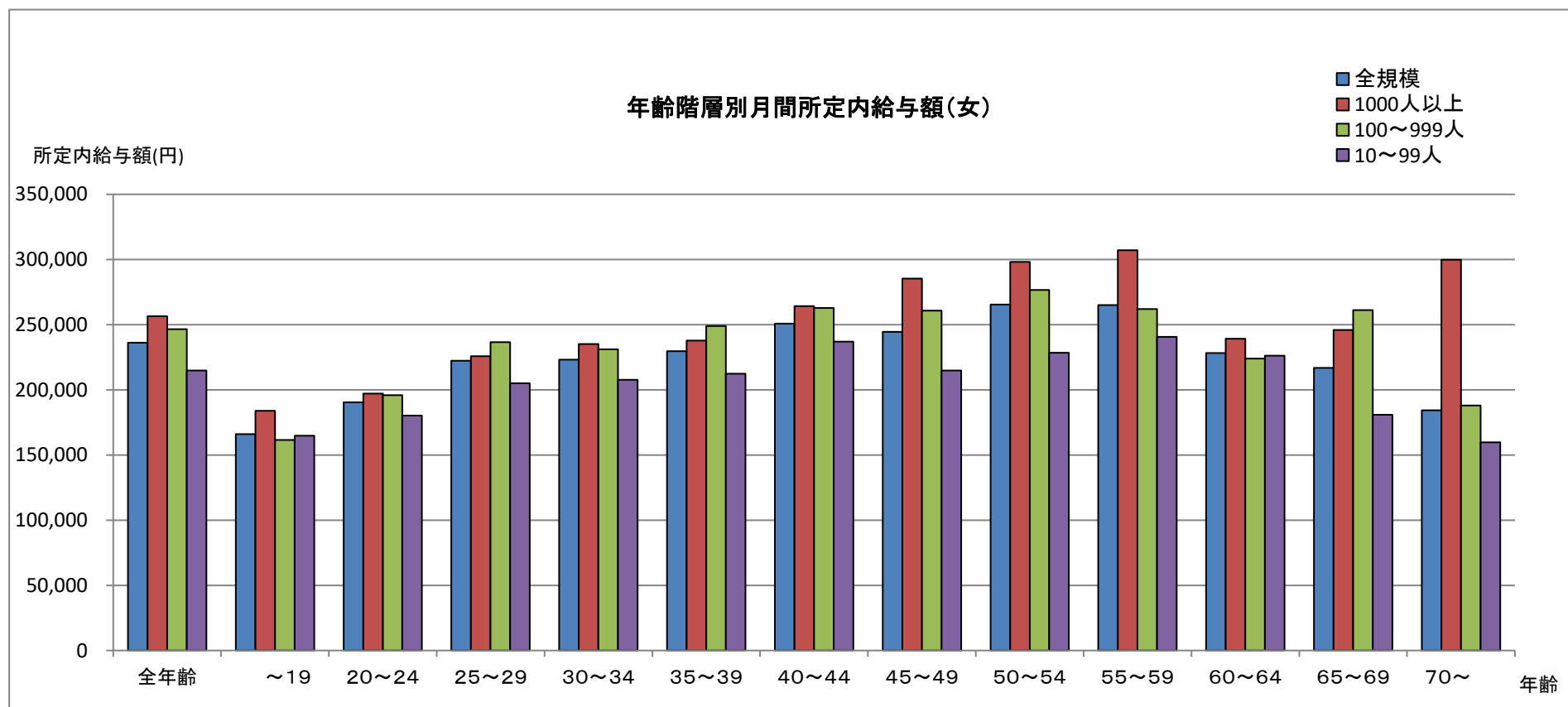


(4) 年齢階層別月間所定内給与額(令和3年:山口県:産業計:女性)

単位:円

	全年齢	～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～
全規模	236,100	166,000	190,500	222,300	223,200	229,700	250,900	244,600	265,400	265,100	228,300	216,900	184,300
1000人以上	256,600	183,900	197,100	225,800	235,100	237,800	264,300	285,400	298,200	307,100	239,200	246,000	299,800
100～999人	246,500	161,500	196,000	236,600	231,000	249,000	262,800	260,800	276,700	262,000	223,900	261,200	187,900
10～99人	214,800	164,800	180,300	205,000	207,800	212,400	237,000	214,900	228,400	240,700	226,200	180,800	159,800

(資料出所:賃金構造基本統計調査4巻1表)

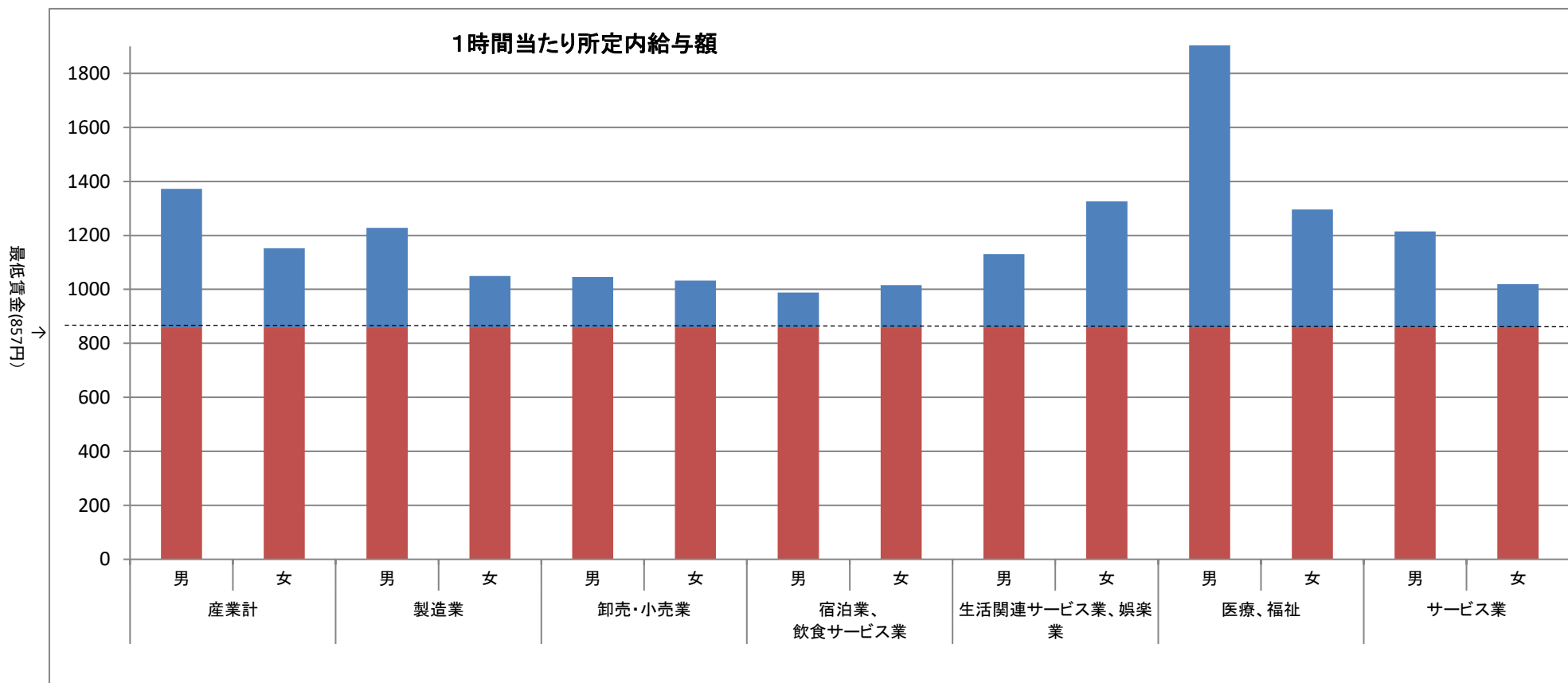


(5) 短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(令和3年:山口県)

単位:円

	産業計		製造業		卸売・小売業		宿泊業、 飲食サービス		生活関連サー ビス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
支給額	1372	1152	1228	1049	1046	1032	988	1015	1131	1326	2415	1296	1215	1019
最低賃金(857円)上 乗せ額	515	295	371	192	189	175	131	158	274	469	1558	439	358	162
支給額における最低賃 金の割合(%)	62.5	74.4	69.8	81.7	81.9	83.0	86.7	84.4	75.8	64.6	35.5	66.1	70.5	84.1

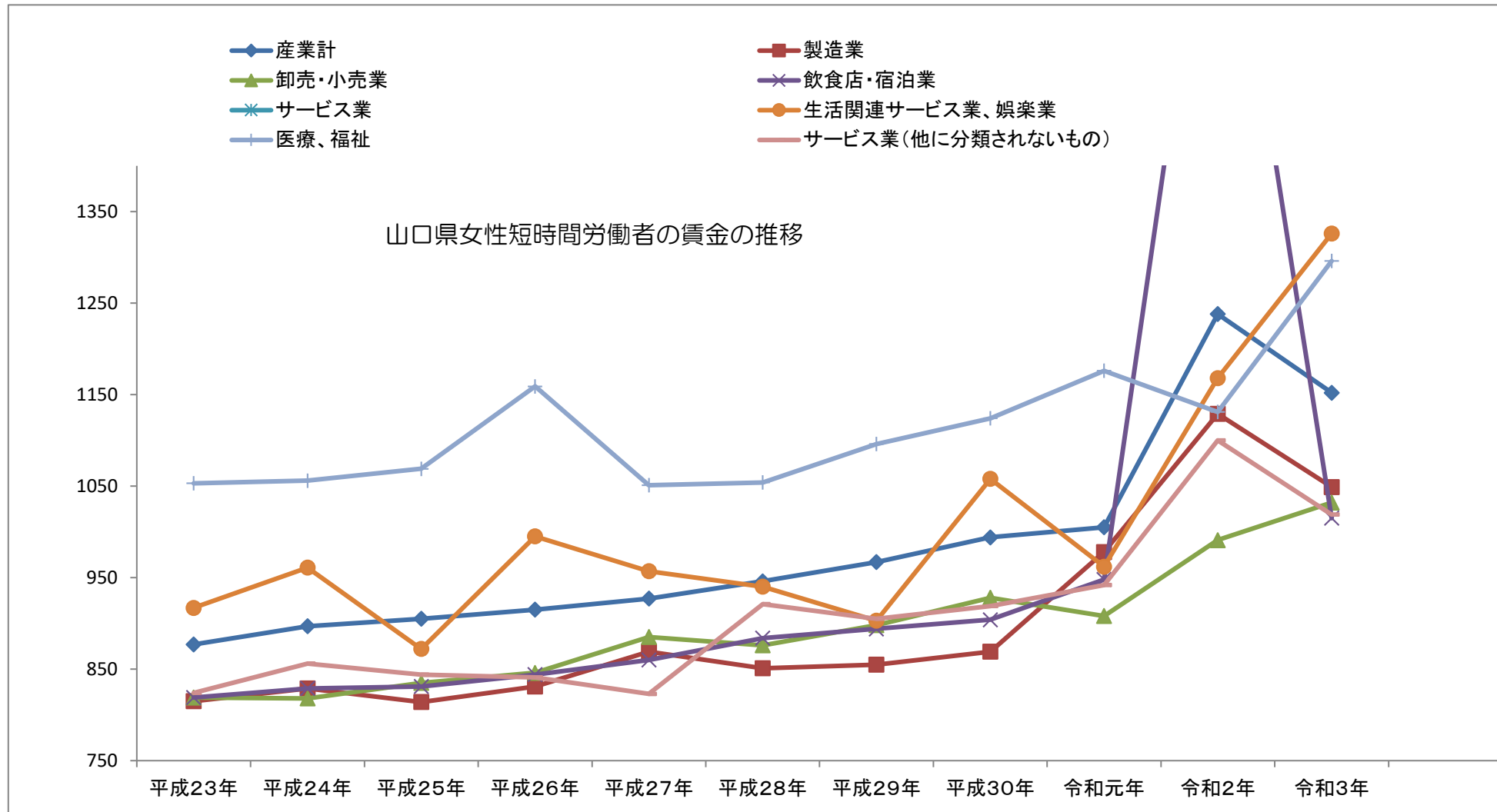
(資料出所:賃金構造基本統計調査 都道府県別 第1表)



(6) 女性短時間労働者の賃金の推移(1時間当たり所定内給与企業規模計)

区分	産業計				製造業				卸売・小売業				飲食店・宿泊業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口		全国		山口	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
平成23年	988		877		897		815		921		819		890		819		1024		917		1221		1053		963		824	
平成24年	1001	1.3	897	2.3	895	-0.2	829	1.7	940	2.1	818	-0.1	901	1.2	829	1.2	1025	0.1	961	4.8	1224	0.2	1056	0.3	1055	9.6	856	3.9
平成25年	1005	0.4	905	0.9	904	1.0	814	-1.8	941	0.1	835	2.1	899	-0.2	831	0.2	1026	0.1	872	-9.3	1249	2.0	1069	1.2	965	-8.5	844	-1.4
平成26年	1012	0.7	915	1.1	917	1.4	831	2.1	939	-0.2	846	1.3	912	1.4	844	1.6	1005	-2.0	995	14.1	1231	-1.4	1159	8.4	989	2.5	841	-0.4
平成27年	1032	2.0	927	1.3	915	-0.2	869	4.6	954	1.6	885	4.6	930	2.0	860	1.9	1010	0.5	957	-3.8	1257	2.1	1051	-9.3	1002	1.3	823	-2.1
平成28年	1054	2.1	946	2.0	945	3.3	851	-2.1	965	1.2	876	-1.0	943	1.4	884	2.8	1052	4.2	940	-1.8	1258	0.1	1054	0.3	1033	3.1	921	11.9
平成29年	1074	1.9	967	2.2	969	2.5	855	0.5	996	3.2	898	2.5	966	2.4	894	1.1	1064	1.1	903	-3.9	1258	0.0	1096	4.0	1062	2.8	905	-1.7
平成30年	1105	2.9	994	2.8	995	2.7	869	1.6	1019	2.3	928	3.3	1002	3.7	904	1.1	1096	3.0	1058	17.2	1287	2.3	1124	2.6	1083	2.0	919	1.5
令和元年	1127	2.0	1005	1.1	1025	3.0	978	12.5	1041	2.2	908	-2.2	1021	1.9	948	4.9	1108	1.1	962	-9.1	1318	2.4	1176	4.6	1092	0.8	942	2.5
令和2年	1321	17.2	1238	23.2	1204	17.5	1129	15.4	1156	11.0	991	9.1	1242	21.6	1805	90.4	1466	32.3	1168	21.4	1555	18.0	1131	-3.8	1232	12.8	1100	16.8
令和3年	1290	-2.3	1152	-6.9	1099	-8.7	1049	-7.1	1107	-4.2	1032	4.1	1241	-0.1	1015	-43.8	1350	-7.9	1326	13.5	1536	-1.2	1296	14.6	1250	1.5	1019	-7.4

(資料出所:賃金構造基本統計調査 都道府県別 第1表)



山口県の高校新規学卒者の初任給額

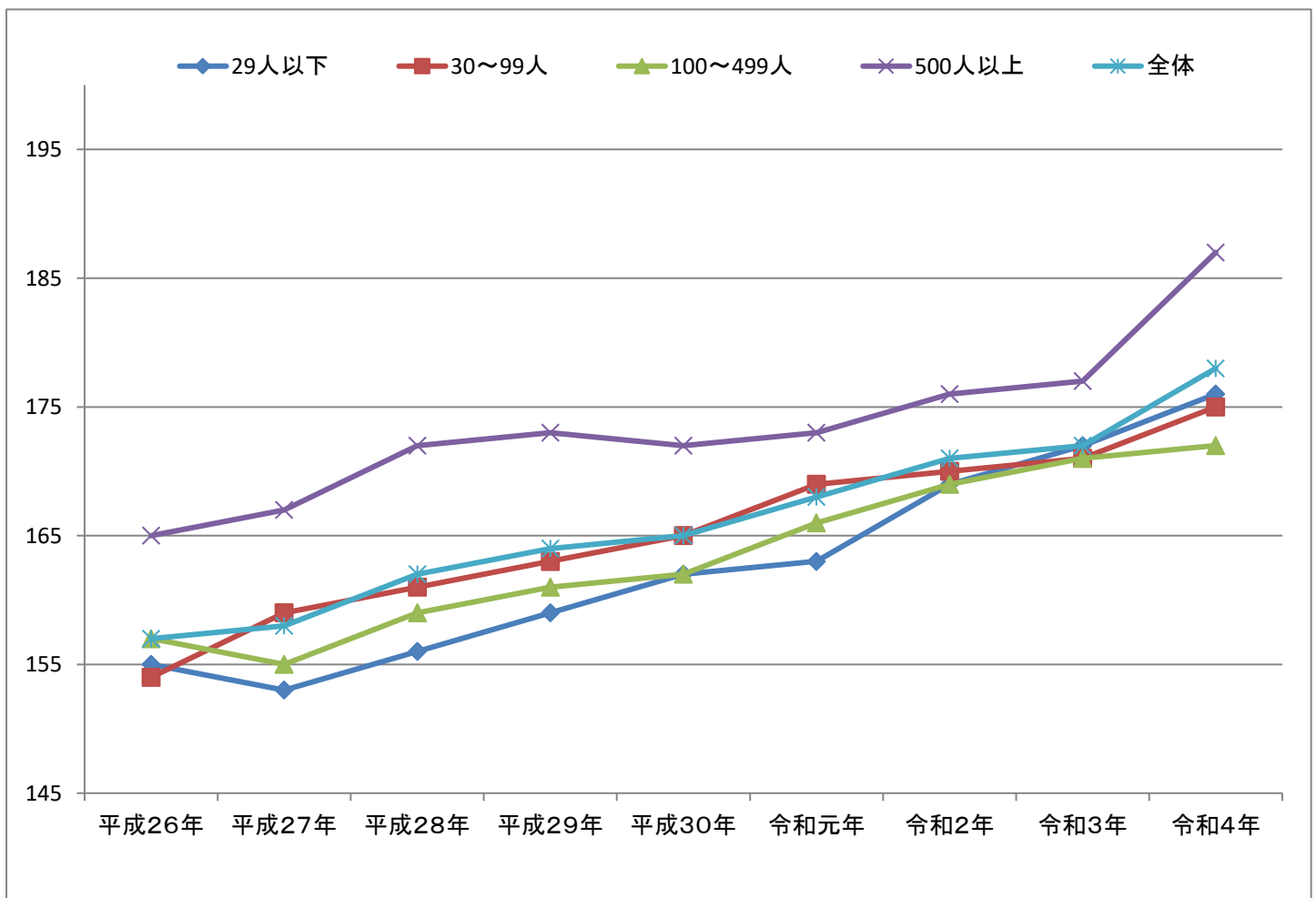
(賃金の単位:千円)

事業所規模		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
29人以下	人数	375	335	335	297	211	229	222	245	203
	賃金	155	153	156	159	162	163	169	172	176
30~99人	人数	519	478	468	420	429	393	375	402	348
	賃金	154	159	161	163	165	169	170	171	175
100~499人	人数	808	867	877	861	873	874	821	814	726
	賃金	157	155	159	161	162	166	169	171	172
500人以上	人数	415	392	576	503	513	721	810	438	544
	賃金	165	167	172	173	172	173	176	177	187
全体	人数	2,117	2,072	2,256	2,081	2,026	2,217	2,228	1,899	1,821
	賃金	157	158	162	164	165	168	171	172	178

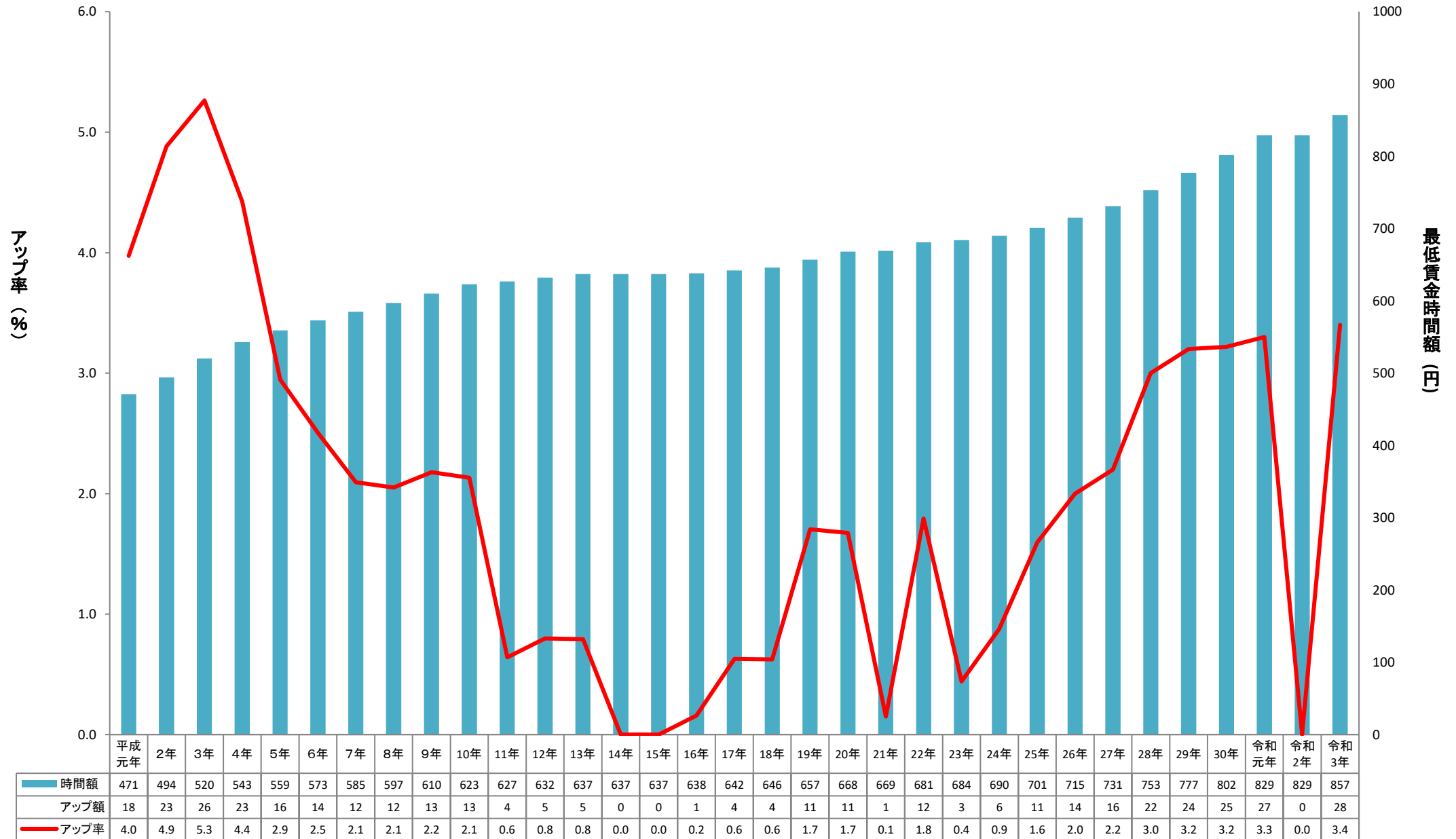
(資料出所:雇用保険資格取得届から集計)

注1: 常用労働者として採用された新規学卒者の採用時賃金の平均値

注2: 基本給に定期的に支払われる手当を加えたもの。(賞与や時間外手当は含まれない)



山口県最低賃金時間額とアップ率の推移





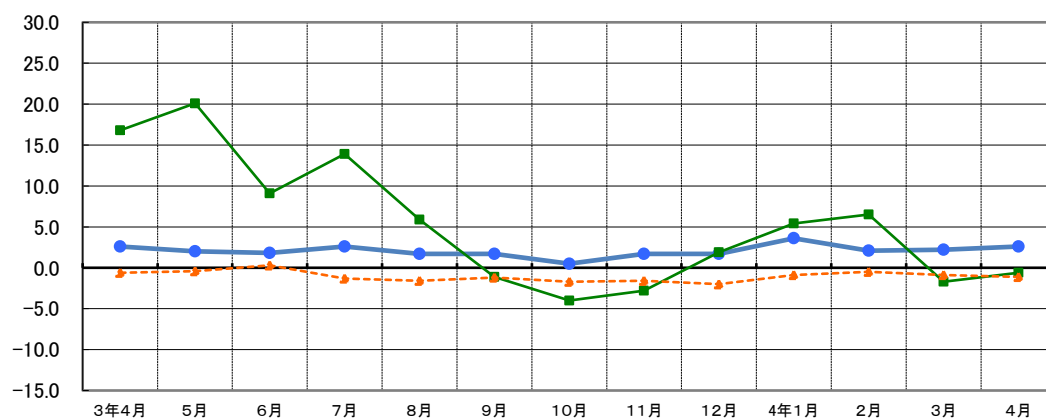
# 山口県の賃金、労働時間及び雇用の動き

—毎月勤労統計調査地方調査結果—

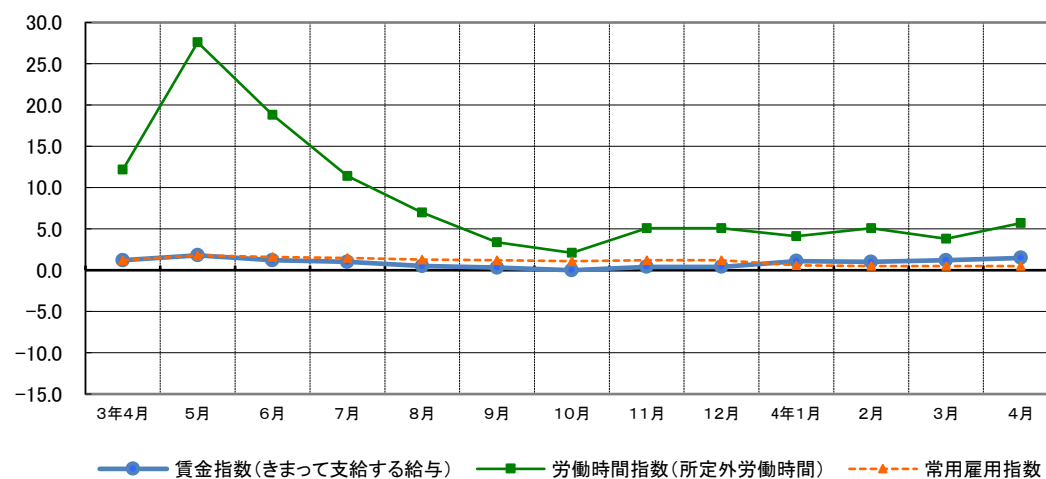
〈令和4年4月分〉

## 前年同月比の推移(調査産業計)

【山口県 事業所規模5人以上】



【全国 事業所規模5人以上】



統計は 一人ひとりの参加から



山口県総合企画部統計分析課

# 山口県経済の動向



令和4年7月15日

山口県総合企画部統計分析課

# 目 次

## ●概況

- ・ 県内経済の動向 . . . 1
- ・ 国内経済の動向 . . . 1

## ●景況

- ・ 景気動向指数 . . . 2

## ●主な指標の動き

- ・ 消費（商品販売額、乗用車新規登録新車台数） . . . 3
- ・ 輸出（輸出額） . . . 4
- ・ 投資（公共工事請負金額、新設住宅着工戸数） . . . 4
- ・ 雇用（有効求人倍率、賃金、労働時間の動きなど） . . . 5
- ・ 生産（鉱工業生産・出荷・在庫指数） . . . 6
- ・ 倒産（企業倒産件数、負債総額） . . . 7
- ・ 金融（銀行預金・貸出残高） . . . 8
- ・ 物価（消費者物価指数） . . . 8

## ●主要経済指標 . . . 9

※統計月報「県勢やまぐち」より転載

## 利用上の注意

- ・ 指標の中には速報値を掲載しているものがあり、今後、数値が遡及改訂される場合があります。時系列で数値を比較する場合は最新の資料をご覧ください。
- ・ 本文及び統計表中の記号の用法は、次のとおりです。
  - 「P」 . . . 速報（暫定）値
  - 「r」 . . . 修正値
  - 「-」 . . . 該当なし
- ・ この資料についてのお問い合わせは、次のところまでお願いします。

山口県総合企画部統計分析課調査分析班  
T E L 083-933-2663  
F A X 083-933-2669  
E-mail a12500@pref.yamaguchi.lg.jp

## ● 概況

### 県内経済の動向：山口県金融経済情勢

項目	令和4年6月公表分 (公表日： R4.6.3 )	令和4年7月公表分 (公表日： R4.7.1 )
総括判断	県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。	県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。 →
輸出	前年を下回った。	前年を上回った。 ↗
個人消費	下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。	下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。 →
設備投資	高水準横ばい圏内で推移している。	高水準横ばい圏内で推移している。 →
生産	持ち直しの動きが一服している。	持ち直しの動きがみられている。 ↗
雇用・所得	持ち直している。	持ち直している。 →
公共投資	横ばい圏内で推移している。	横ばい圏内で推移している。 →
住宅投資	弱含んでいる。	弱含んでいる。 →

#### 先行き ( 令和4年7月1日 山口県金融経済情勢公表時点)

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。

山口県金融経済情勢(日本銀行下関支店)：<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/getsurei/getsurei.html>

### 国内経済の動向：月例経済報告

項目	令和4年5月 (公表日： R4.5.25 )	令和4年6月 (公表日： R4.6.20 )
基調判断	景気は、持ち直しの動きがみられる。	景気は、持ち直しの動きがみられる。 →
輸出	おおむね横ばいとなっている。	おおむね横ばいとなっている。 →
個人消費	このところ持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。 →
設備投資	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。 →
生産	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きに足踏みがみられる。 ↘
企業収益	感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。	一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。 →
業況判断	持ち直しの動きに足踏みがみられる。	持ち直しの動きに足踏みがみられる。 →
雇用情勢	持ち直しの動きがみられる。	持ち直しの動きがみられる。 →
物価動向	このところ上昇している。	このところ上昇している。 →

#### 先行き ( 令和4年6月20日 月例経済報告公表時点)

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

月例経済報告(内閣府)：<https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

# ●景況

## 景気動向指数

### 令和4年4月分の概要

- 1 4月のCI(平成27年=100)は、先行指数:93.9、一致指数:96.1、遅行指数:117.7となった。
  - (1) 先行指数:0.7ポイント下降  
先行指数は、前月と比較して0.7ポイント下降し、2か月ぶりの下降となった。3か月後方移動平均は0.23ポイント下降し、3か月連続の下降、7か月後方移動平均は0.94ポイント上昇し、7か月連続の上昇となった。
  - (2) 一致指数:3.2ポイント上昇  
一致指数は、前月と比較して3.2ポイント上昇し、4か月連続の上昇となった。3か月後方移動平均は1.83ポイント上昇し、6か月連続の上昇、7か月後方移動平均は1.41ポイント上昇し、17か月連続の上昇となった。
  - (3) 遅行指数:3.9ポイント上昇  
遅行指数は、前月と比較して3.9ポイント上昇し、2か月連続の上昇となった。3か月後方移動平均は1.63ポイント上昇し、15か月連続の上昇、7か月後方移動平均は1.51ポイント上昇し、12か月連続の上昇となった。

### 2 一致指数の基調判断

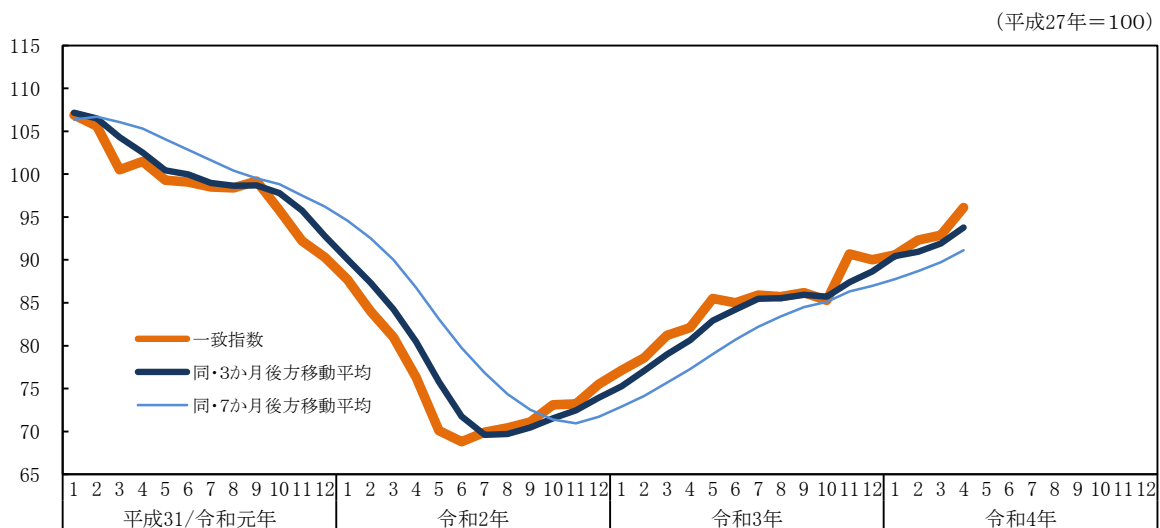
景気動向指数(CI一致指数)は、改善している。

### 3 一致指数の前月差に対する個別系列の寄与度は、以下のとおり。

寄与度がプラスの系列	寄与度	寄与度がマイナスの系列	寄与度
C4:鉱工業生産指数	1.79	C2:雇用保険受給者実人員	-1.16
C3:有効求人倍率(除く学卒)	1.66		
C5:輸入通関実績	0.91		
C1:所定外労働時間指数(製造業)	0.05		

※所定外労働時間指数(製造業)は、事業所規模30人以上の値を用いている。

### 4 一致指数の推移



山口県景気動向指数(県統計分析課): <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/22/15277.html>

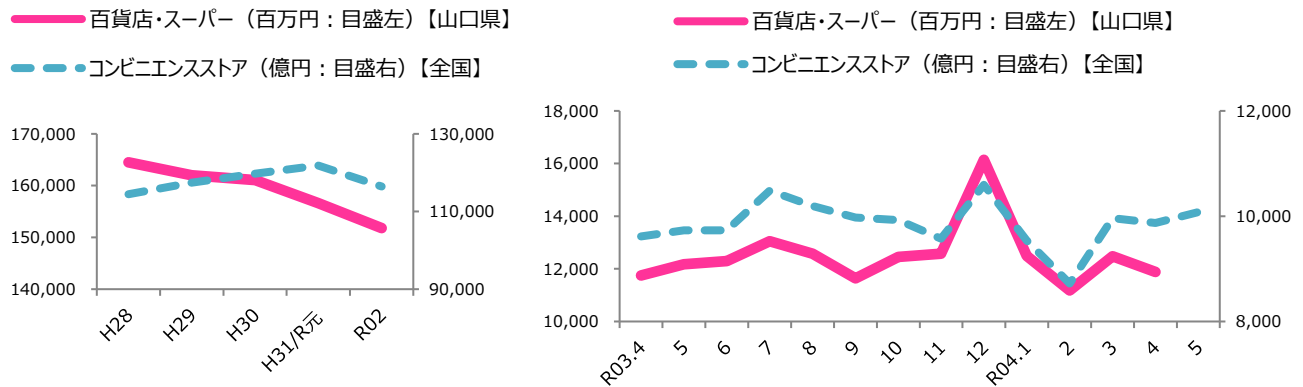
## ● 主な指標の動き

### (1)消費

#### ■百貨店・スーパー、コンビニエンスストア販売額

4月の百貨店・スーパー販売額（山口県値）は11,884百万円で、前年同月比1.1%増となった。

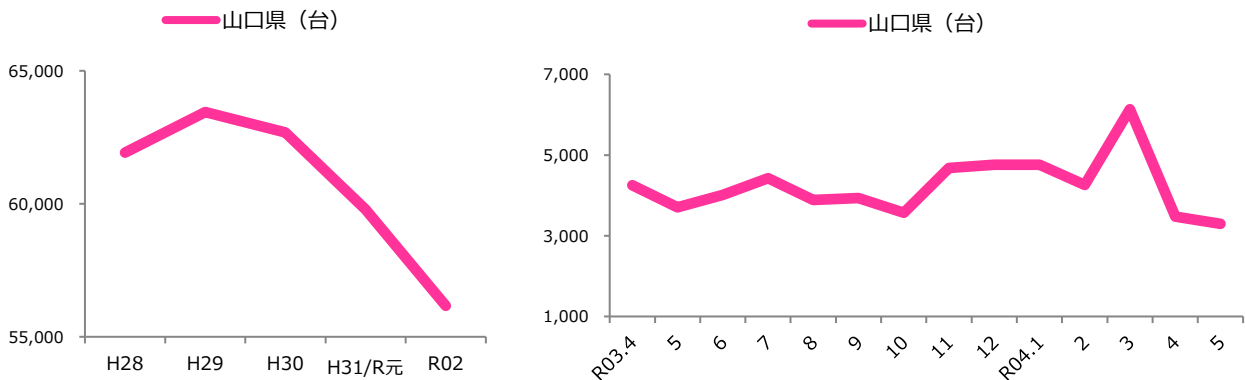
5月のコンビニエンスストア販売額（全国値）は10,078億円で、前年同月比3.5%増となった。



出典：中国地域百貨店・スーパー販売動向（中国経済産業局）  
<https://www.chugoku.meti.go.jp/stat/hanbai/index.html>  
 商業動態統計（経済産業省）  
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syoudou/index.html>

#### ■乗用車新規登録新車台数

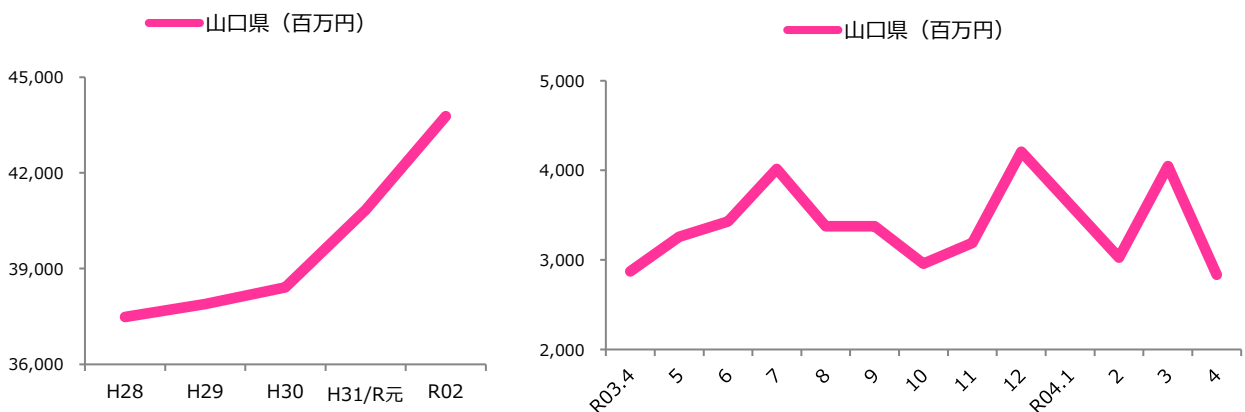
5月の乗用車新規登録新車台数（山口県値）は3,295台で、前年同月比11.0%減となった。



出典：自動車月報（山口運輸支局）

#### ■家電大型専門店販売額

4月の家電大型専門店販売額（山口県値）は2,834百万円で、前年同月比1.4%減となった。

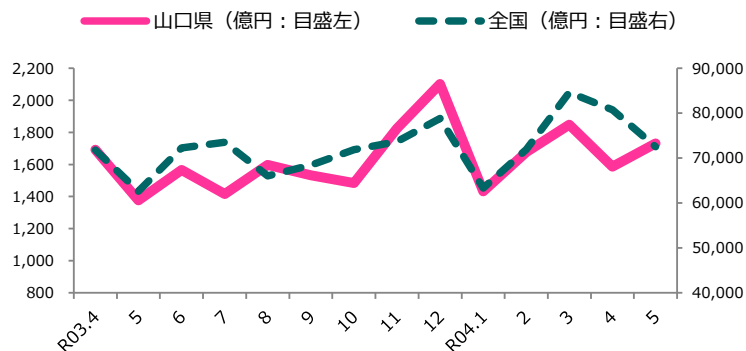
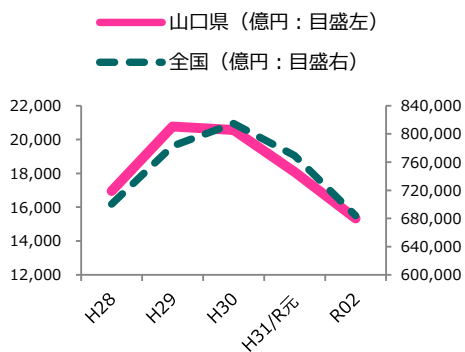


出典：家電大型専門店販売額等<県別>（中国経済産業局）  
[https://www.chugoku.meti.go.jp/stat/hanbai/jikeiretu\\_kaden.html](https://www.chugoku.meti.go.jp/stat/hanbai/jikeiretu_kaden.html)

## (2)輸出

### ■輸出額

5月の輸出額（山口県値）は1,731億円で、前年同月比25.8%増となった。



出典：貿易統計（神戸税関）

[http://www.customs.go.jp/kobe/boueki/00boueki\\_top.htm](http://www.customs.go.jp/kobe/boueki/00boueki_top.htm)

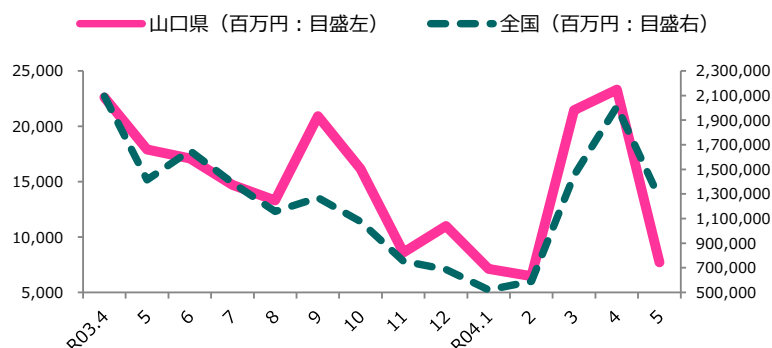
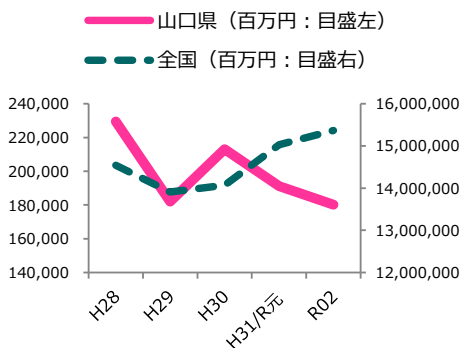
出典：財務省貿易統計（財務省）

<http://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

## (3)投資

### ■公共工事請負金額

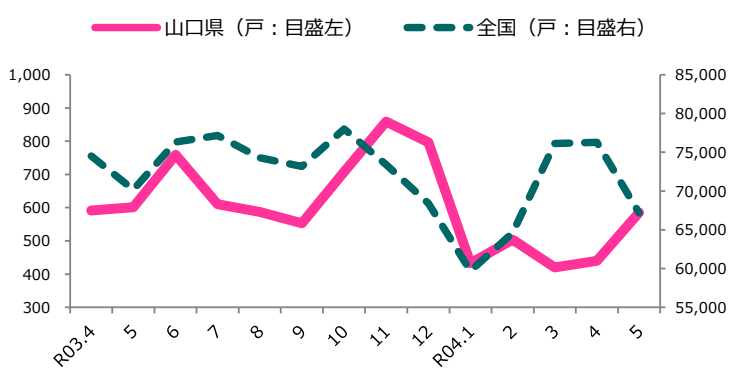
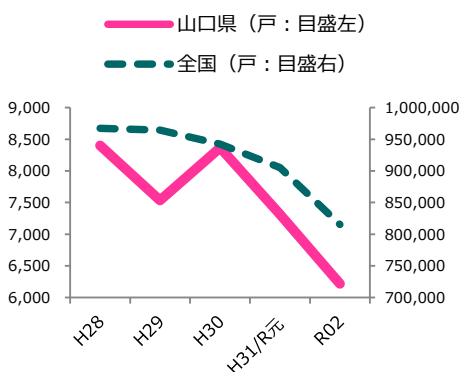
5月の公共工事請負金額（山口県値）は7,716百万円で、前年同月比56.9%減となった。



出典：公共工事動向（西日本建設業保証株式会社）

### ■新設住宅着工戸数

5月の新設住宅着工戸数（山口県値）は585戸で、前年同月比2.7%減となった。



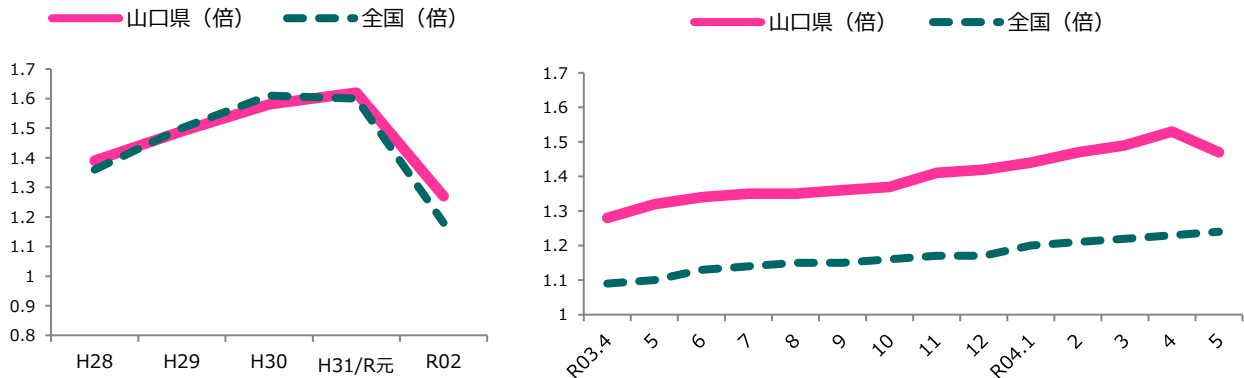
出典：建築着工統計（国土交通省）

[https://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku\\_list.html](https://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku_list.html)

## (4)雇用

### ■有効求人倍率

5月の有効求人倍率（山口県値）は1.47で、前月を0.06ポイント下回った。

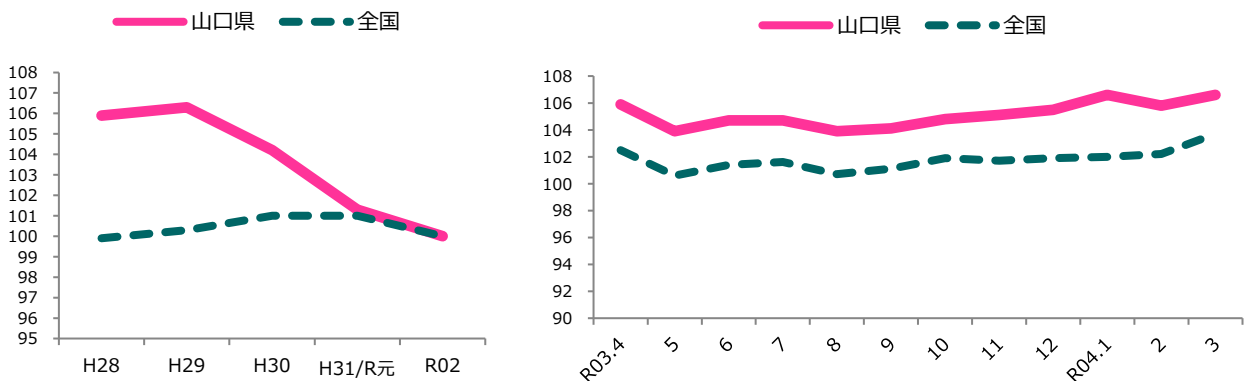


出典：山口県の雇用情勢について（山口労働局）

[https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/jirei\\_toukei/kyujin\\_kyushoku.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/jirei_toukei/kyujin_kyushoku.html)

### ■きまって支給する給与（名目賃金指数：原指数）

4月の1人当たりのきまって支給する給与（山口県値）は、前年同月比1.7%増となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上

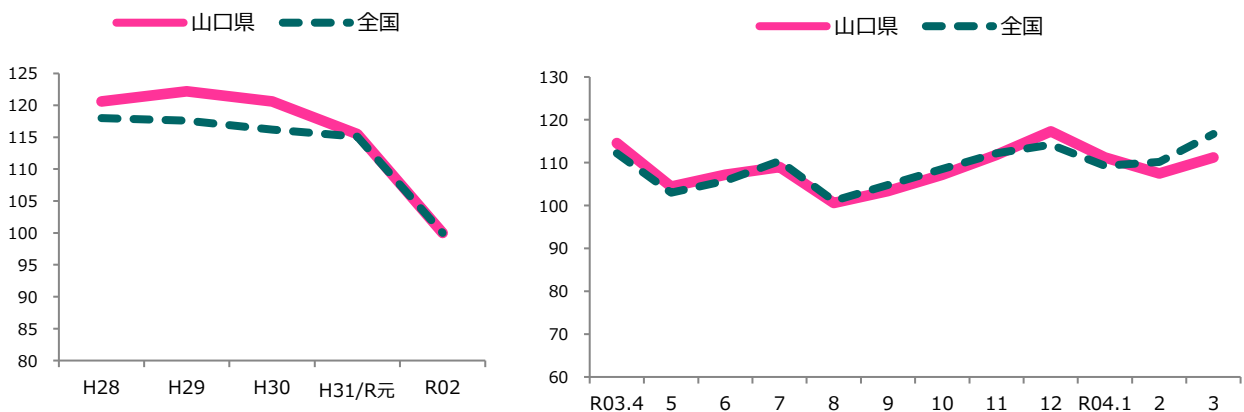
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>

出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

### ■所定外労働時間（所定外労働時間指数：原指数）

4月の所定外労働時間（山口県値）は、前年同月比3.8%減となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>

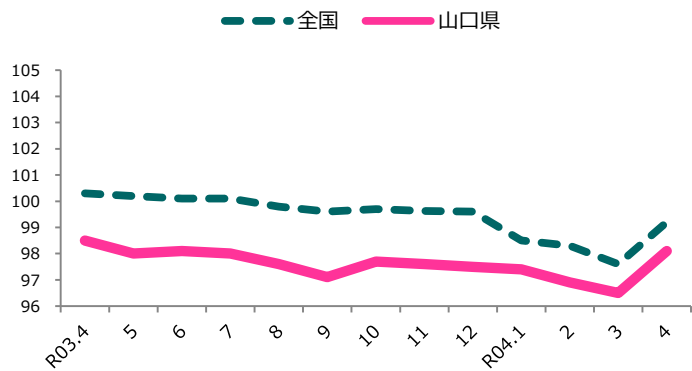
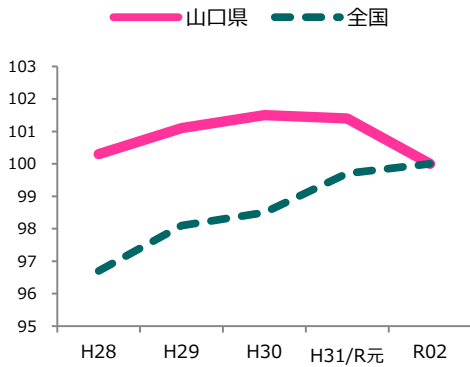
出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



## ■ 常用労働者数（常用雇用指数：原指数）

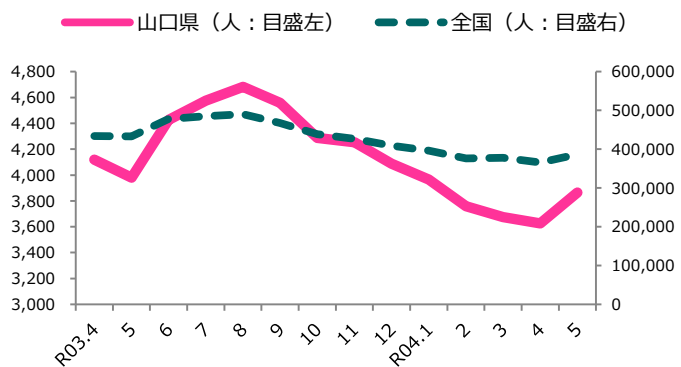
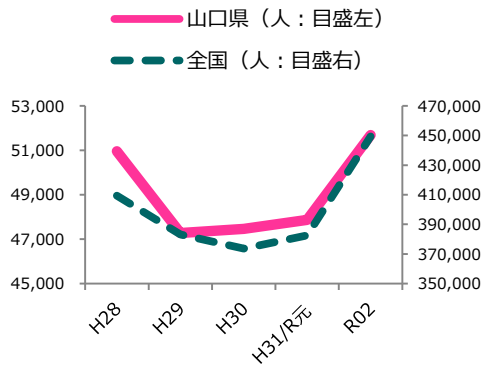
4月の常用労働者数（山口県値）は、前年同月比0.4%減となった。



出典：毎月勤労統計調査（県統計分析課）※事業所規模30人以上  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/tingin/maikin.html>  
 出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）※事業所規模30人以上  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

## ■ 雇用保険受給者数

5月の雇用保険受給者数（山口県値）は3,864人で、前年同月比2.9%減となった。

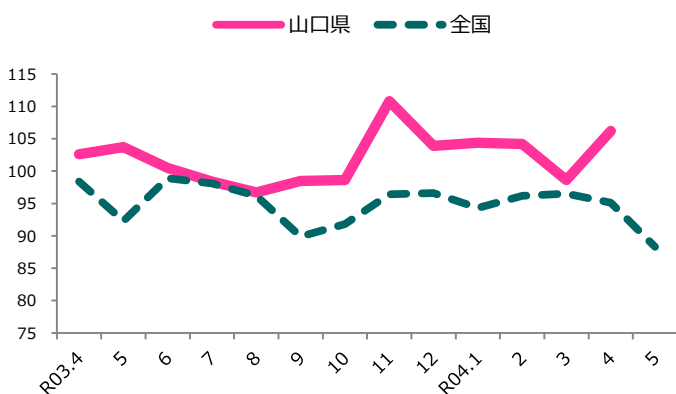
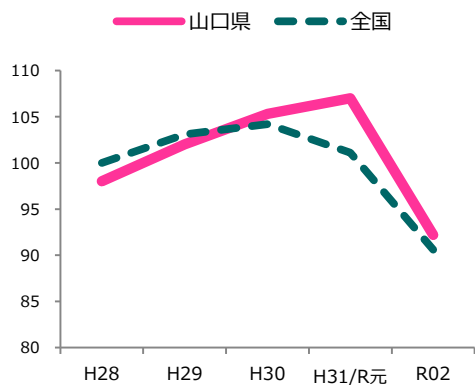


出典：山口労働局資料

## (5) 生産

### ■ 鉱工業生産指数

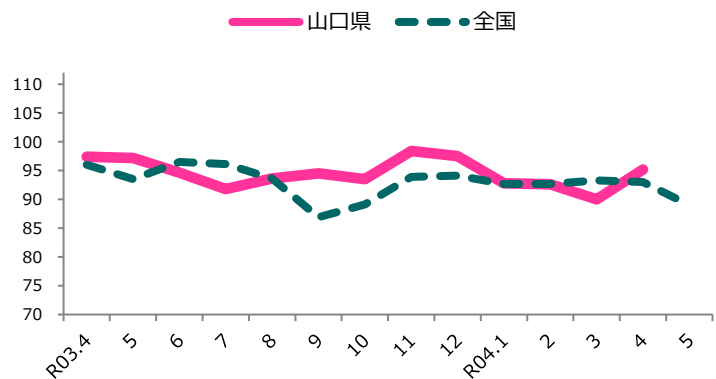
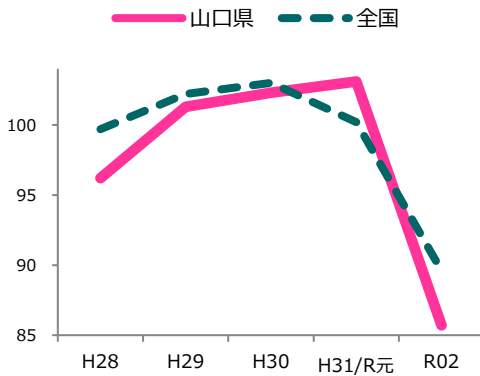
4月の生産指数（山口県値）は106.2で、前月比7.7%増となった。



出典：山口県鉱工業指数（県統計分析課）  
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/koukou.html>  
 出典：鉱工業指数（経済産業省）  
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

## ■ 鋳工業出荷指数

4月の出荷指数（山口県値）は95.2で、前月比5.8%増となった。



出典：山口県鋳工業指数（県統計分析課）

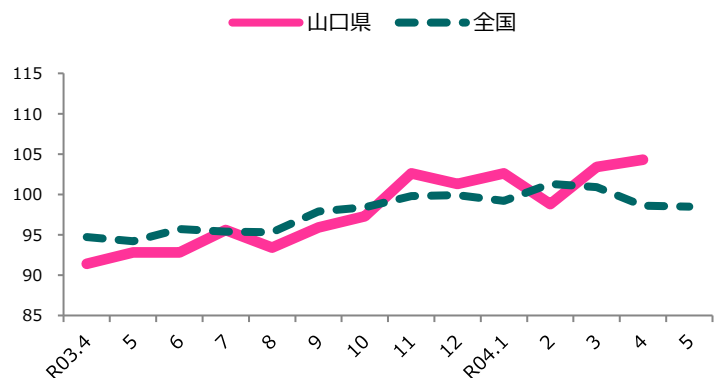
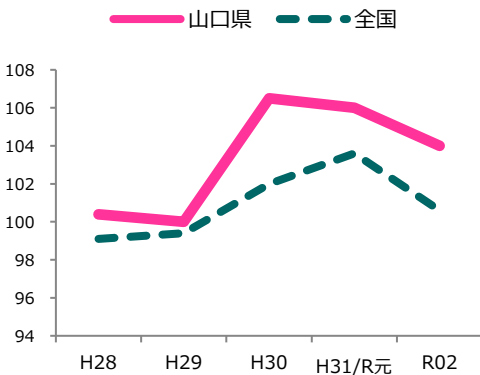
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/koukou.html>

出典：鋳工業指数（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

## ■ 鋳工業在庫指数

4月の在庫指数（山口県値）は104.3で、前月比0.9%増となった。



出典：山口県鋳工業指数（県統計分析課）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12500/koukou/koukou.html>

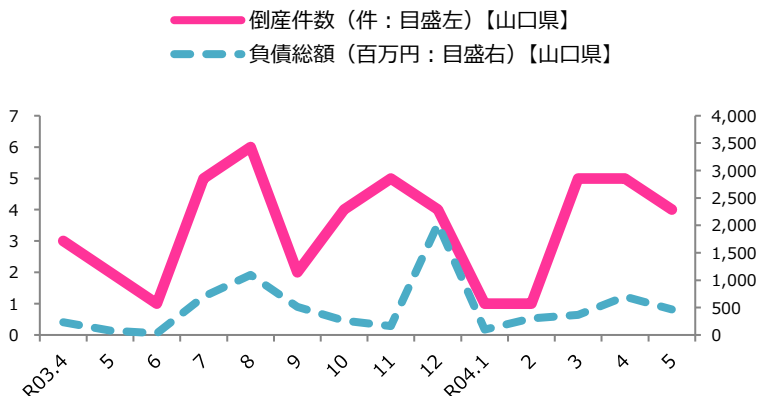
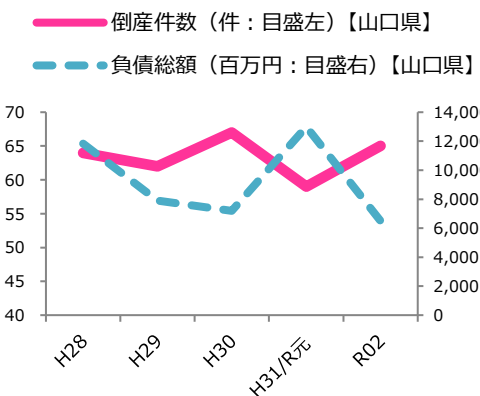
出典：鋳工業指数（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/iip/index.html>

## (6) 倒産

### ■ 倒産件数・負債総額

5月の負債総額1千万円以上の倒産(山口県値)は件数4件、負債総額(山口県値)は467百万円となった。

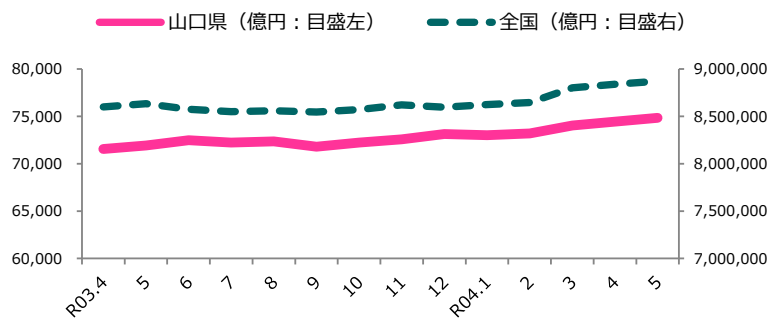
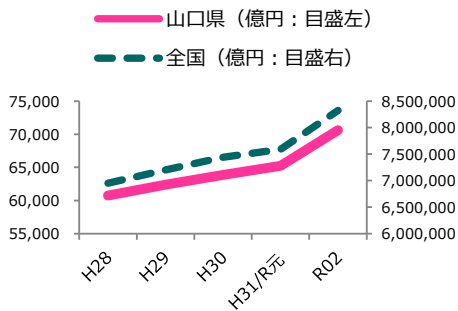


出典：(株) 東京商工リサーチ調べ

## (7)金融

### ■銀行預金残高

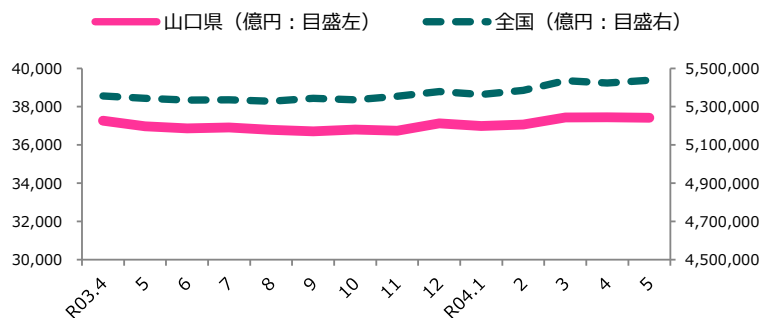
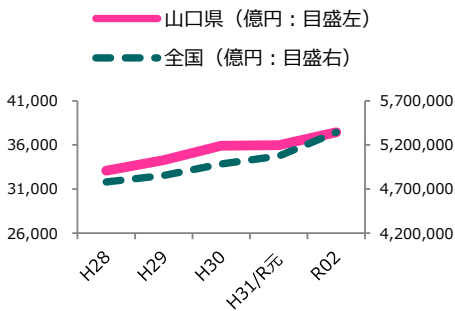
5月の預金残高（山口県値）は74,842億円で、前年同月比4.1%増となった。



出典：都道府県別預金・現金・貸出金（日本銀行）  
<https://www.boj.or.jp/statistics/dl/depo/pref/index.htm/>  
 出典：全国銀行預金・貸出金速報（全国銀行協会）  
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/month1-01/>

### ■銀行貸出残高

5月の貸出残高（山口県値）は37,418億円で、前年同月比1.2%増となった。



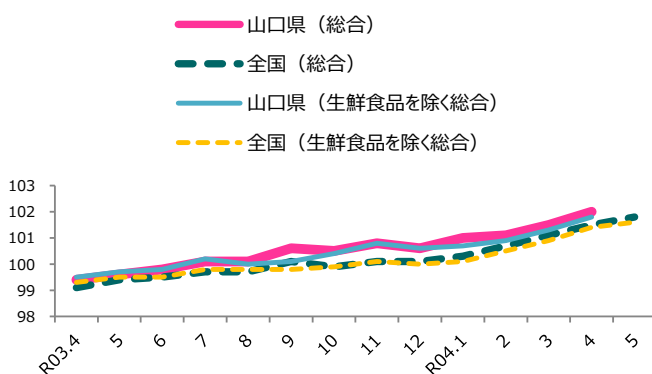
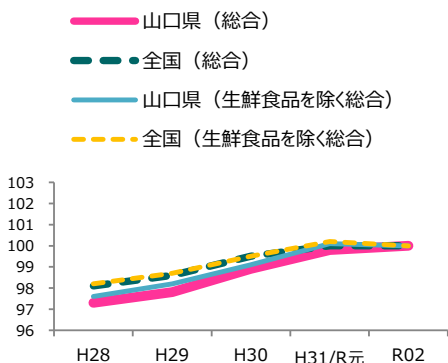
出典：都道府県別預金・現金・貸出金（日本銀行）  
<https://www.boj.or.jp/statistics/dl/depo/pref/index.htm/>  
 出典：全国銀行預金・貸出金速報（全国銀行協会）  
<https://www.zenginkyo.or.jp/stats/month1-01/>

## (8)物価

### ■消費者物価指数（原指数）

4月の消費者物価指数（山口県値・総合）は102.0で、前年同月比2.6%増となった。

4月の消費者物価指数（山口県値・生鮮食品を除く総合）は101.8で、前年同月比2.3%増となった。



出典：消費者物価指数（総務省統計局）  
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/>

# 1 主要経済指標

## 1-1 山口県

年・月	総人口 1)		世帯数 1)		鉱工業指数 2)			消費者物価指数 (山口市)		家計 (勤労者世帯)			労		
	年別	10月1日	月別	各翌月1日	生産指数	出荷指数	在庫指数	総合	生鮮食品を除く	実収入	消費支出	名目	総実労働	賃金指数	
														人	世帯
H28	年	1 394 120	600 595	98.0	96.2	100.4	97.3	97.6	631 800	345 312	105.9	106.6			
H29	"	1 382 299	600 877	102.0	101.3	100.0	97.8	98.2	615 996	327 221	106.3	106.8			
H30	"	1 369 348	601 223	105.3	102.3	106.5	98.9	99.1	551 987	304 349	104.2	106.6			
H31/R元	"	1 356 589	601 531	107.0	103.1	106.0	99.8	100.1	576 057	323 403	101.3	103.8			
R02	"	1 342 059	598 824	92.2	85.7	104.0	100.0	100.0	659 472	323 190	100.0	100.0			
R03	4	1 333 578	600 691	r 102.6	r 97.4	r 91.4	99.4	99.5	541 046	280 789	105.9	107.7			
	5	1 332 369	600 436	r 103.7	r 97.2	r 92.8	99.6	99.7	416 424	308 481	103.9	97.4			
	6	1 331 474	600 223	r 100.5	r 94.6	r 92.8	99.8	99.8	813 595	292 868	104.7	106.8			
	7	1 329 290	598 647	r 98.4	r 91.8	r 95.6	100.1	100.2	653 745	283 002	104.7	104.5			
	8	1 328 286	598 220	r 96.7	r 93.6	r 93.4	100.1	100.0	524 598	282 100	103.9	97.5			
	9	1 327 452	597 913	r 98.5	r 94.5	r 95.9	100.6	100.1	509 488	280 757	104.1	101.6			
	10	1 326 495	597 647	r 98.6	r 93.5	r 97.3	100.5	100.4	573 585	328 192	104.8	103.9			
	11	1 325 240	597 120	r 110.8	r 98.4	r 102.6	100.8	100.8	481 649	306 776	105.1	104.2			
	12	1 323 908	596 453	r 103.9	r 97.5	r 101.3	100.6	100.6	1 238 790	334 478	105.5	103.5			
R04	1	1 322 184	595 584	r 104.4	r 92.8	r 102.6	101.0	100.7	482 227	304 691	106.6	98.3			
	2	1 320 729	595 070	r 104.2	r 92.6	r 98.8	101.1	100.9	570 563	266 719	105.8	98.0			
	3	1 315 949	595 180	r 98.6	r 90.0	r 103.4	101.5	101.3	494 004	417 824	106.6	102.8			
	4	1 317 495	r 598 545	P 106.2	P 95.2	P 104.3	102.0	101.8	546 257	375 711	107.7	104.4			
	5	1 317 077	599 086	...	...	...	...	...	...	...	...	...			
前年同月比		98.9	99.8	103.5	97.7	114.1	102.6	102.3	101.0	133.8	101.7	96.9			
前月比		100.0	100.1	107.7	105.8	100.9	100.5	100.5	110.6	89.9	101.0	101.6			
資料		県統計分析課		県統計分析課			総務省統計局				県統計				

注 1) 令和2年国勢調査(確定値)を基に推計した数値。 2) 年指数は原指数。

## 1-2 全国

年・月	総人口(万人) 1)		鉱工業指数 2)			消費者物価指数		家計 (勤労者世帯)			労			
	年別	10月1日	月別	各翌月1日	生産指数	出荷指数	在庫指数	総合	生鮮食品を除く	実収入	消費支出	平均消費性向 <sup>3)</sup>	名目	総実労働
H28	年	12 704	100.0	99.7	99.1	98.1	98.2	526 973	309 591	72.2	99.9	105.8		
H29	"	12 692	103.1	102.2	99.4	98.6	98.7	533 820	313 057	72.1	100.3	105.7		
H30	"	12 675	104.2	103.0	102.0	99.5	99.5	558 718	315 314	69.3	101.0	105.0		
H31/R元	"	12 656	101.1	100.2	103.6	100.0	100.2	586 149	323 853	67.9	101.0	102.9		
R02	"	12 615	90.6	89.6	100.6	100.0	100.0	609 535	305 811	61.3	100.0	100.0		
R03	4	12 578	98.4	96.0	94.7	99.1	99.3	543 063	338 638	65.9	102.5	107.1		
	5	12 572	92.3	93.5	94.2	99.4	99.5	489 019	317 681	63.2	100.6	96.9		
	6	12 568	98.9	96.5	95.7	99.5	99.5	904 078	281 173	56.8	101.4	104.7		
	7	12 563	98.1	96.1	95.4	99.7	99.8	668 062	302 774	63.3	101.6	104.6		
	8	12 556	96.2	93.6	95.3	99.7	99.8	555 009	294 112	59.7	100.7	96.7		
	9	12 550	89.9	86.9	97.9	100.1	99.8	481 800	295 779	63.9	101.1	100.7		
	10	12 544	91.8	89.1	98.4	99.9	99.9	549 269	312 658	65.3	101.9	103.1		
	11	12 538	96.4	93.9	99.8	100.1	100.1	481 838	304 207	65.2	101.7	103.8		
	12	r 12 531	96.6	94.1	99.9	100.1	100.0	1 102 091	344 135	62.1	101.9	102.9		
R04	1	P 12 534	94.3	92.7	99.2	100.3	100.1	479 805	314 358	64.5	102.0	97.5		
	2	P 12 526	96.2	92.7	101.3	100.7	100.5	540 712	285 289	63.4	102.2	97.3		
	3	P 12 519	96.5	93.3	100.9	101.1	100.9	503 128	343 686	65.3	103.7	102.9		
	4	P 12 505	r 95.1	r 93.0	r 98.6	101.5	101.4	539 738	344 126	67.5	105.1	106.1		
	5	P 12 493	P 88.3	P 89.0	P 98.5	101.8	101.6	...	...	...	...	...		
前年同月比		99.4	95.7	95.2	104.6	102.5	102.1	99.4	101.6	102.4	102.5	99.1		
前月比		99.9	92.8	95.7	99.9	100.3	100.2	107.3	100.1	103.4	101.4	103.1		
資料		総務省統計局		経済産業省			総務省統計局				厚生			

注 1) 令和2年国勢調査による確定人口を基に推計した数値。 2) 年指数は原指数<sup>3)</sup>平均消費性向は、季節調整済みの数値。

働 3)			雇用保険	公共工事	着工建築物			乗用車 5)	自動車	年・月
所定外労働 時間指数	常用 雇用指数	有効 4) 求人倍率	受給者 実人員	請負金額5) 百万円	床面積 (1000㎡)	工事費予定額 (100万円)	新設住宅 (戸)	新規登録 新車台数 (台)	保有台数 6) (台)	
120.6	100.3	1.39	50 961	229 459	1 219	241 431	8 401	61 922	1 072 407	H28 年
122.2	101.1	1.49	47 276	182 017	1 273	251 159	7 532	63 448	1 073 607	H29 "
120.6	101.5	1.58	47 466	213 078	1 294	256 178	8 369	62 688	1 074 235	H30 "
115.5	101.4	1.62	47 862	191 177	1 196	245 478	7 311	59 780	1 074 100	H31/R元 "
100.0	100.0	1.27	51 686	180 206	916	182 497	6 217	56 166	1 070 319	R02 "
114.6	98.5	1.28	4 120	22 603	83	20 281	591	4 248	1 072 259	R03 . 4
104.4	98.0	1.32	3 980	17 899	104	20 926	601	3 704	1 072 596	5
107.2	98.1	1.34	4 427	17 086	97	18 838	759	4 017	1 073 037	6
109.0	98.0	1.35	4 576	14 707	93	15 213	610	4 427	1 074 251	7
100.6	97.6	1.35	4 682	13 317	129	26 496	587	3 889	1 074 658	8
103.4	97.1	1.36	4 559	20 905	72	15 402	553	3 934	1 073 876	9
107.2	97.7	1.37	4 286	16 155	126	24 881	708	3 568	1 073 488	10
111.8	97.6	1.41	4 253	8 591	104	18 232	859	4 676	1 073 955	11
117.3	97.5	1.42	4 088	10 982	80	15 200	797	4 757	1 074 215	12
111.2	97.4	1.44	3 965	7 128	73	15 162	433	4 763	1 074 030	R04 . 1
107.5	96.9	1.47	3 758	6 466	74	13 599	504	4 260	1 073 905	2
111.2	96.5	1.49	3 674	21 455	86	22 881	420	6 135	1 067 930	3
110.3	98.1	1.53	3 626	23 312	62	13 797	440	3 471	1 069 635	4
...	...	1.47	3 864	7 716	93	17 974	585	3 295	1 069 362	5
96.2	99.6	111.4	97.1	43.1	88.8	85.9	97.3	89.0	99.7	前年同月比
99.2	101.7	96.1	106.6	33.1	150.0	130.3	133.0	94.9	100.0	前月比
分析課	山口労働局			西日本 建設業保証	国土交通省			山口運輸支局		資料

3) 事業所規模30人以上。R2平均=100。調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来の2~3年に一度行う総入れ替え方式から毎月1月分調査時に行う部分入れ替え方式に平成30年から変更した。

賃金、所定外労働時間指数は総入れ替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数は、労働者推計のベンチマークを令和4年1月分で更新したことに伴い、令和4年1月分公表時に過去に遡って改訂した。

4) 新規学卒を除きパートタイムを含む。 5) 年数値は年度計。 6) 年数値は各年3月末数値。

働 4)			完全	雇用保険	公共工事	着工建築物			乗用車 7)	年・月
所定外労働 時間指数	常用 雇用指数	有効 5) 求人倍率	失業率 %	受給者 実人員 6)	請負金額 7) 百万円	床面積 (1000㎡)	工事費予定額 (100万円)	新設住宅 (戸)	新車販売台数 (台)	
118.0	96.7	1.36	3.1	409 318	14 539 482	132 962	26 315 018	967 237	4 243 393	H28 年
117.6	98.1	1.50	2.8	383 183	13 908 073	134 679	27 698 132	964 641	4 349 778	H29 "
116.2	98.5	1.61	2.4	373 623	14 068 014	131 149	26 717 681	942 370	4 363 608	H30 "
115.1	99.7	1.60	2.4	382 429	15 025 453	127 555	27 280 884	905 123	4 173 186	H31/R元 "
100.0	100.0	1.18	2.8	449 342	15 365 760	113 744	24 306 582	815 340	3 858 350	R02 "
112.2	100.3	1.09	2.8	434 243	2 094 048	10 536	2 174 952	74 521	288 397	R03 . 4
103.0	100.2	1.10	2.9	432 845	1 413 280	10 422	2 391 143	70 178	261 522	5
105.8	100.1	1.13	2.9	477 573	1 650 826	10 850	2 230 639	76 312	296 623	6
110.4	100.1	1.14	2.8	485 281	1 389 810	10 664	2 245 744	77 182	309 463	7
101.1	99.8	1.15	2.8	490 102	1 157 546	9 537	2 131 159	74 303	263 602	8
104.8	99.6	1.15	2.8	467 209	1 268 227	9 948	2 054 153	73 178	256 963	9
108.5	99.7	1.16	2.7	438 582	1 076 741	12 094	2 772 549	78 004	230 499	10
112.2	99.6	1.17	2.8	426 570	753 437	10 125	2 046 913	73 414	291 665	11
114.2	99.6	1.17	2.7	408 782	685 858	10 655	2 248 133	68 393	280 141	12
109.3	98.5	1.20	2.8	396 398	520 876	8 622	1 939 964	59 690	272 445	R04 . 1
110.2	98.3	1.21	2.7	376 271	589 722	9 221	1 987 713	64 614	289 848	2
116.7	97.6	1.22	2.6	377 701	1 449 902	9 792	2 072 354	76 120	426 393	3
119.4	99.2	1.23	2.5	365 713	2 010 515	11 262	2 499 404	76 294	244 292	4
...	...	1.24	2.6	386 617	1 267 150	9 704	2 157 410	67 193	261 433	5
106.4	98.9	112.7	89.7	89.3	89.7	93.1	90.2	95.7	100.0	前年同月比
102.3	101.6	100.8	104.0	105.7	63.0	86.2	86.3	88.1	107.0	前月比
労働省	総務省統計局			厚生労働省	西日本建設業保証	国土交通省			日本自動車販売協会連合会 ・全国軽自動車協会連合会	資料

4) 事業所規模30人以上。R2平均=100。名目賃金指数は、きまって支給する給与を集計。調査事業所の抽出方法の変更あり。詳細は上記山口県版注3)参照。月値、年値は再算

5) 新規学卒を除きパートタイムを含む。 6) 年数値は平均値。 7) 年数値は年度計。

1-1 山 口 県 (つづき)

年・月	宇部空港利用状況		金融 1)			手形交換状況		企業倒産 2)	
	旅客	貨物	銀行預金残高	銀行貸出残高	貸出約定平均金利	交換高	不渡手形	件数	負債総額
	人	t	億円	億円	%	億円	百万円	件	百万円
H28 年	913 678	2 565	60 753	33 085	1.427	4 898	98	64	11 825
H29 //	967 906	2 497	62 416	34 276	1.321	4 622	1 084	62	7 905
H30 //	999 643	2 626	63 859	35 931	1.281	4 289	338	67	7 202
H31/R元 //	998 376	2 820	65 237	35 986	1.237	4 150	196	59	12 992
R02 //	378 898	1 972	70 630	37 440	1.171	3 761	51	65	6 499
R03 . 4	24 335	142	71 554	37 259	1.153	288	—	3	230
5	18 567	113	71 915	36 973	1.141	293	—	2	80
6	17 678	130	72 477	36 869	1.139	314	40	1	30
7	26 898	143	72 217	36 914	1.141	209	9	5	700
8	28 433	121	72 345	36 782	1.137	343	113	6	1 095
9	21 778	140	71 788	36 711	1.128	224	9	2	513
10	34 653	139	72 230	36 807	1.135	181	3	4	260
11	44 527	131	72 568	36 739	1.136	280	81	5	161
12	51 390	156	73 138	37 133	1.131	224	24	4	2 023
R04 . 1	36 106	135	73 020	36 988	1.129	251	31	1	100
2	18 732	136	73 204	37 066	1.125	237	3	1	300
3	37 051	158	74 050	37 443	1.126	263	0	5	368
4	43 078	143	74 455	37 445	1.133	200	1	5	700
5	49 590	125	74 842	37 418	1.132	312	19	4	467
前年同月比	267.1	110.4	104.1	101.2	99.2	106.4	—	200.0	583.8
前 月 比	115.1	87.6	100.5	99.9	99.9	156.0	2031.4	80.0	66.7
資 料	山口宇部空港		日本銀行		日本銀行 下関支店	山口県銀行協会		東京商工リサーチ・県経営金融課	

注 1) 年数値は年末数値。 2) 負債総額1千万円以上。

1-2 全 国 (つづき)

年・月	国内企業	日銀券	金融			手形交換状況		企業倒産 3)	
	物価指数	平均発行高	銀行預金残高 1)	銀行貸出残高 1)	貸出約定平均金利 2)	交換高	不渡手形	件数	負債総額
	2年=100	億円	億円	億円	%	億円	億円	件	百万円
H28 年	r 96.2	961 251	6 952 382	4 780 582	1.045	4 242 244	2 961	8 446	2 006 119
H29 //	r 98.4	1 004 837	7 204 715	4 854 095	0.969	3 741 581	1 300	8 405	3 167 637
H30 //	r 101.0	1 045 344	7 443 615	4 984 930	0.922	2 612 755	1 055	8 235	1 485 469
H31/R元 //	r 101.2	1 077 201	7 590 575	5 074 786	0.881	1 839 809	368	8 385	1 425 452
R02 //	r 100.0	1 122 089	8 325 129	5 344 667	0.827	1 342 535	808	7 773	1 220 046
R03 . 4	r 102.7	1 161 822	8 599 527	5 356 106	0.808	98 902	6	477	84 098
5	r 103.4	1 163 336	8 633 415	5 344 353	0.807	106 642	9	472	168 664
6	r 104.2	1 160 032	8 573 648	5 333 704	0.805	102 541	8	541	68 566
7	r 105.4	1 168 288	8 548 599	5 335 775	0.804	86 238	12	476	71 465
8	r 105.5	1 169 002	8 560 079	5 328 335	0.802	105 256	21	466	90 973
9	r 106.0	1 167 471	8 545 786	5 344 223	0.800	119 712	19	505	90 860
10	r 107.5	1 168 408	8 572 726	5 335 911	0.800	82 635	43	525	98 464
11	r 108.2	1 173 108	8 620 808	5 353 955	0.798	96 463	13	510	94 101
12	r 108.4	1 195 994	8 594 961	5 379 307	0.795	100 339	7	504	93 181
R04 . 1	r 109.3	1 200 882	8 623 148	5 363 725	0.796	93 733	49	452	66 940
2	r 110.3	1 189 069	8 645 034	5 385 657	0.793	78 999	35	459	70 989
3	r 111.3	1 195 622	8 801 483	5 435 919	0.790	112 607	38	593	169 673
4	r 112.8	1 200 400	8 838 845	5 423 884	0.790	73 518	45	486	81 253
5	P 112.8	1 202 230	P 8 870 866	P 5 438 270	...	114 021	18	524	87 380
前年同月比	109.1	103.3	102.8	101.8	97.8	106.9	193.3	111.0	51.8
前 月 比	100.0	100.2	100.4	100.3	100.0	155.1	38.5	107.8	107.5
資 料	日本銀行		全国銀行協会		日本銀行	全国銀行協会		東京商工リサーチ・県経営金融課	

真計値。 注 1) 年数値は年末数値。 2) 年数値は月次計数の単純平均。 3) 負債総額1千万円以上。

電灯・電力 総需要 3)	通関実績		販売額			のべ宿泊者数 人	年・月
	輸出	輸入	大型小売店 (百貨店+スーパー) 4)	ホームセンター	家電大型専門店		
			億円	億円	百万円		
千kwh	億円	億円	百万円	百万円	百万円	人	
12 178 167	16 949	9 349	164 503	37 207	37 486	4 663 910	H28 年
12 475 263	20 770	11 699	162 010	36 066	37 890	4 440 630	H29 "
12 315 933	20 561	14 091	161 069	35 099	38 409	4 351 960	H30 "
11 669 876	18 085	12 470	156 647	34 416	40 838	3 761 960	H31/R元 "
11 241 974	15 335	8 699	151 798	38 399	43 779	3 112 930	R02 "
935 738	1 692	1 132	11 753	3 378	2 873	261 750	R03 . 4
879 476	1 376	967	12 178	3 506	3 259	224 140	5
889 131	1 565	1 067	12 291	3 043	3 429	224 670	6
979 104	1 416	1 175	13 052	3 137	4 014	266 910	7
1 047 609	1 598	1 203	12 577	2 907	3 374	301 720	8
976 798	1 533	1 214	11 638	3 003	3 375	193 590	9
862 356	1 485	1 229	12 451	3 132	2 957	349 640	10
901 100	1 824	1 474	12 570	2 926	3 190	350 950	11
966 252	2 102	1 410	16 141	3 379	4 208	371 690	12
1 114 184	1 433	1 345	12 495	2 499	3 618	213 040	R04 . 1
1 049 440	1 678	1 236	11 178	2 352	3 025	219 410	2
1 019 447	1 848	1 426	12 480	2 892	4 048	355 370	3
...	1 586	r 1 635	P 11 884	3 344	2 834	338 880	4
...	1 731	P 1 921	...	...	...	...	5
104.5	125.8	198.4	101.1	99.0	98.6	129.5	前年同月比
97.1	109.2	117.5	95.2	115.6	70.0	95.4	前月比
資源エネルギー庁	神戸税関		中国経済産業局	経済産業省		観光庁	資料

3) 年数値は年度計。平成27年計以前は中国電力の数値。平成28年4月以降は資源エネルギー庁の電力調査統計の数値。

4) 前年同月比は、調査対象事業所の見直しが行われたため、ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。

電灯・電力 総需要 4)	通関実績		販売額 5)			年・月
	輸出	輸入	百貨店	スーパー	コンビニ	
			億円	億円	億円	
百万kwh	億円	億円	億円	億円	億円	
850 549	700 358	660 420	65 976	130 002	114 456	H28 年
863 167	782 865	753 792	65 529	130 497	117 451	H29 "
852 561	814 788	827 033	64 434	131 609	119 780	H30 "
836 038	769 317	785 995	62 979	130 983	121 841	H31/R元 "
820 897	683 991	680 108	46 938	148 112	116 423	R02 "
64 955	71 803	69 535	3 536	11 990	9 618	R03. 3
60 833	62 606	64 735	2 768	12 642	9 734	5
62 233	72 238	68 544	4 118	12 303	9 731	6
70 734	73 547	69 202	4 458	12 679	10 484	7
75 804	66 048	72 582	3 102	12 976	10 191	8
69 991	68 405	74 773	3 540	12 024	9 973	9
64 026	71 832	72 582	4 265	12 253	9 927	10
63 357	73 670	83 239	4 975	12 103	9 572	11
69 378	78 812	84 701	6 532	14 860	10 596	12
82 230	63 318	85 312	4 163	12 604	9 537	R04. 1
79 010	71 899	78 671	3 516	11 520	8 721	2
73 874	84 600	88 840	4 711	12 342	9 960	3
...	80 757	r 89 294	4 181	r 12 061	9 873	4
...	72 520	P 96 378	P 4 301	P 12 507	P 10 078	5
105.2	115.8	148.9	155.3	98.9	103.5	前年同月比
93.5	89.8	107.9	102.9	103.7	102.1	前月比
資源エネルギー庁	財務省		経済産業省			資料

4) 年数値は年度計。平成27年計以前は電気事業連合会の数値。平成28年4月以降は資源エネルギー庁の電力調査統計の数値。

5) 前年同月比は、調査対象事業所の見直しが行われたため、ギャップを調整するリンク係数で処理した数値で計算している。

当資料は当店 web サイトに掲載しています

<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>



BANK OF JAPAN  
SHIMONOSEKI BRANCH



日本銀行

2022年7月1日

日本銀行下関支店

〒750-8601

下関市岬之町7-1

TEL : 083-233-3113

FAX : 083-228-1021

## 山口県金融経済情勢 (2022年7月)

### (概況)

県内景気は、持ち直しのペースが鈍化している。

短観における企業の業況感は、「良い」超幅が縮小した。

需要項目別にみると、公共投資は、横ばい圏内で推移している。輸出は、前年を上回った。個人消費は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。住宅投資は、弱含んでいる。設備投資は、高水準横ばい圏内で推移している。

こうした中、生産は、持ち直しの動きがみられている。雇用・所得情勢は、持ち直している。物価は、前年を上回っている。

企業倒産は、落ち着いている。金融面をみると、預金・貸出は、ともに前年を上回った。貸出金利は、低下傾向にある。

先行きについては、新型コロナウイルス感染症、地政学的リスクの動向やこれらに伴う供給制約、原材料価格の上昇等が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要がある。



## 【実体経済】

各統計の時期、計数については、後掲の山口県主要金融経済指標を参照。

公共投資	<p><u>公共投資</u>は、横ばい圏内で推移している。 <u>公共工事請負金額</u>は、前年を下回った。</p>
輸出入	<p><u>輸出</u>は、前年を上回った。 <u>輸出、輸入</u>ともに、前年を上回った。</p>
個人消費	<p><u>個人消費</u>は、下押し圧力が残るものの、持ち直しつつある。 個人消費関連の販売統計をみると、<u>百貨店・スーパー販売額</u>、<u>コンビニエンスストア販売額</u>、<u>ドラッグストア販売額</u>は、前年を上回った一方、<u>ホームセンター販売額</u>は、前年を下回った。また、耐久消費財では、<u>家電大型専門店販売額</u>、<u>乗用車新車登録台数</u>は、前年を下回った。</p>
住宅投資	<p><u>住宅投資</u>は、弱含んでいる。 <u>新設住宅着工戸数</u>は、前年を下回った。</p>
設備投資	<p><u>設備投資</u>は、高水準横ばい圏内で推移している。 <u>山口県短観</u>（2022年6月調査）における企業の設備投資をみると、2021年度実績は減少した。また、2022年度は増加計画となっている。 <u>建築物着工床面積</u>（非居住用）は、前年を上回った。</p>
生産	<p><u>生産</u>は、持ち直しの動きがみられている。 <u>鉱工業生産指数</u>（4月）は、前月比上昇した。業種別にみると、<u>輸送機械</u>は低下した一方、<u>化学</u>、<u>生産用機械</u>は上昇した。</p>
雇用・所得	<p><u>雇用・所得情勢</u>は、持ち直している。 <u>有効求人倍率</u>は、前月を下回った。<u>常用労働者数</u>は、前年を下回った一方、<u>現金給与総額</u>は、前年を上回ったことから、<u>雇用者所得</u>は、前年を上回った。</p>
物価	<p><u>物価</u>は、前年を上回っている。 <u>消費者物価指数</u>（除く生鮮食品）は、前年を上回った。</p>

## 【企業倒産】

企業倒産	<p><u>企業倒産</u>は、落ち着いている。 件数（4件）は前年（2件）を上回ったほか、<u>負債総額</u>（467百万円）も前年（80百万円）を上回った。</p>
------	---

**【金融】**

預金 貸出	<p><u>預金・貸出</u>は、ともに前年を上回った。</p> <p>県内金融機関（銀行、信金）の預金、貸出の動向をみると、預金、貸出ともに前年を上回った。</p>
貸出約定 平均金利	<p><u>貸出金利</u>は、低下傾向にある。</p> <p>貸出約定平均金利は、前月に比べ、短期が上昇した一方、長期が低下し、総合でも低下した。</p>

以 上

# 山口県主要金融経済指標 (1)

— p : 速報値、r : 訂正または改定値  
 — 特に記載のない限り、全て山口県に関する計数

## 1. 需要コンポーネント

(前年比%)

	公共投資 公共工事 請負金額	輸出入		個人消費					
		輸出	輸入	百貨店・スーパー販売額		コンビニエンス ストア 販売額	ホームセンター 販売額	ドラッグストア 販売額	家電 大型専門店 販売額
				(全店)	(既存店)				
21/ 4-6月	17.3	48.9	52.2	1.6	1.2	7.1	-8.5	-3.2	-10.4
7-9	-6.8	22.0	100.7	-3.8	-4.2	2.0	-11.3	0.3	-8.6
10-12	-19.1	18.5	96.7	0.3	-1.5	-1.7	-3.9	0.5	-8.3
22/ 1-3	1.8	8.3	48.6	1.0	0.4	1.0	-2.8	3.9	-3.1
22/ 2	-5.3	17.4	45.9	0.3	-0.4	-1.7	-7.1	2.3	-4.8
3	19.7	10.1	48.6	1.0	0.4	2.1	-0.1	5.0	1.3
4	3.1	-6.3	r 43.9	1.1	1.1	0.9	-1.0	r 1.8	-1.4
5	-56.9	25.8	p 98.4	p 2.1	p 2.0	p 4.3	p -2.1	p 0.5	p -6.9
資料出所	西日本 建設業保証	財務省		経済産業省					

(前年比%)

	乗用車新車 登録台数	個人消費		住宅投資	設備投資
		うち 登録車	うち 軽自動車	新設住宅 着工戸数	建築物着工 床面積 (非居住用)
		21/ 4-6月	23.2	14.6	37.3
7-9	-18.8	-14.4	-24.6	11.0	83.9
10-12	-20.5	-20.3	-20.8	44.6	44.1
22/ 1-3	-16.7	-13.7	-20.6	-23.2	-12.9
22/ 2	-21.8	-23.6	-19.7	-33.6	10.1
3	-14.0	-11.1	-18.1	-26.2	23.0
4	-18.3	-19.6	-16.5	-25.5	-17.9
5	-22.6	-16.8	-29.5	-2.7	32.1
資料出所	中国運輸局			国土交通省	

(前年比%、22年6月調査)

設備投資		
山口県企業短期経済観測調査		
設備投資額 (含む土地投資額)	2021年度実績	2022年度計画
全産業	-8.6	7.3
製造業	-5.8	9.5
非製造業	-18.0	-1.0
資料出所	日本銀行下関支店	

(注) 公共工事請負金額、輸出入、新設住宅着工戸数、建築物着工床面積の四半期計数、乗用車新車登録台数の月次、四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。

## 2. 生産関連

(季節調整済・前期比%)

	鉱工業指数		
	生産	出荷	在庫
21/ 4-6月	r 3.5	r 1.4	-1.5
7-9	r -4.3	r -3.2	r 2.9
10-12	r 6.6	r 3.4	r 5.7
22/ 1-3	-1.9	-4.9	1.2
22/ 2	r -0.2	r -0.2	-3.7
3	r -5.4	r -2.8	r 4.7
4	p 7.7	p 5.8	p 0.9
5	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	山口県		

(注) 15年基準。

## 3. 雇用・所得

(前年比%)

	雇用・所得			
	有効求人倍率 (季調済) (倍)	常用労働者数	現金給与総額 (名目)	雇用者所得
21/ 4-6月	1.32	-0.2	3.1	3.0
7-9	1.36	-1.4	3.7	2.3
10-12	1.40	-1.9	2.1	0.2
22/ 1-3	1.47	-0.8	1.0	0.2
22/ 2	1.47	-0.5	1.8	1.3
3	1.49	-0.9	-1.1	-2.0
4	1.53	-1.1	2.8	1.6
5	1.47	n. a.	n. a.	n. a.
資料出所	厚生労働省	山口県		

(注) 1. 常用労働者数、現金給与総額は、事業所規模5人以上。指数ベース、20年基準。  
 2. 有効求人倍率、常用労働者数、現金給与総額の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。  
 3. 雇用者所得は、次式に基づき、日本銀行下関支店で算出。雇用者所得＝常用労働者数×現金給与総額。

# 山口県主要金融経済指標 (2)

## 4. 物価

(前年比%)

		消費者物価指数 (除く生鮮食品)
		山口市
21/	4-6月	-0.3
	7-9	0.2
	10-12	1.0
22/	1-3	0.9
22/	2	0.8
	3	0.9
	4	2.3
	5	2.3
資料出所		総務省

(注) 消費者物価指数(除く生鮮食品)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。20年基準。

## 5. 企業倒産、金融

(前年比%)

		企業倒産		金融				
		件数 (件)	負債総額 (百万円)	預金 (末残)	貸出 (末残)	貸出約定平均金利(ストックベース)		
						総合 (%)	短期 (%)	長期 (%)
21/	4-6月	6	340	3.9	-0.3	1.139	1.674	1.124
	7-9	13	2,308	2.7	-1.1	1.128	1.708	1.113
	10-12	13	2,444	3.1	-0.7	1.131	1.680	1.117
22/	1-3	7	768	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112
22/	2	1	300	2.6	-1.3	1.125	1.713	1.111
	3	5	368	4.1	1.0	1.126	1.709	1.112
	4	5	700	3.4	0.4	1.133	1.742	1.119
	5	4	467	3.4	0.9	1.132	1.746	1.117
資料出所		東京商工リサーチ		日本銀行下関支店				

- (注) 1. 企業倒産(件数、負債総額)の四半期計数は、日本銀行下関支店で算出。  
 2. 預金(末残)および貸出(同)は、以下の定義による。  
 ・国内銀行(ゆうちょ銀行を除く)の山口県内店舗分および同県内に本店を置く信用金庫。  
 ・銀行勘定を集計。ただし、国内銀行については、オフショア勘定を除く。  
 3. 貸出約定平均金利は、以下の定義による。  
 ・山口県内に本店を置く国内銀行(県内店舗ベース)および信用金庫(全店ベース)の貸出金利を貸出金残高で加重平均したもの。  
 ・貸出金利・貸出金残高は銀行勘定の円貸出のうち、当座貸越を除く。  
 4. 預金、貸出、貸出約定平均金利の四半期計数は、各四半期末月の月次計数。

# 月例経済報告

(令和4年6月)

—景気は、持ち直しの動きがみられる。—

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

令和4年6月20日

内閣府

[参考]先月からの主要変更点

	5月月例	6月月例
基調判断	<p>景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果があつて、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、中国における感染再拡大の影響やウクライナ情勢の長期化などが懸念される中で、供給面での制約や原材料価格の上昇、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、感染症による影響を注視する必要がある。</p>	<p>景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果があつて、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。</p>
政策態度	<p>政府は、東日本大震災からの復興・創生、激甚化・頻発化する災害への対応に取り組む。デフレからの脱却に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の推進に努める。</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。4月26日に取りまとめた「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行し、ウクライナ情勢などに伴う原油価格や物価の高騰等による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、コロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとする。新型コロナウイルス感染症の再拡大や原油価格・物価の更なる高騰等による予期せぬ財政需要に対応するため、予備費の確保等を内容とする令和4年度補正予算の早期成立に努める。</p> <p>その上で、新しい資本主義のグランドデザインや実行計画、そして骨太方針2022を6月までに取りまとめ、これらを前に進めるための総合的な方策を具体化する。</p> <p>日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>	<p>政府は、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。</p> <p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」を立ち上げ、切れ目のない対応として、予備費の機動的な活用をはじめ、物価・景気両面の状況に応じた迅速かつ総合的な対策に取り組む。</p> <p>その上で、6月7日に閣議決定した骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザインや実行計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、これらを前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。</p> <p>日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。</p>

	5月月例	6月月例
個人消費	このところ持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
設備投資	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
住宅建設	おおむね横ばいとなっている	底堅い動きとなっている
公共投資	このところ底堅い動きとなっている	このところ底堅い動きとなっている
輸出	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
輸入	このところ弱含んでいる	下げ止まっている
貿易・サービス収支	赤字となっている	赤字となっている
生産	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる
企業収益	感染症の影響が残る中で、非製造業の一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している	一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している
業況判断	持ち直しの動きに足踏みがみられる	持ち直しの動きに足踏みがみられる
倒産件数	おおむね横ばいとなっている	おおむね横ばいとなっている
雇用情勢	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる
国内企業物価	上昇している	上昇している
消費者物価	このところ上昇している	このところ上昇している

(注) 下線部は先月から変更した部分。

# 月例経済報告

令和4年6月

## 総論

(我が国経済の基調判断)

景気は、持ち直しの動きがみられる。

- ・個人消費は、持ち直しの動きがみられる。
- ・設備投資は、持ち直しの動きがみられる。
- ・輸出は、おおむね横ばいとなっている。
- ・生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。
- ・雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。
- ・消費者物価は、このところ上昇している。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中で、原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要がある。

(政策の基本的態度)

政府は、今後とも、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていく。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を具体化する令和3年度補正予算及び令和4年度予算を迅速かつ適切に執行する。「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」を実行するとともに、「物価・賃金・生活総合対策本部」を立ち上げ、切れ目のない対応として、予備費の機動的な活用をはじめ、物価・景気両面の状況に応じた迅速かつ総合的な対策に取り組む。

その上で、6月7日に閣議決定した骨太方針2022及び新しい資本主義のグランドデザインや実行計画に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、これらを前に進めるための総合的な方策を早急に具体化し、実行に移す。

日本銀行においては、中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、金融市場の安定を維持する観点から、金融緩和を継続する措置がとられている。日本銀行には、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を持続的・安定的に実現することを期待する。

## 1. 消費・投資等の需要動向

### **個人消費は、持ち直しの動きがみられる。**

個別の指標について、需要側の統計をみると、「家計調査」(4月)では、実質消費支出は前月比1.0%増となった。販売側の統計をみると、「商業動態統計」(4月)では、小売業販売額は前月比1.0%増となった。

消費動向の背景をみると、実質総雇用者所得は、横ばい圏内となっている。また、消費者マインドは、下げ止まりの兆しがみられる。

さらに、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、新車販売台数は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。家電販売は、おおむね横ばいとなっている。旅行は、極めて低い水準が続いているが、持ち直している。外食は、このところ持ち直している。

こうしたことを踏まえると、個人消費は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、持ち直していくことが期待される。

### **設備投資は、持ち直しの動きがみられる。**

設備投資は、持ち直しの動きがみられる。需要側統計である「法人企業統計季報」(1-3月期調査、含むソフトウェア)でみると、2022年1-3月期は前期比0.3%増となった。業種別にみると、製造業は同1.7%増、非製造業は同0.3%減となった。

機械設備投資の供給側統計である資本財総供給(国内向け出荷及び輸入)は、持ち直しの動きがみられる。ソフトウェア投資は、緩やかに増加している。

「日銀短観」(3月調査)及び「法人企業景気予測調査」(4-6月期調査)によると、全産業の2022年度設備投資計画は、増加が見込まれている。「日銀短観」による企業の設備判断は、おおむね横ばいとなっている。先行指標をみると、機械受注は、持ち直しの動きがみられる。建築工事費予定額は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、企業収益の改善等を背景に、持ち直し傾向が続くことが期待される。

### **住宅建設は、底堅い動きとなっている。**

住宅建設は、底堅い動きとなっている。持家の着工は、弱い動きとなっている。貸家及び分譲住宅の着工は、底堅い動きとなっている。総戸数は、4月は前月比4.6%減の年率88.5万戸となった。なお、首都圏のマンション総販売戸数は、おおむね横ばいとなって



いる。

先行きについては、底堅く推移していくと見込まれる。

### **公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。**

公共投資は、このところ底堅い動きとなっている。3月の公共工事出来高は前月比1.1%増、5月の公共工事請負金額は同2.0%減、4月の公共工事受注額は同15.6%増となった。

公共投資の関連予算をみると、国の一般会計予算における公共事業関係費は、令和3年度補正予算において、「防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保」などに係る予算措置を講じ、令和4年度当初予算では、前年度当初予算比0.0%増としている。また、令和4年度地方財政計画では、投資的経費のうち地方単独事業費について、前年度比1.6%増としている。

先行きについては、補正予算の効果もあって、底堅く推移していくことが見込まれる。

### **輸出は、おおむね横ばいとなっている。輸入は、下げ止まっている。貿易・サービス収支は、赤字となっている。**

輸出は、おおむね横ばいとなっている。地域別にみると、アジア向けの輸出は、おおむね横ばいとなっている。アメリカ及びEU向けの輸出は、このところ持ち直しの動きがみられる。その他地域向けの輸出は、このところ弱含んでいる。また、感染症によるインバウンドへの影響については、5月の訪日外客数は、2019年対比94.7%減となった。先行きについては、欧米経済の改善等を背景に、持ち直していくことが期待される。ただし、中国における経済活動の抑制の影響が懸念される中で、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

輸入は、下げ止まっている。地域別にみると、アジアからの輸入は、下げ止まっている。アメリカからの輸入は、おおむね横ばいとなっている。EUからの輸入は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、次第に持ち直していくことが期待される。ただし、中国における経済活動の抑制の影響が懸念される中で、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

貿易・サービス収支は、赤字となっている。

4月の貿易収支は、輸入金額が増加したことから、赤字幅が拡大した。また、サービス収支は、赤字幅が縮小した。

## **2. 企業活動と雇用情勢**

---

### **生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。**

鉱工業生産は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。鉱工業生産

指数は、4月は前月比1.5%減となった。鉱工業在庫指数は、4月は前月比2.3%減となった。また、製造工業生産予測調査によると5月は同4.8%増、6月は同8.9%増となることが見込まれている。

業種別にみると、輸送機械は持ち直しに足踏みがみられる。生産用機械は緩やかに増加している。電子部品・デバイスはこのところ増勢が鈍化している。

生産の先行きについては、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、中国における経済活動の抑制の影響が懸念される中で、供給面での制約等による下振れリスクに注意する必要がある。

また、足下の状況について、ヒアリング結果等を踏まえると、第3次産業活動は、持ち直しの動きがみられる。

**企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。**

企業収益は、一部に弱さがみられるものの、総じてみれば改善している。「法人企業統計季報」(1-3月期調査)によると、2022年1-3月期の経常利益は、前年比13.7%増、前期比0.2%増となった。業種別にみると、製造業が前年比18.4%増、非製造業が同10.9%増となった。規模別にみると、大・中堅企業が前年比18.5%増、中小企業が同3.1%増となった。「日銀短観」(3月調査)によると、2022年度の売上高は、上期は前年比2.7%増、下期は同1.5%増が見込まれている。経常利益は、上期は前年比2.5%減、下期は同0.9%増が見込まれている。

企業の業況判断は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。「日銀短観」(3月調査)によると、「最近」の業況は、「全規模全産業」で低下した。6月時点の業況を示す「先行き」は、「最近」に比べやや慎重な見方となっている。また、「景気ウォッチャー調査」(5月調査)の企業動向関連DIによると、現状判断、先行き判断ともに上昇した。

倒産件数は、おおむね横ばいとなっている。4月は486件の後、5月は524件となった。負債総額は、4月は812億円の後、5月は873億円となった。

**雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。**

完全失業率は、4月は前月比0.1%ポイント低下し、2.5%となった。労働力人口及び就業者数は増加し、完全失業者数は減少した。

就業率は横ばい圏内となっている。新規求人数、有効求人倍率および製造業の残業時間は持ち直している。

賃金をみると、定期給与はこのところ緩やかに増加している。現金給与総額は横ばい圏内となっている。これらの結果、実質総雇用者所得は、横ばい圏内となっている。

「日銀短観」（3月調査）によると、企業の雇用人員判断は、不足超となっている。

加えて、足下の状況については、日次有効求人件数や民間の求人動向は、持ち直している。

こうしたことを踏まえると、雇用情勢は、持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、持ち直していくことが期待される。

### **3. 物価と金融情勢**

---

---

**国内企業物価は、上昇している。消費者物価は、このところ上昇している。**

国内企業物価は、上昇している。5月の国内企業物価は、前月比0.0%となった。輸入物価（円ベース）は、上昇している。

企業向けサービス価格の基調を「国際運輸を除くベース」で見ると、緩やかに上昇している。

消費者物価の基調を「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」で見ると、このところ上昇している。4月は、前月比では、連鎖基準、固定基準ともに0.2%上昇した。前年比では、連鎖基準、固定基準ともに0.8%上昇した。

「生鮮食品を除く総合」（いわゆる「コア」）は、上昇している。4月は、前月比では、連鎖基準で0.4%上昇し、固定基準で0.2%上昇した。

物価の上昇を予想する世帯の割合を「消費動向調査」（二人以上の世帯）で見ると、5月は前月比0.7%ポイント上昇し、94.4%となった。

先行きについては、消費者物価（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）は、当面、上昇していくことが見込まれる。

**株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。**

株価（日経平均株価）は、26,600円台から28,200円台まで上昇した後、26,400円台まで下落した。

対米ドル円レート（インターバンク直物中心相場）は、127円台から134円台まで円安方向に推移した。

短期金利についてみると、無担保コールレート（オーバーナイト物）は、-0.04%台から-0.01%台で推移した。ユーロ円金利（3ヶ月物）は、-0.0%台で推移した。長期金利（10年物国債利回り）は、0.2%台で推移した。

企業金融については、企業の資金繰り状況に大きな変化はみられない。ただし、宿泊・飲食サービスなどでは依然厳しさがみられる。

社債と国債との流通利回りスプレッドは、総じて横ばいとなっている。金融機関の貸出平残（全国銀行）は、前年比 0.9%（5月）増加した。

マネタリーベースは、前年比 4.6%（5月）増加した。M2は、前年比 3.2%（5月）増加した。

（※ 5/26～6/16の動き）

#### 4. 海外経済

**世界の景気は、一部の地域において足踏みがみられるものの、持ち直している。**

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢等による不透明感がみられるほか、中国で経済活動抑制の影響が残る中で、原材料価格の上昇や供給面での制約等による下振れリスクに留意する必要がある。また、世界的に金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動等による下振れリスクに留意する必要がある。

**アメリカでは、景気は持ち直している。**

先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融政策正常化が進む中で、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。

2022年1-3月期のGDP成長率（第2次推計値）は、個人消費や設備投資が増加した一方、純輸出が減少したことなどから、前期比で0.4%減（年率1.5%減）となった。

足下をみると、消費は緩やかに持ち直している。設備投資は緩やかに増加している。住宅着工は緩やかに増加している。

生産は緩やかに増加している。非製造業景況感は低下している。雇用面では、雇用者数は増加しており、失業率はおおむね横ばいとなっている。物価面では、コア物価上昇率は高水準でおおむね横ばいとなっている。貿易面では、財輸出は緩やかに増加している。

6月14～15日に開催された連邦公開市場委員会（FOMC）では、政策金利の誘導目標水準を0.75%ポイント引き上げ、1.50%から1.75%の範囲とすることが決定された。

**アジア地域については、中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。**

先行きについては、各種政策の効果もあり、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、当面は一部地方での経済活動の抑制の影響が残ると見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は持ち直している。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。インドでは、景気は持ち直している。

中国では、景気は一部地方での経済活動の抑制の影響が残り、持ち直しの動きに足踏みがみられる。2022年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.8%増となった。消費はこのところ弱い動きとなっている。固定資産投資はこのところ伸びがやや低下している。輸出は増加している。生産はこのところ持ち直しの動きがみられる。消費者物価上昇率はこのところ上昇している。

韓国では、景気は持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.6%増）となった。台湾では、景気は回復している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で3.1%増となった。

インドネシアでは、景気は持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で5.0%増となった。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。2022年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で2.2%増となった。

インドでは、景気は持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前年同期比で4.1%増となった。

**ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。また、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。**

**英国では、景気は持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。ただし、金融資本市場の変動の影響等を注視する必要がある。**

ユーロ圏では、景気は一部で厳しい状況が残る中で、持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前期比で0.6%増（年率2.5%増）となった。消費は持ち直しに足踏みがみられる。機械設備投資は持ち直している。生産は横ばいとなっている。サービス業景況感はこのところ持ち直している。輸出は持ち直している。失業率は低下している。コア物価上昇率は上昇している。

ドイツにおいては、景気は厳しい状況が残る中で、持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前期比で0.2%増（年率0.9%増）となった。

英国では、景気は持ち直している。2022年1-3月期のGDP成長率は、前期比で0.8%増（年率3.0%増）となった。消費は持ち直しに足踏みがみられる。設備投資は持ち直している。生産はこのところ横ばいとなっている。サービス業景況感はこのところ持ち直している。輸出はこのところ増加している。失業率は低下している。コア物価上昇率は上昇している。

欧州中央銀行は、6月9日の理事会で、政策金利を0.00%で据え

置くことを決定した。イングランド銀行は、5月4日の金融政策委員会で、政策金利を1.00%に引き上げることを決定した。

### **国際金融情勢等**

金融情勢をみると、世界の主要な株価は、アメリカ、英国、ドイツではやや下落、中国では上昇した。短期金利についてみると、ドル金利（3か月物）は、上昇した。主要国の長期金利は、アメリカ、英国、ドイツでは大幅に上昇した。ドルは、ユーロ、ポンドに対して増価、円に対して大幅に増価した。原油価格（WTI）は上昇した。金価格はやや下落した。



## 企業短期経済観測調査結果（2022年6月）

### —山口県—

#### 【調査対象企業数および回答状況】

	調査対象企業数	回答社数	回答率
全産業	180社	180社	100.0%
製造業	87社	87社	100.0%
非製造業	93社	93社	100.0%

【回答期間】 5月30日～6月30日

【回答率】 業況判断の有効回答社数/調査対象企業数×100

#### 【判断項目の集計方法】

判断項目については、調査対象企業からの回答（「1、2、3」）を、以下のように算出される「DI」（ディフュージョン・インデックス＜Diffusion Index＞）という指標に加工・集計。

DI（%ポイント）

＝「第1選択肢の回答社数構成比（%）」－「第3選択肢の回答社数構成比（%）」  
—— 例えば「業況判断DI」は、「1. 良い」「2. さほど良くない」「3. 悪い」のうち、「1. 良い」の回答社数構成比から「3. 悪い」の回答社数構成比を引いて算出。

#### 【注記】

- ・2022年3月調査から調査対象企業の見直しを行った（詳細は4月1日公表の＜短観調査対象企業の定例見直し＞を参照）。
- ・各計表には、2021年12月調査より新ベースのデータを記載しており、2021年9月調査との間にデータの不連続が生じている。
- ・長期時系列グラフは、2022年3月調査より新ベースのデータを記載しており、2021年12月調査との間に不連続が生じている。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

日本銀行下関支店総務課（TEL：083-233-3113）

当資料は当店ホームページ（<https://www3.boj.or.jp/shimonoseki/>）に掲載しています。

# 1. 業況判断

## 業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	2021年 9月	12月	2022年3月		6月			
			最近	先行き	最近	先行き		
						変化幅	変化幅	
全産業	11	16	13	7	7	▲6	1	▲6
製造業	18	20	18	12	7	▲11	4	▲3
非製造業	3	14	9	3	7	▲2	▲1	▲8

(注) 判断項目において、「最近」は回答時点を、「先行き」は3か月後を示す。「最近」の変化幅は、前回調査の「最近」との対比。「先行き」の変化幅は、今回調査の「最近」との対比(以下、同じ)。

## 主要業種別業況判断DI

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

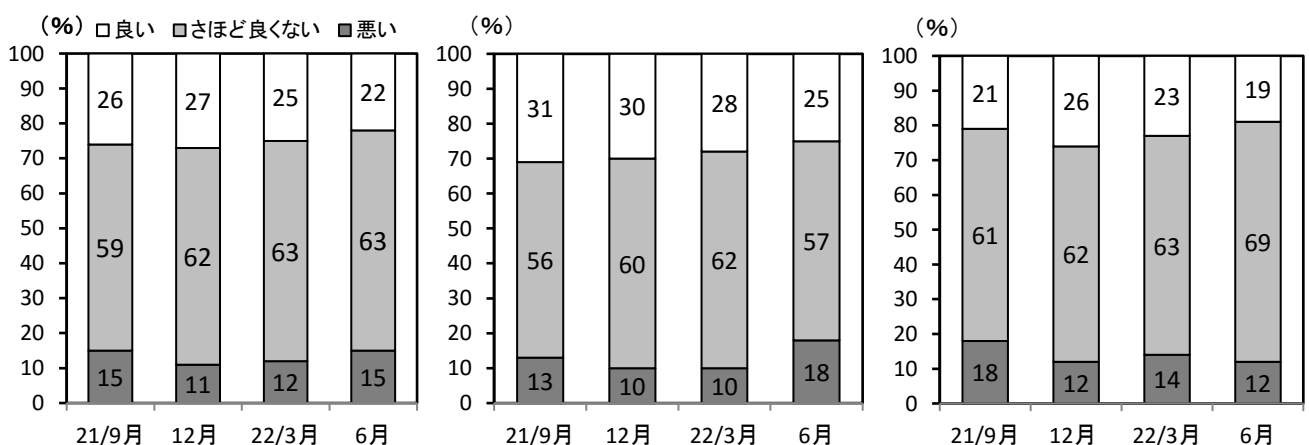
	2021年 9月	12月	2022年3月		6月				
			最近	先行き	最近	先行き			
						変化幅	変化幅		
製造業	化学	45	41	19	19	19	0	14	▲5
	石油・石炭製品	50	25	50	25	25	▲25	25	0
	窯業・土石製品	50	0	0	0	▲25	▲25	▲25	0
	鉄鋼	▲11	▲11	▲11	▲44	▲22	▲11	▲44	▲22
	食料品	▲20	0	0	0	0	0	0	0
	金属製品	20	40	40	40	20	▲20	40	20
	はん用・生産用・ 業務用機械	25	25	25	25	12	▲13	12	0
	電気機械	50	50	50	25	25	▲25	25	0
	輸送用機械	▲29	0	14	14	▲15	▲29	0	15
非製造業	建設	15	21	38	13	13	▲25	▲5	▲18
	不動産・物品賃貸	38	38	0	0	0	0	▲12	▲12
	卸売	0	9	18	9	45	27	18	▲27
	小売	▲16	▲25	▲33	▲33	▲33	0	▲33	0
	運輸・郵便	▲20	20	0	▲10	10	10	0	▲10
	対事業所サービス	37	20	20	10	0	▲20	0	0
	対個人サービス	50	50	75	75	75	0	75	0
	宿泊・飲食サービス	▲43	14	▲29	15	14	43	15	1
全国(全規模・全産業)	▲2	2	0	▲3	2	2	▲1	▲3	

## ▽業況判断DIの選択肢別社数構成比

(全産業)

(製造業)

(非製造業)





## 2. 売上・収益計画

### 売上高

(前年度比・%)

	2020年度	2021年度		2022年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	▲ 18.2	24.7	▲ 0.9	9.3	5.5
製造業	▲ 25.4	38.0	▲ 2.1	13.6	8.5
非製造業	▲ 7.9	9.4	1.0	3.1	1.0
全国(全規模・全産業)	▲ 7.8	4.3	0.0	4.3	2.3

(注) 修正率は、前回調査との対比(以下同じ)。

### 経常利益

(前年度比・%)

	2020年度	2021年度		2022年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	▲ 27.6	77.1	2.6	▲ 11.2	▲ 4.1
製造業	▲ 61.5	289.3	0.2	▲ 13.2	▲ 4.9
非製造業	4.3	12.2	5.3	▲ 9.2	▲ 3.2
全国(全規模・全産業)	▲ 20.1	42.7	8.1	▲ 3.6	5.1

## 3. 設備投資計画等

### 設備投資額(含む土地投資額)

(前年度比・%)

	2020年度	2021年度		2022年度	
	実績	実績	修正率	計画	修正率
全産業	12.6	▲ 8.6	▲ 4.5	7.3	▲ 3.7
製造業	20.0	▲ 5.8	▲ 4.9	9.5	▲ 2.9
非製造業	▲ 6.7	▲ 18.0	▲ 3.1	▲ 1.0	▲ 7.1
全国(全規模・全産業)	▲ 8.5	▲ 0.8	▲ 5.1	14.1	7.4

(注) ソフトウェア投資額、研究開発投資額は含まない。

### 生産・営業用設備判断DI

(「過剰」－「不足」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
全産業	▲ 5	▲ 2	▲ 3	▲ 6	▲ 6	▲ 3	▲ 9	▲ 3
製造業	4	6	2	0	0	▲ 2	▲ 8	▲ 8
非製造業	▲ 9	▲ 7	▲ 7	▲ 10	▲ 10	▲ 3	▲ 8	2

#### 4. 需給、在庫、価格判断

国内での製商品・サービス需給判断DI

(「需要超過」－「供給超過」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
全産業	▲ 8	0	▲ 9	▲ 11	▲ 5	4	▲ 8	▲ 3
製造業	▲ 15	▲ 14	▲ 20	▲ 24	▲ 19	1	▲ 20	▲ 1
非製造業	▲ 4	8	▲ 2	▲ 2	4	6	0	▲ 4

製商品在庫水準判断DI

(「過大」－「不足」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
製造業	15	10	10	/	15	5	/	/

販売価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
全産業	12	20	27	38	31	4	33	2
製造業	23	29	43	58	51	8	51	0
非製造業	6	14	18	26	17	▲ 1	20	3

仕入価格判断DI

(「上昇」－「下落」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅	変化幅	変化幅
全産業	42	52	64	61	62	▲ 2	66	4
製造業	63	65	81	77	70	▲ 11	72	2
非製造業	30	44	53	50	57	4	62	5

## 5. 雇用

### 雇用人員判断DI

(「过剩」 - 「不足」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	▲ 24	▲ 26	▲ 30	▲ 32	▲ 30	0	▲ 30	0
製造業	▲ 11	▲ 15	▲ 15	▲ 19	▲ 24	▲ 9	▲ 26	▲ 2
非製造業	▲ 32	▲ 33	▲ 39	▲ 40	▲ 33	6	▲ 35	▲ 2

### 新卒採用計画 (6月・12月調査のみ)

(前年度比・%)

	2021年度	2022年度	2023年度
	実績	計画	計画
全産業	▲ 18.4	▲ 2.3	3.8
製造業	▲ 11.2	▲ 9.5	4.7
非製造業	▲ 23.1	3.3	3.1

## 6. 企業金融

### 資金繰り判断DI

(「楽である」 - 「苦しい」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	15	12	7	/	11	4	/	/

### 金融機関の貸出態度判断DI

(「緩い」 - 「厳しい」・%ポイント)

	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	27	25	25	/	22	▲ 3	/	/

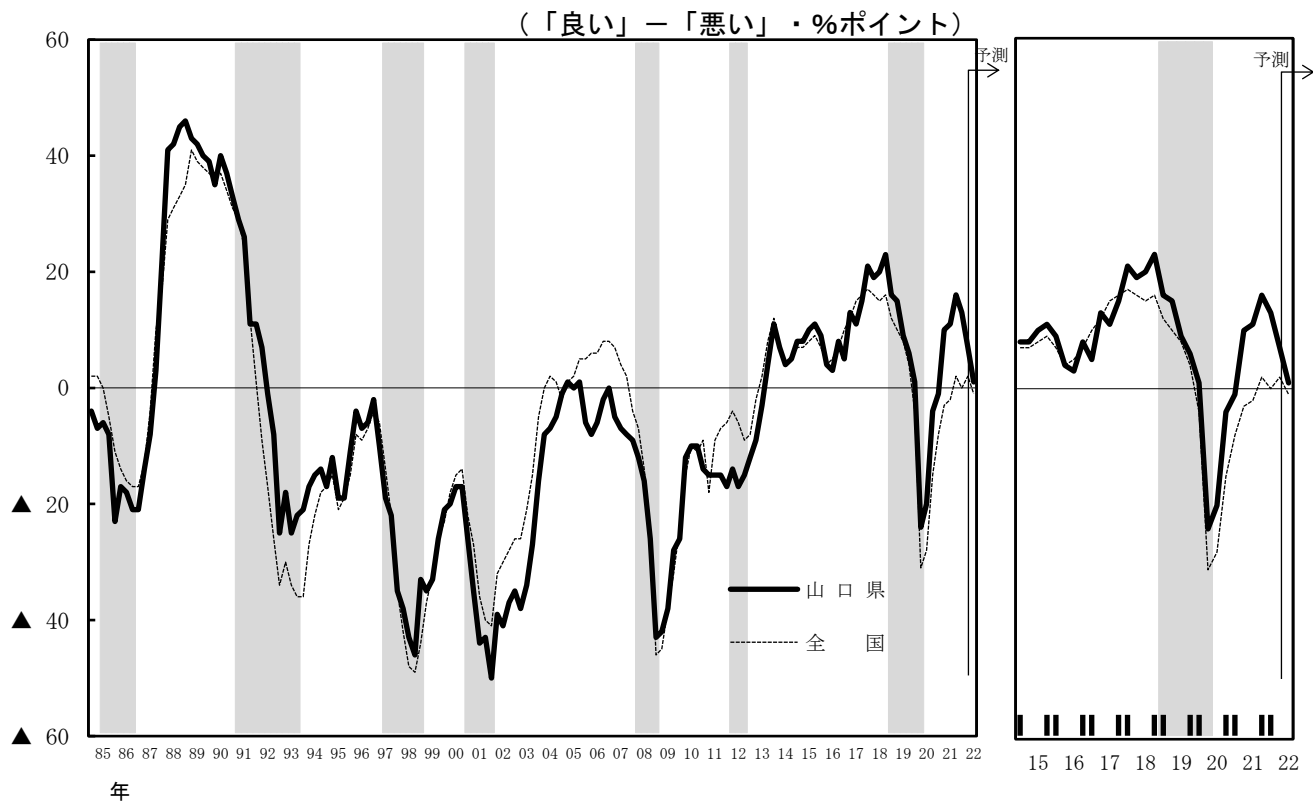
### 借入金利水準判断DI

(「上昇」 - 「低下」・%ポイント)

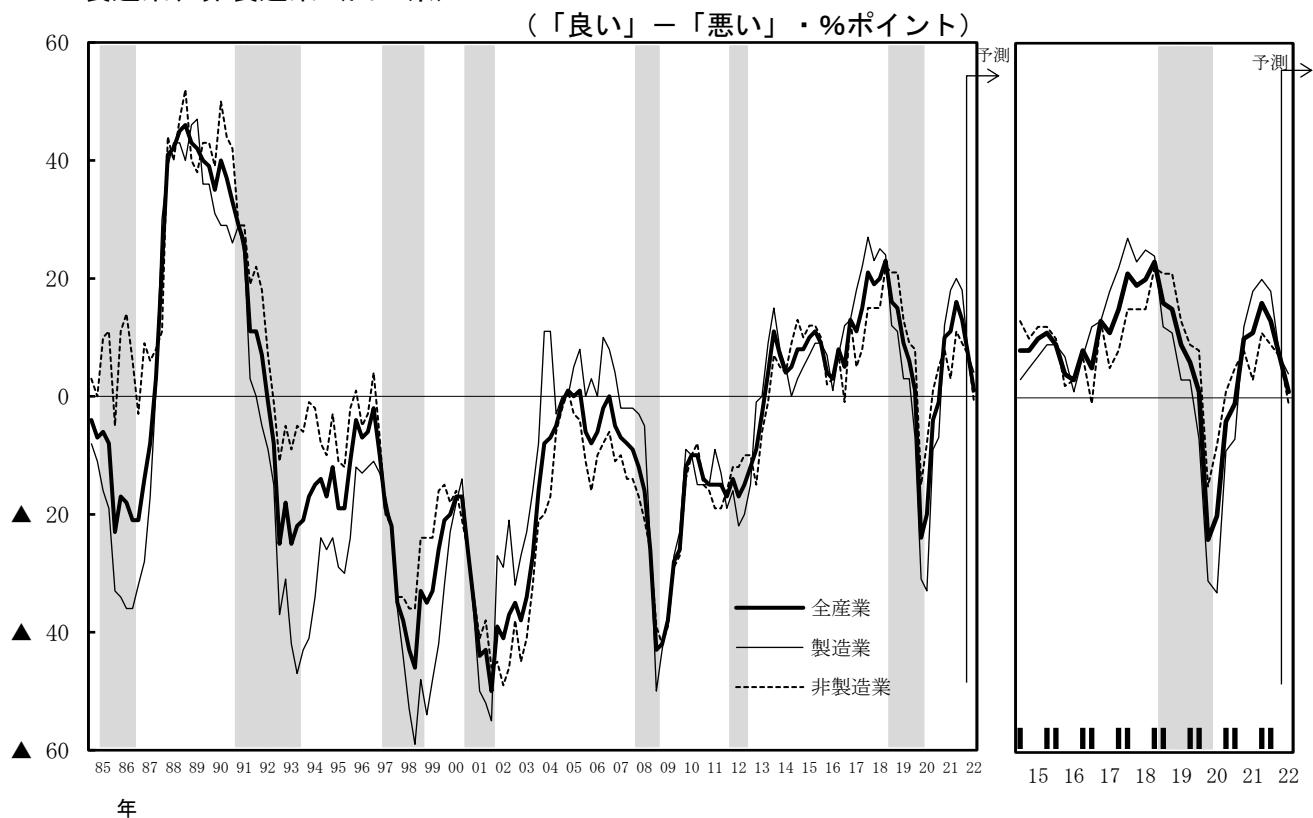
	2021年		2022年3月		6月			
	9月	12月	最近	先行き	最近		先行き	
					変化幅	変化幅		
全産業	▲ 4	▲ 1	3	9	▲ 2	▲ 5	7	9

(参考) 業況判断DIの推移

▽全産業（山口県、全国）



▽製造業、非製造業（山口県）



(注) シャドーは、景気後退期（内閣府調べ）。

## 中小企業に係る売上高と経常利益(令和3年度までの推移:全国)

### 業績

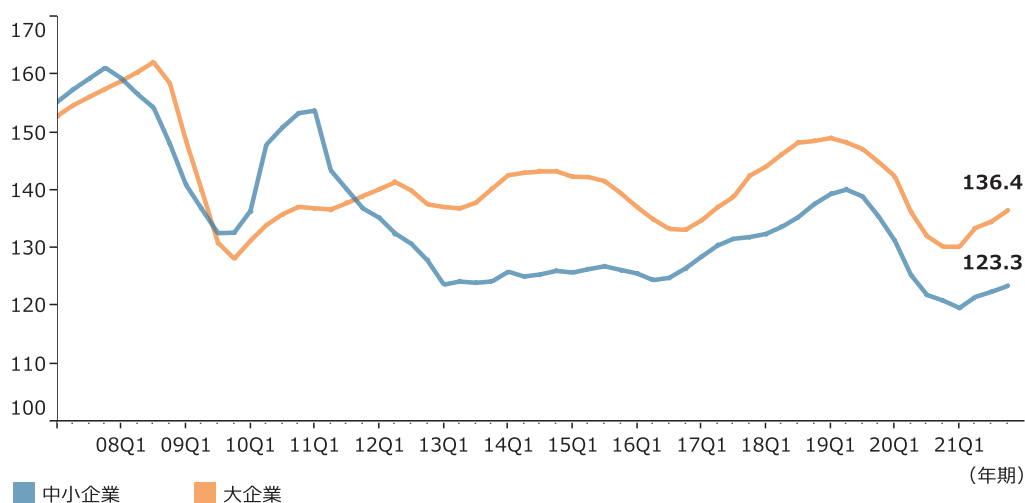
次に、中小企業の業績について売上高と経常利益の状況を見ていく。

中小企業の売上高は、リーマン・ショック後及び2011年の東日本大震災後に大きく落ち込み、2013年頃から横ばいで推移した後、2016年半ばより増加傾向となっていた。2019年以降は減少傾向に転じた中で、感染症の影響により更に減少したが、2021年第1四半期を底に緩やかな増加傾向に転じている(第1-1-15図)。

### <第1-1-15図>

#### 企業規模別に見た、売上高の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

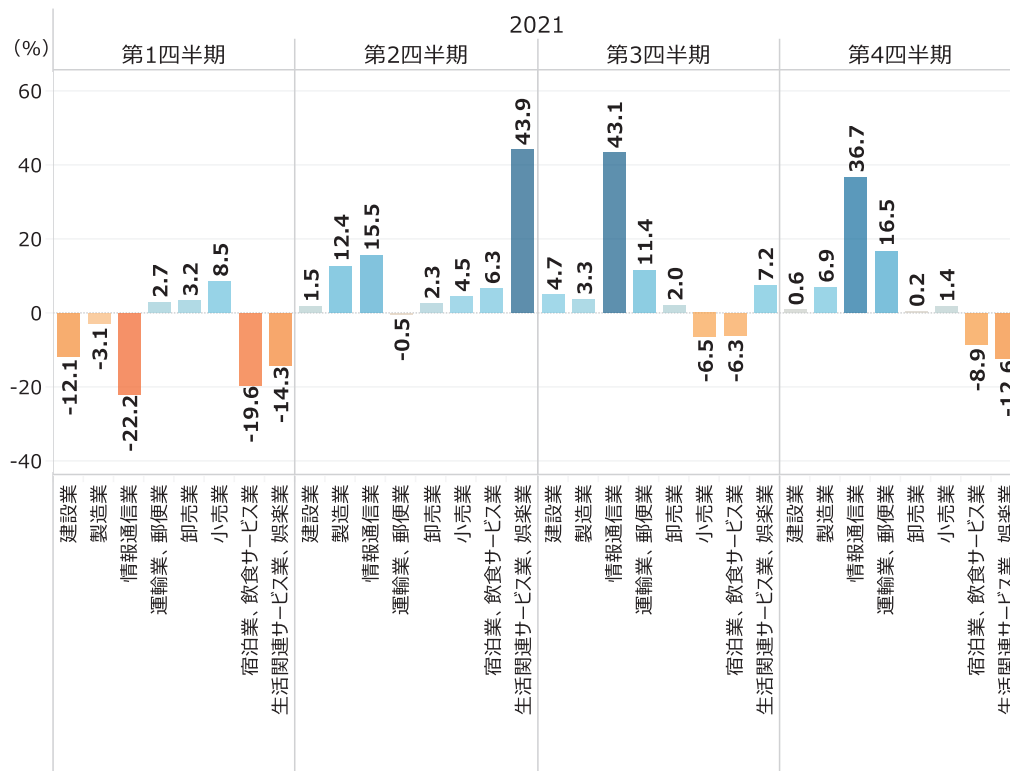
(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。

続いて、業種別に前年同期と比較した中小企業の売上高の動向を見ると、2021年第2四半期から多くの業種で、前年同期と比べて売上高が回復した(第1-1-16図)。一方で、2019年同期比と比較すると、依然として多くの業種で売上高が回復しておらず、特に「生活関連サービス業、娯楽業」、「宿泊業、飲食サービス業」においてそれぞれ大幅減となっており、引き続き厳しい状況にあることが分かる(第1-1-17図)。

<第 1-1-16 図>

業種別に見た、中小企業の売上高の前年同期比

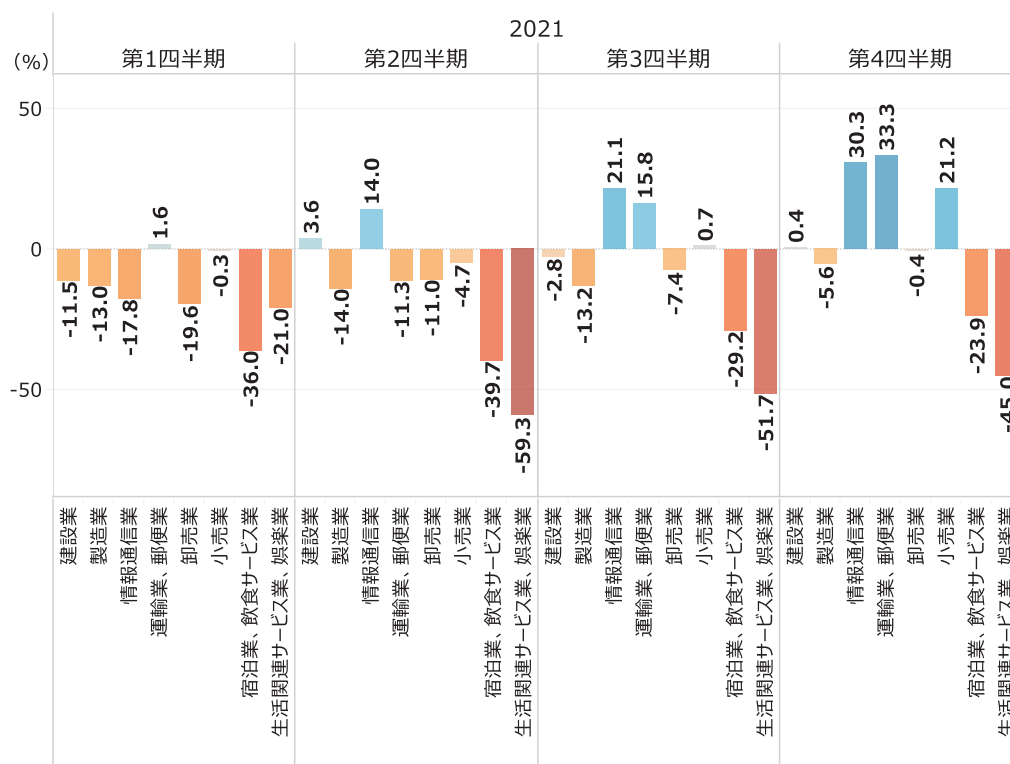


資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは資本金 1 千万円以上 1 億円未満の企業とする。

<第 1-1-17 図>

業種別に見た、中小企業の売上高の2019年同期比



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

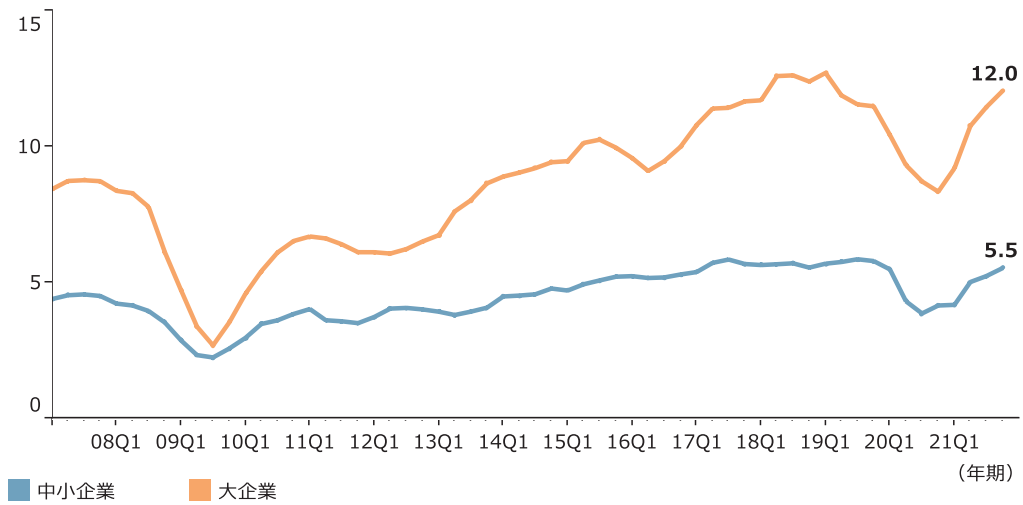
(注) ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ後は緩やかな回復基調が続いてきたが、2020年に入ると、感染症の影響により減少に転じた。その後は、2020年第3四半期を底に中小企業の経常利益は再び緩やかな増加傾向にある(第1-1-18図)。

<第 1-1-18 図>

企業規模別に見た、経常利益の推移

(兆円・後方4四半期移動平均)



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

2.金融業、保険業は含まれていない。



# 法人企業景気予測調査結果 (令和4年4～6月期調査)

## 【山口県の概要】

目次	ページ
調査要領 .....	1
調査結果概要 .....	2
1. 景況判断 .....	3
2. 企業収益 .....	4
3. 設備投資 .....	6
4. 雇 用 .....	7
参考資料 .....	8

令和4年6月13日  
財務省中国財務局  
山口財務事務所



ざいちゅう

本調査についての問い合わせ先：  
財務省中国財務局山口財務事務所  
財務課長 工藤  
TEL: (083) 922 - 2190 (代)  
HP: [https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/  
chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm](https://lfb.mof.go.jp/chugoku/yamaguchi/chousatoukei/keiki/keikiyosokutop.htm)



山口財務事務所の

ホームページ

## [ 調査要領 ]

### 1. 調査の目的と根拠

企業活動の現状と見通しに対する企業経営者の判断を調査し、地域経済情勢を的確に把握するとともに、財政・経済政策運営上の基礎資料を得ることを目的に、統計法に基づく一般統計調査として実施。

### 2. 調査実施時点

令和4年5月15日

### 3. 調査対象企業

資本金、出資金または基金(以下、「資本金」という。)1千万円以上(電気・ガス・水道業及び金融業、保険業は1億円以上)の県内所在法人

### 4. 調査対象期間(時点)

- (1) 判断調査 …………… 令和4年4月から6月(または6月末)の現状(見込み)  
令和4年7月から9月(または9月末)の見通し  
令和4年10月から12月(または12月末)の見通し
- (2) 計数調査 …………… 令和3年度の実績、令和4年度の実績見込み

### 5. 調査対象企業数及び回答状況

区 分	業 種 別		規 模 別			合 計
	製 造 業	非 製 造 業	大 企 業	中 堅 企 業	中 小 企 業	
対象企業数	42 社	71 社	26 社	22 社	65 社	113 社
回答企業数	41 社	68 社	26 社	21 社	62 社	109 社
回答率	97.6%	95.8%	100.0%	95.5%	95.4%	96.5%

(注)・大企業：資本金10億円以上

- ・中堅企業：資本金1億円以上10億円未満
- ・中小企業：資本金1千万円以上1億円未満

### 6. 集計方法

判断調査項目、計数調査項目とも単純集計。

### 7. グラフの見方

- (1) 棒グラフは、回答企業数の構成比または金額の増減率を表す。
- (2) 折れ線グラフは、BSI(ビジネス・サーベイ・インデックス)を表す。

(参考)

BSI は、前期と比較した「上昇」または「下降」等の変化方向別の回答社数の構成比から、先行きの経済動向を予測する方法。

- (例) 前期と比べて「上昇」と回答した企業の構成比・・・40.0%
- 「不変」と回答した企業の構成比・・・25.0%
- 「下降」と回答した企業の構成比・・・30.0%
- 「不明」と回答した企業の構成比・・・ 5.0%

景況判断 BSI=(「上昇」40.0%)-(「下降」30.0%)=10.0%ポイント(「上昇」超)

- (3) 点線の折れ線グラフは、前回調査時(令和4年1月から3月期)の予測を指す。

## 調査結果概要

### 1. 景況判断 ～「下降」超幅が縮小～

- ・ 現状(令和4年4月から6月期)の景況判断 BSI は▲11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 先行きは、翌期は「上昇」超に転じ、翌々期は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

### 2. 企業収益 ～令和4年度は、増収減益の見込み～

- ・ 売上高は、製造業、非製造業ともに増収となることから、11.5%の増収見込みとなっている。
- ・ 経常利益は、非製造業で増益となるものの、製造業で減益となることから、▲7.6%の減益見込みとなっている。

### 3. 設備投資 ～令和4年度は、増加の見込み～

- ・ 設備投資は、製造業、非製造業ともに増加することから、13.0%の増加見込みとなっている。

### 4. 雇用 ～「不足気味」超幅が拡大～

- ・ 現状(令和4年6月末)の従業員数判断 BSI は 36.6%ポイントで、前期(令和4年3月末)に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。
- ・ 先行きは、翌期、翌々期ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

# 1. 景況判断

## ○ 現状判断

- ・ 現状(令和4年4月から6月期)の景況判断BSIは▲11.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。
- ・ 業種別にみると、製造業は▲9.8%ポイント、非製造業は▲11.8%ポイントといずれも「下降」超幅が縮小している。
- ・ 規模別にみると、大企業は▲3.8%ポイントと「下降」超幅が縮小し、中堅企業は9.5%ポイントと「上昇」超に転じ、中小企業は▲21.0%ポイントと「下降」超幅が縮小している。

## ○ 先行き見通し

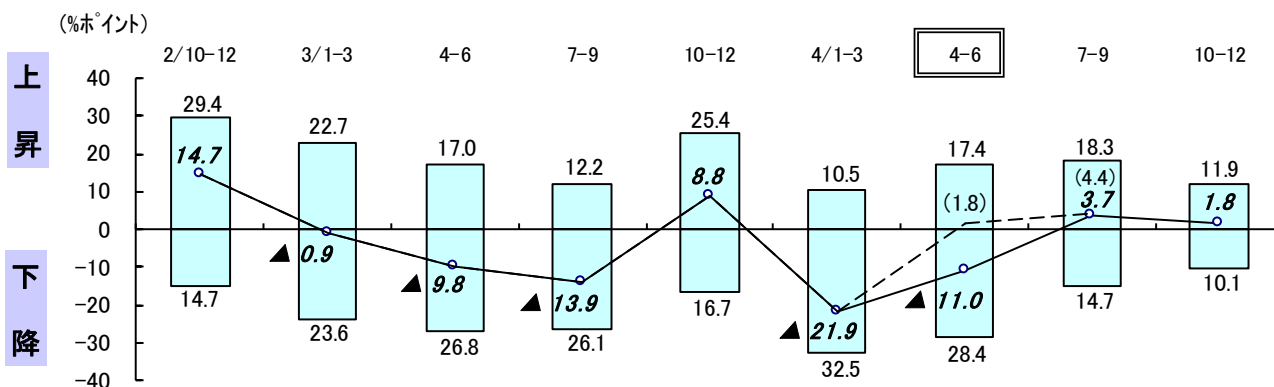
- ・ 翌期(令和4年7月から9月期)は「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 業種別にみると、製造業、非製造業はいずれも「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 規模別にみると、大企業は「下降」超が続き、中堅企業は「下降」超に転じ、中小企業は「上昇」超に転じる見通しとなっている。
- ・ 翌々期(令和4年10月から12月期)は「上昇」超幅が縮小する見通しとなっている。

### 景況判断BSIの推移 (原数値)

(BSI: 前期比判断「上昇」-「下降」社数構成比)

#### ・ 全産業

点線及び( )は前回[令和4年1月から3月期]調査時予測  
現状判断 ← | | → 見通し



(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。

#### ・ 業種別・規模別

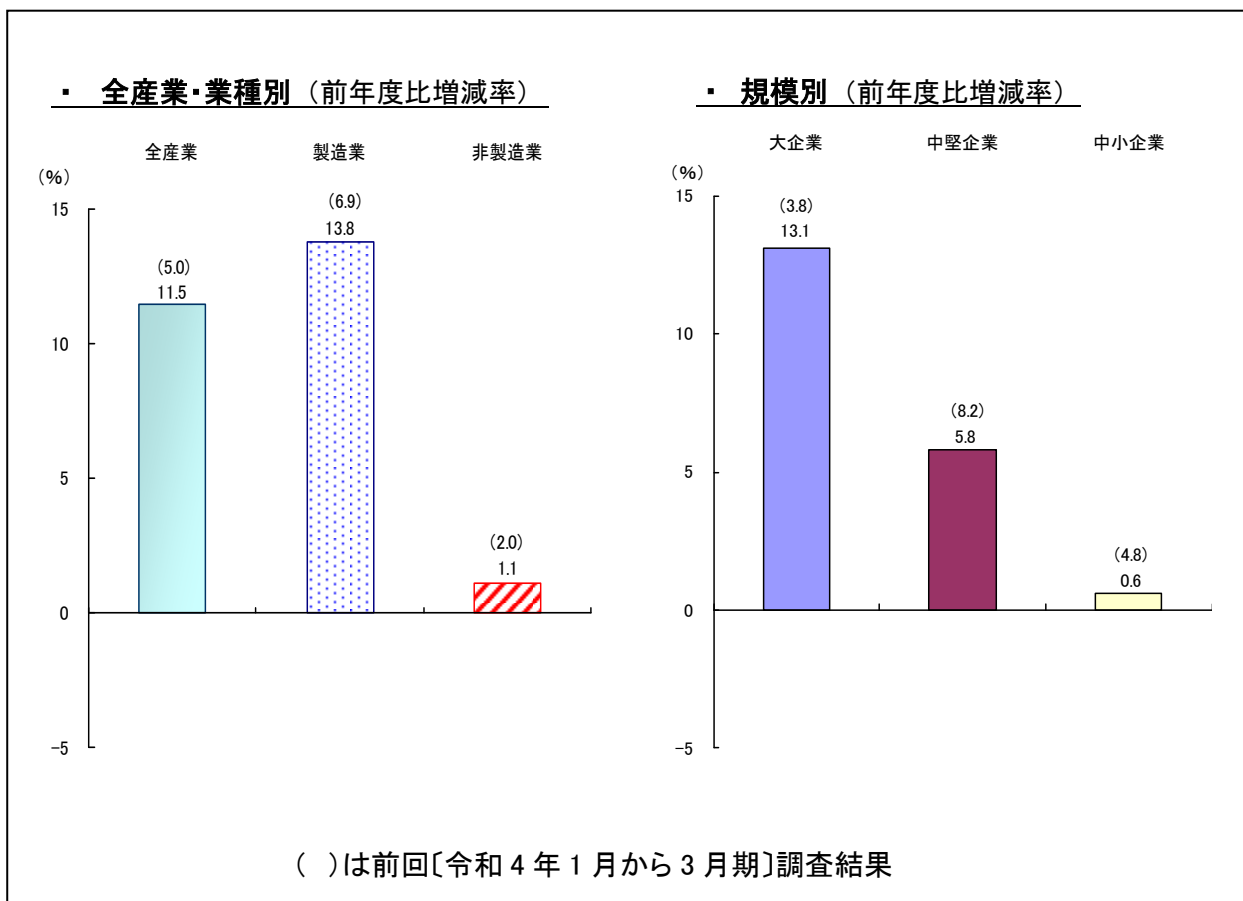
(%ポイント)

区分	前回(4/1-3)調査時予測		今回調査				
	現状判断	4/4-6見通し	4/4-6		7-9 見通し	10-12 見通し	
			現状判断	変化幅			
全産業	▲21.9	1.8	▲11.0	+10.9	3.7	1.8	
業種	製造業	▲12.5	15.0	▲9.8	+2.7	7.3	▲7.3
	非製造業	▲27.0	▲5.4	▲11.8	+15.2	1.5	7.4
規模	大企業	▲7.4	3.7	▲3.8	+3.6	▲3.8	▲3.8
	中堅企業	▲33.3	14.8	9.5	+42.8	▲4.8	0.0
	中小企業	▲23.3	▲5.0	▲21.0	+2.3	9.7	4.8

## 2. 企業収益

### (1) 売上高（回答企業数 82 社：電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く）

- 令和4年度の売上高は、前年度比 11.5%の増収見込みとなっている。
  - 業種別にみると、製造業は、自動車・同附属品で減収となるものの、石油・石炭、化学などで増収となることから、全体としては 13.8%の増収見込みとなっている。非製造業は、建設などで減収となるものの、小売、情報通信などで増収となることから、全体としては 1.1%の増収見込みとなっている。



<参考>

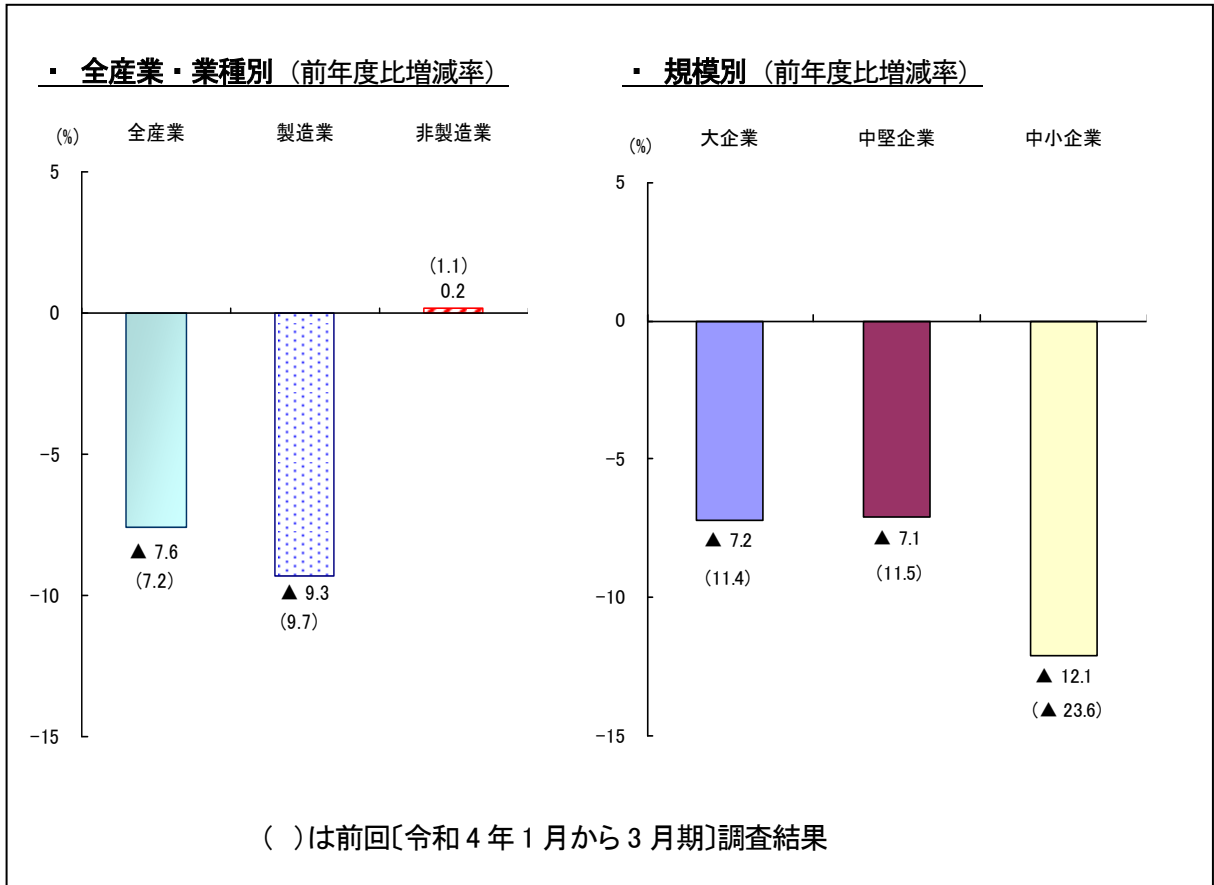
(前年度比増減率、単位：%)

	令和4年度		
		製造業	非製造業
全産業	[ 11.6 ]		[ 2.6 ]
	11.5	13.8	1.1
大企業	[ 13.1 ]		[ 1.6 ]
	13.1	14.1	1.6
中堅企業	[ 7.5 ]		[ 4.7 ]
	5.8	13.6	0.8
中小企業		0.2	0.8

[ ] 書は金融業、保険業を除き、電気・ガス・水道業を含む

(2) 経常利益(回答企業数 82 社:電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を除く)

- 令和4年度の経常利益は、前年度比▲7.6%の減益見込みとなっている。
  - ・ 業種別にみると、製造業は、情報通信機械などで増益となるものの、窯業・土石、石油・石炭などで減益となることから、全体としては▲9.3%の減益見込みとなっている。非製造業は、運輸・郵便などで減益となるものの、小売、鉱業・採石等などで増益となることから、全体としては0.2%の増益見込みとなっている。



<参考>

(前年度比増減率、単位:%)

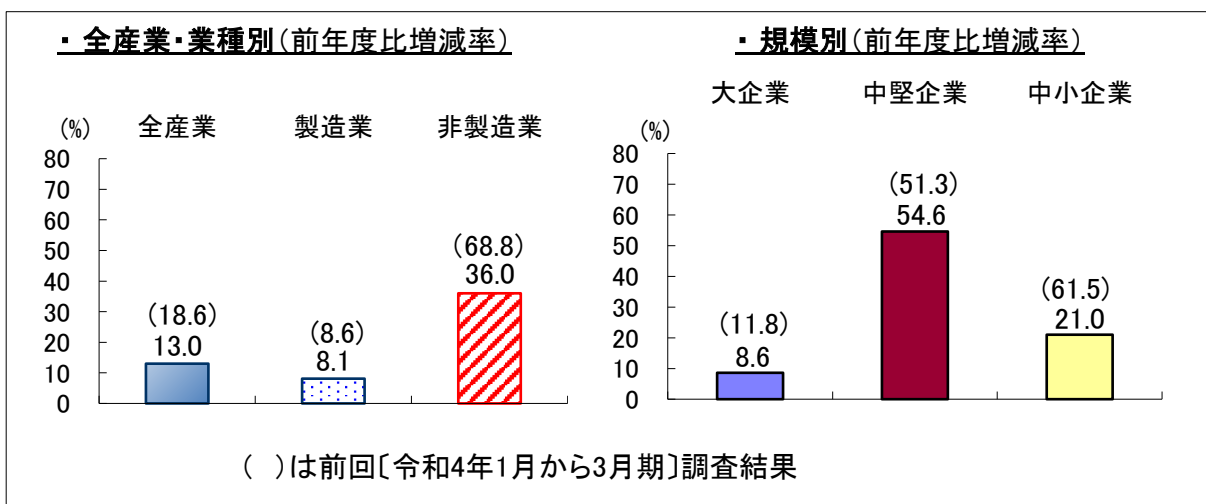
	令和4年度		
		製造業	非製造業
全産業	[ 13.7 ]		[ 60.2 ]
	▲7.6	▲9.3	0.2
大企業	[ 17.4 ]		[ 81.8 ]
	▲7.2	▲7.8	▲1.2
中堅企業	[ 0.7 ]		[ 14.9 ]
	▲7.1	▲20.6	2.3
中小企業	▲12.1	▲21.9	▲1.8

[ ] 書は電気・ガス・水道業及び金融業、保険業を含む

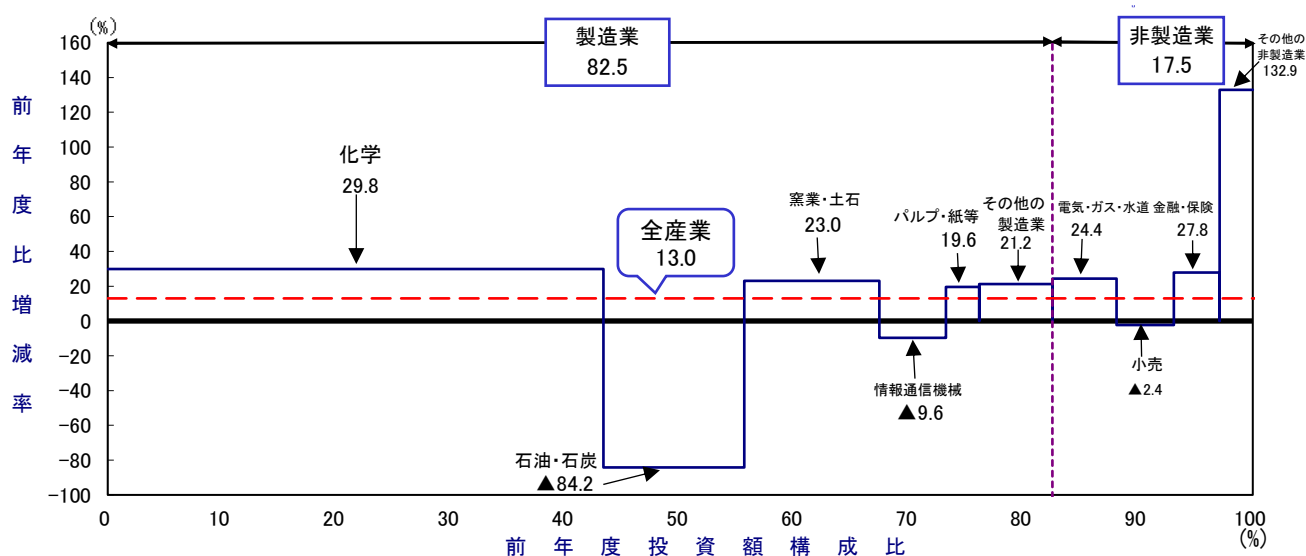
### 3. 設備投資（回答企業数92社：土地購入額を除く、ソフトウェア投資額を含む）

○ 令和4年度の設備投資計画は、前年度比13.0%の増加見込みとなっている。

- ・ 業種別にみると、製造業は、石油・石炭などで減少するものの、化学、窯業・土石などで増加することから、全体としては8.1%の増加見込みとなっている。非製造業は、小売などで減少するものの、運輸・郵便、電気・ガス・水道などで増加することから、全体としては36.0%の増加見込みとなっている。
- ・ 規模別にみると、大企業(8.6%)、中堅企業(54.6%)、中小企業(21.0%)といずれも増加見込みとなっている。



#### ・ 主要業種別 設備投資状況(令和4年度)



<参考>

(前年度比増減率、単位：%)

	令和4年度		
	全産業	製造業	非製造業
全産業	< 13.1 > 13.0	< 8.1 > 8.1	< 35.4 > 36.0
大企業	< 7.8 > 8.6	< 7.3 > 7.3	< 12.0 > 19.9
中堅企業	< 48.7 > 54.6	< 71.0 > 71.6	< 44.2 > 51.1
中小企業	< 70.7 > 21.0	< ▲18.4 > ▲19.3	< 169.8 > 67.0

< > 書は土地購入額及びソフトウェア投資額を含む

## 4. 雇用

### ○ 現状判断

- ・現状（令和4年6月末）の従業員数判断BSI（回答企業数101社）は36.6%ポイントで、前期（令和4年3月末）に比べ、「不足気味」超幅が拡大している。
- ・業種別にみると、製造業は26.3%ポイント、非製造業は42.9%ポイントといずれも「不足気味」超幅が拡大している。

### ○ 先行き見通し

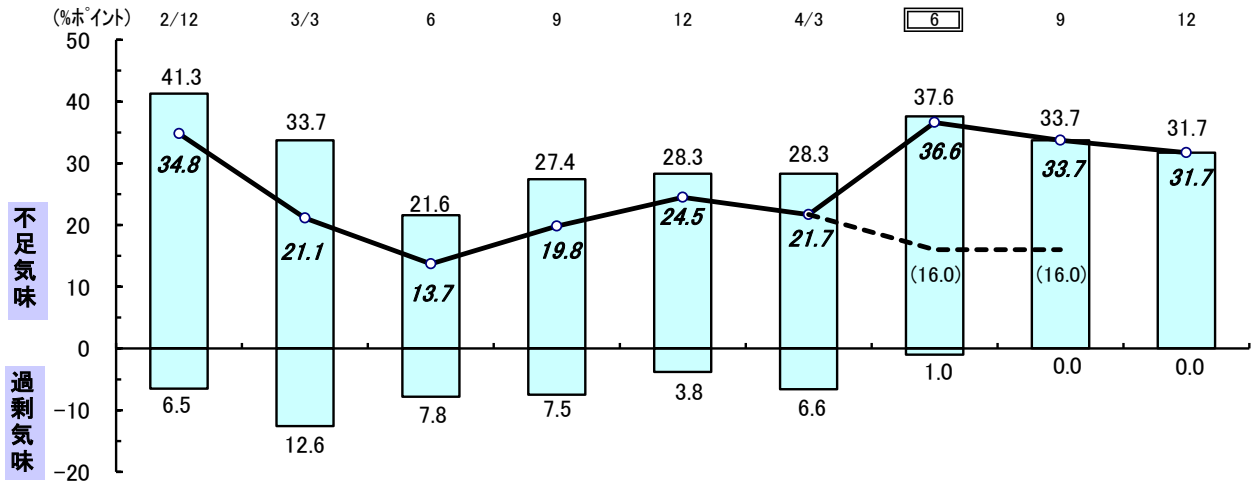
- ・翌期、翌々期は、ともに「不足気味」超の見通しとなっている。

従業員数判断BSIの推移（臨時・パート含む）（原数値）  
 （BSI：期末判断「不足気味」-「過剰気味」社数構成比）

・全産業（期末判断）

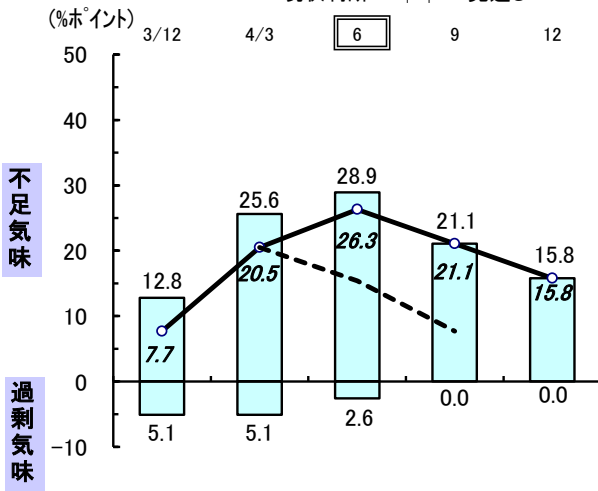
点線及び( )は前回[令和4年1月から3月期]調査時予測

現状判断 ← | → 見通し



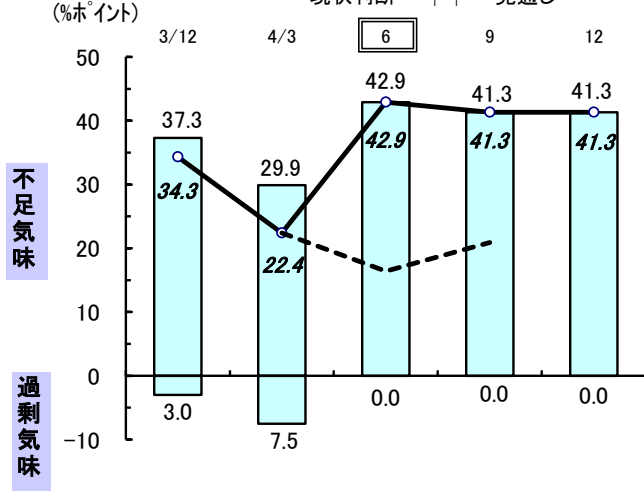
・製造業（期末判断）

現状判断 ← | → 見通し



・非製造業（期末判断）

現状判断 ← | → 見通し



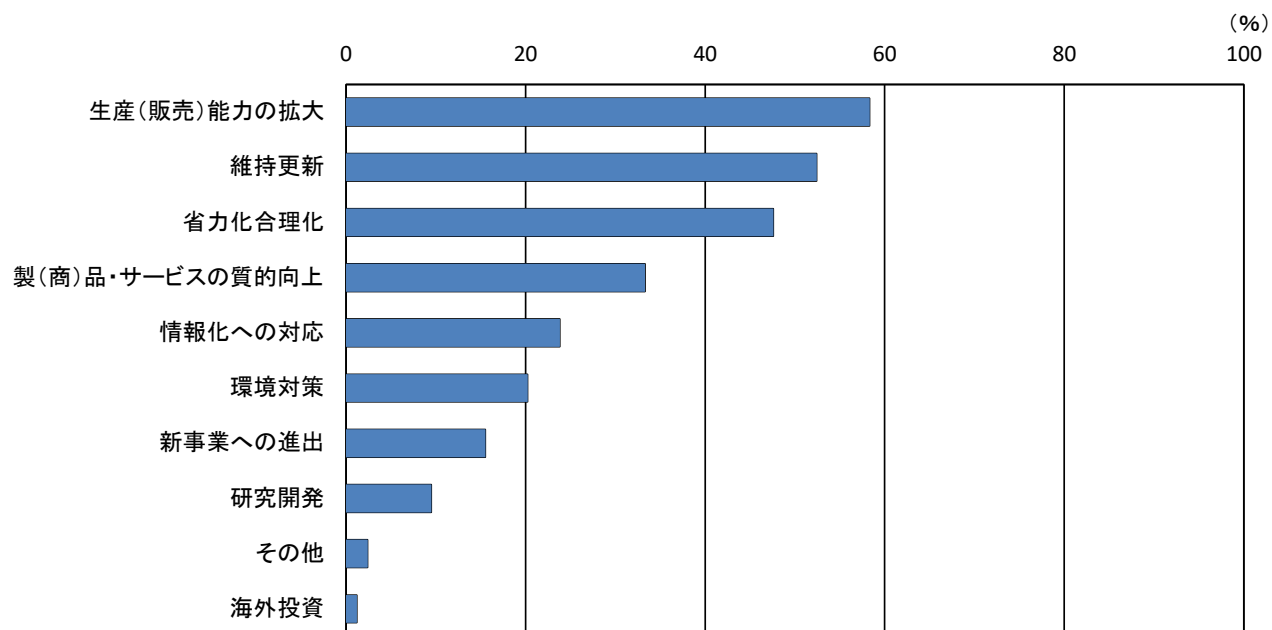
（注）計数は、それぞれ四捨五入しているため、構成比の差を表す%ポイントは表記した計数の差と一致しない場合がある。



〔参考資料〕

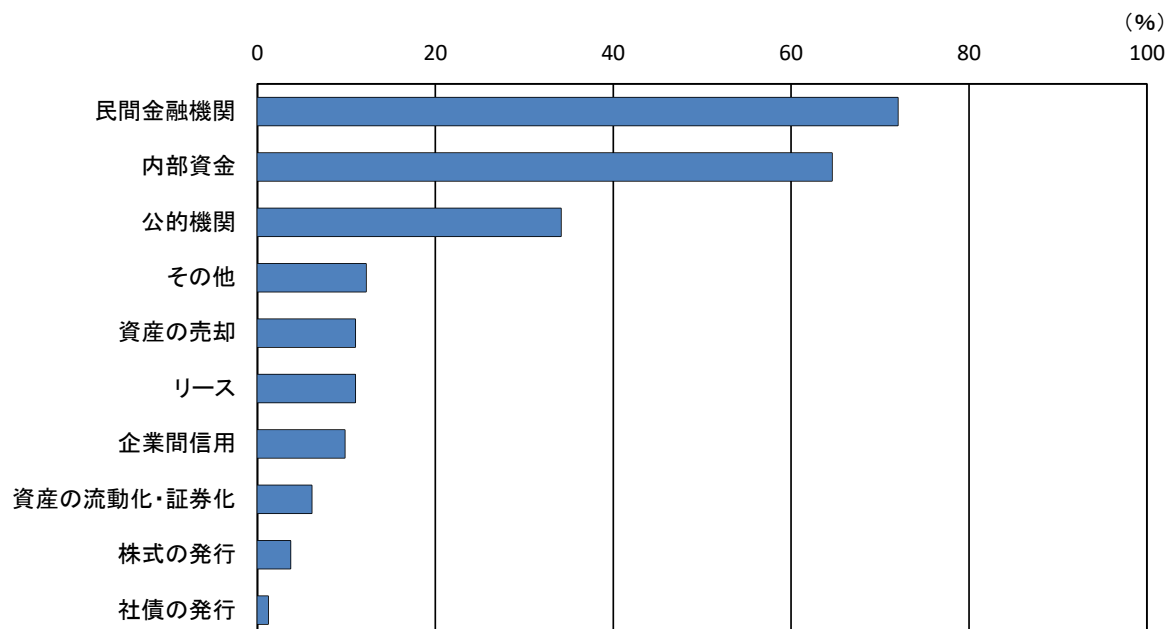
1. 今年度における設備投資スタンス

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



2. 今年度における資金調達方法

※10 項目中3 項目以内の複数回答による回答した企業の構成比



## 令和4年6月期月次景況調査結果

この調査結果は、地区・業種を代表する県内組合の役職員の方から、毎月、業界の景気動向等に関する情報を収集・分析し、行政・関係機関に情報提供しています。

6月期は、新型コロナウイルスの感染者数が落ち着きを見せ、行動制限もなく、行政の需要喚起策もあって、飲食業・旅館業や小売業等の非製造業にあつては、景況感が改善した業種が多い。

一方、原油高騰等によるエネルギー全般の値上げや、原材料不足・価格高騰により、食料品や木材・木製品、機械等の製造業を中心に、価格転嫁が進まず収益を圧迫していることから、景況感は悪化している。

全体としては、景況感は横ばいとなっているが、再びコロナ感染が拡大の傾向を見せ、また、世界情勢が不安定となっていることから、今後も、厳しい経営環境が続くと懸念する声が高まっている。

### 山口県の主要指標 DI 値（令和4年6月末現在）

※DI 値とは、前年同期に比べ「増加」・「好転」したとする企業割合から「減少」・「悪化」したとする企業割合を差し引いた値です。

業界の景況（〈好転〉－〈悪化〉＝〈DI 値〉）

前年同月比は、好転：6.3% 悪化：40.0% DI 値：▲33.7% ポイント

売上高（〈増加〉－〈減少〉＝〈DI 値〉）

前年同月比は、増加：23.8% 減少：36.3% DI 値：▲12.5% ポイント



収益状況（〈好転〉－〈悪化〉＝〈DI 値〉）

前年同月比は、好転：7.5% 悪化：33.8% DI 値：▲31.3% ポイント

### 山口県の業種別 DI 値（業界の景況）（令和4年6月末現在）

 30 以上	 30 未満～ 10 以上	 10 未満～ ▲10 以上	 ▲10 未満～ ▲30 以上	 ▲30 未満
--	--	---	--	---

食料品	織 維 工 業	木材・ 木製品	印 刷	窯業・ 土石製品	一 般 機 器	輸 送 機 器	全 製 造 業
▲62.5	▲50.0	▲66.7	▲50.0	▲50.0	▲11.1	0.0	▲40.7
							

卸売業	小売業	商店街	サービ ス業	建設業	運輸業	その他	全 非 製 造 業
0.0	▲50.0	▲40.0	0.0	▲45.5	▲28.6	▲100.0	▲29.2
							

全 体
▲33.7


## 特記事項（景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点）

食料品	菓子業界は気温の上昇と相反して売上が下がる傾向にあり、6月の高温は売上に大きく影響する。依然として売上はコロナ前に戻っていない。	調味料製造業
	光熱費やガソリンなどの石油関連製品の価格が大幅に上昇し、それに関連した材料などが値上げされ収益が圧迫されている。	パン・菓子製造業 山陽小野田市
	魚の水揚げ量が大幅に減少し、魚価（原料魚）の高騰が続いている。働く人が高齢化しており、人手不足が続いている。	水産食料品製造業 長門市
	面接は終わっているが、外国人技能実習生の申請が遅く入国も送れ、人数が減るばかりで各企業困っている。冬に向けて準備が始まっているが、実習生の入国が遅れると生産量にも関わってくる。	水産食料品製造業 下関市
	売値は変えず内容量を減らして実質的な値上げを凶っている。原材料・資材費等の値上げの影響が出てくるのは今後である。買控えによる更なる売上減少が懸念される。	
	6月は、コロナの感染状況も落ち着きが見られ、飲食店も通常営業となってきたが、原油価格の大幅な上昇とロシアのウクライナ侵攻による原料不足等による各種コストの増加により、製造原価が上昇し、事業活動がさらに苦しい状況となっている。ウクライナ情勢も4ヶ月が経過したが、全く終息する気配は無く、原油、天然ガス等の資源不足が懸念されている。また、ウクライナは世界有数の穀倉地帯でもあるので、食料不足に伴う穀物価格も上昇している。	精穀・製粉業
繊維工業	現地へ行けず、オンラインで面接を行っている状況。	下着類製造業
木材・木製品	建築・木材業界全体が低迷しており、地域の工務店は四苦八苦の状況。ウクライナ紛争でロシア材が入荷困難となり、赤松材が不足している。関連商品の高騰品薄と原油高や円安による便乗値上と思われるものもある。値上がり前に材料を押さえておきたいという建築業者の駆け込み需要が少々あるだけである。	製材業・木製品製造業 岩国市
	当組合のコロナによる影響が出始めた時期は、令和2年4月以降である。組合員の平均売上額は、コロナ前の令和元年6月に比べ25%の減少、コロナ禍の令和3年6月と比べ20%の増加だが、増加傾向の事業所と依然減少が続く事業所とが混在している状況。国産材販売については、高値で安定している。「ウッドショック」による木材の調達難については全般的に解消傾向である。電	製材業・木製品製造業 山口市

	<p>気代、ガソリン、灯油、軽油等、エネルギー全般の値上げが経営に大きく打撃を受けている。</p>	
印刷	<p>売上についてはコロナ禍の昨年と変わらない。雇用調整助成金等で資金繰りはなんとか回っているが、収束が見込まれる秋以降が不安である。最低賃金については30円以上を上げる方向でいる。</p>	印刷 山口市
	<p>インバウンドの再開や各自治体の県民割実施等、経済活動の活性化に向けた動きが見えて来たものの、長期化するウクライナ情勢に伴う様々な物品の物価上昇が国民の生活に影を落とす状況となっている。各業界においても、原材料の値上げが企業収益の悪化を招き、価格転嫁していかなければ社員の賃金も上がらない、賃金が上がらなければ物価上昇により実質賃金は減少するという労働者にとっては厳しい状況である。また、価格転嫁が続けば、社会全体のインフレに繋がり、右肩上がりの経済成長でない現在では好ましくない状態といえる。印刷業界も同様であり、受注額の回復と収益の確保が経営の最大の課題であるものの、従来のノウハウでは対応出来ない時代になってきた感がある。</p>	印刷 下関市
窯業・土石製品	<p>6月より、建設物価調査会の山口県単価が上がった。県単価は7月1日より反映される。</p>	コンクリート製品 製造業
	<p>7月以降の鋼材値が、更に20%程度上がるとの事前情報がある。お客様への値上案内に苦慮している状況が続いている。</p>	
	<p>出荷量は、前月比81%、前年同月比94%。現時点では、セメント・骨材等の資材調達は、特に問題は生じていない。生コン販売価格は安定しているが値上げの動きがある。</p>	生コンクリート 製造業
	<p>円安や原油高は無縁だと思っていたが、円安については製品の輸入価格の不安定さ、原油高については燃料費の高騰等で改めて考えさせられる。先を見据えて如何に見積価格を決定するか、悩むところである。</p>	石工品製造業
	<p>6月の売上高は、小売り・卸売り共に前年同月比で若干の増加だが、萩市の観光客は、コロナ前の状態に戻っていない状況。6/2～6まで行われた「全国暮らしの器フェア IN 福岡」では萩から5社が参加。初開催にもかかわらず、多くの売上をあげることができた。</p>	陶磁器・同関連 製品製造業
一般機器	<p>5月より周南コンビナートの大型定修工事が続いており、6月前半は各企業とも繁忙期であった。中旬からは少し落ち着き、全体的には、継続して昨年並みの忙しさであった。しかし、コロナ感染者、濃厚接触者が頻繁に出ていることで、なかなか予定が立てづらい日々が続いている。</p>	一般機械器具製造業 下松市

	<p>ここ半年は繁忙で残業も休日出勤もあったが、この先暫くすると減少の見込み。円安の影響で、輸出業界は、1年後にピークがくるのではと期待している。原材料価格の高騰がどこまで続くのか先行き不透明である。時間外労働減少などの働き方改革の影響のため、労働者の所得が下がる恐れがあり、個人消費の落ち込みが景気の後退につながるのではないと思われる。受注も見積も変わらずあるが、原材料費の高騰と購入品の納期未定が増加し、その対策に困っている。この状況の改善見通しはなく、機械の納入予定の日程、工程の組み方、立替の資金などで様々な悪影響を及ぼし、売上が減少している。鋼材材料は毎月のように値上げが続いているが、鉄鋼材料の高止まりの割に受注単価が下落しており、鋼材の上昇分が受注単価に追いついていない模様。</p>	<p>一般機械器具製造業 防府市</p>
	<p>新型コロナウイルス蔓延による企業業績への影響はなく、中国のコロナ対策もひと段落である。ウクライナ情勢の影響で資源高、資源不足が徐々に経済に影響を及ぼしてきているが、現段階で、業績に大きな影響は出していない。3月から外国人の入国が出来るようになり、外国人技能実習生、特定技能者も順調に受入れが出来ている。コロナの影響で遅れていた外国人技能実習生の面接も進んでおり、8月頃から新規の受入れが出来る予定である。企業もさらなる増員を希望するところが多いが、円安の影響は大きく、都会の高賃金に対抗できず募集しても人が集まりにくい状況である。</p> <p>依然として原材料価格の高騰が続き、収益を圧迫しているが、さらに円安の影響が心配される。</p>	<p>一般機械器具製造業 宇部市</p>
<p>輸送機器</p>	<p>鉄道車両関係は順調に推移しており、国内業者の今年度の受注は確保の見通しであるが、再来年度以降の新車両計画は大幅減少見通しで、それに伴い受注高も減少が見込まれる。半導体は、例年の2～3倍の受注量で引き続き好調。工場新設中で2～3年は順調に推移の見通しである。原材料や燃料費の高騰が相次いでおり、価格転嫁がすぐには厳しい。</p>	<p>鉄道車両・ 同部品製造業</p>
<p>卸売業</p>	<p>海苔、いりこは順調な在庫が行われているが、いりこについては品質は良いものの高価格で購入出来ず、在庫が例年に比し大幅に少ない。海産物は入出庫とも順調で、総売上は前年同時期より約30万円程度増加しており、コロナ前に比べてもやや増加している。</p> <p>コロナ感染者の減少により、商品の売上が増加に転じている。</p>	<p>乾物卸売業  各種商品卸売業 山口市</p>

小売業	<p>新型コロナウイルスが落ち着いてきたが、売上は依然厳しい状況。「元気にやまぐち券」(クラウドファンディング)等のお得な券を利用したの買い物をするために、お客は発行を待っているのではないかと考えられる。コロナ終息が近づくにつれて、リニューアルをするお店も増えており、お手入れ等の接客のスペースを充実させた接客重視の専門店らしい店作りをしている模様。これからは店頭でのタッチアップが増えるため、人材育成や施策に力を入れていかないといけない。</p>	化粧品小売業
	<p>各社、7月～8月にかけて機械商品の値上げを控えているため、通常であれば値上げ前の駆け込み需要が期待できるところであるが、世界的な部品の供給不足等により、現行の機械商品の在庫がなく納期も大幅に遅れるため、売上に直結しない状況にある。</p>	農業用機械器具小売業
	<p>エアコン確保のための仕入れで一時的に資金繰りが悪化した。6月の暑さのために商品が不足している状態の中、販売が出来ている。7月もエアコンの売上が期待できるが、商品の確保が必要。</p>	機械器具小売業
	<p>前年同月比 22.2%の売上減少。売上内訳では駐車場売(サービス券売上)は前年比増加となったが、駐車場売上(現金)、ホール売上が大幅減少となり前年比では売上減少となった。</p>	各種商品小売業 周南市
	<p>5月の売上は対前年比 42.3%の大幅増加。GW期間が天候に恵まれ大量集客となったこと、コロナの影響が軽減したことにより市内県内客や他県客が大幅に増加した。6月は6/24時点で対前年同月比 25%増加と好調に推移。県民割や萩市のお買い物クーポン券の取り扱いが増えたことにより、コロナ前の水準を上回る売上となっているが、消耗品・資材関係の値上げによる収益圧迫が心配である。</p>	各種商品小売業 萩市
	<p>6月の供給高は対前年同月比 97.3%、来店者数 96.5%と低迷。4月の供給が良かったので、累計では対前年比 100.4%、来店者数 98.8%。コロナ感染者数が減ってきて、With コロナ生活で日常が戻ってきたように思う。</p>	各種商品小売業 下関市
	<p>コロナによる影響は限定的なものになってきたが、市況はコロナ前に戻ることはなく、With コロナの取り組みが様々に行われるなど、景気回復にはほど遠い印象は拭えない。コロナ明けの今のタイミングで閉店、廃業する店が多いが、逆に開業する店も多い。消費行動の活性化に先駆けて、投資が進んでいる側面もあり、うまく発展することを祈るばかりである。</p>	岩国市
<p>コロナは多少落ち着いたものの、人通りは相変わらず少ない。物価高の影響で消費も鈍いようである。</p>	宇部市	

	商店街の人出も多くなってきている。「多少増加した程度であり、これからが勝負なので人出があるだけ良しとしないといけない。」と店主は話す。	萩市
	「維新・海峡ウォーク」が開催されたが、ウォーカーの人数を減らしての開催だったので、思ったほど来街者数は伸びなかった。平日は、天候の影響もあるが、商店街内が閑散としている日がかかり見受けられる。	下関市
サービス業	早期に梅雨も上がり暑くなってきたので、来店も早まり、6月下旬から7月にかけて5%~10%の客数アップが見込めそうである。	美容業
	新型コロナウイルスの感染者数が減少傾向にあるが、ウクライナ情勢を契機とした燃料高騰や物価上昇により、来店サイクルが長くなり厳しい状況にある。	理容業
	整備事業経営者の高齢化が進み、事業承継が整った事業者は新技術対応等に向け取り組んでいるが、後継者がいない事業者は新技術への対応が難しくなり、組合の退会が増えてきている。現在の自動車は、電子制御されており専用のテスターがないと整備ができないなど、高齢の事業者や整備士は対応できなくなってきており、事業を止めざるを得ない結論に至っているようである。M&Aを活用した事業譲渡を行うことで、整備事業者の減少を食い止めたいところだが、高齢経営者は敷居が高いようで当組合への相談もないまま幕引きが行われている。	自動車整備業
	会員の入会が微増の傾向。	スポーツ・健康教授業
	5月に引き続き原油高が経営を圧迫している。また、梅雨明けが早く、真夏の気候になったことから、真夏の閑散期が早く来てしまうことが懸念される。コロナ騒動も落ち着きつつあるので、経済活動の再開に伴うクリーニング需要の増加に期待したい。	普通洗濯業
	6月に入り、プレミアム商品券など、購買意欲の増加に繋がる様々な取り組みと、コロナの落ち着きにより、活気がもどってきたと思っていたが、7月に入り、また感染拡大傾向がみられ始めた。世論が再び過剰に反応しないように願っている。	飲食業
	前年同月比で300%のJR売上となった。残念ながら、JR西日本と組合との販売契約は6月で終了となり、7月からは組合員各自での対応となる。	旅行業
	新型コロナウイルス感染対策の規制が緩和され、県民割及び隣県割の利用者拡大により前年を大きく上回ることが出来た。しかしながら、コロナ前の令和元年6月と比較すると売上比71.4%、宿泊人員比89.3%となった。1ホテルの大浴場改修工事で6/8-7/7まで全館休館があり、施設数の減少が影響したものと思われる。	旅館業 山口市

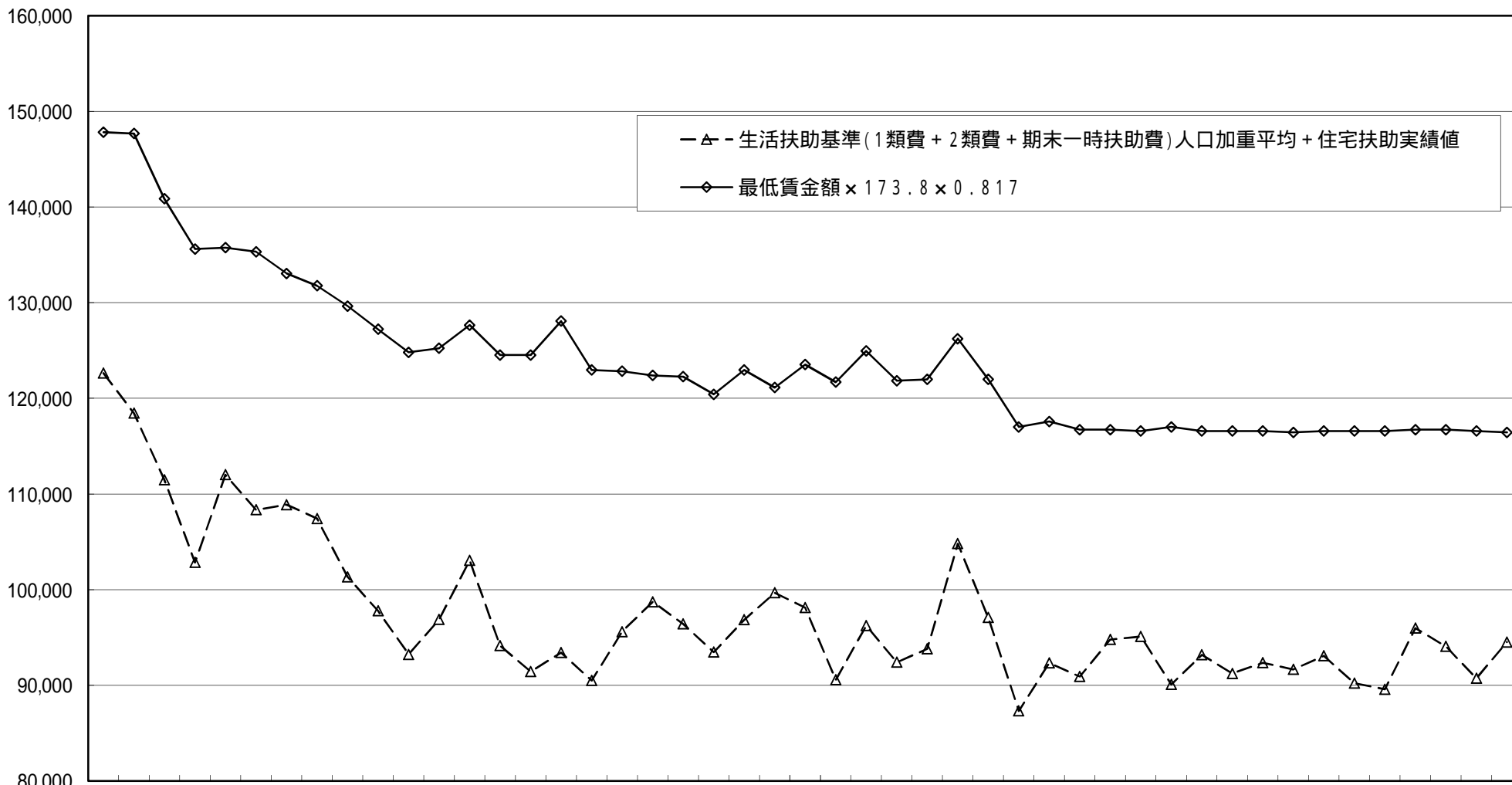
	売上高は前年同月比 12%増加し次第に平常の環境に戻りつつあり、コロナ対策の緩和が影響したと思われる。入浴者数も 10%増加しているが、高温な気候の状況により外出控えの傾向がある。	旅館業 長門市
	団体客が動き出した。土・日は観光客でほぼ満席。行政の後押しもあり、県外からの宿泊客も伸びてきている。	旅館業 下関市
建設業	中電への工事申請 125 件(当支部 109 件)、前年同月 115 件(同 107 件)。太陽光発電への申請 37 件(前年 31 件)、オール電化申請 57 件(前年 59 件)。LED 街路灯への切り替え・新設申請 9 件(前年 8 件)であった。	電気工事業
	業界は縮小傾向にあるが、隣県でも施工している事業所、絶えず若年者を採用している事業所は相対的な優位性を保ちながら事業継続していくものと思われる。	左官業
	6月の官公需の入札案件は例年並みの件数が受注でき一安心をしている。また、民需の住宅関連の工事も増えつつあり、組合の書類整理・仲介も忙しくなっている。周南地区の新型コロナウイルスは増加傾向の中、組合・組合員への直接的影響は今のところ無いが、人手不足は依然として解消できておらず、忙しくしている。	管工事業
	廃業もあり組合員数が減少。組合の財政も年々厳しくなっているが、組合の原点に立ち返り、互いに助け合うことの必要性を確認した。景気の先行きが不透明であり、物価もインフレ傾向が強く、世界規模での景気後退が予想されている。ウクライナ情勢も予断を許さない中、複合的な要素が絡み合う予測が困難な景気となりそうである。	一般土木工事業 柳井市
	6月の受注高は、対前年同月比 0%。令和 4 年度の累計では、対前年比 59.0%。6 月は受注がなかった。	一般土木工事業 萩市
	令和 4 年度の第 1 四半期 (R 4. 4 月～6 月) の長門地区公共事業受注高は、例年の約 3 割弱であり、長門地区の公共事業の発注率が例年に比べ非常に低い。7 月を注視する。軽油等の値上がりが収益に影響している。	一般土木工事業 長門市
	材料価格の高騰により新規案件の成約が厳しくなってきた。計画変更、見直し、延期が増加しており、受注残・見積物件数ともに低調となっている。	鉄骨・鉄筋工事業
	輸送関係はコロナの減少がみられず、輸出向け輸送は減少、国内向け輸送は近距離がやや増加したものの収支対比は 0.6%の減少。燃料費関係は 4.7 円の値下げ。燃料費は下がったものの輸送量は減少。中小零細の運送業者にとっては軽油引取税がなんとかならないかとの声が多い。	一般貨物自動車運送業 下松市



	<p>幾分、改善方向にはあるが、依然として部品調達難が続いており、自動車関連については引き続き厳しい状況。7月に入っても半導体不足が囁かれており、生産調整に入るところもありそうだ。燃料価格は高止まり状態にある。</p>	一般貨物自動車運送業 防府市
	<p>輸送に関しては、生活雑貨用品などの動きが活発である。特に都市圏ではコロナ明けの雰囲気から購買が活発になっているが、輸入の遅れなどの影響がでている模様。半導体不足、世界情勢の不安定から、様々なものの値上げ、納期遅れが目立っている。</p>	一般貨物自動車運送業 宇部市
	<p>タクシーチケットの取扱い金額（税込み）は、前年比+45.8%（令和4年5月1日～令和4年6月20日分）だった。5月1日～31日分は+37.5%、6月1日～20日分は+59.3%。前々年もコロナ感染の影響があったので、前々年度比では、それぞれ+66.1%、+96.4%、+36.3%になる。当組合の取扱いタクシー事業者は、周南市、光市、下松市、防府市の地域。5月分については、周南+31.3%、下松+44.4%、光+44.4%、防府市地区は+49.8%で、組合員の全域では+40.0%、地区外（員外）+23.1%、合計+37.5%（+3,270千円）だった。主要燃料であるLPGについては、CP（通告価格）と為替に連動して変動する。CPは減少したが（前月910\$/トンが今月805.0\$/トン、前年500.0\$/トン）、プレート（輸送）コストが上昇（前月9,400円/トンが今月10,200円/トン）した。為替も円安（前月126.98円/\$が129.81円/\$）。燃料単価は前月より▲5.7%と下がったが前年6月比+40.9%であり、燃料費高騰に対する補助金があるようだが、たいへん厳しい状況。タクシー乗務員は労働条件が厳しい（賃金が少ない）事もあって慢性的に不足している。ウイズコロナで、需要が回復しつつあるが、コロナ感染発生が収束しきってはおらず、深夜の飲食業関連は回復が遅れているようだ。ウクライナ問題によるインフレ不況への懸念もあり、コロナ前の状況（5月分令和元年比▲39.1%）に戻るには、まだ時間がかかりそうに思われる。</p>	一般乗用旅客 自動車運送業
	<p>6月の売上高は対前年同月比で減少。昨年度の実績が良かったための相対的な減少である。</p>	港湾運送業 山陽小野田市
その他	<p>組合員の募集では、外国人技能実習生の入国時期が明確でないことや、介護業界で人員不足があるものの技能実習生の受入れに消極的な姿勢であること等が見受けられる。受入れた際の教育や職場内での雰囲気、文化、風習、価値観、言語の違いによるトラブルなどの懸念の声を聞く。コロナで失業した人が介護の業界に入るなど、コロナ前程の人材不足にはなっていない様子である。</p>	介護事業

# 生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



東 京 神 奈 川 大 阪 愛 知 埼 玉 千 葉 京 都 兵 庫 静 岡 滋 賀 茨 城 栃 木 広 島 長 野 富 山 三 重 山 梨 山 西 群 馬 岡 山 石 川 香 川 奈 良 宮 城 福 岡 山 口 岐 阜 福 井 和 歌 山 北 海 道 新 潟 徳 島 福 島 大 分 山 形 愛 媛 島 根 鳥 取 熊 本 長 崎 高 知 岩 手 鹿 児 島 佐 賀 青 森 秋 田 宮 崎 沖 縄

注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。  
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。  
 注3)生活保護のデータは令和2年度(ただし、住宅扶助の実績値は令和2年度の実績値が未公表のため、令和元年度の実績値を使用している。)、最低賃金のデータは令和3年度のもの。  
 注4)0.817は時間額792円で月173.8時間働いた場合の令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

厚生労働省山口労働局発表  
令和4年7月1日（金）

報道関係者 各位

担 当	【照会先】
	山口労働局職業安定部
	職業安定課長 三原 和光
	地方労働市場情報官 通山 和男
	電話 (083) 995-0380

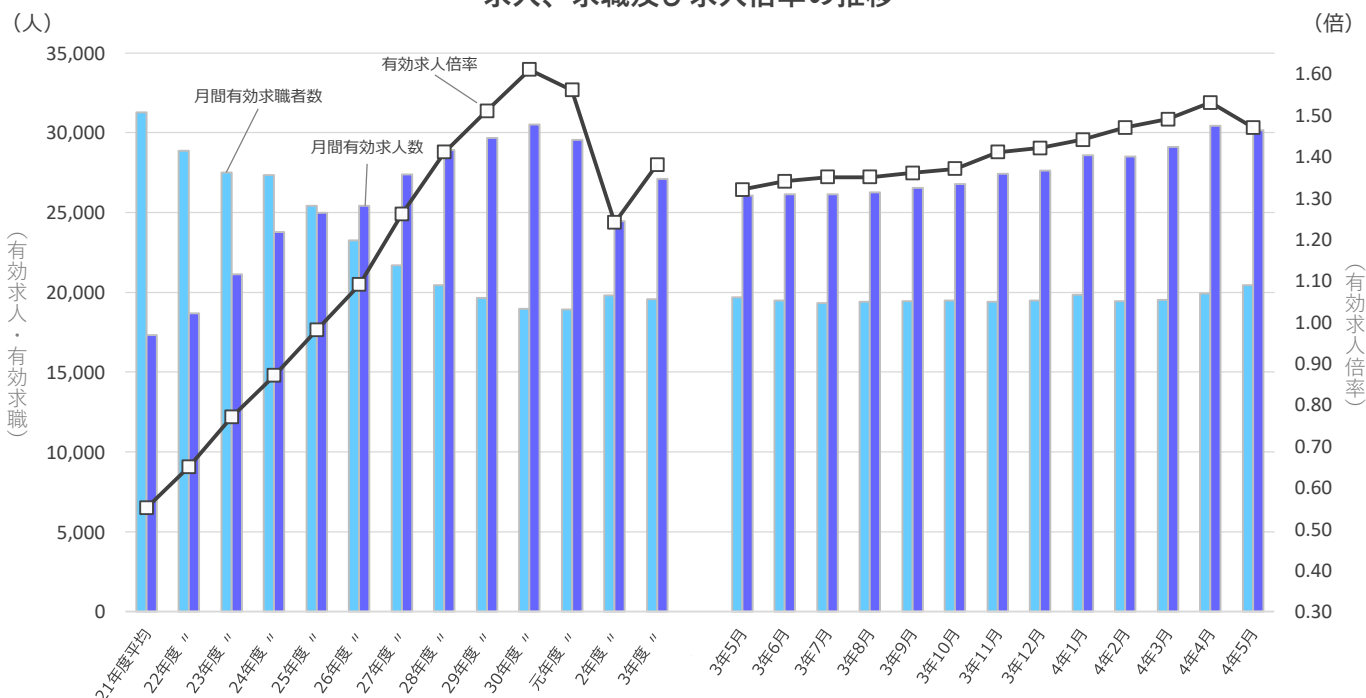
## 山口県の雇用情勢(令和4年5月分)について

令和4年5月の有効求人倍率（受理地別・季節調整値）は、  
**1.47倍**（前月比0.06ポイント低下）

### 【令和4年5月の基調判断】

県内の雇用情勢は、持ち直している。ただし、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意する必要がある。（7か月連続で判断維持）

求人、求職及び求人倍率の推移



(注1) 月別の数値は季節調整値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

### 1 有効求人倍率(受理地別・季節調整値)の状況

○有効求人数が前月比0.9%減少し、有効求職者数が前月比2.7%増加したことから、前月を0.06ポイント下回り、1.47倍となった。

・有効求人倍率(季節調整値)	1.47倍(前月比0.06ポイント低下)
・有効求人数(季節調整値)	30,145人(前月比0.9%減少)
・有効求職者数(季節調整値)	20,466人(前月比2.7%増加)

### 2 新規求人倍率(受理地別・季節調整値)の状況

○新規求人数が前月比6.4%減少し、新規求職者数が前月比2.4%減少したことから、前月を0.10ポイント下回り、2.29倍となった。

・新規求人倍率(季節調整値)	2.29倍(前月比0.10ポイント低下)
・新規求人数(季節調整値)	10,564人(前月比6.4%減少)
・新規求職者数(季節調整値)	4,607人(前月比2.4%減少)

### 3 正社員有効求人倍率(受理地別・原数値)の状況

○正社員有効求人倍率は1.21倍となり、前年同月比で、0.09ポイント上回った。

### 4 産業別新規求人数(受理地別・原数値)の前年同月との比較状況

- 100人以上増加した産業  
「製造業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」
- 100人以上減少した産業  
公務(他に分類されるものを除く)・その他

### 5 ハローワーク別有効求人倍率(原数値)の状況

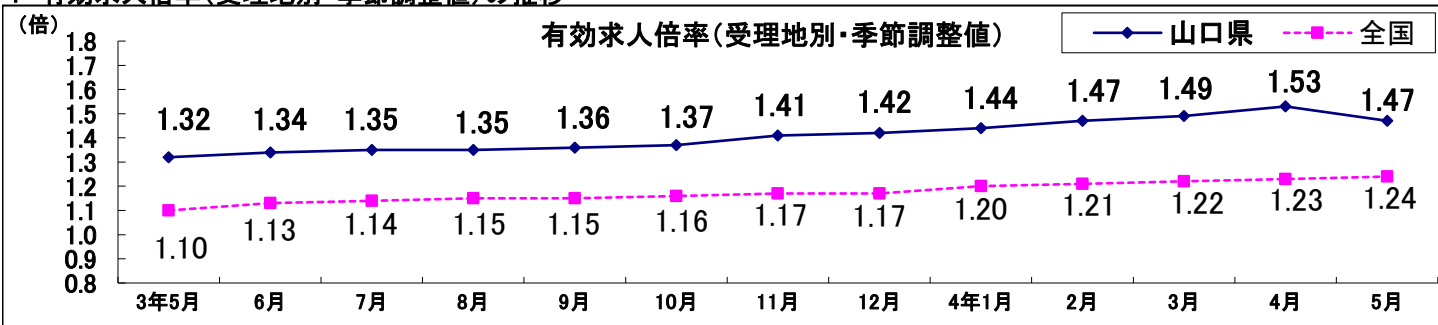
- 最も高い地域・・・ハローワーク下松の1.61倍
- 最も低い地域・・・ハローワーク防府の1.19倍

### 6 有効求人倍率(就業地別・季節調整値)の状況

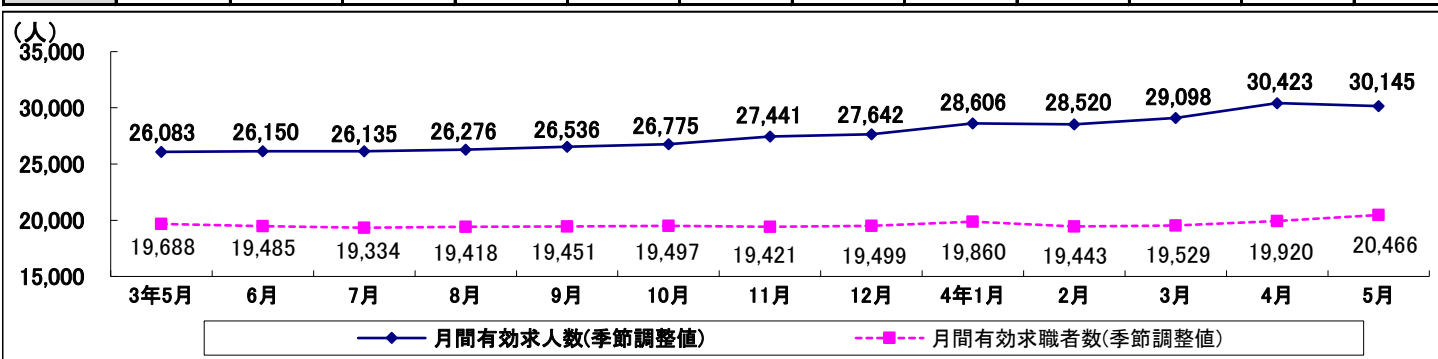
○有効求人数が前月比0.7%減少し、有効求職者数が前月比2.7%増加したことから、前月を0.06ポイント下回り、1.67倍となった。

・有効求人倍率(季節調整値)	1.67倍(前月比0.06ポイント低下)
・有効求人数(季節調整値)	34,135人(前月比0.7%減少)
・有効求職者数(季節調整値)	20,466人(前月比2.7%増加)

### 1 有効求人倍率(受理地別・季節調整値)の推移

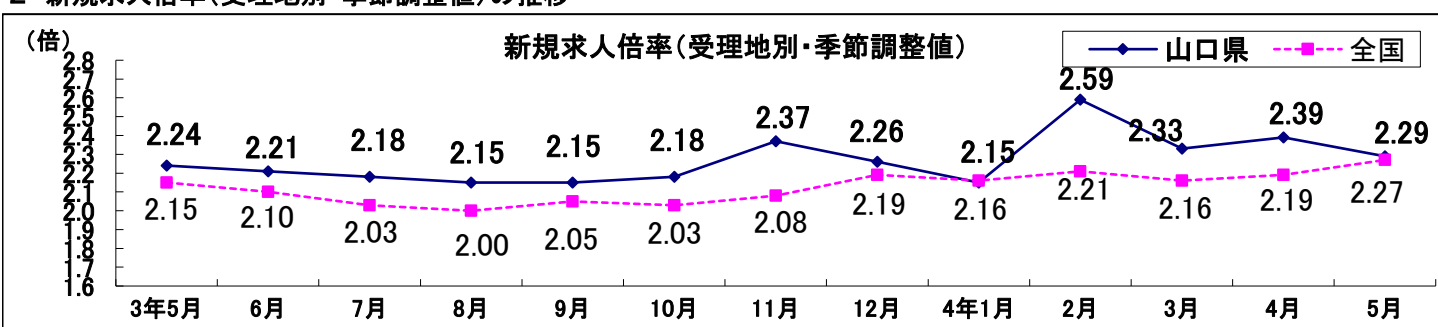


有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	1.29	1.22	1.20	1.21	1.19	1.22	1.23	1.21	1.21	1.25	1.28	1.29
令和3年度	1.28	1.32	1.34	1.35	1.35	1.36	1.37	1.41	1.42	1.44	1.47	1.49
令和4年度	1.53	1.47										



(注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

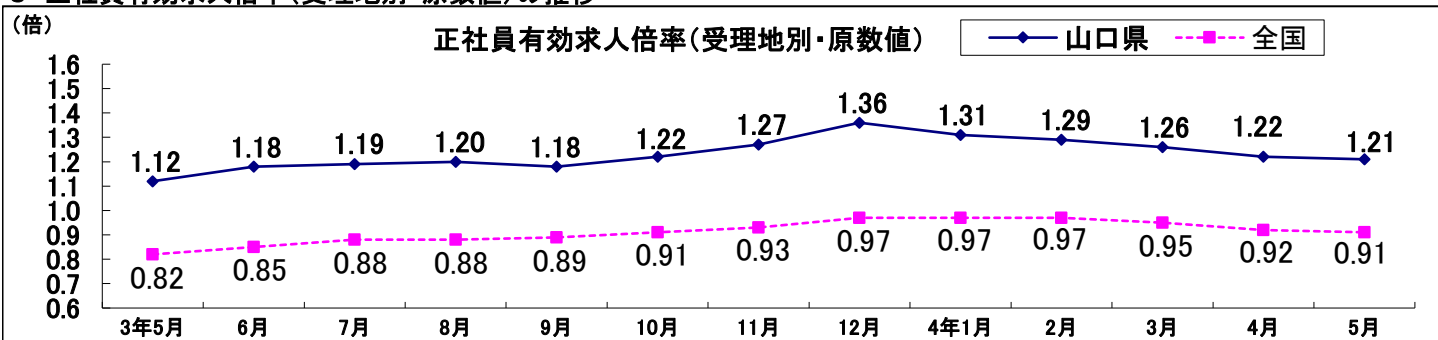
### 2 新規求人倍率(受理地別・季節調整値)の推移



新規求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	1.90	1.99	1.91	2.02	1.99	2.26	2.10	2.02	2.08	2.17	2.08	2.11
令和3年度	2.04	2.24	2.21	2.18	2.15	2.15	2.18	2.37	2.26	2.15	2.59	2.33
令和4年度	2.39	2.29										

(注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

### 3 正社員有効求人倍率(受理地別・原数値)の推移



正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	1.06	1.02	1.05	1.07	1.07	1.08	1.11	1.15	1.20	1.21	1.19	1.14
令和3年度	1.09	1.12	1.18	1.19	1.20	1.18	1.22	1.27	1.36	1.31	1.29	1.26
令和4年度	1.22	1.21										

(注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。

#### 4 産業別新規求人状況(受理地別・原数値)

(単位:人・%)

産業別	3年					4年					対前年同月比				
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	増減差	増減率(%)
農 林 漁 業	46	69	18	50	53	41	32	19	48	51	37	46	41	▲ 5	▲ 10.9
鉱業, 採石業, 砂利採取業	11	10	6	9	10	9	10	10	13	9	13	8	4	▲ 7	▲ 63.6
建設業	1,178	1,606	1,172	1,121	1,398	1,355	1,279	1,311	1,355	1,298	1,438	1,336	1,234	56	4.8
製造業	812	963	866	985	1,198	1,131	1,029	1,135	1,138	1,077	1,159	1,227	1,101	289	35.6
食品製造業	188	309	191	250	428	304	293	261	274	322	288	301	307	119	63.3
繊維工業	28	19	30	17	9	47	11	15	31	17	31	33	26	▲ 2	▲ 7.1
化学工業	70	88	70	81	125	105	92	113	67	97	137	136	116	46	65.7
金属製品製造業	122	135	130	106	168	138	112	145	138	101	120	183	102	▲ 20	▲ 16.4
はん用機械器具製造業	62	48	63	75	60	83	74	79	84	73	82	111	87	25	40.3
生産用機械器具製造業	22	21	24	30	29	31	40	20	29	36	23	23	32	10	45.5
電気機械器具製造業	36	43	33	31	54	45	23	61	52	23	49	46	28	▲ 8	▲ 22.2
輸送用機械器具製造業	104	62	72	152	76	115	117	186	130	135	158	116	134	30	28.8
電気・ガス・熱供給・水道業	14	5	5	6	6	13	7	8	7	15	7	13	10	▲ 4	▲ 28.6
情報通信業	59	55	80	104	62	96	90	108	88	66	103	92	79	20	33.9
運輸業, 郵便業	611	603	599	705	673	736	779	665	666	742	821	752	678	67	11.0
卸売業, 小売業	1,337	1,447	1,285	1,356	1,462	1,359	1,335	1,315	1,384	1,313	1,680	1,304	1,359	22	1.6
金融業, 保険業	56	43	53	70	32	56	68	31	40	51	43	42	66	10	17.9
不動産業, 物品賃貸業	139	185	139	117	180	198	143	191	168	167	159	167	163	24	17.3
学術研究, 専門・技術サービス業	129	127	106	142	144	140	133	145	131	154	161	130	165	36	27.9
宿泊業, 飲食サービス業	414	446	445	428	382	524	583	525	544	493	624	673	558	144	34.8
生活関連サービス業, 娯楽業	413	427	467	353	352	554	369	363	574	561	500	521	559	146	35.4
教育, 学習支援業	71	116	132	103	131	168	139	144	151	199	244	141	105	34	47.9
医療, 福祉	2,306	2,599	2,359	2,420	2,672	2,683	2,674	2,778	2,764	2,693	2,995	2,573	2,563	257	11.1
複合サービス事業	49	65	41	21	76	103	51	54	49	79	58	46	87	38	77.6
サービス業(他に分類されないもの)	736	927	887	874	828	904	1,028	874	1,010	1,063	1,050	1,047	808	72	9.8
公務(他に分類されるものを除く)・その他	334	245	129	116	140	105	364	289	462	468	294	197	222	▲ 112	▲ 33.5
合計	8,715	9,938	8,789	8,980	9,799	10,175	10,113	9,965	10,592	10,499	11,386	10,315	9,802	1,087	12.5

(注) 1 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

2 平成25年10月改訂「日本標準産業分類」に基づく区分による。

新規求人数を産業別に前年同月と比較すると、以下のとおりである。

(前年同月より100人以上増加した産業)

製造業(289人)、宿泊業, 飲食サービス業(144人)、生活関連サービス業, 娯楽業(146人)  
医療, 福祉(257人)

(前年同月より100人以上減少した産業)

公務(他に分類されるものを除く)・その他(▲112人)

## 5 ハローワーク別有効求人倍率(原数値)の推移

(単位:倍)

安定所別 年 月	県										全国 季節調整値
	山口	下関	宇部	防府	萩	徳山	下松	岩国	柳井	受理地別 季節調整値	
令和元年度	1.64	1.71	1.68	1.49	1.56	1.47	1.37	1.37	1.44	1.56	1.55
令和2年度	1.18	1.35	1.48	1.10	1.19	1.14	1.18	1.06	1.16	1.24	1.10
令和3年度	1.33	1.50	1.58	1.24	1.42	1.33	1.38	1.17	1.35	1.38	1.16
令和3年5月	1.13	1.38	1.33	1.20	1.21	1.17	1.00	1.07	1.23	1.32	1.10
6月	1.23	1.42	1.39	1.28	1.27	1.24	1.13	1.12	1.30	1.34	1.13
7月	1.25	1.43	1.51	1.22	1.36	1.22	1.23	1.12	1.27	1.35	1.14
8月	1.31	1.47	1.50	1.23	1.43	1.23	1.29	1.09	1.28	1.35	1.15
9月	1.26	1.40	1.57	1.14	1.48	1.35	1.35	1.10	1.31	1.36	1.15
10月	1.31	1.44	1.60	1.24	1.55	1.32	1.42	1.17	1.40	1.37	1.16
11月	1.40	1.55	1.72	1.23	1.61	1.46	1.54	1.22	1.40	1.41	1.17
12月	1.54	1.72	1.88	1.24	1.59	1.46	1.73	1.27	1.51	1.42	1.17
令和4年1月	1.51	1.73	1.76	1.32	1.49	1.49	1.71	1.25	1.45	1.44	1.20
2月	1.51	1.64	1.73	1.35	1.52	1.53	1.71	1.28	1.42	1.47	1.21
3月	1.44	1.57	1.65	1.34	1.50	1.47	1.76	1.33	1.47	1.49	1.22
4月	1.30	1.43	1.52	1.24	1.37	1.32	1.63	1.26	1.38	1.53	1.23
<b>5月</b>	<b>1.25</b>	<b>1.38</b>	<b>1.42</b>	<b>1.19</b>	<b>1.44</b>	<b>1.24</b>	<b>1.61</b>	<b>1.31</b>	<b>1.35</b>	<b>1.47</b>	<b>1.24</b>

(注1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

(注2) 県及び全国の各月の数値は、季節調整値である。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

(注3) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。

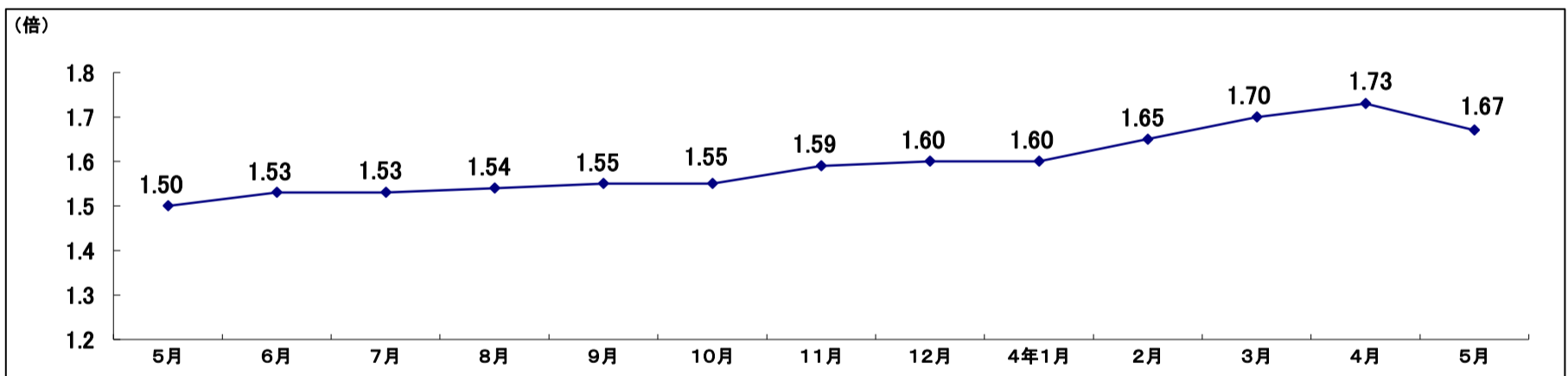
6 態様別新規求職者(常用)(原数値)

項目	年月	3年													前年との比較	
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	1月	2月	3月	4月	5月	増減差
新規求職者	常用計	4,105	4,268	4,085	4,014	4,480	4,379	3,945	3,206	4,898	4,328	5,058	6,276	4,695	590	14.4
在職者	常用計	1,052	1,263	1,190	1,222	1,357	1,280	1,221	1,121	1,549	1,623	1,753	1,245	1,266	214	20.3
	全体に占める割合	25.6	29.6	29.1	30.4	30.3	29.2	31.0	35.0	31.6	37.5	34.7	19.8	27.0	1.4	5.5
離職者	常用計	2,637	2,570	2,505	2,418	2,636	2,663	2,312	1,758	2,933	2,319	2,730	4,482	2,910	273	10.4
	全体に占める割合	64.2	60.2	61.3	60.2	58.8	60.8	58.6	54.8	59.9	53.6	54.0	71.4	62.0	-2.2	-3.4
前雇用者	常用計	2,599	2,521	2,437	2,364	2,581	2,625	2,258	1,721	2,879	2,260	2,669	4,416	2,868	269	10.4
定年	常用計	126	129	116	120	107	124	96	70	127	94	107	363	162	36	28.6
	全体に占める割合	3.1	3.0	2.8	3.0	2.4	2.8	2.4	2.2	2.6	2.2	2.1	5.8	3.5	0.4	12.9
事業主都合	常用計	601	494	535	436	480	610	448	356	577	401	531	1,250	628	27	4.5
	全体に占める割合	14.6	11.6	13.1	10.9	10.7	13.9	11.4	11.1	11.8	9.3	10.5	19.9	13.4	-1.2	-8.2
自己都合	常用計	1,870	1,894	1,779	1,799	1,991	1,887	1,708	1,293	2,171	1,759	2,027	2,792	2,071	201	10.7
	全体に占める割合	45.6	44.4	43.5	44.8	44.4	43.1	43.3	40.3	44.3	40.6	40.1	44.5	44.1	-1.5	-3.3
理由不明	常用計	2	4	7	9	3	4	6	2	4	6	4	11	7	5	250.0
前職自営・他	常用計	38	49	68	54	55	38	54	37	54	59	61	66	42	4	10.5
無業者	常用計	416	435	390	374	487	436	412	327	416	386	575	549	519	103	24.8
	全体に占める割合	10.1	10.2	9.5	9.3	10.9	10.0	10.4	10.2	8.5	8.9	11.4	8.7	11.1	1.0	9.9
家事・育児	常用計	185	172	135	131	217	169	176	125	173	134	176	204	222	37	20.0
その他	常用計	231	263	255	243	270	267	236	202	243	252	399	345	297	66	28.6
不明	常用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

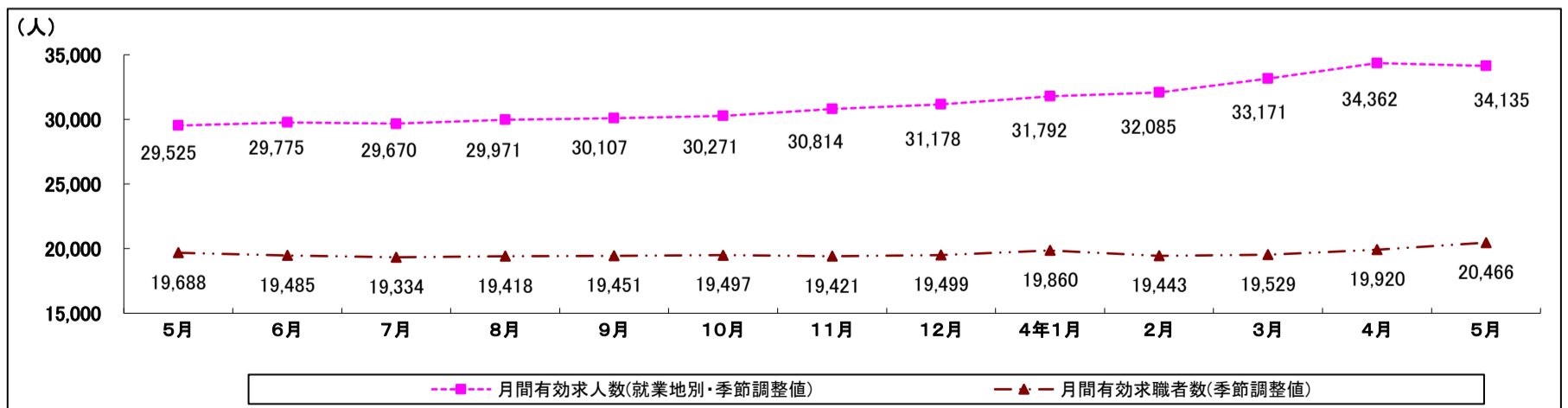
(注1) 新規学卒者及び臨時・季節を除きパートタイムを含む。

(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。

7 有効求人倍率(就業地別・季節調整値)



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	1.50	1.43	1.40	1.39	1.36	1.38	1.38	1.37	1.35	1.37	1.41	1.44
令和3年度	1.45	1.50	1.53	1.53	1.54	1.55	1.55	1.59	1.60	1.60	1.65	1.70
令和4年度	1.73	1.67										



(注1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。なお、令和3年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。

(注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。



## 主要業務概要

項目	本月 (04.05)	前月 (04.04)	前年同月 (03.05)	増減率(%)	
				前月比	前年同月比
新規求職申込件数	4,704	6,295	4,114	-	14.3
	※ 4,607	※ 4,720	※ 4,269	▲ 2.4	-
月間有効求職者数	21,637	21,412	20,712	-	4.5
	※ 20,466	※ 19,920	※ 19,688	2.7	-
新規求人数	9,802	10,315	8,715	-	12.5
	※ 10,564	※ 11,282	※ 9,565	▲ 6.4	-
月間有効求人数	29,156	29,696	25,055	-	16.4
	※ 30,145	※ 30,423	※ 26,083	▲ 0.9	-
正社員月間有効求職者数	12,399	12,486	11,751	-	5.5
正社員月間有効求人数	15,035	15,194	13,171	-	14.2

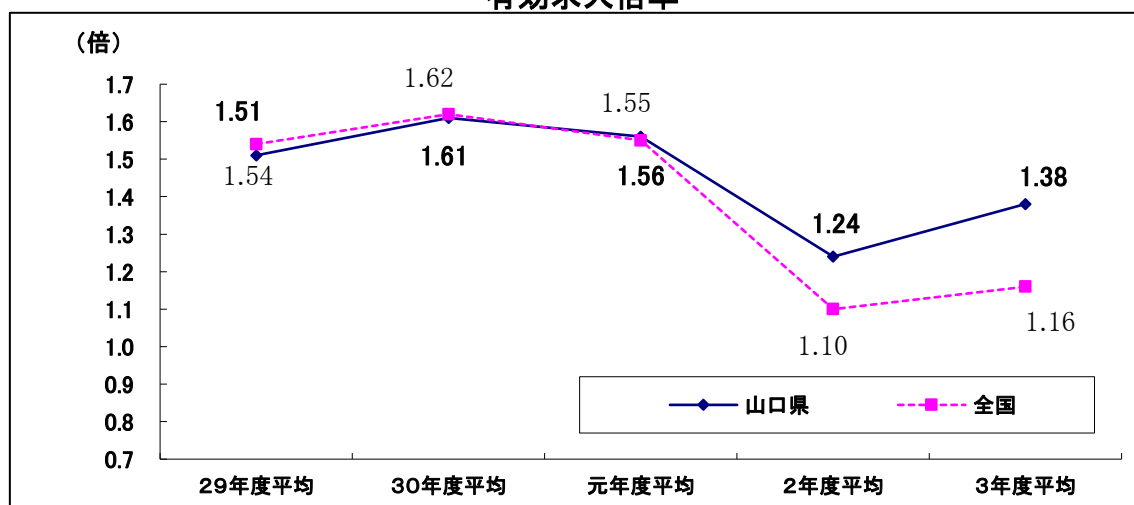
(注1) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。なお、正社員については、パートタイムを除く。

(注2) 正社員の月間有効求職者数は、パートを除く常用の求職者数であり、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれる。

(注3) ※は季節調整値。季節調整値とは、一年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値であり月々の変化を見たり、地域間の比較をする場合によく用いられる。

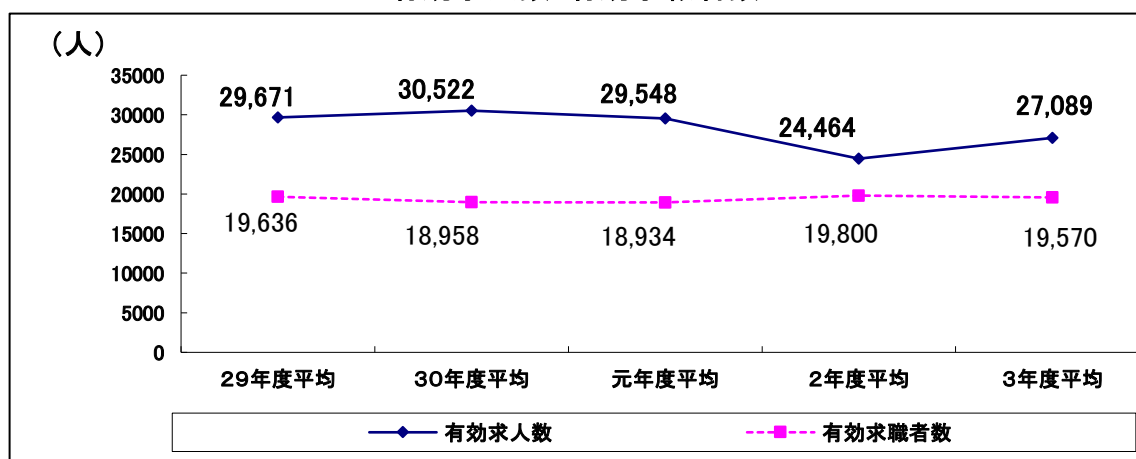
(注4) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。

### 有効求人倍率



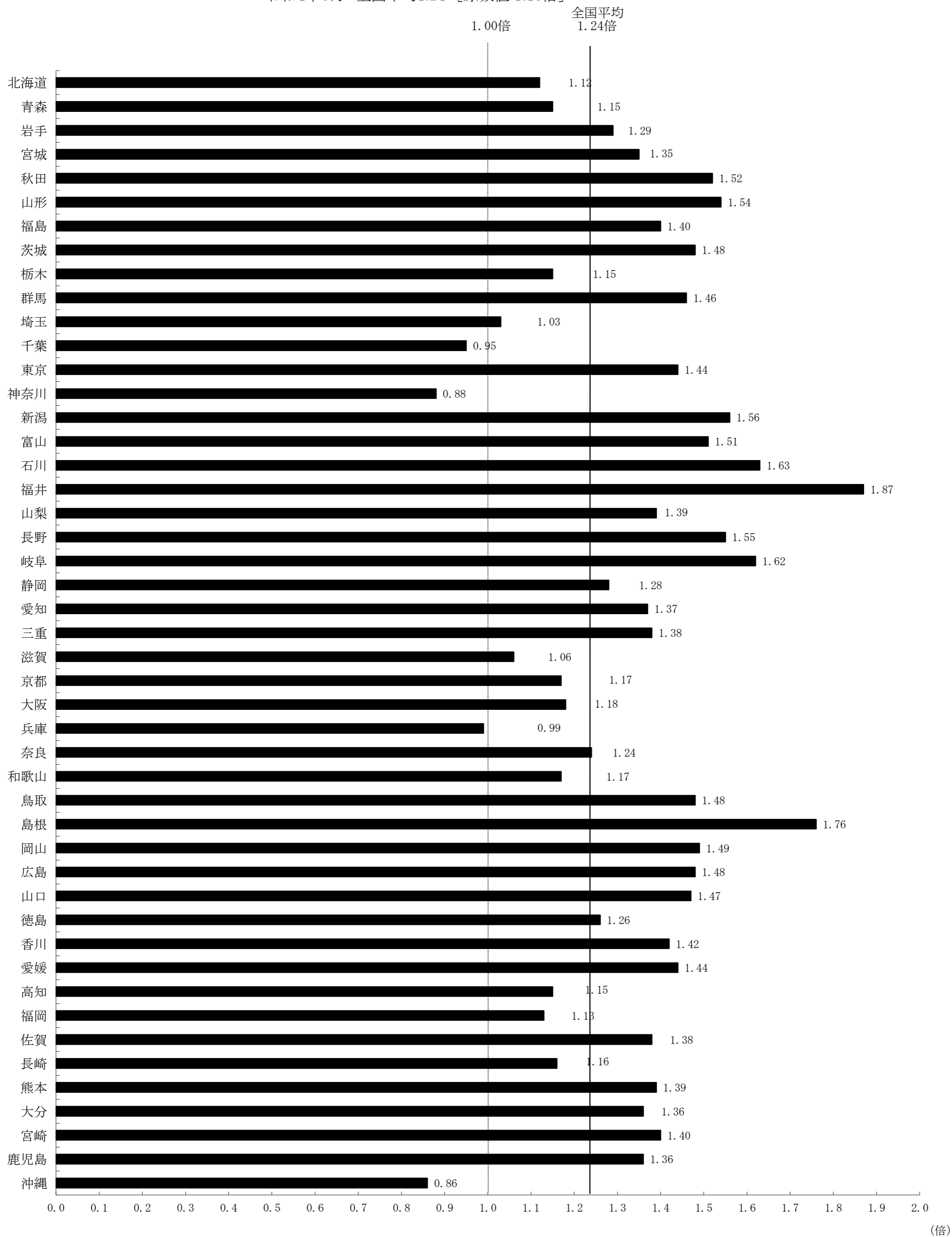
(注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

### 有効求人数・有効求職者数



(注) 新規学卒者を除きパートタイムを含む。

都道府県別有効求人倍率(受理地別・季節調整値)  
 (新規学卒者を除きパートタイムを含む)  
 令和4年5月 全国平均1.24 [原数値 1.15倍]



(注1) 季節調整値計算(季節調整値替え)は、毎年過去1年分のデータが揃う年初に行われ、季節調整済系列が改定される。  
 (注2) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注2を参照。

(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」

## 地域別完全失業率（原数値）

		全 国	中国・ 四国	山口県
H30年	1～3月	2.5	2.2	1.4
	4～6月	2.5	2.3	2.0
	7～9月	2.5	2.3	1.9
	10～12月	2.4	2.4	2.0
R元年	1～3月	2.4	2.3	1.6
	4～6月	2.4	2.4	2.0
	7～9月	2.3	2.3	1.8
	10～12月	2.2	2.2	1.7
R2年	1～3月	2.4	2.2	1.3
	4～6月	2.8	2.4	2.0
	7～9月	3.0	2.6	2.1
	10～12月	2.9	2.9	2.2
R3年	1～3月	2.8	2.4	1.7
	4～6月	3.0	2.6	2.1
	7～9月	2.8	2.4	2.0
	10～12月	2.6	2.4	1.9
R4年	1～3月	2.7	2.3	1.6
	4～6月	—	—	—
	7～9月	—	—	—
	10～12月	—	—	—

（参考）リーマンショック（平成20年9月）

H20年	10～12月	3.9	4.0	3.6
H21年	1～3月	4.6	4.8	3.7

1、完全失業率とは、「仕事についておらず、仕事があればすぐつくことができる者で、仕事を探す活動をしていた者」とされ、仕事を探す活動をしていない人は、完全失業者には含まれない。

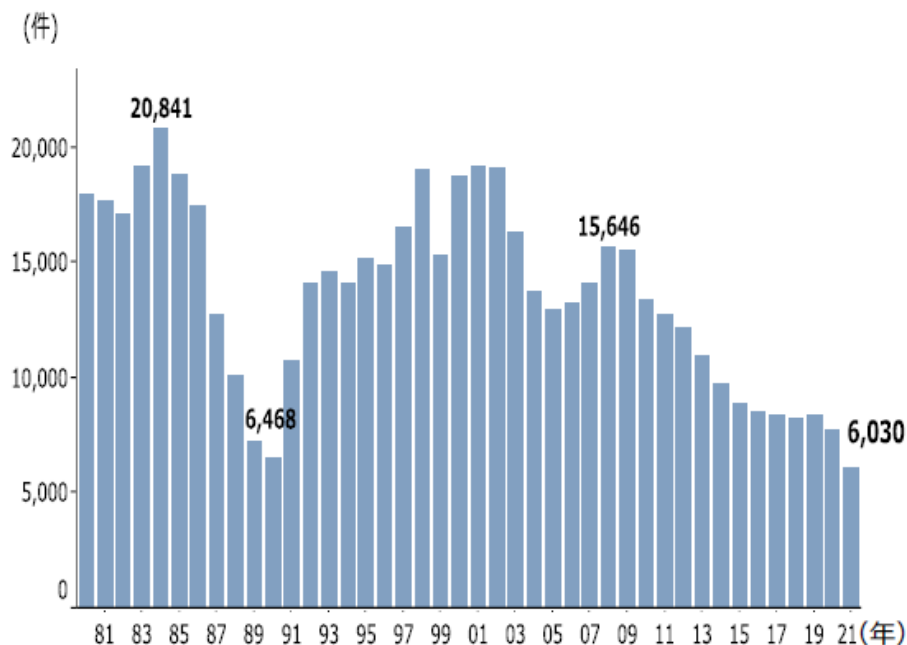
2、資料出所：総務省



# 倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移

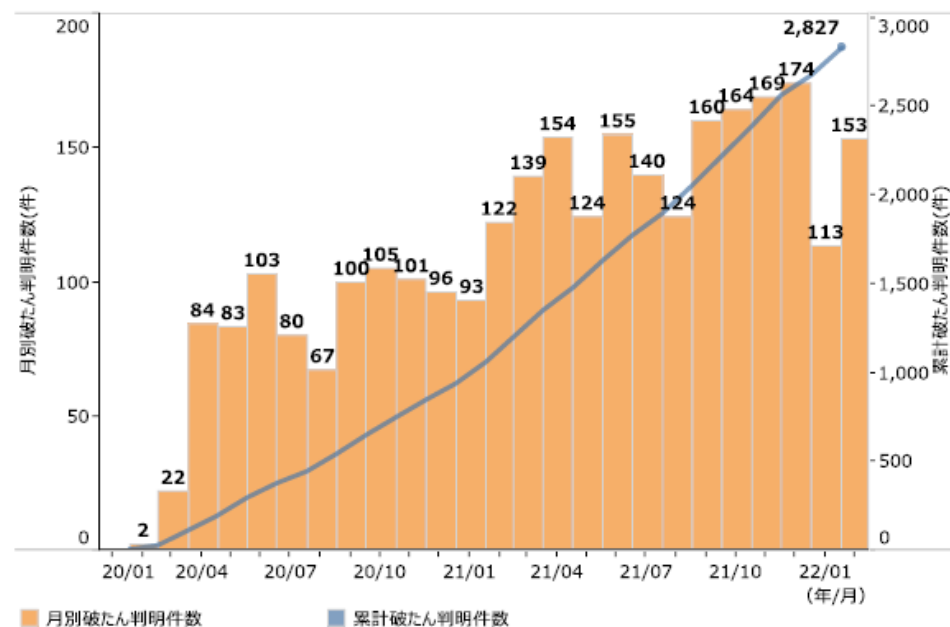
- 我が国の倒産件数は、2009年以降は減少傾向で推移。2021年は資金繰り支援策などの効果もあり、**6,030件**と**57年ぶりの低水準**となった。
- 一方で、**新型コロナウイルス関連破たんの件数**は、昨年9月から4ヶ月連続で**月別件数として過去最多を更新**するなど、**月別件数は増加傾向**にある。

図1 倒産件数の推移



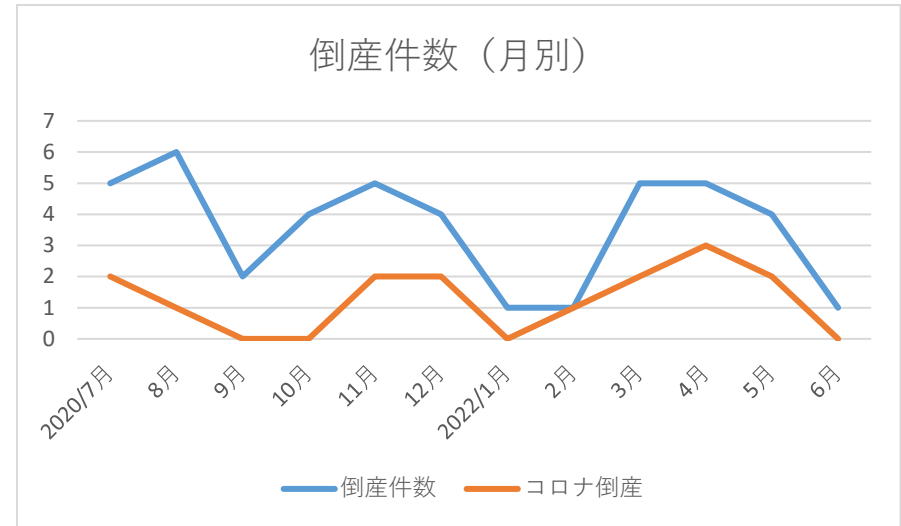
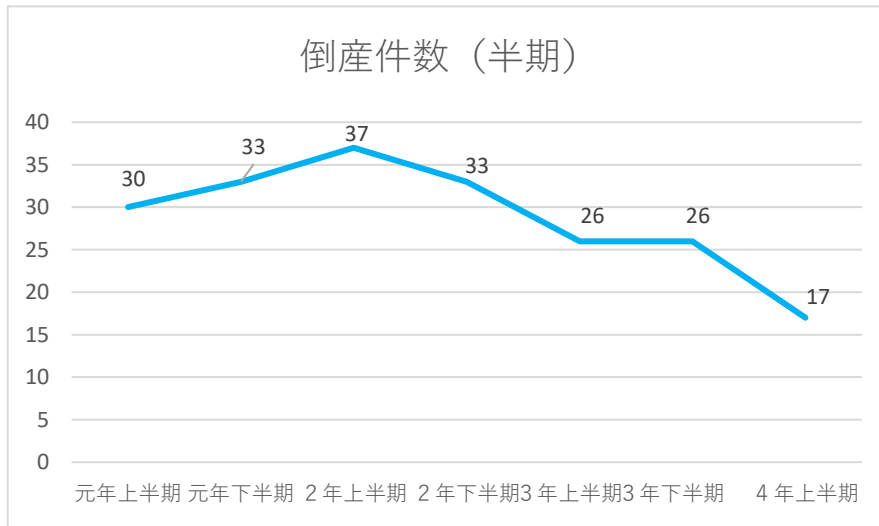
資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」

図2 新型コロナウイルス関連破たんの月別判明件数



資料：東京商工リサーチ「『新型コロナウイルス』関連破たん状況」(2022年2月28日)  
 (注)1.負債1,000万円以上の法的整理、私的整理を対象に集計されたもの(準備中を含む)。  
 2.(株)東京商工リサーチの取材で経営破たんが判明した日を基準に集計されたもの。  
 3.新型コロナウイルス関連破たんとは、(株)東京商工リサーチの取材で担当弁護士や当事者から新型コロナウイルスが要因であると言質が取れた経営破たん。

## 倒産件数及び新型コロナウイルス関連破たん件数の推移（山口県内）



(資料出所)東京商工リサーチ

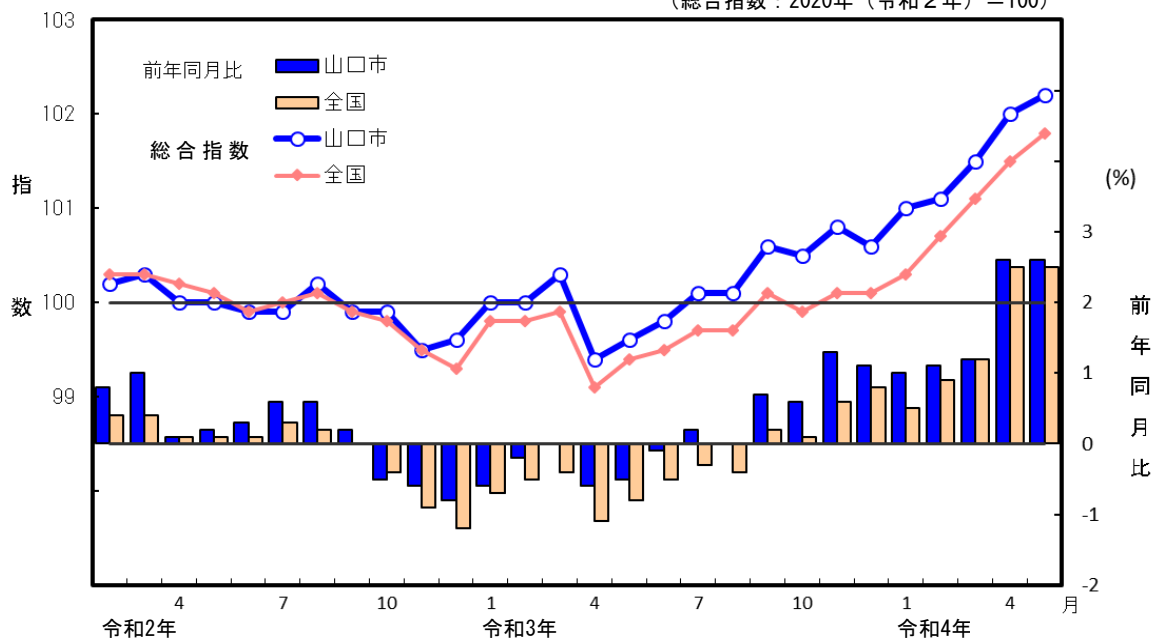
# 山口市消費者物価指数

令和4年5月

	山口市			全国		
	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比
総合指数	102.2	0.2%	2.6%	101.8	0.3%	2.5%
生鮮食品を除く総合	102.0	0.2%	2.3%	101.6	0.2%	2.1%
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	99.4	0.3%	0.3%	99.2	0.2%	0.2%

## 総合指数の推移

（総合指数：2020年（令和2年）=100）



統計は 一人ひとりの参加から



総合企画部  
統計分析課

（利用上の注意） この資料は総務省統計局による公表の内容とその詳細を収録したものである。

(白紙ページ)



【概況】 令和4年5月 山口市の消費者物価指数 (2020年(令和2年)=100)

- 総合指数は102.2  
前月と比べると0.2%の上昇、前年同月と比べると2.6%の上昇となった。
- 生鮮食品を除く総合指数は102.0  
前月と比べると0.2%の上昇、前年同月と比べると2.3%の上昇となった。

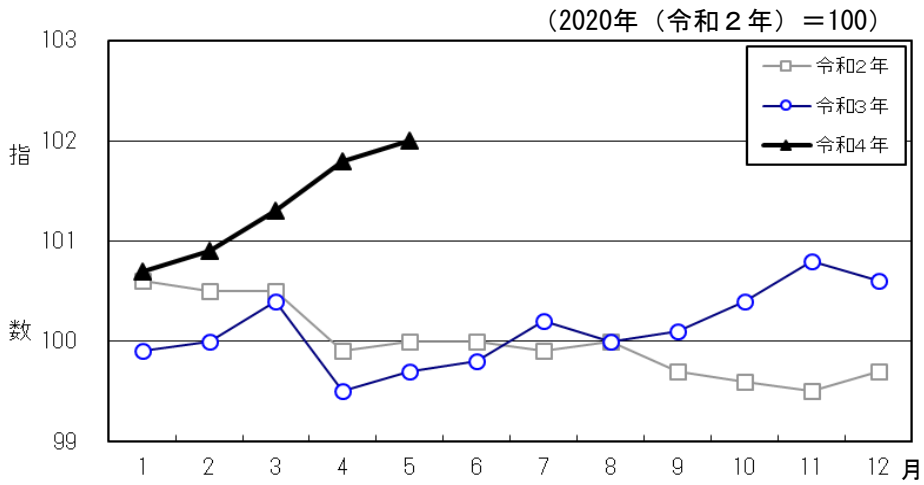
【10大費目別指数の動き】

費目	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
総合	0.2		2.6	
食料	0.4		4.5	野菜・海藻の値上がり
住居	0.0		1.3	
光熱・水道	0.3		12.5	電気代の値上がり
家具・家事用品	1.5		5.2	室内装備品の値上がり
被服及び履物	0.7		1.2	
保健医療	0.1		-0.7	
交通・通信	-0.2		-0.3	
教育	0.0		0.4	
教養娯楽	0.4		1.4	
諸雑費	0.1		1.1	
生鮮食品	0.9		11.1	生鮮野菜の値上がり

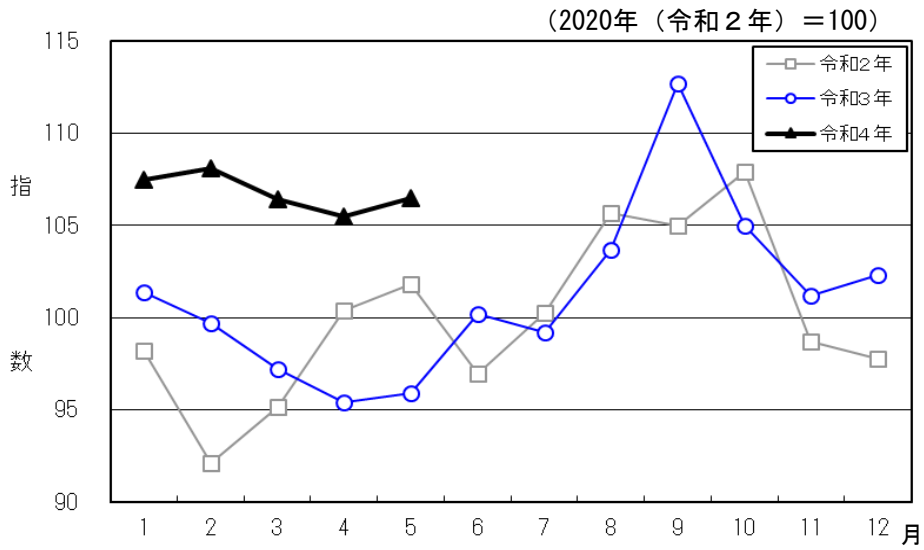
【総合指数に寄与した主な内訳】

	前月比 (%)		前年同月比 (%)	
		変動の主な要因		変動の主な要因
上昇	3.2	家庭用耐久財	18.7	電気代
	3.5	履物類	11.7	室内装備品
下落	-0.3	自動車等関係費	-1.8	保健医療サービス
	-	-	-12.0	通信

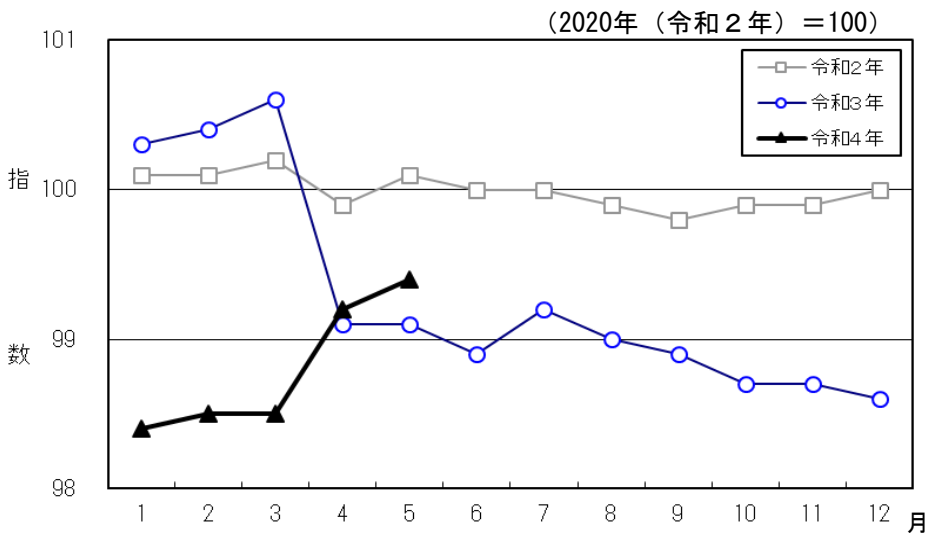
＜＜生鮮食品を除く総合＞＞の動き



＜＜生鮮食品＞＞の動き



＜＜食料(酒類を除く)及びエネルギーを除く総合＞＞の動き



総 合 指 数 等 の 推 移

2020年（令和2年）=100

年平均	山口市				全 国				
	総合指数	前年比 (%)	生鮮食品を 除く総合指数	前年比 (%)	総合指数	前年比 (%)			
平成 24 年	94.1	-0.2	94.9	-0.1	94.5	0.0			
25	94.0	0.0	94.8	0.0	94.9	0.4			
26	96.6	2.7	97.3	2.5	97.5	2.7			
27	97.3	0.7	97.7	0.5	98.2	0.8			
28	97.3	0.0	97.6	-0.2	98.1	-0.1			
29	97.8	0.5	98.2	0.6	98.6	0.5			
30	98.9	1.1	99.1	1.0	99.5	1.0			
令和 元	99.8	0.9	100.1	0.9	100.0	0.5			
2	100.0	0.2	100.0	-0.1	100.0	0.0			
3	100.2	0.2	100.1	0.1	99.8	-0.2			
年・月	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)	指 数	前月比 (%)	前 年 同 月 比(%)
3年 5 月	99.6	0.2	-0.5	99.7	0.2	-0.3	99.4	0.3	-0.8
6 月	99.8	0.3	-0.1	99.8	0.1	-0.2	99.5	0.1	-0.5
7 月	100.1	0.3	0.2	100.2	0.4	0.2	99.7	0.2	-0.3
8 月	100.1	0.0	0.0	100.0	-0.2	0.0	99.7	0.0	-0.4
9 月	100.6	0.4	0.7	100.1	0.1	0.4	100.1	0.4	0.2
10 月	100.5	0.0	0.6	100.4	0.2	0.7	99.9	-0.2	0.1
11 月	100.8	0.2	1.3	100.8	0.4	1.2	100.1	0.2	0.6
12 月	100.6	-0.1	1.1	100.6	-0.2	0.9	100.1	0.0	0.8
4年 1 月	101.0	0.3	1.0	100.7	0.2	0.8	100.3	0.3	0.5
2 月	101.1	0.2	1.1	100.9	0.1	0.8	100.7	0.4	0.9
3 月	101.5	0.3	1.2	101.3	0.4	0.9	101.1	0.4	1.2
4 月	102.0	0.5	2.6	101.8	0.5	2.3	101.5	0.4	2.5
5 月	102.2	0.2	2.6	102.0	0.2	2.3	101.8	0.3	2.5

山 口 市

		総 合	持家の帰 属家賃を 除く総合	食 料	生鮮食品	住 居		
指                数	令和	元年平均	99.8	99.7	97.4	93.2	99.0	
		2年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		3年平均	100.2	100.2	100.7	101.1	101.0	
		3年	5月	99.6	99.5	99.4	95.9	101.1
			6月	99.8	99.8	100.5	100.2	101.2
			7月	100.1	100.2	100.2	99.2	101.1
			8月	100.1	100.2	100.8	103.7	101.0
			9月	100.6	100.7	102.4	112.7	101.0
			10月	100.5	100.6	101.9	105.0	101.1
			11月	100.8	100.9	102.3	101.2	101.1
			12月	100.6	100.7	102.4	102.3	101.2
		4年	1月	101.0	101.1	103.5	107.5	101.2
			2月	101.1	101.3	102.8	108.1	101.2
			3月	101.5	101.7	103.4	106.4	101.2
			4月	102.0	102.2	103.4	105.5	102.4
			5月	102.2	102.5	103.9	106.5	102.4
	前                月 比                (%)		3年	5月	0.2	0.2	0.2	0.5
			6月	0.3	0.3	1.1	4.4	0.1
			7月	0.3	0.4	-0.3	-1.0	-0.1
			8月	0.0	0.0	0.6	4.5	0.0
			9月	0.4	0.5	1.5	8.7	0.0
			10月	0.0	0.0	-0.5	-6.8	0.0
			11月	0.2	0.3	0.3	-3.6	0.0
			12月	-0.1	-0.2	0.1	1.2	0.1
		4年	1月	0.3	0.4	1.1	5.0	0.0
			2月	0.2	0.2	-0.6	0.6	0.0
			3月	0.3	0.4	0.5	-1.6	0.1
			4月	0.5	0.5	0.1	-0.8	1.2
			5月	0.2	0.3	0.4	0.9	0.0
前                年 同 月 比                (%)		令和	元年平均	0.9	1.0	1.3	-0.9	0.9
			2年平均	0.2	0.3	2.6	7.2	1.0
			3年平均	0.2	0.2	0.7	1.1	1.0
			3年	5月	-0.5	-0.5	-1.1	-5.8
			6月	-0.1	-0.1	0.8	3.3	1.1
			7月	0.2	0.2	0.3	-1.1	1.1
			8月	0.0	0.0	0.0	-1.9	1.0
			9月	0.7	0.8	2.1	7.3	1.0
			10月	0.6	0.7	0.8	-2.8	1.1
			11月	1.3	1.5	2.5	2.5	0.9
			12月	1.1	1.2	3.2	4.6	0.9
		4年	1月	1.0	1.2	3.7	6.0	0.3
			2月	1.1	1.3	3.2	8.5	0.4
			3月	1.2	1.3	4.0	9.5	0.4
			4月	2.6	2.9	4.2	10.6	1.3
			5月	2.6	3.0	4.5	11.1	1.3

10 大 費 目 指 数

2020年(令和2年) = 100

光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
102.2	99.5	100.3	100.0	100.5	108.6	100.1	102.8
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
101.1	104.5	99.9	101.1	96.8	99.5	101.0	100.6
100.0	105.1	100.2	101.4	95.4	99.6	101.2	100.4
100.8	104.2	100.1	101.5	95.5	99.6	100.3	100.3
101.7	104.6	100.2	101.4	96.6	99.6	101.6	100.5
102.0	103.8	99.3	101.4	95.7	97.7	102.1	100.9
102.9	104.3	101.1	101.3	95.8	99.6	100.9	100.4
104.0	104.6	101.2	101.1	95.3	99.6	101.4	101.1
105.2	105.7	101.5	101.3	95.4	99.6	101.2	101.1
106.2	104.8	100.5	101.2	94.5	99.6	101.1	101.3
107.7	104.3	98.8	101.2	94.8	99.6	101.1	101.1
109.9	103.9	98.9	101.1	95.3	99.6	101.9	101.5
111.9	104.9	98.8	100.9	95.5	99.7	101.5	101.7
112.2	108.8	100.7	100.6	95.3	100.0	102.2	101.5
112.5	110.5	101.4	100.7	95.1	100.0	102.6	101.6
1.7	-0.8	-0.3	0.2	0.1	0.0	0.1	0.1
0.8	-0.8	-0.1	0.1	0.1	0.0	-0.9	-0.1
0.9	0.3	0.0	-0.2	1.1	0.0	1.3	0.2
0.3	-0.8	-0.8	0.1	-0.8	-1.9	0.5	0.4
0.9	0.5	1.8	-0.2	0.1	1.9	-1.2	-0.5
1.1	0.2	0.1	-0.2	-0.5	0.0	0.4	0.7
1.2	1.1	0.3	0.2	0.1	0.0	-0.2	-0.1
0.9	-0.9	-1.0	-0.1	-1.0	0.0	-0.1	0.2
1.4	-0.5	-1.7	0.0	0.4	0.0	0.1	-0.2
2.1	-0.3	0.1	-0.1	0.5	0.0	0.7	0.4
1.8	0.9	-0.1	-0.1	0.3	0.1	-0.3	0.2
0.3	3.8	1.9	-0.4	-0.2	0.3	0.7	-0.2
0.3	1.5	0.7	0.1	-0.2	0.0	0.4	0.1
1.7	1.4	3.1	0.7	-0.8	-2.2	2.8	-0.5
-2.2	0.5	-0.3	0.0	-0.5	-7.9	-0.1	-2.7
1.1	4.5	-0.1	1.1	-3.2	-0.5	1.0	0.6
-1.1	7.3	-2.0	1.2	-3.1	0.0	-0.5	0.9
-0.4	3.7	0.2	1.4	-3.7	0.0	-0.2	0.2
1.3	5.1	1.9	1.2	-3.2	0.0	1.1	0.4
2.3	4.3	1.0	1.2	-4.5	-1.9	2.2	1.0
4.2	3.5	-0.3	1.5	-4.2	0.0	2.4	1.0
6.6	4.1	0.3	1.1	-4.2	0.0	3.2	0.6
8.4	4.6	0.1	2.0	-3.8	0.0	3.1	0.9
9.5	0.7	0.8	1.8	-5.7	0.0	3.2	1.2
11.1	0.4	2.7	1.5	-5.4	0.0	0.9	0.8
13.2	0.8	1.4	0.3	-5.2	0.0	1.4	1.1
14.7	0.5	-0.9	-0.2	-5.5	0.0	0.7	1.3
14.1	2.7	0.2	-0.6	0.0	0.4	1.1	1.2
12.5	5.2	1.2	-0.7	-0.3	0.4	1.4	1.1

山 口 市

費 目	ウエ卜	令和4年	令和 4 年 5 月		
		4 月	指 数	前 月 比 (%)	前年同月比 (%)
総合	10,000	102.0	102.2	0.2	2.6
食料	2,538	103.4	103.9	0.4	4.5
穀類	196	100.7	101.2	0.5	2.6
魚介類	189	106.2	104.8	-1.3	1.0
生鮮魚介	112	108.9	107.0	-1.8	2.1
肉類	282	102.8	102.2	-0.6	1.2
乳卵類	124	102.0	102.3	0.3	2.5
野菜・海藻	240	105.4	108.1	2.7	14.1
生鮮野菜	157	103.9	108.1	4.1	19.8
果物	92	102.8	101.8	-1.0	7.4
生鮮果物	86	104.1	102.9	-1.1	8.7
油脂・調味料	122	108.0	106.8	-1.0	7.4
菓子類	251	101.8	102.5	0.7	4.5
調理食品	338	105.1	107.2	2.0	7.9
飲料	162	102.6	100.7	-1.8	1.0
酒類	120	100.3	100.4	0.0	0.9
外食	420	103.0	103.7	0.7	2.7
住居	1,748	102.4	102.4	0.0	1.3
家賃	1,387	99.9	99.6	-0.3	-0.5
設備修繕・維持	361	112.0	113.1	1.0	7.8
光熱・水道	702	112.2	112.5	0.3	12.5
電気代	380	117.2	118.0	0.6	18.7
ガス代	122	109.0	109.6	0.6	10.4
他の光熱	26	135.6	131.1	-3.4	16.9
上下水道料	174	100.0	100.0	0.0	0.0
家具・家事用品	383	108.8	110.5	1.5	5.2
家庭用耐久財	121	113.0	116.7	3.2	7.7
室内装備品	20	103.6	105.7	2.0	11.7
寝具類	22	115.3	117.3	1.7	11.5
家事雑貨	77	107.8	109.0	1.1	3.5
家事用消耗品	109	105.3	105.5	0.2	2.5
家事サービス	33	106.6	106.6	0.0	0.0
被服及び履物	373	100.7	101.4	0.7	1.2
衣料	155	101.4	101.4	0.1	0.6
和服	13	98.8	98.8	0.0	-1.2
洋服	141	101.6	101.7	0.1	0.8
シャツ・セーター・下着類	116	102.1	102.7	0.6	1.0
シャツ・セーター類	83	102.1	102.6	0.5	0.9
下着類	33	102.1	103.0	0.9	1.1
履物類	51	95.9	99.2	3.5	6.3

## 中分類指数

2020年（令和2年）=100

費目	ウエト	令和4年	令和4年5月		
		4月	指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)
他の被服	36	97.5	97.5	0.0	-4.1
被服関連サービス	16	107.4	107.4	0.0	4.2
<b>保健医療</b>	<b>475</b>	<b>100.6</b>	<b>100.7</b>	<b>0.1</b>	<b>-0.7</b>
医薬品・健康保持用摂取品	119	101.3	101.6	0.3	-0.5
保健医療用品・器具	98	106.5	106.5	0.0	1.6
保健医療サービス	258	98.0	98.0	0.0	-1.8
<b>交通・通信</b>	<b>1,901</b>	<b>95.3</b>	<b>95.1</b>	<b>-0.2</b>	<b>-0.3</b>
交通	110	100.2	100.5	0.3	-0.6
自動車等関係費	1,346	104.9	104.6	-0.3	2.5
通信	446	65.0	65.0	0.0	-12.0
<b>教育</b>	<b>249</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.4</b>
授業料等	149	98.9	98.9	0.0	0.3
教科書・学習参考教材	11	104.4	104.4	0.0	4.2
補習教育	88	101.3	101.3	0.0	0.0
<b>教養娯楽</b>	<b>916</b>	<b>102.2</b>	<b>102.6</b>	<b>0.4</b>	<b>1.4</b>
教養娯楽用耐久財	89	101.5	100.3	-1.1	2.5
教養娯楽用品	228	101.3	102.8	1.5	1.5
書籍・他の印刷物	101	103.2	103.2	0.0	2.0
教養娯楽サービス	498	102.6	102.8	0.3	1.1
<b>諸雑費</b>	<b>715</b>	<b>101.5</b>	<b>101.6</b>	<b>0.1</b>	<b>1.1</b>
理美容サービス	113	99.9	99.9	0.0	0.0
理美容用品	189	98.8	99.1	0.3	0.1
身の回り用品	57	103.6	103.6	0.0	6.7
たばこ	42	113.5	113.5	0.0	6.3
他の諸雑費	314	101.6	101.6	0.0	0.5
生鮮食品（注1）	354	105.5	106.5	0.9	11.1
生鮮食品を除く総合	9,646	101.8	102.0	0.2	2.3
持家の帰属家賃を除く総合	8,856	102.2	102.5	0.3	3.0
持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合	8,501	102.1	102.3	0.3	2.7
エネルギー（注2）	802	120.5	119.8	-0.6	15.2
食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合	6,781	99.2	99.4	0.3	0.3
教養娯楽関係費	940	102.1	102.5	0.4	1.5
情報通信関係費	522	71.3	71.3	0.0	-9.5

（注1）生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

（注2）電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン

## 山口労働局における最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上の推進施策の実施状況

- 令和4年度山口労働局行政運営方針
  - 第5 誰もが働きやすい職場づくり
    - 3 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上の推進
      - (1) 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援  
最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業・小規模事業者の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金の充実により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援する。  
(以下、省略)

- 業務改善助成金の概要について（別紙参照）

### 【山口労働局における業務改善助成金の申請状況】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和2年度	0	0	0	0	1	0	2	2	2	0	0	0	7
令和3年度	0	1	1	4	12	38	2	6	9	5	0	2	80
令和4年度	0	4	2	集計中									6

(山口労働局調べ)



# 業務改善助成金の概要(～令和3年7月)

※令和3年度当初+令和2年度繰越分:25.6億円  
 令和3年度当初:11.9(10.9)億円  
 令和2年度3次補正:13.8億円

## 【助成概要】

事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



**助成対象となる措置の例**

- 設備投資**
  - ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
  - ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング**
  - ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他**
  - ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

## 【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
  - ・事業場規模100人以下であること

## 【助成率】

令和3年度：3/4 (4/5)  
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)  
 ※ ( ) 内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

令和2年度：3/4 (4/5)  
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)  
 ※ ( ) 内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

## 【助成上限額】

引き上げる労働者の数	引上げ額			
	20円コース	30円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

# 業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充(令和3年8月1日～)

## 1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

### ① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、**最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。**

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
<b>10人以上(新設※)</b>	<b>80万円</b>	<b>120万円</b>	<b>180万円</b>	<b>300万円</b>	<b>600万円</b>

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

### ② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



## 2. 全事業主を対象とする特例

### ① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

### ② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

# 業務改善助成金の要件緩和・運用改善（令和3年10月1日～）

コロナ禍において、賃上げや人材育成に取り組む事業者を支援するために、要件緩和などを行い、使い勝手の向上を図る。

## □ 助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日～）

### （見直し前）

- 研修の外部講師の謝金について、1時間あたり10万円まで（3時間まで）、回数は1回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限30万円。

### （見直し後）

- 研修の外部講師の謝金について、1回あたり10万円まで、回数は5回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限50万円。

## □ 運用改善（手続きの簡素化等）

- コロナ禍においてニーズの高い設備について、助成対象となることの周知  
例）宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど
- 受給要件である賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳を賃金引上げ対象者分に限定（見直し前の対象は全労働者分）
- 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成・配布

## □ 人材育成・育成訓練等について、認知度を高め広範な活用促進が図られるよう、事例集を作成し、周知・広報を実施。

(写)

山口労発基 0729 第 2 号  
令和 4 年 7 月 29 日

山口地方最低賃金審議会  
会 長 濱島 清史 殿

山口労働局長  
名 田 裕

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

(写)

令和4年7月29日

山口労働局長

名田 裕 殿

山口地方最低賃金審議会

会 長 濱島 清史

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和4年7月29日付け山口労発基 0729 第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

(写)

山口労発基 0729 第 3 号  
令和 4 年 7 月 2 9 日

山口地方最低賃金審議会  
会 長 濱島 清史 殿

山 口 労 働 局 長  
名 田 裕

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金
- 2 山口県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 山口県輸送用機械器具製造業最低賃金
- 4 山口県百貨店、総合スーパー最低賃金

## 第429回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和4年7月29日(金) 14時02分～15時24分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 4名

### 4 議 題

- (1) 令和4年度の山口県最低賃金の改正について
- ①令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について
  - ②山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について
  - ③特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (2) その他

### 5 議事概要

- (1) 令和4年度地域別最低賃金の改正の目安を示す予定であったが、本日までに中央最低審議会から答申が出ておらず、事務局からその経緯や今後の予定についての説明を行った。
- (2) 山口県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見について、9団体から意見書の提出がなされ、うち3団体所属3名の参考人が意見陳述を行った。
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、局長から会長へ諮問を行った。
- 審議結果、公労使の全会一致により必要性ありと決議され、会長から局長へ答申が行われた。
- (4) 特定最低賃金の改正決定について、局長から会長へ諮問を行った。
- (5) 特定最低賃金の関係労使からの意見聴取公示及び特定最低賃金専門部会の委員候補者の推薦公示について、事務局から説明を行った。
- (6) 最低賃金の改正に関わる山口県内の情勢について、事務局から資料に基づき説明を行った。